

(別添1)

平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

平成30年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 山田 篤裕

令和元(2019)年5月

(別添2)

## 目 次

I. 総括研究報告		
高齢期を中心とした生活・就労の実態調査	-----	1
山田篤裕		
II. 分担研究報告		
1. 高齢者における所得分布と公的年金	-----	7
四方理人・渡辺久里子		
2. 障害年金受給者の生活実態と就労状況	-----	10
大津唯・百瀬優		
3. 国民年金被保険者の実態	-----	14
田中宗明・大室陽		
4. 高齢者の就業と公的年金の状況	-----	18
田中宗明・大室陽		
III. 報告書論文		
1. 高齢者の就業行動	-----	23
山田篤裕		
2. 高齢者における所得分布と公的年金	-----	38
四方理人・渡辺久里子		
3. 障害年金受給者の生活実態と就労状況	-----	52
大津唯・百瀬優		
4. 国民年金第3号被保険者の実態	-----	82
田中宗明・大室陽・山田篤裕		
5. 雇用者として働く国民年金第1号被保険者の実態	-----	120
田中宗明・大室陽・山田篤裕		

6. 高齢者の就業と公的年金の状況	-----	159
田中宗明・大室陽		
7. 繰下げ受給の利用可能性についての考察	-----	191
田中宗明・大室陽・山田篤裕		
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	205

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

総括研究報告書

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

#### 研究要旨

健康寿命の延伸や高齢期の就業意欲の高まりによって、年金を受給しつつ働く高齢者が増えてきている。また、社会の変容によって多種多様な働き方が生まれ、ワーク・ライフがこれまでのものから変化している。これらに対応するために、次期制度改正の中で年金受給の在り方を検討する必要がある。本研究は、大規模統計の再集計を行い、就労実態や生活実態について把握し、実態を明らかにすることを目的とする。

本研究では、1)年金額と就労の関係、2)年金額と金融資産やその他の所得の関係、3)年金額と生活費・生活実態の関係、4)現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化に着目し、総務省「全国消費実態調査」や、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」、「障害年金受給者実態調査」、労働政策研究・研修機構「60 代の雇用・生活調査」等を活用して計量経済学的手法で年金受給者の所得分布や就業行動を検討した。

高齢者を中心にして将来的に低年金者となる可能性のある現役世代を含めた分析を行い、厚生年金保険の適用拡大が年金給付水準に与える影響、定年退職時の賃金低下による就業抑制効果、繰上げ受給の所得における位置づけ、被保護年金受給者の動向等について一定の示唆を得た。また障害年金受給者について、困窮の状態およびこれを支える世帯員の所得の構造について確認した。

国民年金第 1 号・第 3 号被保険者や年金受給者の就労生活の実態を把握するために、特別集計を行い、基礎的資料も整備した。

研究分担者：	
四方理人	関西学院大学 総合政策学部 准教授
大津唯	埼玉大学 大学院人文社会科学部 准教授
渡辺久里子	国立社会保障・人口問題研究所 企画部 研究員
みずほ情報総研株式会社	社会政策コンサルティング部（田中宗明・大室陽）
研究協力者：	
百瀬優	流通経済大学 経済学部 大学院経済学研究科 准教授
益子大和	慶應義塾大学 経済学研究科（修士課程）

#### A. 研究目的

公的年金制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）」において、高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。また、平成 28 年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）」においても、当該規定について、法の施行後速やかに検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。

健康寿命の延伸や高齢期の就業意欲の高まりによって、年金を受給しつつ働く高齢者が増えてきている。また、社会の変化によって多種多様な働き方、ワーク・ライフがこれまでのものから変化している。これらを踏まえ、次期制

度改正の中で年金受給の在り方を検討する必要がある。

近年の研究でも、低年金者の生活・就労実態を項目毎（たとえば老齢・障害や厚年・国年等の種別、生活保護との併給の有無等）に詳細を明らかにしたものは少なく、データに基づいた現状把握、現行制度の課題の体系的整理など基礎的な研究は多くない。

そのような中、本研究は、大規模統計の再集計を行い、就労実態（高齢者・国民年金第 1 号被保険者・同第 3 号被保険者の就業率、就労形態、賃金水準等）や生活実態（世帯構成、家計の状況等）について把握し、実態を明らかにすることを目的とする。

#### B. 研究方法

総務省「全国消費実態調査」や、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」、「障害年金受給者実態調査」、労働政策研究・研修機構「60 代の雇用・生活調査」等を活用し、みずほ情報総研にデータの整備・集計・分析を依頼し、その他の分担研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的手法により年金受給者の所得分布・構成や就業行動等を分析した。

#### C. 研究結果

##### 1) 年金額と就労の関係

1998 年から 2016 年にかけて高齢者における所得格差は縮小している。所得格差の寄与

度分解の結果、公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させる方向に寄与しているが、その影響は小さく、高齢者の就労収入の変化と世帯構造の変化による所得格差縮小の方向への寄与によって、全体としての所得格差が縮小している。なお「老齢年金受給者実態調査」で把握される年金額と「国民生活基礎調査」で把握される年金額の分布に近いことも確認された。

「老齢厚生年金の受給資格(潜在的な在職老齢年金制度への適用の代理変数)」に基づく、男女とも 65 - 69 歳で在職老齢年金制度の就業抑制効果は確認できない。また定年退職時の賃金低下は、男性では平均的には 60 - 69 歳を通じ - 10% 前後就業率を低下させている。

障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、就労収入も高くなる。しかし、精神障害の場合は、厚生年金 3 級であっても就労率・就労収入額が低く、生活困窮に陥りやすい。

身体障害による障害厚生年金の受給者は、国民年金のみの受給者と比べ、就労率・就労収入額は高く、また年金額が高いほど就労収入も高い。

## 2) 年金額と金融資産やその他の所得の関係

最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較すると、同じ低所得でありながら、被保護年金受給者となる確率が高いのは、貯

蓄がない、持ち家がない場合である。ただし、貯蓄がないことによる被保護年金受給者となるリスクは、持ち家があることで、ほぼ相殺される。

障害年金受給者の中、身体障害や知的障害の受給者と比較し、精神障害の受給者で生活保護との併給が多い。特に、精神障害で厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者の 12 - 13% が生活保護を併給している。

## 3) 年金額と生活費・生活実態の関係

同じ低所得でありながら、単身世帯の最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較すると、生活保護を受給している場合、支出額合計が 22 - 25% 低い一方、衣食住の支出割合は 9 - 11% 高い。

繰上げ受給確率は、男性では健康不良であると 8% 高く、中卒と比べ高校・短大卒は - 6%、大卒・院卒では - 11% 低い。離職後失業を経験していると 14% 高い。繰上げ受給者の相対的貧困リスクの高さは、男性 60 - 64 歳のみ確認できた。

女性の障害年金受給者は、男性に比べて年金額も就労収入額も低い一方、世帯収入額でみると低くない。

## 4) 現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化

2016 年の厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大では、新たな賃金要件が設けられ

たが、この要件により、もし全事業所に適用拡大していれば得られた効果とほぼ同等の多くの低賃金労働者を適用拡大から排除する効果があった。その結果、適用拡大による大幅な平均賃金低下は観察されなかった。

最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較し、同じ低所得でありながら、被保護年金受給者となる確率が高いのは、20 - 60 歳で 20 年以上の職歴が臨雇・日雇い、女性の場合はさらに正規の常用雇用である場合である。

#### 5) その他

厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大の議論や高齢者の就労の進展を踏まえた年金制度改革の参考とすることを目的に、国民生活基礎調査を用いて、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者や年金受給者の就労生活の実態を把握するために、特別集計を行った。

#### D. 考察

厚生年金保険の大幅な適用拡大は平均賃金額(標準報酬平均額)を低下させ、年金給付水準を引き下げる可能性がある。

男性では定年退職時の賃金低下による就業抑制効果は、従来 of 在職老齢年金制度の就業抑制効果と比較しても、60 代全般を通じて大きい。

離職後失業した人にとって、繰上げ受給が

所得保障の役割を一部担っていると考えられる。

雇用者比率増大と自営業主・家族従業員比率の減少、退職給付額や持ち家比率の減少、公的年金給付額低下による貯蓄の取崩しペース加速により、低所得者の中、被保護年金受給者の割合が将来高まることが予想される。

障害年金を受給していても貧困状態に陥る者は少なくない。とくに精神障害による障害年金受給者は、身体障害による受給者に比べ、年金額が低く、世帯収入も低いため、困窮状態に陥りやすいと考えられる。

障害年金受給者の世帯収入に明確な男女差はなく、これは配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためと考えられる。

また、女性に占める国民年金第 3 号被保険者割合は低下傾向にあるが、既婚女性にとって、国民年金第 3 号被保険者制度は今なお公的年金制度上の大きな受け皿となっていることが分かった。

#### E. 結論

今後、厚生年金の適用拡大を進めるにあたっては、政策的に世代内・世代間の給付格差を改善するよう、適用拡大を図るオプションも検討の余地がある。

ハマキョウレックス事件や長澤運輸事件の最高裁判決を受け、定年前後の賃金低下問題は改善されていくことが期待される。ただし、

この改善によって合理的理由によらない賃金低下の是正が進めば、賃金が高くなることで現在は確認できない 65 - 69 歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果が現れる可能性もある。引き続き、新しい調査によって、現在は確認できない 65 - 69 歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果についてモニターする必要がある。

離職後失業した人にとって、繰上げ受給が所得保障の役割の一部を担っているとすれば、将来の繰上げ減額率改定にあたっては、そうした人々の貧困リスクへの影響も慎重に検討する必要がある。

就業率が上昇していけば、就労収入比率の増大により、高齢者間の所得格差が大きくなることも予想され、それを是正しつつ、今後予想される被保護年金受給者をはじめとする、経済的に脆弱な高齢者の所得保障のための財源を捻出する政策オプションも検討に値する。

障害年金受給者の中には、世帯員の収入がない場合、貧困状態に陥りやすい者が一定割合存在しており、所得保障の脆弱性をどのように改善していくのか検討する必要がある。

現在、厚生年金の適用拡大が進められているが、その対象とならない国年 3 号が少なくないことも踏まえ、その実態を十分に踏まえながら、国年 3 号制度自体の在り方についても引き続き議論を行っていく必要がある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- ・山田篤裕「生活保護を受給する老齢年金受給者：同居形態、資産、職歴」『年金と経済』37(3): 18-28、平成 30 年。
- ・山田篤裕「厚生年金保険適用拡大(2016 年 10 月)による新たな賃金要件：既存の参照基準からの逸脱と低賃金雇用者の排除」『社会政策』10(3): 39-52、平成 31 年。
- ・益子大和「高齢低所得世帯における生活保護受給の有無による消費支出の差異の検証」『慶應義塾大学経済学研究科・平成 30 年度修士論文』、平成 31 年

##### 2. 学会発表

- ・山田篤裕「所得保障政策上の『賃金』と給付水準：厚生年金保険適用拡大(2016 年 10 月)を例に」、社会政策学会第 136 回春季大会(平成 30 年 5 月 27 日)。
- ・四方理人・渡辺久里子「高齢者における所得分布と公的年金」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。
- ・百瀬優・大津唯「障害年金受給者の生活実態と就労状況」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。
- ・山田篤裕「高齢者の就業行動」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」  
分担研究報告書

高齢者における所得分布と公的年金

研究分担者 四方 理人 関西学院大学准教授

研究分担者 渡辺 久里子 国立社会保障・人口問題研究所研究員

研究要旨

本研究は、公的年金と世帯構造の変化が高齢者の所得格差に与える影響について分析を行った。まず、本研究の使用データである「国民生活基礎調査」の所得票における年金額がどの程度正確であるかについて検討を行うため「老齢年金受給者実態調査」との比較検証を行った。その結果、「国民生活基礎調査」の年金額は、男性について十分に正確なものとなっており、高齢者の所得分布についての考察に適しているといえる。同データでは、1998年から2016年にかけて高齢者における所得格差は縮小している。所得格差の寄与度分解の結果、公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させる方向に寄与しているが、その影響は小さく、高齢者の就労収入の変化と世帯構造の変化による所得格差縮小の方向への寄与によって、全体としての所得格差が縮小していることがわかった。

A. 研究目的

公的年金は、高齢者の貧困化を防ぐものであると同時に、所得比例部分は現役時代の賃金格差が反映されてしまうおそれがあり、被用者年金の受給者の増加は高齢者間の所得格差を拡大させる可能性もある。一方で、高齢者の所得格差は、家族との同居や高齢者本人の就労収入によっても影響を受ける。そこで、本研究では、公的年金の変化、家族の変化、就労収入の変化がそれぞれどの程度、高齢者の

所得格差に影響を与えているかについての寄与度分解を行う。

B. 研究方法

まず、使用データである厚生労働省「国民生活基礎調査」で把握される年金額について、厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)」と総務省「全国消費実態調査」の年金額との比較を行う。「年金制度基礎調査」は、業務統計をもととしており、正確な年

金額が把握されている。そして、公的年金が高齢者の所得格差に与える影響をみるため、所得格差の寄与度分解を行う。所得格差の寄与度分解は、2種類の方法に大別できる。1つは、全体集団の格差を部分集団の格差と部分集団の構成割合に分解する方法であり、もう1つは、世帯所得の格差を所得源により分解する方法である。本研究では、その二つのほかに、回帰モデルによる所得格差の寄与度分解を行う。この分析手法を用いる場合、多変量を扱うことができ、世帯構造の変数と同時に所得要素の変数も所得格差の寄与度分解として分析することが可能となる。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう世帯人員数10人以上の世帯を除くなどの処理のうえで分析を行っている。

## C. 研究結果

「国民生活基礎調査」の年金額を性、年齢別にみると、年金制度基礎調査と比べ、男性については非常に近い水準にあることが分かった。ただし、女性については過少となっている可能性がある。

1998年から2016年にかけて高齢者における所得格差は縮小している。所得格差の寄与度分解として三つの方法により分析を行った結果、まず、全体集団の格差を部分集団の格

差と部分集団の構成割合に分解する方法により、世帯構造の変化が所得格差に与える影響では、三世帯同居等の減少などの世帯類型のシェアの変化そのものは、所得格差を拡大させる方向に寄与していたが、各世帯類型内の所得格差が大幅に低下したため、高齢者全体では、所得格差が縮小していることが示された。

次に、所得要素による寄与度分解の結果、この間大きく所得シェアを拡大させた年金収入が所得格差をやや拡大させているものの、同居する非高齢者の世帯員の就労収入が所得シェアを縮小させることで高齢者内での所得格差が縮小することがみてとれる。

最後に、回帰ベースの寄与度分解から、公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させる方向に寄与しているが、高齢者の就労収入の変化と世帯構造の変化による所得格差縮小の方向への寄与が大きく、全体としての所得格差が縮小していることがわかった。

## D. 考察

「国民生活基礎調査」の年金額は、男性について十分に正確なものとなっており、高齢者の所得分布についての考察に適しているといえる。公的年金は、高齢者の貧困化を防ぐものであると同時に、所得比例部分は現役時代の賃金格差が反映されてしまうおそれがあり、被用者年金の受給者の増加は高齢者間の所得格差を拡大させる可能性もある。本研究の分

析結果からは、所得公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させる方向に寄与しているが、その影響は小さく、高齢者の就労収入の変化と世帯構造の変化による所得格差縮小の方向への寄与によって、全体としての所得格差が縮小していることがわかった。

#### E. 結論

「国民生活基礎調査」が把握する年金額は、男性においては「老齢年金受給者実態調査」と近い水準となっており、高齢者の所得分布の把握に有効であると考えられる。そして、同調査では、1998年から2016年にかけて高齢者における所得格差は縮小している。その理由は、公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させるものの、その影響は小さく、高齢者の就労収入と世帯構造の変化による所得格差縮小の効果が大きいためである。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

・四方理人・渡辺久里子「高齢者における所得分布と公的年金」、社会政策学会第138回春季大会(令和元年5月18日)。

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

分担研究報告書

### 障害年金受給者の生活実態と就労状況

研究分担者 大津 唯 埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授

研究協力者 百瀬 優 流通経済大学経済学部准教授

#### 研究要旨

障害年金は、障害者が所得を確保するための手段として大きな役割を果たしているが、障害年金受給者の生活実態や就労状況については、これまでデータに基づく研究がほとんど行われてこなかった。そこで本研究では、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して障害年金受給者の生活実態と就労状況についての分析を行った。

分析の結果、主に以下の5点が明らかになった。

障害年金は防貧の役割を果たしている一方、障害年金を受給していても貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。確かに障害者雇用の進展によって障害年金受給者の就労率も高まっているが、常勤職の比率や就労収入に大きな変化はなく、障害年金受給者の貧困を解消するには至っていない。

精神障害による障害年金受給者は、身体障害による受給者に比べて、年金額が低く、世帯収入も低く、困窮状態に陥りやすい。

女性の障害年金受給者は、男性に比べて年金額も就労収入額も低い。世帯収入額は低くないが、これは配偶者による収入によって本人の年金額や就労収入の低さがカバーされているため、配偶者の収入に期待できない場合には貧困状態に陥りやすい。

障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、就労収入も高くなる。しかし、精神障害の場合は、厚生年金3級であっても就労率・就労収入額が低く、生活困窮に陥りやすい。

身体障害による障害厚生年金の受給者は、国民年金のみの受給者より就労率・就労収入額が高く、また年金額が高いほど就労収入も高い。これは、障害状態に至る前の就労収入が高い場合、年金額が高くなる一方で、引き続き高い就労収入を得やすいことの現れと考えられる。

## A. 研究目的

障害年金は、受給者数 200 万人強、給付総額約 2 兆円の決して小さくない規模の社会保障制度であり、障害者が所得を確保するための手段として大きな役割を果たしている。一方、障害者の所得の確保に係る施策には、障害年金だけでなく、障害者雇用政策も存在しており、両者の間には一定の連携が求められる。

しかし、障害年金受給者の生活実態や就労状況については、これまでデータに基づく研究がほとんど行われてこなかった。

そこで本研究では、次の二点に取り組んだ。第一に、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して、障害種別および男女別の受給者の生活実態や就労状況を明らかにした。具体的には、年金額、受給者の就労状況、介助の状況、世帯構成、世帯年収、生活保護の併給状況などが、障害種別や男女別でどの程度異なるかを確認した。特に、受給者数が急増する精神障害に基づく受給者や貧困リスクが高いと指摘される女性の受給者の特徴を検討した。

第二に、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因について、性別、年齢などの個人の基本的な属性、障害の程度・種別、障害年金の受給額、家族の有無の違いに着目した多変量回帰分析を行った。

以上を通じて、障害年金や障害者雇用施策の見直しについて基礎的な資料を提供すると

ともに、若干の政策的検討を行った。

## B. 研究方法

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009 年、2014 年)の個票データを利用し、男女別の受給者の生活実態や就労状況に関する集計、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因に関する多変量解析を行った。

## C. 研究結果

主な分析結果は次の通りである。

### 障害年金と貧困

多くの受給者世帯において、障害年金は収入の柱の一つになっており、その存在は、受給者が貧困状態に陥ることを防いでいる。しかし、障害年金を受給していても、貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。特に、精神障害の受給者や知的障害の受給者は、年金額も就労収入も低くなりやすいため、その傾向が顕著に見られた。

確かに、障害者雇用の進展によって、障害年金受給者の就労率も高まっているが、常勤で働く者の割合に大きな変化は見られず、受給者の就労収入もほとんど上がっておらず、障害年金受給者の貧困を解消するには至っていない。

### 精神障害による障害年金受給者の特徴

精神障害による障害年金受給者では、障害

厚生年金を受給している者が少なく、厚生年金でも国民年金でも1級に認定される者が少ない。そのため、身体障害の受給者に比べて、年金額が低い者が多い。さらに、厚生年金では、同じ障害等級であっても、身体障害の受給者よりも、年金額が低くなる傾向がある。また、精神障害の受給者のいる世帯の収入は、身体障害の受給者のいる世帯に比べて、明らかに低い。結果として、精神障害による受給者では、貧困状態に陥っている者が多く、生活保護との併給率も高くなっている。

#### 女性の障害年金受給者の特徴

女性の障害年金受給者は、男性に比べて障害厚生年金の受給額が少ない。また、就労状況については、男性に比べて、女性の受給者の就労率は低く、働いている場合も常勤で働く者が少なく、就労時間も短く、就労収入も低い。一方、世帯収入に明確な男女差はなく、これは配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためであると考えられる。しかし、配偶者の収入に期待できない場合に、貧困状態に陥りやすくなると考えられる。

#### 障害等級別の受給者の就労状況

障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、常勤雇用で働く者や就労収入の高い者の割合が高まる。しかし、精神障害の受給者では、厚生年金3級であっても、就労率は低く、就労

している場合でも、常勤以外で働く者や就労収入が低い者が圧倒的に多い。そのため、精神障害では、年金受給者のなかでは障害の程度が軽いとされる厚生年金3級の受給者が最も生活困窮に陥りやすくなっている。

#### 身体障害による障害年金受給者の年金額と就労収入

身体障害の場合、厚生年金2級の受給者で就労している者は、国民年金2級の受給者で就労している者に比べて、常勤で働く者の割合が高く、就労収入の多い者の割合も高い。また、厚生年金の受給者は、年金額が高いほど就労収入も高くなりやすい。障害状態に至る前に就労収入が高かったものは、学歴や職業スキルなどが高い者が多く、そのために、障害状態に至った後も、高収入を得られる可能性が高い。結果として、年金額も低く、就労収入も低いという受給者が存在する一方で、高額年金を受給しながら、高い就労収入を得る受給者が生じている。

#### D. 考察

障害年金を受給していても、貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。特に、精神障害や知的障害の場合、また女性はそのリスクが高い他、精神障害の厚生年金3級も生活困窮に陥りやすい。また、身体障害による厚生年金受給者は、障害状態に至る前に就労収入が多いほど、障害年金額

が高いばかりではなく、引き続き高い就労収入を得られる可能性が高いことが示唆された。なし

#### E. 結論

本研究では、障害年金や障害者雇用施策の見直しについて基礎的な資料を提供する目的で、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して障害年金受給者の生活実態と就労状況についての分析を行った。これにより、生活困窮に陥るリスクの高い属性や、障害年金額と就労収入の関係が明らかになった。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

・百瀬優・大津唯「障害年金受給者の生活実態と就労状況」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

分担研究報告書

### 国民年金被保険者の実態

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

#### 研究要旨

本研究は、国民年金第3号被保険者本人およびその者が属する世帯、また雇用者として働きながら公的年金の加入状況としては国民年金第1号被保険者となっている者に焦点を当て、本人及びその者が属する世帯の状況等を明らかにした。経済・社会環境の変化の中で、「夫が厚生年金被保険者、妻が国民年金第3号被保険者」という状況が一般的ではなりつつあることを踏まえると、少なくとも世帯として高い保険料負担能力を持つ場合に、国民年金第3号被保険者やその者を扶養する配偶者に何らかの追加的な負担を求めることは、応能負担及び応益負担の双方の観点から検討の余地があるように思われる。また現在、非適用事業所に雇用されている者については、たとえフルタイムで就労する場合でも厚生年金に加入できない状態にある。しかし、より充実した保障の必要性から、こうした状態は早急に是正される必要がある。

#### A. 研究目的

国民年金第3号被保険者制度に対しては、女性就労の進展や、共働き世帯や未婚率の上昇といった経済・社会環境の変化を背景として、制度の必要性や公平性について様々な意見がある。また、今後さらなる女性の就労が期待される中で、女性の就労を阻害する制度的要因となっているとの指摘も根強い。

また現在、政府が進めている厚生年金の適用拡大の主目的の一つは、雇用者でありなが

ら国民年金第1号被保険者となっている者に、被用者にふさわしい保障を提供することである。しかしながら、雇用者であるにもかかわらず国民年金第1号被保険者となっている者には、多様な属性の者が含まれている。また、厚生年金に適用されていない理由についても同様ではない。

上記の背景を踏まえ、本分析では、国民年金第3号被保険者本人およびその者が属する世帯、また雇用者として働きながら公的年金の

加入状況としては国民年金第1号被保険者となっている者に焦点を当て、本人及びその者が属する世帯の状況等を明らかにする。

## B. 研究方法

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の調査票情報を独自に集計した。

国民年金第3号被保険者について、家庭環境を把握するために、年齢階級別に配偶者の所得の状況、子や親の状況等について集計を行った。また就労に関する状況を把握するために、年齢階級及び末子の年齢階級別に、仕事の有無、収入を伴う仕事をしている場合の就業形態、労働時間、所得、更に仕事をしていない場合の就労希望等について集計を行った。必要に応じて、国民年金第1号及び第2号被保険者の女性についても同様の集計を行った。

雇用者として働きながら国民年金第1号被保険者となっている者の一般的な特徴を明らかにするために、雇用者として働く国民年金第1号被保険者、及び、比較対象として国民年金第2号被保険者と雇用者として働く第3号被保険者について、雇用者本人の属性、就労状況、その者が属する世帯の経済状況について集計を行った。

また、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の基本属性(在学の状況、性別、配偶者の状況)別、及び、週実労働時間別に集計を行った。

## C. 研究結果

まず、今回の集計においては、20歳代や30歳代を含めて、配偶者ありの女性のおよそ半数が国民年金第3号被保険者となっていること、国民年金第3号被保険者のうち、収入を伴う仕事をしている者はおよそ半数であり、その中で、当面の厚生年金の短時間労働者に対する適用拡大の対象になり得ると考えられる、週労働時間が20時間以上の者は6割程度であることが確認された。

また、子の状況や就労状況についての集計結果からは、国民年金第3号被保険者の9割近くには子どもがいること、子どもの年齢が低い時期においては、収入を伴う仕事に就く割合が低く、また、仕事に就く場合にも労働時間が短い場合が多いこと、子どもの年齢が上がるにつれて、就労割合が高まり、労働時間も延びる傾向にある一方、そもそも就業を希望しない者の割合も高まることなどが観察された。

さらに夫婦の組合せで所得の状況を集計したところ、妻が国民年金第3号被保険者と国民年金第2号被保険者の場合の夫の所得分布を比較すると、前者の方が高い傾向にあり、国民年金第3号被保険者の夫の10%強は雇用者所得1000万円以上となっていること、妻が国民年金第3号被保険者である夫の中でも、現在就業しておらず就業希望のない国民年金第3号被保険者の夫の雇用者所得は、就業中や現在就業していないが就業希望がある

者の夫と比べて高い傾向にあることが確認された。

雇用者として働く国民年金第1号被保険者の属性については、国民年金第2号被保険者と比べて、女性、また、未婚者や死別・離別を経験した者、学生がより高い割合で含まれる、約4割が世帯における最多所得者であることなどが確認された。

また、就労の状況については、週実労働時間30時間以上の者が約半数を占める、正規就労の者も約1/4の割合で存在する、零細企業で就労する者の割合が高いことなどが明らかとなった。

更に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の経済状況は、国民年金第2号被保険者と比べて一人当たりの平均可処分所得が少ない世帯が多い、貯蓄がないまたは少ない世帯が多い、主観的な生活意識について「大変苦しい」とする割合が高いことが分かった。

就労の状況については、週実労働時間が40時間以上の者の過半数、また、配偶者ありの男性の7割が正規就労である一方、より労働時間が短い者や、女性や未婚者については非正規就労の割合が高い、週実労働時間が40時間以上の者の中には特に零細企業に勤務する者の割合が高いことなどが分かった。

最後に、世帯の経済状況については、週実労働時間が長い者が属する世帯ほど貯蓄

なしや貯蓄が少ない世帯の割合が高い、基本属性別には離婚や死別を経験した者について特に貯蓄なしの世帯が多い、生活意識は、週実労働時間による明確な傾向は見られない一方、基本属性別には離婚や死別を経験した者について「大変苦しい」とする回答の割合が高いことが確認された。

#### D. 考察

女性に占める国民年金第3号被保険者の割合は未婚率の上昇等によって低下傾向にあるが、結婚を経験する女性にとって、国民年金第3号被保険者制度は今なお公的年金制度上の大きな受け皿となっていることが分かった。また、子育て期において、女性が家庭における育児・家事を中心とした生活を選択する場合において、国民年金第3号被保険者制度が重要な役割を果たしていることが窺えた。

しかし、妻が国民年金第3号被保険者の方が夫の所得が高いという状況については、制度の公平性の観点から、国民年金第3号被保険者制度の在り方を考える上で留意されるべきであろう。

次に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者にかかる集計結果から得られた示唆のうち特に重要なのは、雇用者として働いているにも関わらず国民年金第1号被保険者となっている者について、全体としてより充実した保障の必要性を裏付けるだけでなく、特にその必要性が高い者を明らかにしている点である。

具体的には、より労働時間の長い者については、世帯においてより重要な経済的役割を担っている一方、その世帯は貯蓄が無いまたは少ないといった厳しい経済状況にあることが明らかとなっており、このことはその者に対して厚生年金を適用することで、その生活の安定を図ることの重要性を示唆していると言えるであろう。

#### E. 結論

第3号被保険者分の負担については、国民年金第3号被保険者自身やその者を扶養する配偶者に求めるのではなく、厚生年金制度全体として負担していることになる。

しかしながら、未婚率の上昇や共働き世帯の増加といった経済・社会環境の変化の中で、「夫が厚生年金被保険者、妻が国民年金第3号被保険者」という状況が一般的ではなりつつあることを踏まえると、少なくとも世帯として高い保険料負担能力を持つ場合に、国民年金第3号被保険者やその者を扶養する配偶者に何らかの追加的な負担を求めることは、応能負担及び応益負担の双方の観点から検討の余地があるように思われる。

また現在、一部の個人事業所(従業員5人未満の事業所、及び、飲食サービス業・理美容業等の特定の業種の事業所)については、法律上、厚生年金の適用事業所となる義務がない状態にある。こうした非適用事業所に雇用されている者については、たとえフルタイムで

就労する場合でも厚生年金に加入できない状態にある。しかし、より充実した保障の必要性から、こうした状態は早急に是正される必要がある。あわせて、法律上は適用事業所であるにも関わらず、違法に適用を逃れている事業所(未適用事業所)については、現在、国税庁からの情報提供も得ながら、重点的に対策が進められているところであるが、こうした取り組みを今後も着実に進めていくことが重要である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

分担研究報告書

### 高齢者の就業と公的年金の状況

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

#### 研究要旨

本研究では、今後の高齢期における年金受給のあり方を議論する上で基礎的なデータを提供するため、就業をしている高齢者個人の就業状況を明らかにした。あわせて繰下げ受給の利用可能性についての考察も行った。2017 年 8 月より受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたことで、新たに 64 万人が年金を受給することが可能となっている。現在は年金受給をしていない者は減少していると考えられるが、新たに受給資格を得た者の年金受給額は少額であると考えられる。

年金受給額が最低生活の保障をするものではないが、年金が高齢者の所得の多くを占めていることから年金水準がどのように推移していくのかについては人々の重大な関心事であるため、今後は年金水準についても議論の必要があると考える。

また、分析結果を踏まえると、繰下げ受給を現実的に選択可能な者は、実際の利用率に比して多く、制度の認知度の向上や年金受給に関する意識の変化があれば、現状より多くの者が繰下げ受給を選択するようになる可能性があり、こうした点は今後の年金機構等による制度の周知広報において留意されるべき点であろう。また、今後の制度改正において受給開始時期として選択可能になると想定される 70 歳以上の者の中にも、60 代後半と比べると大きく減少するものの、繰下受給を選択可能な者が 1 割程度存在し、年金の一部を繰下げることができる者も含めると一定の利用可能性はあることも窺えた。

#### A. 研究目的

公的年金と雇用制度は密接な関係を有し、高齢者就業の進展や高齢期の長期化を踏まえ、年金でもその状況に対応することが課題と

なっている。また、短時間労働者に対する適用拡大については、2019 年 9 月末までに被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲について、検討を加えることになっている。

高齢者就業においては、高齢の雇用者に占める短時間労働者の割合が現役世代に比べて、高いものと考えられ、適用拡大の影響は大きいと考えられる。

上記の背景を踏まえ、今後の高齢期における年金受給のあり方を議論する上で基礎的なデータを提供するため、就業をしている高齢者個人の就業状況を明らかにする。

あわせて繰下げ受給の利用可能性についての考察も行う。公的年金の受給開始時期については、受給開始時期を前倒して減額された年金を受け取る「繰上げ受給」、及び、後ろ倒して増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度により、実際には、個人が60歳から70歳の間で選択可能な制度となっている。

このうち繰下げ制度については、高齢期における就労の進展に伴って多様化する年金受給ニーズに対応する観点から、次期年金制度改革において、受給開始時期の上限年齢を70歳超に延長する等の制度の柔軟化が検討されている。一方、現行の70歳を上限とした繰下げ制度については、その利用率が概ね1%程度にとどまっているとされ、こうした状況も踏まえ、制度の周知広報が課題となっている。

そこで、現実的に繰下げ制度を利用可能な者がどの程度いるかを明らかにすること、及び、繰下げ制度を現実的に利用可能な者の特徴を示すことも本研究の目的とする。

## B. 研究方法

高齢者の就業と公的年金の状況の分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の調査票情報を独自に集計した。就労状況の分析にあたっては、まず年金と就業の組合せの割合を集計した上で、主として65歳以上及び年齢階級別(5歳刻み、75歳以上は75歳以上)に、就業の有無、収入を伴う仕事をしている場合の就業形態、稼働所得、週の労働時間等について集計を行った。

また、各集計においては、就業をしている高齢者の状況を明らかにするため、必要に応じて、50代後半や70代後半の年齢階級についても同様の集計を行った。

繰下げ受給の利用可能性についての分析に必要な年金受給者の収入額及び支出額のデータについては、平成29年老齢年金受給者実態調査(調査時点2017年12月1日、有効回答数36,323件、有効回答率66.0%)の調査票情報を用いた。

## C. 研究結果

就業の有無と年金受給の有無を60代前半から分析した。無職で年金を受給している者(就業なし・年金受給あり)は年齢が上がるほど高まる一方、働きながら年金を受給している者(就業あり・年金受給あり)の割合が60代後半で約4割に達し、70代前半でも約4人に1人が働きながら年金を受給していた。男女別では、60代後半以降は男性の方が、働きながら年金を受給している者の割合が約10~20%ポイン

ト高かった。

また、仕事がある高齢者の就業形態について、雇用者は年齢が上がるにつれて各年齢階級に占める割合が大きく減少するが、役員や自営業主は年齢が上がるにつれて大きく増加もしくは微増すること、雇用者の中でも正規の職員・従業員の割合は50代後半と60代前半を境に大きく減少し、代わりにパート、アルバイトが大きく増えることが分かった

仕事がある高齢者の稼働所得、週の就業時間についての集計結果からは、雇人ありの自営業主は、現役世代並みに稼働所得がある者や週の就業時間が40時間以上である者が一定数いること、正規の職員・従業員については60代前半と比べて60代後半の方が稼働所得が小さく、就業時間が短くなる傾向があること、正規の職員・従業員では年齢が上がるにつれて稼働所得が減るが、週の就業時間は30時間以上を超える者が65歳以上で約7割に及ぶのに対して、パート、アルバイトでは年齢が上がっても稼働所得の分布に大きな変化はなく、また、週の就業時間が20時間以上の者は6割であることなどが確認された。

また、年金受給をしていない者がどのような者であるかについて、就労や所得の状況等について分析をした。

次に、年金受給をしていない者の総所得は200万円未満が6割を占めている一方で、1,000万円を超える所得がある者が約1割いることが分かった。具体的に最多所得項目の内訳を

みてみると、雇用・事業所得が最多所得項目となっている者と生活保護などのその他の社会保障給付が最多所得項目となっている者に二極化していることが分かった。

現行の公的年金の受給開始可能期間の下で、受給開始時期の選択を完了していると考えられる70歳の老齢年金受給権者について、繰下げ受給者の割合を確認すると、老齢厚生年金については1.3%、老齢基礎年金については1.2%に過ぎないが、今回の推計上は、受給権者の4分の1程度については、65歳時点では、非年金収入のみで、年金受給をしつつ享受している支出を賄うことができ、現実的に繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

この繰下げ可能割合は、現行の受給開始可能期間の上限である70歳にかけて大きく低下し、70歳時点で、就労収入のみで支出を賄うことができる者は13%、その他収入を含めた非年金収入全体で支出を賄うことができる者は17%となった。それ以上の年齢についても、高齢になるほど繰下げ可能者の割合は低下する傾向にあるが、70歳代を通して概ね1割程度が繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

#### D. 考察

高齢期の就業は現役世代と比べて、雇用者の割合が小さく、雇用者の中でもパート・アルバイトの割合が大きいこと、正規の職員・

従業員であっても高齢期においては稼働所得、就業時間ともに年齢が上がるにつれて減少し、現役世代の就業と同視できないこと、雇人ありの自営業者や役員は各年齢階級における割合、稼働所得、週の実業時間ともに年齢による変化が小さいことが窺えた。加えて、高齢者の働く企業規模についての集計からは、高齢期の雇用においては零細企業の果たす役割が大きいことが確認された。

65歳以上70歳未満では、年金受給をしていない者の有業率が過半数を超えていたが、70歳以降では3割程度に落ち込んでいる。これについては、70歳未満の者は繰下げを念頭に裁定請求せずに働いている者が含まれていると考えられる。一方で、70歳以降の者については、年金受給資格期間を満たしていないため受給権がない者が含まれていると考えられる。

また、総所得が100万円未満である者の割合が年金受給をしていない者と年金受給をしている者との差異がないことから、その他の社会保障給付が年金受給をしていない者への生活保障になっていると考えられる。

また、年金の一部分のみを繰り下げることができる者を含めた、繰下げ利用可能者を試算したところ、現行の受給開始可能期間である60歳代後半においては、年金の一部でも繰下げ可能な者が概ね3/4を超え、70歳代においても半数を超えるとの結果となった。

## E. 結論

2017年8月より受給資格期間が25年から10年に短縮されたことで、新たに64万人が年金を受給することが可能となっている。今回の分析では受給資格期間短縮実施前の調査である平成28年の国民生活基礎調査を用いて分析しており、現在は年金受給をしていない者は減少していると考えられるが、新たに受給資格を得た者の年金受給額は少額であると考えられる。

公的年金制度は憲法25条により具体化された防貧制度であり、保険制度である。年金受給額が最低生活の保障をするものではないが、年金が高齢者の所得の多くを占めていることから年金水準がどのように推移していくのかについては人々の重大な関心事であるため、今後は年金水準についても議論の必要があると考える。

また、分析結果を踏まえると、繰下げ受給を現実的に選択可能な者は、実際の利用率に比して多く、制度の認知度の向上や年金受給に関する意識の変化があれば、現状より多くの者が繰下げ受給を選択するようになる可能性があり、こうした点は今後の年金機構等による制度の周知広報において留意されるべき点であろう。また、今後の制度改正において受給開始時期として選択可能になると想定される70歳以上の者の中にも、60代後半と比べると大きく減少するものの、繰下受給を選択可能な者が1割程度存在し、年金の一部を繰下げる

ことができる者も含めると一定の利用可能性は  
あることも窺えた。

F. 健康危険情報  
なし

G. 研究発表  
1.論文発表  
なし  
2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

高齢者の就業行動:「60 代の雇用・生活調査(2014 年)」に基づく分析<sup>1</sup>

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

## 1. はじめに

労働力人口の減少を背景に、高齢者の就業率上昇が期待されている。高齢者の就業率に関しては、老齢厚生年金支給開始年齢引上げや高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の上限年齢引上げなど、一連の社会政策が展開されている[表 1]。近年の就業率の急速な改善は、こうした社会政策の展開によるところが大きい[図 1]。

本研究では労働政策研究・研修機構が 2014 年に実施した「60 代の雇用・生活調査」の調査票情報を用い、高齢者の就業に社会政策がどのような影響を与えているのか定量的に明らかにする。より具体的には、55 歳当時の民間企業の雇用者を分析対象として、以下の 3 点を明らかにする。第一に、特別支給の定額部分の厚生年金支給開始年齢引上げにより、在職老齢年金の就業抑制効果が消滅したかどうか明らかにする。第二に、定年到達直後の賃金下落に就業抑制効果があるか検討する。第三に、繰上げ・繰下げ支給がどのような場合に選択されるのか明らかにする。これらの検討に基づき、雇用と年金の接続の課題を検討する。

## 2. 先行研究

### (1) 在職老齢年金の就業抑制効果に関する研究

在職老齢年金の就業抑制効果に関する 2000 年代までの研究蓄積については、山田[2012]ですでにサーベイされているため、本項では 2000 年代以降のいくつかの研究に絞って紹介する。

厚生労働省「高年齢者就業実態調査(個人調査)」が 2004 年をもって廃止されたことで、「老齢厚生年金の受給資格」という、在職老齢年金制度の就業抑制効果を確認するため、これまでの先行研究<sup>2</sup>で用いられてきた変数は、政府統計の調査票情報から得られなくなった。この空白を埋めるように、2009 年に労働政策研究・研修機構は「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」を実施した。

山田[2012]は、その調査(個票)で得られる「老齢厚生年金の受給資格」変数を用い、55 歳当時雇用者だった男性の 60 代前半では、定額と報酬比例の両方が特別支給されるコーホートのみ在職老齢年金制度の就業抑制効果を確認した。報酬比例部分しか特別支給されないコーホートおよび 60 代後半では在職老齢年金制度の就業抑制効果は確認できていない。

---

<sup>1</sup> 本研究は平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業[政策科学推進研究事業])「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の助成により実施された。労働政策研究・研修機構「60 代の雇用・生活調査(2014 年)」は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められたものである。調査票情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものである。

<sup>2</sup> たとえば清家・山田[2004]など。

在職老齢年金制度の就業抑制効果が確認できなかったことについて、山田[2012]は 2004 年年金制度改正による一律 2 割の支給停止ルールの廃止や定額部分の引上げで就業抑制効果が弱まった可能性、あるいは厚生労働省「高年齢者就業実態調査(個人調査)」と比較しサンプルサイズが小さいため検出できなかった可能性を指摘している。

また、内閣府政策統括官[2018]は厚生労働省「中高年者縦断調査」を用い、60 代前半で在職老齢年金制度の影響によりフルタイム就業の代わりにパートタイム就業や非就業が選択されている一方、60 代後半では在職老齢年金制度が就業選択に及ぼす影響はほぼないことを示した。この研究では老齢厚生年金の受給資格は「勤務年数がおおむね 20 年以上(2005 年時点)」で代理している。

したがって筆者の知る限り、山田[2012]以降、「老齢厚生年金の受給資格」変数を用い、在職老齢年金制度の就業抑制効果を確認した研究は存在していない。本稿では労働政策労働政策研究・研修機構が 2014 年に実施した「60 代の雇用・生活調査」の調査票情報を用い、先行研究でこれまで用いられてきた「老齢厚生年金の受給資格」の変数により、在職老齢年金制度の就業抑制効果を直接確認することを第一の目的とする。

## (2) 賃金低下による就業抑制効果

60 歳代の就業抑制効果として懸念されるのは、在職老齢年金制度ばかりではない。山田[2009]は労働政策研究・研修機構が 2008 年に実施した企業調査「高齢者の雇用・採用に関する調査」の調査票情報に基づき、再雇用時の賃金低下が、高齢者の継続雇用率の引き下げ要因であることを明らかにした。

この結果は、高年齢者雇用安定法改正により、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引上げに合わせ、雇用確保措置の上限年齢を引き上げたが、企業側には賃金を大幅に引き下げること、継続雇用率を下げる(雇用者側に継続雇用を希望させなくする)手段が残されていることを示唆する。

本研究では、企業調査ではなく、個人調査によっても、この賃金低下が就業率の低下要因になっているかを確認することを第二の目的とする。在職老齢年金制度による就業抑制効果より、賃金低下による就業抑制効果が大きければ、政策的含意として、賃金低下を是正する労働政策の方がより重要となる。

## (3) 繰上げ・繰下げ支給の決定要因

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げにより、雇用と年金が接続できない人々にとって 60 歳からの繰上げ受給が新たな選択肢となった。さらにマクロ経済スライドによる年金給付水準の低下を埋め合わせる選択肢として繰下げ受給が挙げられる。現行制度では 65 歳より早く(60 歳から 65 歳になるまでの間に)受給開始した場合、年金額は最大で 30%一生涯減額される。また 65 歳より遅く(66 歳になってから 70 歳になるまでの間に)受給開始した場合、年金額は最大 42%で一生涯増額される。

こうした受給開始年齢に関する研究はアメリカでは古くから存在する。全米自動車労働組合員データを用いた Burkhauser[1979]は、ライフサイクル仮説に基づき、繰上げ受給した場合の年金資産額を通常の支給開始年齢で受給した場合の年金資産額で割った値が大きく(つまり繰上げ受給による減額が相対的に小さく)、将来の期待稼得収入が低く、過去 1 年間の欠勤率(論文では健康が悪いことの代理指標)が高い場合、繰上げ受給確率が上がることを実証した。Burkhauser[1980]でも、アメリカ国勢調査局「人口動態調査(Current Population Survey)」と社会保障記録のマッチング・データを用い、公的年金(老齢・遺族年金:

OASI)の62歳(つまり当時、最も早い受給開始年齢)での受給確率<sup>3</sup>には、OASI年金資産額が大きく、稼得収入や私的年金額が低いことが正の影響を与える<sup>4</sup>ことを示した。Coile et al.[2002]はアメリカ社会保障庁のデータを用い、実際70歳まで生存していること(論文では予測寿命の代理指標)、資産額が低いあるいは高いことが公的年金の受給開始を遅らせることを示した。Hurd et al. [2004]は、「健康と引退調査(Health and Retirement Survey: HRS)」を用い、85歳までの期待生存確率が0、大卒未満の学歴で受給開始年齢が早いことを確認した一方、金融資産が多いと受給開始年齢が遅くなる効果については確認できていない。さらに年金受給開始可能となる62歳で、ほとんどの人が実際には年金を受給開始していることも指摘している。

日本でも1990年代終わりから、公的年金の繰り上げ・繰り下げ受給に関する調査研究が積み重ねられている。筆者の知る限り、老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ受給要因を明らかにした最も早い時期の調査として厚生省[1998]が挙げられる。この調査では繰り上げ受給希望者にその理由を尋ねており、55 - 59歳では「長生きできると思っていないから(41%)」と「早く生活費の足しにしたいから(33%)」の2つの理由でほぼ7割を占める<sup>5</sup>。

駒村[2007]は、都道府県別データを用い、女性については平均寿命が長いほど(男性は有意でない)、繰り上げ受給に有意に負の影響を与えること、また男性では自営業率と高齢者のみ世帯率が、繰り上げ受給に有意に負の影響を与えることを示した。また駒村[2009]では、独自のインターネット調査で得られたデータに基づき、予測寿命が長く、主観的時間割引率が低く、所得が高いことが、受給開始タイミングを遅らせることを示した<sup>6</sup>。

山田[2012]は、労働政策研究・研修機構「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」を用い、厚生年金における繰上げ・繰下げ支給を分析している。その結果、繰上げ受給確率には、定年等を契機とする離職後の失業経験と正に有意な相関がある一方、主観的時間割引率については、繰上げ・繰下げ共に有意な相関を確認できていない。また繰上げ受給した人々の相対的貧困率は13%と、繰上げしていない人々と比較して統計的に有意に高いことも示した。

Shimizutani and Oshio [2016]は「くらしと健康の調査(Japanese Study of Aging and Retirement: JSTAR)」を用い、60 - 65歳で公的年金を受給開始した者に限定し、男女別および国民年金・被用者年金別に繰上げ受給要因をプロビットモデル(クロスセクション)で分析した<sup>7</sup>。その結果、国民年金では男女とも年齢(年齢が高いほど繰上げ受給確率は有意に高い)以外の変数が有意でない一方、被用者年金では、教育水準が高く(男性のみ有意)、資産が多く、主観的時間割引率が低いと、繰上げ受給確率は有意に低いことを示した<sup>8</sup>。

また失権率の行政データに基づき、「(男女とも)老齢基礎年金の繰上げ支給を選択している者の死亡率

---

<sup>3</sup> 当時は62歳から65歳まで受給開始を遅らせると1年あたり6.67%分の受給額増となっていた。

<sup>4</sup> Burkhauser[1980]は健康指標が入手可能でないため、分析に使用されていない。

<sup>5</sup> なお1割強の人は「自分で自由に使える小遣いがほしいから」という理由を挙げている。

<sup>6</sup> ただし、繰上げと繰下げについて別個に推計した場合には、繰上げについては、所得は有意でなく、繰下げについては予測寿命以外有意でない。

<sup>7</sup> 繰下げ受給については捨象している。

<sup>8</sup> 繰上げ受給要因として、年齢、教育水準、資産、予測寿命、主観的時間割引率、リスク回避度に関する変数を用いている。このように国民年金と被用者年金で有意な変数が異なる要因として、Shimizutani and Oshio [2016]は、国民年金では自営業、非正規雇用、非就業者などを適用しており、相対的に加入者の異質性が高く、そうした異質性を捉えられていない(つまり観察できない個人属性を十分に統御できていない)ためと考察している。

が、他制度の老齢年金受給者の死亡率よりも高い」ことも指摘されている[社会保障審議会年金数理部会、2016: 50]。つまり予測寿命ではなく、実際の寿命も繰上げ受給をしている場合に短くなっていることも確認された。

以上をまとめると、多くの研究で、寿命が短いと受給開始年齢が早くなることは一貫して確認されている。一方、資産に関する変数については一致した見解が得られておらず、さらに賃金低下や失業等、年金と雇用の接続の成否の影響に関する分析は少ない。そこで年金と雇用の接続の成否の影響も含めた、繰上げ・繰下げ受給の決定要因の分析を本研究の第三の目的とする。

### 3. データと分析手法

#### (1) データと分析対象サンプル

データは労働政策研究・研修機構が 2014 年に実施した「60 代の雇用・生活調査」の個票を用いる。この調査は厚生労働省がかつて実施していた「高齢者就業実態調査(個人調査)」と同じ調査項目を多く含み、従来の研究で用いられてきた「老齢厚生年金の受給資格」変数も入手可能である。この変数がなく、たんなる老齢厚生年金受給の有無だけだと在職老齢年金制度により賃金が高いため特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止になっている人を識別できない。そのため、在職老齢年金制度の潜在的な適用対象者を識別するため、この変数が在職老齢年金制度の就業抑制効果の分析では重要となる。

調査概要は以下のとおりである[労働政策研究・研修機構、2015: 1]。

調査対象 60～69 歳の 5,000 人(個人を対象)

60～64 歳 男性 2,000 人、女性 1,300 人

65～69 歳 男性 1,000 人、女性 700 人

調査対象者の抽出方法: 住民基本台帳から、層化二段階抽出

有効回答 3,244 人(有効回収率: 64.9%)

本研究では在職老齢年金と再雇用時等の賃金低下が雇用者の就業状態に与える影響および雇用者の繰上げ・繰下げ受給の決定要因を明らかにするため、分析対象を「55 歳当時、民間企業の雇用者(官公庁除く)」に限った。これは有効回答の 64.5%に相当する。さらに分析に必要な変数が欠損であるサンプルを除く、1,941 人(男性 1,293 人、女性 648 人)を最終的な分析対象サンプルとした。

なお 2 つの重要変数について誤回答や回答漏れの可能性があり、以下のルールで補正した。

まず「老齢厚生年金の受給資格」について「なし」あるいは「欠損」となっており、かつ厚生年金を実際に受給している場合、「老齢厚生年金の受給資格」を「あり」に補正した。当該補正は 246 人(男性 143 人、女性 103 人)に行った。ただし、このルールでは一部、障害あるいは遺族厚生年金の受給者を「老齢厚生年金の受給資格あり」に含むことになり、推計結果が歪む可能性がある<sup>9</sup>。そのため、別途、補正しない変数を用いた推計も行い(紙幅の都合で本稿では示さない)確認した。

次に「繰上げ・繰下げ受給」についても、誤回答と考えられるサンプルが一部含まれている<sup>10</sup>。具体的には

<sup>9</sup> たとえば障害厚生年金の受給者は、老齢厚生年金の受給者と比較し、障害ゆえ就労が困難な(就業率が低い)可能性がある。

<sup>10</sup> なお質問票(問 28(3))では、「本来の公的年金受給開始年齢よりも早く受給することを『繰上げ』、遅く受給することを『繰下げ』」と呼ぶ旨、質問文直後に括弧書きで注意書きが入っている。

繰下げ受給と回答しているにも関わらず、実際の受給開始年齢は65歳以下の者<sup>11</sup>、繰上げ受給と回答しているにも関わらず、繰上げ受給の最低年齢の60歳未満を実際の受給開始年齢が下回っている者、老齢厚生年金の受給資格があり、かつ繰上げ受給と回答しているにも関わらず、実際の年金支給開始年齢が特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢を上回っている者である。これらの誤回答と考えられるサンプルは、の順に、繰上げ・繰下げ受給のどちらも行っていない人として再分類した。再分類はで41人(男性28人、女性13人)、で8人(男性6人、女性2人)、で11人(男性11人、女性0人)に行った。

## (2)説明変数および分析枠組み

分析枠組みとして、在職老齢年金と再雇用時の賃金低下による就業抑制効果は、就業しているか否かを二値(1, 0)の被説明変数とする Probit Model(プロビットモデル)により推計した。また繰上げ・繰下げ受給の決定要因は、繰上げ・繰下げ受給のどちらも行っていない、繰上げ受給、繰下げ受給の三値(0, 1, 2)を被説明変数とする、Multinomial Logit Model(多肢選択ロジットモデル)により推計した。

説明変数は先行研究にならい選択した【表2】。本稿末に記述統計量を示した【付表1, 2】。本稿の分析枠組みにおいて、最も注目すべき変数は、就業抑制効果については、先行研究で従来より用いられ、潜在的な在職老齢年金制度の適用の影響を表す「老齢厚生年金の受給資格」、そして「定年到達直後の賃金変化率」である。「定年到達直後の賃金変化」の就業抑制については、筆者の知る限り、被用者側のデータを用いた分析は見当たらないようである。

繰上げ・繰下げ決定については、これら二つの変数のほか、資産の代理変数である「厚生年金以外の非勤労収入」と流動性制約の代理変数である「離職後失業」である。

## 4. 分析結果

### (1)定年(定年前)退職後の賃金低下に関するクロス集計

本研究では、在職老齢年金の就業抑制効果以外に、高齢期の賃金低下の就業抑制効果を確認することも目的としている。そこで、55歳当時、民間企業の雇用者(官公庁除く)で、定年年齢後または60歳以降も仕事をしており、定年に到達した、あるいは55歳当時に雇われていた会社などを定年前に退職した人が、どれほどの賃金低下を経験したのか、それに対する会社の説明、そして賃金低下について雇用者がどのように思ったのか、まずクロス集計で確認する。

賃金低下を経験した人は男性で6割、女性で3割存在する。賃金低下を経験しなかった人は男性3割、女性7割で、男性で賃金低下を経験する人が多い。さらに50%以上の賃金低下を経験した人は男性では3割近く存在する。また定年経験の有無別にみると、定年経験者の方が、賃金低下を経験している人、また賃金低下の幅が大きい人が多い傾向にある【表3】。

こうした賃金低下に対する会社からの説明がなかったのは、男女とも3割を超えている。また男女とも3割は「雇用確保のために再雇用するのだから、賃金低下は理解してほしい」という説明を受けている。さらに男性の場合、「在職老齢年金や高年齢雇用継続給付が出るので実質的な収入は変わらない」と説明された人

<sup>11</sup> 特別支給の老齢厚生年金の受給資格者の場合、65歳未満で支給開始(生年度コーホートによって異なる。表1参照)であるが、この年金を繰り下げすることはできない。

は 1 割いる [表 4]。

こうした賃金低下に対して、男性で半数、女性で 4 割が「雇用が確保されるのだから、賃金の低下はやむを得ない」と思う一方、やはり「仕事がほとんど変わっていないのに、賃金がるのはおかしい」あるいは「会社への貢献度が下がったわけでないのに賃金がるのはおかしい」と思う人は男女とも 2 割前後いる [表 5]。

大幅な賃金低下を経験する人が多いこと、そうした賃金低下に対する諦めと不満が存在している様子がこれらのクロス集計からうかがえる。それが在職老齢年金制度と同様、実際に就業抑制に結びついているのか、次項の Probit Model による分析で確認する。

## (2) 在職老齢年金制度および賃金低下による就業抑制効果

就業抑制効果は、60 代前半について男性の報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳となった 60 - 61 歳 (1953、1954 年度生コーホート) とまだ 60 歳であった 62 - 64 歳 (1950 - 52 年度生コーホート) に分けて推計した (定額部分の支給開始年齢はいずれも 65 歳)。

推計式は 60 - 61 歳、62 - 64 歳、65 - 69 歳の 3 年齢階級、男女別に、賃金変化率や早期退職優遇経験措置経験や 55 歳当時の企業規模などの職歴変数や婚姻状況などを加えた 2 つの説明変数セットで、計 12 本推計している [表 6a、表 6b]。

統計的な有意水準は 5% に設定した。

男性では在職老齢年金制度の就業抑制効果として、62 - 64 歳でのみ - 10% ほど就業率を押し下げる効果を確認できる。しかし 60 - 61 歳そして 65 - 69 歳では就業抑制効果を確認できない。女性では、60 - 61 歳の職歴変数を加えた推計式でのみ在職老齢年金制度の就業抑制効果は - 20% ほどとなっており、男性より大きい。さらに 10% 水準でみれば 62 - 64 歳の女性でも就業抑制効果は - 10% となっている。

ただし表に示していないが、「老齢厚生年金の受給資格」について「なし」あるいは「欠損」となっており、かつ厚生年金を実際に受給 (老齢以外に障害・遺族厚生年金受給者を一部含む) していても、その人々を「老齢厚生年金の受給資格」を「あり」に補正しない場合、これまで述べてきた在職老齢年金制度の就業抑制効果は男女・3 年齢階級とも一切確認できない (10% 水準でも統計的に有意でない)。

次に本研究の第二の目的である賃金低下による就業抑制効果に注目する。男性では 3 年齢階級とも 1% の賃金低下は統計的に有意に - 0.4 ~ - 0.5% ほど就業率を低下させる。男性では平均で - 20% の賃金低下を経験するので、老齢厚生年金の受給資格が有意である 62 - 64 歳でみると、賃金低下による就業抑制効果は在職老齢年金制度に匹敵する。

一方、女性では 62 - 64 歳で 1% の賃金低下は統計的に有意に - 0.9% 就業率を低下させる。女性では平均 - 7% の賃金低下しか経験しないので、平均では - 6% 程度の就業抑制効果となる。これは 10% 有意水準でしかないが、在職老齢年金制度による - 11% の就業率の押し下げ効果と比較すると小さい。

## (3) 繰上げ・繰下げ受給の決定要因

本研究の第三の目的である繰上げ・繰下げ受給に、雇用と年金との接続の状況がどのような影響を与えているのか確認する。具体的には離職後失業の影響、および繰下げ受給を抑制している可能性が指摘される在職老齢年金制度 (老齢厚生年金の受給資格) に注目する。

男性では、先行研究で指摘されているように、繰上げ受給確率は健康不良である (主観的健康感が悪い)

と8%高く、中卒と比べ高校・短大卒は - 6%、大卒・院卒では - 11%低い【表 7a】。さらに本研究で注目する老齢厚生年金の受給資格があると繰上げ受給確率は 5%高い。ただし、「老齢厚生年金の受給資格」について「なし」あるいは「欠損」となっており、かつ厚生年金を実際に受給（老齢以外に障害・遺族厚生年金受給者を一部含む）していても、その人々を「老齢厚生年金の受給資格」を「あり」に補正しない場合、繰上げ受給確率を引き上げる効果を確認できない。また、流動性制約の代理変数である、離職後失業を経験している場合、14%高くなる。資産の代理変数である「厚生年金以外の非勤労収入」については、有意でない。

女性では、繰上げ受給確率は早期退職優遇措置を経験していると - 15%低くなる。しかしそれ以外に有意な変数はない【表 7b】。

さらに男女とも 10%有意水準でも繰下げ受給確率に対し有意な変数はなかった。

また繰上げ・繰下げしなかった者と繰上げ受給者の相対的貧困率を 60 - 64 歳と 65 - 69 歳について、男女別に比較した【図 3】。統計的に有意な差がある(1%水準)のは、男性 60 - 64 歳のみで繰上げ受給者の相対的貧困率は 25%と、繰上げ・繰下げしなかった者の相対的貧困率の 2 倍近くある。しかし 65 - 69 歳については統計的に有意な差はない。また女性では 60 - 64 歳、65 - 69 歳とも繰上げ・繰下げしなかった者と繰上げ受給者の相対的貧困率に統計的な有意差はなかった。

## 5. おわりに

本研究では、第一に特別支給の定額部分の厚生年金支給開始年齢引上げにより、在職老齢年金の就業抑制効果が消滅したか、第二に定年到達（あるいは定年前退職）後の賃金低下に就業抑制効果があるか、第三に繰上げ・繰下げ支給がどのような場合に選択されるのか検討した。

在職老齢年金制度の就業抑制効果は男性では 62 - 64 歳の就業率を - 11%、女性では 60 - 61 歳の就業率を - 23%引き下げている。ただし「老齢厚生年金の受給資格（潜在的な在職老齢年金制度への適用の代理変数）」が「なし」あるいは「欠損」であり、かつ厚生年金（老齢以外に障害・遺族厚生年金受給者を一部含む）を実際に受給していても、その人々を「老齢厚生年金の受給資格」を「あり」として補正しない場合、在職老齢年金制度の就業抑制効果は確認できない。さらに、補正の有無にかかわらず、男女とも 65 - 69 歳で在職老齢年金制度の就業抑制効果は、先行研究と同様、確認できなかった。

定年退職時の賃金低下は、男性では平均的には 60 - 69 歳を通じ - 10%前後就業率を低下させている。これは、変数を補正した場合に 62 - 64 歳でのみ観察された在職老齢年金制度の就業抑制効果と匹敵する。女性でも、賃金低下は 62 - 64 歳のみ平均的に - 6%就業率を低下させている。

繰上げ・繰下げ受給選択に関し、繰下げについては、男女ともいずれの変数も有意でなく、影響を及ぼす要因を明らかにできなかった。繰上げ受給確率は、男性では健康不良であると 8%高く、中卒と比べ高校・短大卒は - 6%、大卒・院卒では - 11%低い。さらに老齢厚生年金の受給資格があると繰上げ受給確率は 5%高く、離職後失業を経験していると 14%高い。ただし老齢厚生年金の受給資格は上記補正をしない場合、有意でない。また、繰上げ受給者の相対的貧困リスクの高さは、男性 60 - 64 歳のみ確認できる。

以上の分析結果から政策含意を 3 点述べる。第一に男性では定年退職時の賃金低下による就業抑制効果は 60 代を通じて大きい。ただし、ハマキョウレックス事件や長澤運輸事件の最高裁判決を受け、この問題は改善されていくことが期待される。第二に、今後、この改善によって合理的理由によらない賃金低下は正が進めば、賃金が高くなることで現在は確認できない 65 - 69 歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果が現

れる可能性もある<sup>12</sup>。引き続き、新しい調査によって、現在は確認できない 65 - 69 歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果についてモニターする必要がある。第三に、離職後失業した人にとって、繰上げ受給が所得保障の役割を一部担っているとすれば、将来の繰上げ減額率改定にあたっては、そうした人々の貧困リスクへの影響も慎重に検討する必要がある。

## 参考文献

- Burkhauser, Richard, 1979, “The Pension Acceptance Decision of Older Workers,” *Journal of Human Resources*, 14(1): 63-75.
- Burkhauser, Richard, 1980, “The Early Acceptance of Social Security: An Asset Maximization Approach,” *Industrial and Labor Relations Research*, 33(4): 484-492.
- Coile, Courtney, Peter Diamond, Jonathan Gruber and Alain Jouten, 2002, “Delays in claiming social security benefits,” *Journal of Public Economics*, 84 (2002):357-385.
- Hurd, Michael, James Smith and Julie Zissimopoulos, 2004 “The Effects of Subjective Survival on Retirement and Social Security Claiming,” *Journal of Applied Econometrics*, 19(6): 761-775.
- 駒村康平, 2007, 「社会保障制度のパラメータに関する分析」『フィナンシャル・レビュー』 87:119 - 139.
- , 2009, 「公的年金の繰り上げ受給・繰り下げ受給で逆選択は発生しているのか」清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』慶應義塾大学出版会。
- 厚生省, 1998, 『国民年金被保険者実態調査(平成 8 年)』。
- 内閣府政策統括官, 2018, 「60 代の労働供給はどのように決まるのか？公的年金・継続雇用制度等の影響を中心に」『政策課題分析シリーズ』 16。
- 小塩隆士, 2019, 「『高在老』廃止で高齢者就業促進を」『週刊社会保障』 3013:26-27。
- 労働政策研究・研修機構, 2015, 『60 代の雇用・生活調査』JILPT 調査シリーズ No.135。
- 清家篤・山田篤裕, 2004, 『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- 社会保障審議会年金数理部会, 2016, 『平成 26 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)』。
- Shimizutani, Satoshi and Takashi Oshio, 2016, “Public Pension Benefits Claiming Behavior: New Evidence from the Japanese Study on Aging and Retirement,” *The Japanese Economic Review*, 67(3): 235-256.
- 山田篤裕, 2009, 「高齢者就業率の規定要因 - 定年制度、賃金プロファイル、労働組合の効果」『日本労働研究雑誌』 589:4 - 19。
- 山田篤裕, 2012, 「雇用と年金の接続 - 在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する分析」『三田学会雑誌』 104(4):81-99。

---

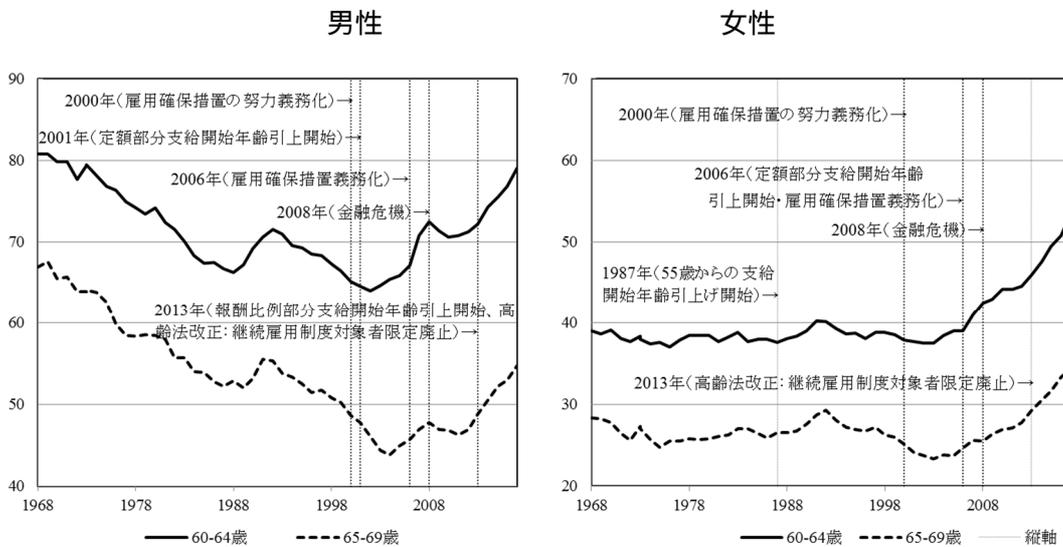
<sup>12</sup> 厚生労働省「中高年者縦断調査」を用いた小塩[2019]によれば、従前の賃金を基準とすると 65 - 69 歳の在職老齢年金制度は、平均して 3%程度就業抑制効果があるとされる。

表 1: 調査対象者の生年度・年齢と年金支給開始・雇用確保措置上限との関係

生年度	調査時 年齢	高齢者雇用確 保措置義務化年 齢 (男女共通)	特別支給の老齢厚生年金支 給開始年齢(男性)		特別支給の老齢厚生年金支 給開始年齢(女性)	
			定額部分	報酬比例 部分	定額部分	報酬比例 部分
1944年度	69-70	改正法 対象外	62	60		60
1945年度	68-69		63		60	
1946年度	67-68	61				
1947年度	66-67	64	62			
1948年度	65-66		63			
1949年度	64-65	65	65		64	
1950年度	63-64				63	
1951年度	62-63				62	
1952年度	61-62				61	
1953年度	60-61				60	
1954年度	60			65		

出所: 筆者作成。

図 1: 就業率の長期変動(男女別)



出所: 総務省「労働力調査(長期時系列)」に基づき筆者作成。

表 2: 説明変数

変数名	説明
年齢	現在（調査時点：2014年7月1日）における年齢。
健康不良	ふだんの健康状態が「あまり良くない」、「良くない」。
東京居住ダミー	現在の居住地が東京都。
高校・短大卒/大卒・院卒	最終学歴。中学卒を基準とするダミー変数。
勤続年数	現在の仕事の勤続年数。
定年退職経験	55歳以降現在までに定年経験したことがある場合を1とおくダミー変数。
定年到達直後の賃金変化率（%）	定年に到達した直後（または55歳当時に雇われていた会社などを定年前に退職した直後）の賃金額の、定年前（退職前）と比べた変化率。
早期退職優遇措置経験	55歳当時に雇われていた会社を早期退職優遇制度を活用して定年前退職した場合を1とおくダミー変数。
55歳当時の企業規模	55歳当時に雇用されていた企業規模。100人以上1000人未満規模企業を基準とするダミー変数。
厚生年金の受給資格	老齢厚生年金の受給資格がある場合（全額支給停止されている場合も含む）を1とおくダミー変数。
厚生年金以外の非勤労収入（万円）	企業独自の退職年金、国民年金基金、個人年金、その他（労災補償年金など）の合計額。
離職後失業	離職（55歳以降）直後に失業して仕事を探していた場合を1とおくダミー変数。
未婚	現在の婚姻状況。
離婚・死別	現在の婚姻状況。

出所：筆者作成。

表 3: 定年（定年前）退職後の賃金額の定年前（退職前）と比べた変化率（定年経験有無別）

		男性			女性		
		定年経験		計	定年経験		計
		なし	あり		なし	あり	
低下	70%以上	3.4	11.4	8.0	2.0	5.8	3.1
	50 - 70%	12.8	31.2	23.4	2.3	13.3	5.4
	30 - 50%	13.0	24.4	19.6	3.9	20.0	8.5
	30%未満	13.5	13.4	13.4	8.2	20.8	11.7
変化なし		54.2	18.4	33.6	81.0	38.3	69.0
上昇	30%未満	1.9	0.5	1.1	2.0	0.8	1.6
	30%以上	1.2	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N		415	561	976	306	120	426

出所：労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき集計。

注：55歳時点において民間企業の雇用者（官公庁除く）であり、定年年齢後または60歳以降も仕事をしており、定年に到達した、あるいは55歳当時に雇われていた会社などを定年前に退職した方を集計対象とした。

表 4:賃金低下に対する会社からの説明(複数選択)

複数選択	男性	女性
在職老齢年金や高齢雇用継続給付が出るので、実質的な収入は変わらない	11.5	5.8
仕事の責任の重さがかなり変わるので、前と同じ賃金は支払えない	9.8	6.5
役職からはずれたのだから、前と同じ賃金は支払えない	7.8	2.9
会社は雇用確保のために再雇用するのだから、賃金低下は理解してほしい	30.2	25.4
その他	18.4	27.5
特に説明はなかった	32.7	37.0
N	642	138

出所:労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき集計。

注:55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であり、定年年齢後または60歳以降も仕事をしており、定年到達または55歳当時に雇われていた会社などを定年前に退職した直後の賃金額が定年前(退職前)と比べて減少した方(=100%)を集計対象としている。

表 5:賃金低下についてどう思ったか(複数選択)

複数選択	男性	女性
仕事がほとんど変わっていないのに、賃金が下がるのはおかしい	22.8	30.3
会社への貢献度が下がったわけではないのに賃金が下がるのはおかしい	17.2	16.9
仕事の責任の重さがわずかに変わった程度なのに、下がりすぎだ	14.4	10.6
在職老齢年金や高齢雇用継続給付が出るといって下げるのはおかしい	12.1	6.3
仕事によって会社への貢献度は異なるので賃金が変わるのは仕方がない	16.6	8.5
仕事は全く別の内容に変わったのだから、賃金の低下は仕方がない	13.0	14.1
雇用が確保されるのだから、賃金の低下はやむを得ない	48.3	39.4
その他	8.1	17.6
N	644	142

出所:労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき集計。

注:55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であり、定年年齢後または60歳以降も仕事をしており、定年到達または55歳当時に雇われていた会社などを定年前に退職した直後の賃金額が定年前(退職前)と比べて減少した方(=100%)を集計対象としている。

表 6a: 労働供給関数の推定 (男性, Probit Model)

説明変数	職歴変数なし						職歴変数あり								
	60-61歳		62-64歳		65-69歳		60-61歳		62-64歳		65-69歳				
	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]			
年齢	-0.054	[0.067]	-0.012	[0.015]	-0.016	[0.016]	-0.067	[0.056]	-0.016	[0.014]	-0.015	[0.016]			
健康不良	-0.078	[0.061]	-0.245	[0.033]	***	-0.189	[0.049]	***	-0.055	[0.053]	-0.203	[0.031]	***		
東京居住ダミー	-0.035	[0.104]	0.011	[0.063]		-0.005	[0.085]		0.039	[0.069]	0.036	[0.057]			
高校・短大卒	0.071	[0.078]	0.079	[0.046]	†	-0.053	[0.059]		0.087	[0.074]	0.047	[0.045]			
大卒・院卒	0.050	[0.083]	0.092	[0.051]	†	-0.002	[0.069]		0.060	[0.075]	0.048	[0.050]			
定年退職経験	-0.059	[0.060]	-0.098	[0.035]	**	-0.101	[0.049]	*	-0.169	[0.063]	**	-0.162	[0.038]	***	
定年退職時の賃金変化率(%)									-0.005	[0.001]	***	-0.005	[0.001]	***	
早期退職優遇措置経験									-0.178	[0.139]		-0.122	[0.083]		
55歳当時の企業規模(1000人以上)									-0.225	[0.071]	**	-0.076	[0.042]	†	
55歳当時の企業規模(100人未満)									-0.057	[0.074]		0.033	[0.041]		
厚生年金の受給資格	-0.052	[0.060]	-0.095	[0.042]	*	0.017	[0.068]		-0.063	[0.051]		-0.108	[0.041]	**	
厚生年金以外の非勤労収入(万円)	-0.011	[0.005]	†	-0.009	[0.003]	***	-0.001	[0.003]		-0.006	[0.004]		-0.006	[0.003]	†
未婚									-0.112	[0.091]		-0.253	[0.056]	***	
離婚・死別									-0.072	[0.073]		-0.107	[0.061]	†	
Log likelihood	-84.884		-357.897		-304.401		-66.952		-319.917		-285.063				
Pseudo R <sup>2</sup>	0.060		0.090		0.035		0.259		0.186		0.096				
N	181		654		455		181		654		455				

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき推計。

注: \*\*\*, \*\*, \*, †は各々0.1、1、5、10%で統計的に有意であることを示す。55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であった方を推計対象としている。

表 6b: 労働供給関数の推定 (女性, Probit Model)

説明変数	職歴変数なし						職歴変数あり								
	60-61歳		62-64歳		65-69歳		60-61歳		62-64歳		65-69歳				
	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]			
年齢	-0.064	[0.120]	-0.028	[0.025]		-0.021	[0.023]		-0.066	[0.119]	-0.033	[0.024]			
健康不良	-0.141	[0.098]	-0.157	[0.057]	**	-0.288	[0.062]	***	-0.205	[0.099]	†	-0.161	[0.054]	**	
東京居住ダミー	0.080	[0.208]	-0.100	[0.115]		0.073	[0.130]		0.086	[0.173]		-0.045	[0.109]		
高校・短大卒	-0.124	[0.180]	-0.040	[0.073]		0.019	[0.073]		-0.158	[0.190]		-0.067	[0.070]		
大卒・院卒	-0.169	[0.250]	0.452	[0.180]	†	-0.474	[0.182]	**	-0.276	[0.247]		0.455	[0.190]	†	
定年退職経験	-0.106	[0.110]	-0.107	[0.055]	†	-0.146	[0.061]	†	-0.169	[0.112]		-0.158	[0.057]	**	
定年退職時の賃金変化率(%)									-0.008	[0.005]	†	-0.009	[0.002]	***	
早期退職優遇措置経験									(omitted)			-0.080	[0.216]		
55歳当時の企業規模(1000人以上)									0.024	[0.146]		0.074	[0.080]		
55歳当時の企業規模(100人未満)									-0.091	[0.119]		0.064	[0.060]		
厚生年金の受給資格	-0.180	[0.103]	†	-0.103	[0.058]	†	0.018	[0.074]		-0.225	[0.101]	†	-0.108	[0.056]	†
厚生年金以外の非勤労収入(万円)	0.005	[0.020]		-0.016	[0.007]	†	-0.008	[0.005]		-0.011	[0.018]		-0.010	[0.007]	
未婚									-0.189	[0.215]		-0.315	[0.112]	**	
離婚・死別									0.101	[0.114]		-0.114	[0.057]	†	
Log likelihood	-55.342		-194.340		-141.184		-51.248		-179.053		-129.176				
Pseudo R <sup>2</sup>	0.059		0.090		0.100		0.122		0.135		0.177				
N	92		326		229		91		326		229				

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき推計。

注: \*\*\*, \*\*, \*, †は各々0.1、1、5、10%で統計的に有意であることを示す。55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であった方を推計対象としている。

表 7a: 繰上げ・繰下げ受給決定関数の推定 (男性、Multinomial Logit Model)

説明変数	繰上・繰下なし		繰上げ		繰下げ	
	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]
年齢	-0.005	[0.013]	0.005	[0.005]	0.000	[0.014]
健康不良	-0.083	[0.053]	0.083	[0.026]	***	-0.001 [0.049]
東京居住ダミー	0.020	[0.054]	-0.020	[0.043]	0.000	[0.038]
高校・短大卒	0.063	[0.041]	-0.062	[0.031]	*	-0.001 [0.046]
大卒・院卒	0.107	[0.044]	†	-0.107 [0.028]	***	0.000 [0.028]
定年退職経験	0.013	[0.064]	-0.012	[0.030]	-0.001	[0.074]
定年退職時の賃金変化率 (%)	-0.001	[0.001]	0.001	[0.000]	0.000	[0.001]
早期退職優遇措置経験	-0.060	[0.141]	0.062	[0.071]	-0.002	[0.154]
55歳当時の企業規模 (1000人以上)	0.003	[0.035]	-0.003	[0.031]	0.000	[0.021]
55歳当時の企業規模 (100人未満)	-0.034	[0.029]	0.034	[0.029]	0.000	[0.001]
厚生年金の受給資格	-0.051	[0.030]	†	0.051 [0.025]	*	0.000 [0.014]
厚生年金以外の非勤労収入 (万円)	0.001	[0.007]	-0.001	[0.002]	0.000	[0.009]
離職後失業	-0.133	[0.269]	0.141	[0.066]	*	-0.008 [0.321]
未婚	0.024	[0.041]	-0.024	[0.041]	0.000	[0.009]
離婚・死別	0.011	[0.068]	-0.012	[0.040]	0.001	[0.066]
Log likelihood	-703.14					
Pseudo R <sup>2</sup>	0.061					
N			1,293			

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき推計。

注:\*\*\*、\*\*、\*、†は各々0.1、1、5、10%で統計的に有意であることを示す。55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であった方を推計対象としている。

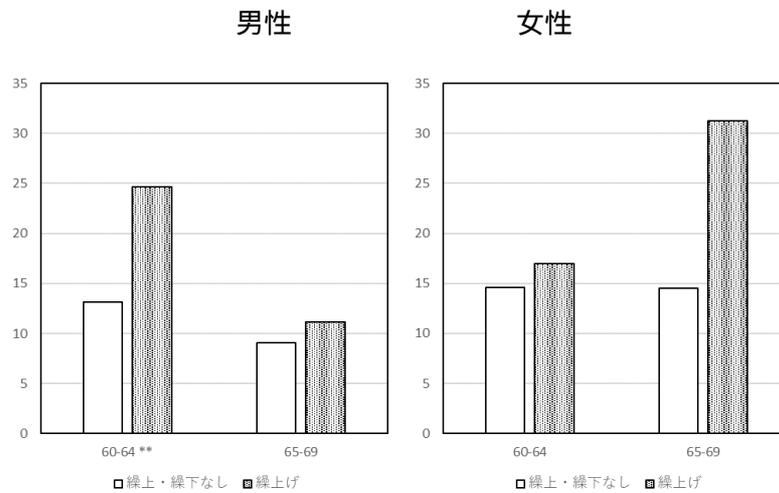
表 7b: 繰上げ・繰下げ受給決定関数の推定 (女性、Multinomial Logit Model)

説明変数	繰上・繰下なし		繰上げ		繰下げ	
	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]	dF/dx	[Std. Err.]
年齢	0.014	[0.174]	-0.014	[0.174]	0.000	[0.000]
健康不良	-0.001	[0.032]	0.001	[0.032]	0.000	[0.000]
東京居住ダミー	0.027	[0.358]	-0.027	[0.358]	0.000	[0.000]
高校・短大卒	0.100	[1.173]	-0.100	[1.173]	0.000	[0.021]
大卒・院卒	-0.588	[156.0]	-0.131	[4.982]	0.719	[160.6]
定年退職経験	0.007	[0.098]	-0.006	[0.086]	0.000	[0.056]
定年退職時の賃金変化率 (%)	0.000	[0.006]	0.000	[0.006]	0.000	[0.000]
早期退職優遇措置経験	0.147	[0.015]	***	-0.147 [0.015]	***	0.000 [0.001]
55歳当時の企業規模 (1000人以上)	0.029	[0.377]	-0.029	[0.377]	0.000	[0.000]
55歳当時の企業規模 (100人未満)	0.007	[0.097]	-0.007	[0.097]	0.000	[0.001]
厚生年金の受給資格	-0.019	[0.243]	0.019	[0.243]	0.000	[0.001]
厚生年金以外の非勤労収入 (万円)	0.000	[0.003]	0.000	[0.003]	0.000	[0.000]
離職後失業	0.055	[0.744]	-0.055	[0.744]	0.000	[0.004]
未婚	-0.037	[0.455]	0.037	[0.455]	0.000	[0.004]
離婚・死別	0.059	[0.786]	-0.059	[0.786]	0.000	[0.000]
Log likelihood	-302.06					
Pseudo R <sup>2</sup>	0.067					
N			648			

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき推計。

注:\*\*\*、\*\*、\*、†は各々0.1、1、5、10%で統計的に有意であることを示す。55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であった方を推計対象としている。

図 3: 繰上げ受給者との相対的貧困率の比較



出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき推計。

注: \*\*は1%で統計的に有意であることを示す。55歳時点において民間企業の雇用者(官公庁除く)であった方を集計対象としている。

付表 1a: 労働供給関数の推計に関する記述統計量 (男性)

説明変数	60 - 61歳		62 - 64歳		65 - 69歳	
	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]
年齢	60.265	[0.443]	62.748	[1.105]	66.767	[1.415]
健康不良	0.276	[0.448]	0.289	[0.454]	0.308	[0.462]
東京居住ダミー	0.072	[0.259]	0.070	[0.256]	0.081	[0.274]
高校・短大卒	0.481	[0.501]	0.511	[0.500]	0.503	[0.501]
大卒・院卒	0.337	[0.474]	0.312	[0.464]	0.268	[0.443]
定年退職経験	0.431	[0.497]	0.554	[0.498]	0.655	[0.476]
定年退職時の賃金変化率(%)	-20.249	[25.06]	-21.023	[26.24]	-20.132	[26.23]
早期退職優遇措置経験	0.044	[0.206]	0.043	[0.203]	0.037	[0.190]
55歳当時の企業規模(1000人以上)	0.249	[0.433]	0.269	[0.444]	0.292	[0.455]
55歳当時の企業規模(100人未満)	0.492	[0.501]	0.420	[0.494]	0.446	[0.498]
55歳当時の企業	0.569	[0.497]	0.365	[0.482]	0.154	[0.361]
厚生年金の受給資格	0.414	[0.494]	0.774	[0.419]	0.875	[0.331]
厚生年金以外の非勤労収入(万円)	1.271	[5.401]	3.359	[6.140]	4.333	[8.164]
未婚	0.072	[0.259]	0.072	[0.258]	0.046	[0.210]
離婚・死別	0.116	[0.321]	0.067	[0.251]	0.079	[0.270]
就労率	0.801	[0.400]	0.711	[0.454]	0.490	[0.500]
N	181		654		455	

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき集計。

付表 1b: 労働供給関数の推計に関する記述統計量 (女性)

説明変数	60 - 61歳		62 - 64歳		65 - 69歳	
	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]
年齢	60.185	[0.390]	62.681	[1.030]	66.629	[1.347]
健康不良	0.326	[0.471]	0.233	[0.423]	0.310	[0.464]
東京居住ダミー	0.076	[0.267]	0.055	[0.229]	0.066	[0.248]
高校・短大卒	0.804	[0.399]	0.816	[0.388]	0.690	[0.464]
大卒・院卒	0.109	[0.313]	0.043	[0.203]	0.048	[0.214]
勤続年数	16.246	[12.97]	16.702	[11.98]	17.300	[13.33]
定年退職経験	0.239	[0.429]	0.264	[0.441]	0.410	[0.493]
<u>定年退職時の賃金変化率 (%)</u>	-4.511	[13.59]	-7.095	[17.11]	-5.397	[17.10]
早期退職優遇措置経験	0.011	[0.104]	0.009	[0.096]	0.013	[0.114]
55歳当時の企業規模 (1000人以上)	0.207	[0.407]	0.153	[0.361]	0.135	[0.343]
55歳当時の企業規模 (100人未満)	0.565	[0.498]	0.598	[0.491]	0.655	[0.476]
55歳当時の企業	0.467	[0.502]	0.420	[0.494]	0.240	[0.428]
<u>厚生年金の受給資格</u>	0.696	[0.463]	0.718	[0.451]	0.734	[0.443]
厚生年金以外の非勤労収入 (万円)	0.901	[2.757]	1.317	[3.512]	2.918	[7.074]
未婚	0.043	[0.205]	0.031	[0.173]	0.039	[0.195]
離婚・死別	0.272	[0.447]	0.230	[0.422]	0.279	[0.450]
就労率	0.663	[0.475]	0.669	[0.471]	0.437	[0.497]
N	92		326		229	

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき集計。

付表 2: 繰上げ・繰下げ受給決定関数の推計に関する記述統計量

説明変数	男性		女性	
	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]
年齢	63.831	[2.617]	63.733	[2.563]
健康不良	0.295	[0.456]	0.273	[0.446]
東京居住ダミー	0.074	[0.262]	0.062	[0.241]
高校・短大卒	0.504	[0.500]	0.770	[0.421]
大卒・院卒	0.299	[0.458]	0.054	[0.226]
定年退職経験	0.573	[0.495]	0.312	[0.464]
<u>定年退職時の賃金変化率 (%)</u>	-20.684	[25.96]	-6.117	[16.65]
早期退職優遇措置経験	0.041	[0.198]	0.011	[0.103]
55歳当時の企業規模 (1000人以上)	0.274	[0.446]	0.154	[0.362]
55歳当時の企業規模 (100人未満)	0.440	[0.497]	0.614	[0.487]
<u>厚生年金の受給資格</u>	0.758	[0.429]	0.719	[0.450]
厚生年金以外の非勤労収入 (万円)	3.476	[7.357]	1.831	[5.060]
離職後失業	0.142	[0.349]	0.097	[0.296]
未婚	0.063	[0.244]	0.035	[0.185]
離婚・死別	0.078	[0.268]	0.253	[0.435]
繰上げ・繰下げなし	0.784	[0.412]	0.830	[0.376]
繰上げ受給	0.200	[0.400]	0.157	[0.364]
繰下げ受給	0.016	[0.126]	0.012	[0.111]
相対的貧困	0.111	[0.315]	0.120	[0.326]
N	1,293		648	

出所: 労働政策研究・研修機構[2015]「60代の雇用・生活調査」に基づき集計。

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

## 高齢者における所得分布と公的年金<sup>1</sup>

研究分担者 四方理人(関西学院大学 総合政策学部 准教授)  
研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所 企画部 研究員)

### 1. はじめに

本研究では、高齢者の所得格差の変動要因についての考察を行う。おもに、高齢者の就労収入、年金収入といった所得要素変化と高齢者の世帯構造の変化が高齢者の所得格差に与える影響について考察を行う。現在においては、公的年金が高齢者の生活を支える主な収入となっている。所得比例の被用者年金が拡大することで、高齢者の所得格差が拡大する可能性がある一方、自営業等所得格差の大きい働き方が減少することで所得格差が縮小する可能性もある。

先行研究によれば、高齢者の所得格差は、主に就労収入によって格差拡大を引き起こされていることが示されている(小島 2001、Yamada 2007)。また公的年金については、国民年金は所得格差をわずかに縮小しているが、厚生年金や共済年金が所得格差を徐々に広げていることなども指摘されている(Yamada 2007)。また、高齢者の収入ではなく同居する家族の収入の影響については、各時点においては家族収入が所得格差を生む(大きな)要因であったが、近年における家族収入のシェアの縮小は、所得格差を縮小させることが示されている(田中・四方・駒村 2013、四方・田中 2015)。その一方、年金収入は各時点での所得格差を生む要因としては小さいが、時点間において年金収入内での格差拡大が観察されるため、高齢者の所得格差を拡大させているとされる(田中・四方・駒村 2013、四方・田中 2015)。

一方、高齢者の所得格差は世帯構造の変化の影響も受けると考えられる。1990 年代から 2000 年代の日本社会においては、人口の高齢化だけでなく、世帯構造の変化も大きく、65 歳以上の者のいる世帯に占める三世帯世帯の割合は 1990 年 39.5%から 2010 年 16.2%となった(厚生労働省『国民生活基礎調査』)。Shirahase(2015)は、三世帯同居の減少などの世帯構造の変化そのものは所得格差を拡大させるが、各世帯類型内で所得格差が縮小することで高齢者全体としての所得格差が縮小していることを明らかにした。

しかしながら、これまでの先行研究では、所得格差の寄与度分解が単一の変数のみで分析されており、複数の要因がどの程度高齢者の所得格差に影響を与えているかについて十分に検討されてこなかった。そこで、本研究では、回帰分析ベースの所得格差の寄与度分解を行うことで、所得要素や世帯構造の変化

<sup>1</sup> 本研究は、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の助成により実施された。また、総務省「全国消費実態調査」および厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」の調査票情報の提供を受け、独自集計したものである。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本研究は筆者らの所属機関の見解を示すものではなく、また全ての誤りは筆者らに帰する。

が所得格差に与える影響をそれぞれ秤量することを目的とする。

## 2. 使用データ

本稿では、厚生労働省「国民生活基礎調査」(以下、「国生」という)の個票データを用いる。「国生」は、世帯の所得・貯蓄の状況、社会保険の加入状況、介護状況、健康状況等について毎年実施されている調査統計であり、3年に1度大規模調査が行われる。大規模調査年においては、世帯票と健康票は約27万7千世帯(世帯員約68万8千人)、介護票は介護保険法の要介護者及び要支援者の約6千人、所得票・貯蓄票は約5万世帯(世帯員約12万5千人)が調査されている<sup>2</sup>。

本稿では、1998年、2004年、2010年、2016年の大規模調査年における世帯票と所得・貯蓄票を統合したデータを用いる。これにより、日本が経済不況に陥った1990年後半から公的年金の実質的な給付額の引き下げが行われた2010年代後半までの状況を分析することができる。

本稿の分析で用いた世帯の可処分所得の定義は、次の通りである。

可処分所得 = 稼働所得 (= 雇用者所得 + 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得) + 財産所得 + 社会保障給付金 (= 公的年金・恩給 + 雇用保険 + 児童手当等 + その他の社会保障給付) + 仕送り + 企業年金・個人年金等 + その他の所得 - 税・社会保険料 (= 所得税 + 住民税 + 社会保険料 + 固定資産税)

また等価可処分所得は、可処分所得を世帯人員数の平方根で除した金額である。なお、稼働所得について、5000万円を超える収入のサンプルは除外した。

## 3. 国民生活基礎調査による年金の把握

ところで、世帯の所得の状況は、統計調査によって異なることが指摘されている<sup>3</sup>。そこで、本稿において「国生」を用いた分析をするにあたって、「国生」においてどの程度高齢者世帯の所得、特に公的年金額の把握ができているのか、厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成24年」(以下、「受給者調査」という)と総務省「平成21年全国消費実態調査」(以下、「全消」という)を用いてまず確認をしたい。

「受給者調査」は、老齢年金(国民年金、厚生年金など)を受給している人における、生活状況、就業状況、世帯状況などを総合的に把握し、年金生活の中で年金が果たしている役割を捉えることを目的に実施されている。老齢年金額は、基礎年金番号に基づき、日本年金機構が支給額を入力するため、過少報告や無回答といった調査統計における問題が起きず、正確な老齢年金額を把握することができる。ただし、老齢年金は4年に2回、遺族年金と障害年金はそれぞれ4年に1回ずつ順番に調査が行われるため、3つの年金を合計した公的年金支給総額を確認することはできない。本稿で用いる2012年の「受給者調査」のサンプルサイズは、約13,000である。

「全消」は、世帯の収支、資産、耐久消費財等について総合的に行われている5年毎の調査であり、サンプルはおよそ6万世帯(うち単身世帯が5千世帯)である。世帯所得と車の保有等を含めた資産が分かる大規模公的データは「全消」のみである。

表1は、3調査における個人総所得額の比較である。「受給者調査」には、公的年金がゼロである者は

<sup>2</sup> 2019年大規模調査年における調査対象数である。

<sup>3</sup> 大沢(2014)、佐野他(2015)、内閣府・総務省・厚生労働省(2016)、渡辺・四方(2018)など。

含まれていないため、「受給者調査」との比較においては「国生」と「全消」を用いる。また、「受給者調査」には障害年金と遺族年金が含まれていないことを考えると、「国生」と「全消」は「受給者調査」よりも大きくなると想定される。

男性の場合、「受給者調査」における個人総所得が最も低く、続いて「国生」、「全消」となっており、特に「全消」との差は約40万円と乖離が大きい。女性の場合、「受給者調査」と「国生」はほぼ同程度であるが、65～69歳においては「受給者調査」が20万円ほど大きくなっている。「受給者調査」には、遺族年金が含まれていないことを考慮すると、「国生」は高齢女性の所得記入額が過少となっており、それは所得記入割合の低さからも指摘できるであろう。

表1 個人総所得の男女別年齢別の比較

	個人総所得(万円/年)					所得記入割合	
	国生	国生	受給者調査	全消	全消	国生	全消
<b>男性</b>							
65-69	333.8	347.2	334.9	375.6	374.1	88.1%	90.3%
70-74	286.7	301.1	283.9	316.7	320.2	92.6%	91.9%
75-79	255.6	273.9	280.2	279.9	294.7	90.6%	90.2%
80+	232.6	255.1	240.0	249.8	274.6	83.0%	84.4%
年齢計	282.4	299.4	287.2	319.7	327.6	88.5%	89.8%
<b>女性</b>							
65-69	138.0	136.8	156.4	135.7	145.8	63.8%	85.6%
70-74	135.3	132.3	130.3	128.0	139.4	64.7%	85.4%
75-79	140.6	124.8	128.7	119.9	138.1	61.3%	81.1%
80+	143.9	143.6	128.1	104.6	132.4	58.5%	74.2%
年齢計	139.6	135.3	135.4	123.4	139.8	61.9%	81.9%

注：国生 および全消 は、公的年金がゼロである者も含み、国生 と全消 は公的年金がゼロである者を除いた結果である。

出所：筆者ら作成。

続いて、表2から3調査における公的年金額の比較を行えば、「国生」と「受給者調査」はほぼ同水準となっており、「全消」が高くなっていることが分かる。年金制度別にみると、男女ともに基礎年金・国民年金と厚生年金において「受給者調査」より「国生」の方が高くなっているもしくは同程度の水準になっている。

表2 公的年金額の男女別年齢別比較

	男性					女性					
	国生	国生	受給者調査	全消	全消	国生	国生	受給者調査	全消	全消	
年金計(万円/年)						年金計(万円/年)					
65-69	160.6	182.9	194.6	182.6	202.4	65-69	59.2	91.2	99.8	87.3	102.1
70-74	173.3	187.7	193.4	193.9	211.0	70-74	66.5	102.8	104.7	93.2	109.1
75-79	182.1	201.0	202.3	197.4	218.8	75-79	68.4	108.8	108.3	94.5	116.5
80+	166.9	199.2	183.4	177.5	210.2	80+	68.9	113.9	114.7	83.5	112.6
年齢計	169.8	191.6	193.3	187.8	209.3	年齢計	65.6	103.8	107.6	89.2	108.8
基礎年金・国民年金(万円/年)						基礎年金・国民年金(万円/年)					
65-69	51.7	65.2	68.5			65-69	39.0	64.2	63.9		
70-74	58.3	68.2	68.5			70-74	42.1	66.7	64.6		
75-79	58.0	68.1	67.4			75-79	41.2	68.7	62.6		
80+	50.4	67.1	62.7			80+	36.8	65.0	52.1		
年齢計	54.3	67.2	65.8			年齢計	39.6	66.0	58.9		
厚生年金(万円/年)						厚生年金(万円/年)					
65-69	177.0	189.8	190.3			65-69	68.5	96.2	99.7		
70-74	186.5	195.0	195.7			70-74	80.3	116.6	108.8		
75-79	196.3	211.9	208.0			75-79	81.1	120.6	119.6		
80+	180.6	208.3	195.9			80+	84.9	131.6	136.6		
年齢計	184.3	199.1	196.6			年齢計	77.8	113.8	116.5		
その他共済年金等(万円/年)						その他共済年金等(万円/年)					
65-69	213.9	226.6	274.5			65-69	116.7	165.1	199.0		
70-74	240.6	248.6	263.1			70-74	129.1	183.6	201.6		
75-79	250.3	259.1	296.8			75-79	133.0	187.0	215.4		
80+	241.0	266.0	296.5			80+	104.3	163.6	190.4		
年齢計	236.1	250.5	282.1			年齢計	115.4	171.6	198.5		
年金が個人所得に占める割合						年金が個人所得に占める割合					
65-69	63.6%	69.6%	58.1%	48.6%	54.1%	65-69	64.9%	81.0%	63.8%	64.3%	70.0%
70-74	76.8%	79.8%	68.1%	61.2%	65.9%	70-74	71.5%	89.4%	80.3%	72.8%	78.3%
75-79	83.1%	87.0%	72.2%	70.5%	74.2%	75-79	72.5%	93.9%	84.2%	78.8%	84.3%
80+	81.7%	89.6%	76.4%	71.0%	76.6%	80+	67.0%	89.8%	89.5%	79.9%	85.0%
年齢計	75.1%	80.3%	67.3%	58.8%	63.9%	年齢計	68.6%	88.0%	79.5%	72.2%	77.8%

注1：国生 および全消 は、公的年金がゼロである者も含み、国生 と全消 は公的年金がゼロである者を除いた結果である。

注2：「全消」では、どの年金を受給しているかは調査されていない。

出所：筆者ら作成。

表3から、さらに世帯類型別にみると、単身女性の場合、2階含めた年金額が「国生」では「受給者調査」よりも低くなっていることが分かる。高齢単身の女性は、夫と死別した場合、遺族厚生年金を受給していることが多いと思われるが、遺族年金を含まない「受給者調査」よりも「国生」が低いことは、すなわち「国生」における単身女性の年金額が過少となっていることを意味すると考えられる。

以上のことをまとめると、「国生」は高齢者の年金額を一定程度補足できているが、高齢女性については過少となっているといえる。

表3 単身世帯における男女別年齢別年金額の比較

	基礎年金・国民年金(万円/年)			厚生年金(万円/年)			その他共済年金等(万円/年)			合計(万円/年)		
	国生	国生	受給者調査	国生	国生	受給者調査	国生	国生	受給者調査	国生	国生	受給者調査
男性												
65-69	55.4	62.7	79.0	144.1	151.5	153.8	204.1	213.4	244.5	121.1	142.6	163.0
70-74	51.5	55.8	64.1	178.7	180.2	166.4	234.6	234.6	224.0	154.9	169.1	165.9
75-79	63.9	66.1	63.9	176.7	183.3	197.0	227.8	227.8	317.0	151.4	170.6	186.9
80+	61.7	63.2	54.9	199.6	201.8	190.6	288.1	288.1	278.2	189.3	201.0	185.2
合計	58.1	62.1	60.3	172.5	177.1	174.2	253.3	255.2	263.5	153.9	171.3	174.7
女性												
65-69	55.7	60.0	58.8	121.2	123.3	122.7	180.9	186.1	204.8	112.9	120.8	126.3
70-74	61.7	67.1	57.3	130.9	132.4	139.7	184.2	184.2	215.7	118.5	126.1	144.9
75-79	62.3	64.7	58.5	137.8	139.8	143.9	193.0	193.0	225.2	124.7	133.6	138.2
80+	61.2	62.1	51.2	151.2	151.2	150.7	186.3	188.0	211.9	139.0	141.5	136.2
合計	60.7	63.5	53.8	136.9	138.2	142.4	186.9	188.3	213.9	126.5	132.7	136.5

注1：国生 および全消 は、公的年金がゼロである者も含み、国生 と全消 は公的年金がゼロである者を除いた結果である。

注2：「全消」では、どの年金を受給しているかは調査されていない。

出所：筆者ら作成。

#### 4. 分析手法

所得格差の寄与度分解は、2種類の方法に大別できる。1つは、全体集団の格差を部分集団の格差と部分集団の構成割合に分解する方法であり、もう1つは、世帯所得の格差を所得源により分解する方法である。前者の方法を用いた高齢者の所得格差についての先行研究として、Shirahase(2015)などの研究がある。

一方、所得源による寄与度分解は、世帯所得の格差を、就労収入、社会保障給付、財産所得などさまざまな所得源により要因分解する方法である。この方法を用いた高齢者の所得格差についての研究には、Yamada (2007)、田中・四方・駒村(2013)、四方・田中(2015)がある。

本研究では、この二つの分析手法のほかに、回帰モデルによる所得格差の寄与度分解を行う。この分析手法を用いる場合、多変量を扱うことができ、世帯構造の変数と同時に所得要素の変数も所得格差の寄与度分解として分析することが可能となる。

##### 世帯類型による分解

家族構造の変化が高齢者の所得格差に与える影響をみるため、格差指標として平均対数偏差(Mean Log Deviation :MLD)を用いた。MLDは、属性による格差の分解が容易であるため、多くの研究で用いられている。ここでは、2時点間のMLDの変化分について、グループのシェア、グループ内格差、グループ間格差の変化に寄与度分解を行う。具体的な分析手法は、Mookherjee and Shorrocks(1982)およびJenkins(1995)により定式化された方法を用いた。可処分所得を  $y_k$ 、全人口を  $n$ 、第  $k$  グループの人口を  $n_k$  とし、全人口の平均所得を  $\mu$ 、第  $k$  グループの平均所得を  $\mu_k$  とし、以下のように定義する。

$v_k \equiv n_k / n$ : 第  $k$  グループの割合

$\lambda_k \equiv \mu_k / \mu$ : 第  $k$  グループの所得の全体の平均との相対所得

$\theta_k \equiv \sum_k \mu_k$ : 第  $k$  グループの合計所得の合計総所得に占めるシェア

ここで平均対数偏差(MLD)は、

$$(1) I_0 = (1/n) \sum_i \log(\mu / y_i)$$

と定義でき、以下のように書き換えることができる。

$$(2) I_0 = \sum_k v_k I_{0k} + \sum_k v_k \log(1/\lambda_k)$$

(2)は、グループ内格差とグループ間格差による格差指標の分解である。そして、 $I_0$  について、時点  $t$  と  $t+1$  の間での階差を  $\Delta I_0$  すると(3)式が得られる。

$$(3) \Delta I_0 \equiv I_0(t+1) - I_0(t) = \sum_k \bar{v}_k \Delta I_{0k} + \sum_k \bar{I}_{0k} \Delta v_k - \sum_k \overline{[\log(\lambda_k)]} \Delta v_k - \sum_k \bar{v}_k \Delta \log(\lambda_k) \\ \approx \sum_k \bar{v}_k \Delta I_{0k} + \sum_k \bar{I}_{0k} \Delta v_k + \sum_k \left[ \bar{\lambda}_k - \overline{[\log(\lambda_k)]} \right] \Delta v_k + \sum_k (\bar{\theta}_k - \bar{v}_k) \Delta \log(\mu_k)$$

term A

term B

term C

term D

(3)は、 $I_0$  を、各グループ内での格差の寄与度(term A)と、各グループのシェアの変化分(term B と term C)および、各グループの相対所得の変化分(term D)に寄与度分解したものである。なお、

$\bar{v}_k = (v_{kt} + v_{kt+1})/2$ 、 $\bar{\lambda}_k = (\lambda_{kt} + \lambda_{kt+1})/2$ 、 $\overline{[\log(\lambda_k)]} = [\log(\lambda_{kt}) + \log(\lambda_{kt+1})]/2$ 、 $\bar{I}_{0k} = (I_{0kt} + I_{0kt+1})/2$ 、である。

### 所得要素による分解

次に、所得要素による所得格差の寄与度分解の分析手法として、Shorrocks(1982)、Jenkins(1995)による変動係数の寄与度分解を行う。この手法は、各所得源における格差指標の合計が、所得全体での格差を示したため、解釈が容易である。

ここで、 $i$  番目の個人の所得源を  $y_{fi}$  とし、可処分所得を  $y_i$  とし、 $\sigma$  を  $y_i$  の標準偏差と定義する。

$$(4) \quad y_i = \sum_f y_{fi}$$

すなわち、各所得源  $y_{fi}$  の合計が可処分所得となる。

そして、Shorrocks(1982)は、各所得源を合計した可処分所得の格差に対して、各所得源の「寄与率」を「分解ルール(the decomposition rule)」もしくは「相対要素格差ウェイト(the relative factor inequality weights)」として一般化した。第  $f$  要素の所得の「寄与率」は、

$$(5) \quad s_f = \frac{\text{cov}(y_f, y)}{s^2(y)} = \rho_f \frac{\sigma_f}{\sigma}$$

と定義される。第  $f$  要素の標準偏差を  $\sigma_f$ 、総所得との相関係数を  $\rho_f$  としている。そして、この寄与率の合計は 1 となる。

$$(6) \quad \sum_f s_f = 1$$

なお、この寄与率は変動係数により書き換えることができる。変動係数は、 $CV = \frac{\sigma}{\mu}$  であり、第  $f$  要素の

変動係数を  $CV_f$ 、平均を  $\mu_f$  すると以下となる。

$$(7) \quad s_f = \rho_f \frac{\sigma_f}{\sigma} = \rho_f \frac{\mu_f}{\mu} \frac{CV_f}{CV}$$

ここで、変動係数に対する各所得源の寄与度を  $S_f$  ( $CV = \sum_f S_f$ ) とすると、寄与率は以下に定義できる。

$$(8) \quad s_f \equiv S_f / CV$$

そして、 $\lambda_f$  を第  $f$  要素が総所得に占めるシェア ( $\lambda_f = \mu_f / \mu$ ) とすると、寄与度は以下に書き換えることができる。

$$(9) \quad S_f = s_f CV = \rho_f \lambda_f CV_f$$

したがって、各所得源の寄与度は、総所得に対する各所得源の相関係数とシェア、および各要素の変動係数の積となる。ここで、変動係数の変化分を

$$(10) \quad \Delta CV \equiv CV(t+1) - CV(t) = \sum_f \Delta S_f$$

とおくことができる。そして、変動係数に対する各要素所得の寄与度を

$$(11) \% \Delta CV \equiv 100 \Delta CV / CV(t) = 100 \sum_f \Delta S_f / CV(t)$$

と表記することで、格差指標に対する寄与度の解釈が容易となる。

#### 多変量解析による分解

Fields(2003)は、線形回帰モデルを格差分解に導入することを定式化した<sup>4</sup>。ここで、左辺に対数をとった線形回帰モデルの推定結果を以下とする。

$$(12) \ln y = \hat{\alpha}_0 + \hat{\alpha}_1 x_1 + \dots + \hat{\alpha}_f x_f + \dots + \hat{\alpha}_k x_k + e$$

$\hat{\alpha}$  は回帰係数、 $x$  は説明変数、 $e$  を残差とする。

Fields(2003)によると、Shorrocks(1982)の分解ルールは、

$$(13) s_f = \frac{\text{cov}(\hat{\alpha}_f x_f, y)}{\hat{\alpha}_f^2 (y)}$$

とあらわすことができる。

$s_f$  は、格差指標によらない説明変数  $x_f$  の「寄与率」を示す。したがって、

任意の格差指標  $I$  について、

$$(14) I = \sum_f s_f I$$

とあらわすことができ、 $I$  と  $I'$  の時点間の寄与度は以下となる。

$$(15) I' - I = \sum_f s_f I - s'_f I'$$

## 5. 分析結果

表 4 は、等価可処分所得でみた本人年齢 65 歳以上の個人の所得格差の推移である。格差指標として、平均対数偏差(MLD)、変動係数(CV)、ジニ係数(GINI)を用いている。いずれの指標においても 1998 年から 2004 年にかけて格差が縮小し、2010 年から 2016 年にかけて再び格差が拡大していることがみとれる。

ただし、1998 年から 2016 年にかけて MLD では格差が大きく縮小しているが、CV では縮小の幅が小さい。MLD は対数をとるため、低所得層での所得分配の変化に感応的である一方、変動係数は平均からの差を 2 乗するという操作を挟むため高所得層での所得分布の変化に感応的であることが理由であろう。

<sup>4</sup> 以下の分析においては、Fiorio and Jenkins (2007)の Stata のパッケージ ineqrbd を用いている。

すなわち、MLD でみた所得格差が大きく縮小している理由は、比較的 low 所得層での所得の改善により所得格差が、低下していると考えられる。ジニ係数については、比較的中間層の所得分布の影響が受けやすいとされるが、他の指標より安定して推移している。

表 4 65 歳以上の所得格差の推移

	MLD	CV	GINI
1998	0.230	0.746	0.356
2004	0.221	0.706	0.342
2010	0.201	0.710	0.335
2016	0.205	0.738	0.340

出所：筆者ら作成。

表 5 は、高齢者の世帯類型の推移である。1998 年から 2016 年にかけて単身世帯、夫婦世帯、未婚の子と同居の世帯の割合が上昇し、有配偶の子と同居の世帯とその他の世帯の割合が低下している。いわゆる三世帯同居は、有配偶の子と同居の世帯に含まれる。高齢者における核家族化が進んだと言えるだろう。

表 5 高齢者における世帯類型の推移(%)

	単身	夫婦	未婚の子と同居	有配偶の子と同居	その他
1998	12.6	33.1	18.8	20.1	15.4
2004	15.6	41.6	18.5	13.2	11.2
2010	17.1	41.4	22.5	10.5	8.5
2016	18.0	42.2	25.0	7.9	6.9

出所：筆者ら作成。

このような家族構造の変化が所得格差へ与える影響をみたものが表 6 である。格差指標は、平均対数偏差(MLD)であり、MLD の各期間の変化分をグループ内の MLD の変化分、家族構成のシェアの変化分、グループ間の平均所得の変化分に寄与度分解を行なっている。それぞれ 1000 倍した数値を掲載している。

まず、1998 年から 2004 年については、MLD が 8.9 ポイント低下している。寄与度からは、グループ内格差が-13.0、シェアによる寄与が 6.4 となっており、世帯構造の変化は格差を拡大させる一方、各世帯類型内での所得格差の縮小により全体での所得格差が縮小していることがわかる。

次に、2004 年から 2010 年の変化についても、その格差縮小のほとんどが各世帯類型内での格差縮小によることがわかる。そして、2010 年から 2016 年にかけては、格差が若干拡大しているが、これまで格差縮小に寄与していたグループ平均所得が格差拡大に寄与している。以上の結果として、1998 年から 2016 年にかけては、MLD が 10%以上低下したが、そのほとんどがグループ内格差の縮小によるものであったといえる。

表 6 世帯構造の変化による平均対数偏差(MLD)の寄与度分解

期間	期首の MLD	期末の MLD	変化分	%変化分	グループ 内格差	シェアの 変化分	グループ 平均所得
	$1000 \cdot I_t$	$1000 \cdot I_{t+1}$	$1000 \cdot I_0$	$\% I_0$	term A	term B+C	term D
98-04	229.6	220.6	-8.9	-3.9%	-13.0	6.4	-2.3
04-10	220.6	201.1	-19.5	-8.8%	-15.7	1.9	-5.6
10-16	201.1	204.7	3.6	1.8%	0.5	-0.4	3.4
98-16	229.6	204.7	-24.8	-10.8%	-27.9	6.5	-3.8

注：記号の定義は、(3)式による。

出所：筆者ら作成。

次に、所得要素による寄与度分解をみていこう。表 7 は、各所得要素のシェアの推移である。それぞれ、世帯人員数の平方根で等価化しており、対総所得で示している。高齢者の就労収入のシェアは、1998 年から 2004 年に低下するが、2010 年にかけて大きく上昇する。同居する非高齢者の就労収入のシェアは低下傾向にあるが、2010 年から 2016 年にかけてやや上昇に転じている。年金収入は、2010 年まで上昇し、2016 年に微減している。

表 7 各所得要素の平均値の対総所得比

指標	年	高齢者の就 労収入	非高齢者の 就労収入	年金収入	その他収入	税・社会保険 料	可処分所得
収入の内訳	1998	0.161	0.412	0.361	0.066	-0.132	0.868
	2004	0.126	0.316	0.477	0.082	-0.133	0.867
	2010	0.217	0.174	0.505	0.105	-0.153	0.847
	2016	0.172	0.229	0.496	0.104	-0.158	0.842

出所：筆者ら作成。

では、所得要素の変化が所得格差への影響をみたものが表 8 となる。格差指標は、変動係数(CV)である。各所得要素の寄与度の合計が変動係数と一致する。また、寄与率は期間ごとの変動係数の変化率を示しており、各所得要素の寄与率を合計すると変動係数の変化率となる。

高齢者の就労収入の寄与度は、1998 年から 2004 年に低下し、2004 年から 2016 年に再び高まる。同居の非高齢者の就労収入の寄与度は低下傾向にあり、寄与率でみると、1998 年から 2016 年にかけて-11.18%と最も大きく所得格差の低下に貢献している。年金収入は高齢者の所得に占める割合は高まっており、2004 年以降最も高いシェアとなっているが、各年の寄与度は小さいものとなっている。そして、その他収入の寄与度が上昇しており、所得格差を引き上げている。

表 8 所得要素の変化が所得格差へ与える影響

指標	年	高齢者の就 労収入	非高齢者の 就労収入	年金収入	その他収入	税・社会保険 料	所得計
変動係数の 寄与度 (S_f)	1998	0.406	0.387	0.041	0.113	-0.201	0.746
	2004	0.306	0.326	0.077	0.155	-0.157	0.706
	2010	0.401	0.255	0.085	0.206	-0.237	0.710
	2016	0.380	0.304	0.062	0.230	-0.237	0.738
寄与率%	98-04	-13.28%	-8.20%	4.74%	5.52%	5.83%	-5.40%
	04-10	13.44%	-10.04%	1.26%	7.22%	-11.27%	0.59%
	10-16	-3.07%	6.86%	-3.37%	3.44%	0.00%	3.87%
	98-16	-3.48%	-11.18%	2.73%	15.62%	-4.84%	-1.15%

注：S\_fは、(9)式、寄与率は(11)式による。

出所：筆者ら作成。

表 9 高齢者の等価可処分所得についての OLS 推計の係数(カッコ内標準誤差)

調査年	1998	2004	2010	2016
高齢者の就労収入	0.774 (0.006)	0.809 (0.008)	0.786 (0.006)	0.755 (0.007)
公的年金額	0.650 (0.015)	0.712 (0.012)	0.718 (0.011)	0.679 (0.013)
夫婦世帯	244.2 (41.3)	168.6 (31.5)	134.9 (28.2)	122.3 (29.3)
未婚の子と同居	1474.3 (44.4)	1256.6 (35.6)	647.2 (31.1)	1007.6 (31.4)
有配偶の子と同居	2404.6 (44.5)	2045.3 (39.2)	1423.6 (37.9)	1724.8 (43.5)
その他の世帯類型	1936.6 (46.6)	1716.1 (40.9)	787.4 (40.9)	1373.1 (45.4)
定数項	604.1 (39.1)	479.5 (30.8)	510.2 (28.2)	557.0 (29.6)
観測数	14,655	13,813	14,355	15,160
修正 R <sup>2</sup>	0.5602	0.5395	0.5832	0.522

注：1000 円単位。高齢者の就労収入と公的年金額は、世帯人員数の平方根で等価化している。世帯類型の基準カテゴリーは単身世帯である。

出所：筆者ら作成。

表 9 は、高齢者の等価可処分所得の規定要因についての最小二乗法による係数と標準誤差である。高齢者の就労収入と公的年金額は、等価可処分所得を構成する所得要素である。他の世帯員の収入は、世帯

構造の変化に帰属すると考え、説明変数としては世帯類型の変数のみを用いた。なお、世帯類型のカテゴリ変数の基準カテゴリーは単身世帯となっている。記載していないが、すべての説明変数が1%水準で有意な影響となっている。まず、高齢者の就労収入と公的年金額の係数は、毎年安定した係数を示している。世帯類型については、いずれの変数も正の値を示すが、その大きさは近年低下傾向にある。これは、最も所得の低い単身世帯の相対的な所得水準が高まっていることを示唆する。

では、この OLS 推計の結果から寄与度を算出したものが表 10 となる。sf は、「分解ルール」と呼ばれる格差指標にかかわらず各変数の寄与を示す。この sf に格差指標を掛け合わせたものが寄与度となる。ここでは、変動係数(CV)とジニ係数(GINI)による寄与度を示している。そして、各期間の変化については、表の下段に示している。

まず、上段の sf については、高齢者の就労収入の寄与が残差について大きい。表 8 でみたように公的年金は 2016 年において高齢者の収入で最も大きいシェアとなっているが、寄与率は大きくない。そして、世帯構造の寄与度は 1998 年から 2016 年にかけて低下する傾向にあることがみてとれる。

次に、下段の各調査年の変化について、sf と格差指標を掛け合わせた寄与度をみる。1998 年から 2016 年にかけて、高齢者の就労収入は、この間の格差縮小に最も大きく寄与している。その一方、この間の年金収入の変化は、格差を拡大させる方向に寄与している。また、世帯構造の変化も格差も格差を縮小させる方向に寄与している。それぞれの大きさは、高齢者の就労収入の寄与度が、世帯構造の寄与度より大きい。そして、格差を拡大させる要因である年金収入の寄与度は、絶対値でみて世帯構造や高齢者の就労収入の寄与度より小さい。そのため、残差が格差を拡大させる方向で寄与しているものの、高齢者全体での格差は縮小することとなった。

表 10 回帰分析による寄与度分解：格差指標は変動係数(CV)とジニ係数(GINI)

	sf				CV*sf				GINI*sf				
	年	1998	2004	2010	2016	1998	2004	2010	2016	1998	2004	2010	2016
高齢者の就労収入		0.421	0.351	0.444	0.389	0.314	0.248	0.315	0.287	0.150	0.120	0.149	0.132
年金収入		0.036	0.077	0.086	0.057	0.027	0.054	0.061	0.042	0.013	0.026	0.029	0.019
世帯構造		0.104	0.112	0.053	0.077	0.078	0.079	0.038	0.057	0.037	0.038	0.018	0.026
残差		0.440	0.460	0.417	0.478	0.328	0.325	0.296	0.352	0.156	0.157	0.140	0.163
計		1.000	1.000	1.000	1.000	0.746	0.706	0.710	0.738	0.356	0.342	0.335	0.340
	期間	CV*sf				GINI*sf							
		98-04	04-10	10-16	98-16	98-04	04-10	10-16	98-16				
高齢者の就労収入		-0.066	0.067	-0.029	-0.027	-0.030	0.029	-0.017	-0.017				
年金収入		0.028	0.007	-0.020	0.015	0.014	0.003	-0.010	0.007				
世帯構造		0.001	-0.041	0.019	-0.021	0.001	-0.020	0.008	-0.011				
残差		-0.003	-0.029	0.057	0.024	0.001	-0.018	0.023	0.006				
計		-0.040	0.004	0.028	-0.009	-0.014	-0.006	0.005	-0.015				

注：sfの定義は、本文中(15)式による。

出所：筆者ら作成。

## 6. おわりに

本研究は、所得要素と世帯構造の変化が高齢者の所得格差に与える影響について考察を行った。まず、本研究の使用データである国民生活基礎調査の所得票における年金額がどの程度正確であるかについて検討を行うため『老齢年金受給者実態調査』との比較検証を行った。その結果、『老齢年金受給者実態調査』で公的年金の給付額が正確に把握できていると考えられる男性の受給額は、国民生活基礎調査の受給者の受給額と近い水準にあることがわかった。

そして、所得格差の寄与度分解として三つの方法により分析を行った。まず、全体集団の格差を部分集団の格差と部分集団の構成割合に分解する方法により、世帯構造の変化が所得格差に与える影響をみた。その結果、三世同居等の減少などの世帯類型のシェアの変化そのものは、所得格差を拡大させる方向に寄与していたが、各世帯類型内の所得格差が大幅に低下したため、高齢者全体では、所得格差が縮小していることが示された。

次に、所得要素による寄与度分解の結果、この間大きく所得シェアを拡大させた年金収入が所得格差をやや拡大させているものの、同居する非高齢者の世帯員の就労収入が所得シェアを縮小させることで高齢者内での所得格差が縮小することがみてとれる。

最後に、回帰ベースの寄与度分解から、公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させる方向に寄与しているが、高齢者の就労収入の変化と世帯構造の変化による所得格差縮小の方向への寄与が大きく、全体としての所得格差が縮小していることがわかった。

## 参考文献

- 大沢真理(2014)『生活保障のガバナンス - ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣。
- 小島克久(2001)「高齢者の所得格差」『人口学研究』第 29 号、pp.43-52。
- 佐野晋平・多田隼人・山本学(2015)「世帯調査の方法と調査世帯の性質 世帯構成、年収、学歴に関する比較」『フィナンシャル・レビュー』第 122 号、pp. 4-24
- 四方理人(2009)「所得格差拡大は「みせかけ」か? - 所得格差の所得源泉別寄与度分解(1994 - 2004 年)」『社会政策研究』第 9 号。
- 四方理人(2013)「家族・就労の変化と所得格差」『季刊社会保障研究』第 49 巻第 3 号、pp326-338。
- 四方理人・田中聡一郎(2015)「高齢者の所得格差と低所得問題」西村淳編著『雇用の変容と公的年金』東洋経済新報社。
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平(2013)「高齢者の税・社会保障負担の分析 『全国消費実態調査』の個票データを用いて」『フィナンシャル・レビュー』第 115 号、pp.117-133。
- 内閣府・総務省・厚生労働省(2015)『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』  
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/kakusa/20151218kakusa.pdf>
- 山田篤裕(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研

- 究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会、第10章。
- 山田篤裕(2002)「引退期所得格差のOECD9カ国における動向1985-95年-社会保障資源配分の变化および高齢化,世帯・所得構成変化の影響」『季刊社会保障研究』38(3), pp.212-228。
- 山田篤裕(2012)「高齢期における所得格差と貧困」, 橘木俊詔『福祉+格差社会』ミネルヴァ書房、pp.147-164。
- 渡辺久里子・四方理人(2018)「日本における貧困率の推計」駒村康平編著『福祉+貧困』pp. 51-62。
- Fields, G. S. (2003). 'Accounting for income inequality and its change: a new method, with application to the distribution of earnings in the United States', *Research in Labor Economics*, Vol. 22, pp. 1-38.
- Fiorio, Carlo and Jenkins, P. Stephen. (2007). Regression-based Inequality Decomposition. Stata Users Group, United Kingdom Stata Users' Group Meetings 2007.
- Jenkins, P. Stephen (1995) "Accounting for Inequality Trends: Decomposition Analyses for the UK, 1971-86", *Economica* 62 (245).
- Mookherjee, Dilip, and Anthony F. Shorrocks. (1982). "A Decomposition Analysis of the Trend in UK Income Inequality." *Economic Journal* 92 (368):886-902.
- Shorrocks, Anthony F, (1982) "Inequality Decomposition by Factor Components." *Econometrica* 50 (1):193-211.
- , (1983) "The Impact of Income Components on the Distribution of Family Incomes." *Quarterly Journal of Economics* 98 (2):311-26.
- Yamada, Atsuhiko (2007) "Income Distribution of People of Retirement Age in Japan", *Journal of Income Distribution* 16(3-4): 31-54.

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

### 障害年金受給者の生活実態と就労状況<sup>1</sup>

研究協力者 百瀬優(流通経済大学 経済学研究科 准教授)  
研究分担者 大津唯(埼玉大学 大学院人文社会科学研究科 准教授)

#### 1. はじめに

障害年金は、公的年金の三種類の給付の中で、受給者数や給付総額が最も小さな制度である。しかしながら、受給者数 200 万人強、給付総額約 2 兆円という規模は、他の社会保障制度と比較すれば、決して小さなものではない。また、障害年金は、障害のある者が所得を確保するための手段として大きな役割を果たしており、障害者に対する所得保障という観点では、最大の規模を有する制度である。それゆえ、この制度の在り方によって、障害者の暮らしは大きな影響を受ける。一方、障害者の所得の確保に係る施策には、障害年金だけでなく、障害者雇用政策も存在しており、両者の間には一定の連携が求められる。それゆえ、この制度の在り方は、障害者雇用施策にも影響を与えうる。

こうしたことから、今後、障害年金のどの部分をどのように見直していくべきか(あるいは、見直すべきでないか)を検討することは、障害者政策上、大きな論点の一つである。その検討を行う際には、障害年金受給者の生活実態や就労状況の現状把握が必要と思われる<sup>2</sup>。しかしながら、こうした実態を把握するためのデータは十分に存在せず、これまでの研究では、データに基づく現状把握はほとんど行われてこなかった。確かに、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」によって、受給者実態の一端を伺うことができる。しかしながら、公表されている統計表からは、障害種別の受給者実態がほとんど把握できない。また、受給者の就労に影響を与える要因を明らかにすることなどもできない。

そこで、本論文では、第一に、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して、障害種別および男女別の受給者の生活実態や就労状況を明らかにする。具体的には、年金額、受給者の就労状況、介助の状況、世帯構成、世帯年収、生活保護の併給状況などが、障害種別や男女別でどの程度異なるかを確認する。特に、受給者数が急増する精神障害に基づく受給者や貧困リスクが高いと指摘される女性の受給者の特徴を明確にしたい<sup>3</sup>。第二に、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因について、性別、年齢などの個人の基本的な属性、障害の程度・種別、障害年金の受給額、家族の有無の違いに着目した多変量回帰分析を行う。

以上を通じて、障害年金や障害者雇用施策の見直しに資するデータを提供し、若干の検討を行いたい。

---

<sup>1</sup> 本研究は平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業[政策科学推進研究事業])「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の助成により実施された。

<sup>2</sup> 障害年金受給者を含む障害者の所得の状況や障害者の貧困率については、百瀬(2018a)で一定の整理を行った。

<sup>3</sup> 障害者の貧困が女性の障害者に強く表れることを指摘した論文として、臼井・瀬山(2011)が挙げられる。

## 2. 障害年金受給者の生活実態と就労状況

### (1) 使用するデータの説明

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」は、「年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的」として実施される「年金制度基礎調査」のひとつである。調査の対象は、調査年によって老齢年金受給者、障害年金受給者、遺族年金受給者に変更されており、障害年金受給者を対象とした調査は、近年では、2014年と2009年に実施されている。本論文では、主に2014年調査の結果を利用し、補助的に2009年調査の結果も利用している。

2014年調査は、2014年12月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の障害年金の受給者を調査対象とし、調査対象から無作為に抽出した23,000人を調査の客体としている。調査客体として選ばれた年金受給者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収する方法で調査が実施されている。回収数は16,844件、有効回答数は16,769件、回答率は72.9%である。「障害年金受給者実態調査」の主な調査項目は、性別、生年月日、手帳の所持状況、日常生活の状況、治療・療養・介助にかかった費用、就労状況、就労収入、世帯構成や世帯収入の状況、生活保護受給の有無などである。また、同調査の実施に際しては、日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報（障害等級、年金額、傷病名、配偶者加給対象者の有無、子の加給対象者数など）も利用されている。本論文では、同調査の個票データおよび同調査に関連して日本年金機構が提供したデータの両方を用いた。

同調査では、制度・障害等級について、「厚生年金1級」は、1級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、「厚生年金2級」は、2級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、「厚生年金3級」は、3級の障害厚生年金を受給している者、「国民年金1級」は、1級の障害基礎年金を受給している者（障害厚生年金を受給している者を除く）、「国民年金2級」は、2級の障害基礎年金を受給している者（障害厚生年金を受給している者を除く）を対象としている。なお、それぞれ昭和60年改正以前（旧法）の受給者を含んでいる。本論文での区分けもそれに従っている。

一方、傷病名については、精神障害、知的障害、呼吸器系結核、腸・腹膜の結核、骨・関節の結核、その他の結核、梅毒、脳血管疾患、視器の疾患・外傷、循環器系の疾患、じん肺症、脊柱の外傷、上肢の外傷、下肢の外傷、その他の外傷、耳の疾患・外傷、脊柱の疾患、関節の疾患、中枢神経系の疾患、呼吸器系の疾患、腎疾患、肝疾患、消化器系の疾患、血液及び造血器の疾患、糖尿病、新生物、その他の分類がある。しかしながら、精神障害、知的障害以外の傷病については、サンプルサイズが小さくなるものが多いため、本論文では、精神障害に基づく受給者を「精神障害」、知的障害に基づく受給者を「知的障害」、精神障害・知的障害以外の内部疾患・外傷・その他に基づく受給者を「身体障害」として、分析を行った。

### (2) 受給者の全般的状況

まず、2014年調査において、国民年金および厚生年金保険の障害年金受給者数を障害種別で見た場合、身体障害が88.6万人、知的障害が45.2万人、精神障害が60.5万人となり、身体障害が最も多くなっている（表1）。障害種別に受給者の年齢構成を確認した場合、身体障害では、60歳以上の高齢の受給者が多いのに対して、知的障害や精神障害では、50歳未満の相対的に若い受給者が多いことが特徴となっている（表2）。そのため、60歳未満の受給者に限定すれば、身体障害が36.5万人、知的障害が37.7万人、精神障害が44.6万人となり、身体障害が最も少なく、精神障害が最も多くなる。

次に、障害年金受給者数を障害等級別に見た場合、厚生年金1級が6.5万人（受給者全体に占める割合は3.3%）、厚生年金2級が18.7万人（9.6%）、厚生年金3級が13.3万人（6.8%）、国民年金1級が65.9万人（33.9%）、国民年金2級が89.9万人（46.3%）となっている（表1）。国民年金1級、国民年金2級の受給者、つまり、障害基礎年金のみの受給者<sup>4</sup>が多いことが分かる。この障害等級の分布は障害種別で大きく異なり、特に身体障害の受給者と比較した場合の精神障害の受給者の特徴として、受給者の中で障害厚生年金を受給している者が少ないこと、厚生年金においても国民年金においても1級に認定される受給者が少ないことの二点が指摘できる（表3）。精神障害の受給者が障害厚生年金の対象となりにくい理由として、外来の精神科初診時の年齢が20歳未満や20歳前後となり、初診日に厚生年金保険に加入していないケースが多いことが考えられる<sup>5</sup>。

2009年調査と比較した場合、全体では、受給者数は14.7万人増加している<sup>6</sup>（表1）。しかしながら、障害種別で見た場合、身体障害の受給者数は1.6万人減少している。受給者の増加は、もっぱら精神障害・知的障害で生じており、精神障害の受給者が10.5万人、知的障害の受給者が5.8万人増加している。また、障害等級で見た場合、国民年金2級の受給者が12.2万人増加しており、他の障害等級に比べて、受給者数の伸びが突出している。その一方で、国民年金1級の受給者は減少傾向にある。

表1 障害年金受給者数（障害等級別・障害種別）

単位：万人

	2009年				2014年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	90.2	39.4	50.0	179.6	88.6	45.2	60.5	194.3
厚生年金1級	5.9	0.0	0.3	6.2	6.1	0.0	0.4	6.5
厚生年金2級	10.9	0.0	5.5	16.4	11.4	0.0	7.3	18.7
厚生年金3級	7.4	0.0	5.0	12.4	7.3	0.0	6.0	13.3
国民年金1級	37.4	18.6	10.9	66.9	36.4	19.1	10.3	65.9
国民年金2級	28.5	20.8	28.4	77.7	27.4	26.1	36.5	89.9

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2014年）より筆者ら集計。

表2 障害年金受給者の年齢階級別構成割合（障害種別）

	計	29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳
計	100.0%	9.5%	14.0%	18.9%	18.7%	22.0%	16.9%
身体障害	100.0%	4.0%	6.8%	11.8%	18.5%	30.6%	28.2%
知的障害	100.0%	23.4%	24.0%	22.4%	13.4%	10.3%	6.4%

<sup>4</sup> 前述したように、「障害年金受給者実態調査」の「国民年金1級」「国民年金2級」は、障害基礎年金を受給している者で障害厚生年金を受給している者を除いた者である。それゆえ、そのほとんどが障害基礎年金のみの受給者であると考えられる。しかし、そのなかには、障害基礎年金だけでなく、障害厚生年金以外の年金、例えば、老齢厚生年金や遺族厚生年金を併給している者も含まれる。

<sup>5</sup> やや古い調査であるが、厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（2003年）によれば、外来の精神障害者の精神科初診時の年齢は、20歳未満が41.0%を占めている。

<sup>6</sup> 障害年金受給者数が増加している要因については、百瀬(2014)を参照。

精神障害	100.0%	7.0%	17.1%	26.7%	22.8%	18.1%	8.2%
------	--------	------	-------	-------	-------	-------	------

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

**表3 障害年金受給者の障害等級の分布(障害種別)**

	計	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
計	100.0%	3.3%	9.6%	6.8%	33.9%	46.3%
身体障害	100.0%	6.9%	12.9%	8.3%	41.1%	30.9%
知的障害	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.3%	57.7%
精神障害	100.0%	0.6%	12.1%	9.9%	17.1%	60.3%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

受給者の全般的な状況を男女別に見た場合、男性の受給者106.1万人に対して、女性の受給者88.2万人となっており、男性の受給者の方が多い。男性受給者と比較した場合の女性受給者の特徴として、受給者のなかで精神障害の占める割合がやや高いこと(表4)、受給者のなかで障害厚生年金を受給している者が少ないこと(表5)、70歳以上の高齢の受給者が多いこと(表6)の三点が挙げられる。障害厚生年金を受給するためには、初診日において厚生年金保険の被保険者であることが必要であるが、女性は男性に比べて厚生年金保険加入率が低いため、その要件を満たせない可能性が高い。その結果として、男性に比べて、障害基礎年金のみの受給者が多くなっている。今後、女性の就業率の上昇と厚生年金保険の適用拡大が進めば、この差は縮小していくと思われる。

**表4 障害年金受給者の障害種別受給者割合(男女別)**

	計	身体障害	知的障害	精神障害
男性	100.0%	45.7%	25.1%	29.1%
女性	100.0%	45.5%	21.0%	33.5%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

**表5 障害年金受給者の障害等級の分布(男女別)**

	計	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
男性	100.0%	4.7%	12.2%	8.2%	31.5%	43.4%
女性	100.0%	1.7%	6.5%	5.2%	36.8%	49.7%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

**表6 障害年金受給者の年齢階級別構成割合(男女別)**

	計	29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳
男性	100.0%	10.3%	14.5%	19.7%	19.7%	22.0%	13.7%
女性	100.0%	8.4%	13.4%	18.0%	17.5%	21.9%	20.8%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

### (3) 受給者の年金額

障害年金受給者の年金額<sup>7</sup>は、国民年金 1 級および国民年金 2 級では、障害種別にかかわらず、ほぼすべての受給者が 1 級であれば老齢基礎年金満額の 1.25 倍、2 級であれば老齢基礎年金満額の年金額を受け取っている（2014 年は 1 級 966,000 円、2 級 772,800 円）。ただし、子の加算がつく場合や 20 歳前傷病による障害基礎年金が所得制限により一部支給停止されている場合など、上記の金額よりも多いあるいは少ない年金額の受給者もいる。

一方で、厚生年金では、障害種別によって年金額の分布が異なる（表 7）。精神障害の受給者では、身体障害の受給者に比べて、同じ障害等級でも、年金額の低い受給者が多い。精神障害の受給者の年金額が低い理由は、身体障害の受給者に比べて、25 年を超える厚生年金保険の被保険者期間を有する者が少なく、従前所得も低い者が多いためである。また、身体障害の受給者に比べて、（年金額の加算の対象となる）有配偶率や 18 歳未満の有子率が低いことも若干影響している。

表 7 障害年金受給者の年金月額分布（障害等級別・障害種別）

		年金月額（万円）										
		～ 6	6 ～ 8	8 ～ 10	10 ～ 12	12 ～ 14	14 ～ 16	16 ～ 18	18 ～ 20	20 ～ 22	22 ～	
厚生年金 1 級	身体障害	100.0%	0.0%	0.0%	0.6%	17.6%	23.3%	21.0%	14.7%	10.8%	6.3%	5.6%
	精神障害	100.0%	0.0%	0.0%	4.3%	34.6%	23.1%	12.4%	9.7%	6.8%	3.8%	5.3%
厚生年金 2 級	身体障害	100.0%	0.0%	0.6%	21.9%	29.9%	23.7%	14.4%	6.4%	2.3%	0.6%	0.1%
	精神障害	100.0%	0.0%	1.0%	46.0%	37.7%	8.9%	4.9%	1.3%	0.2%	0.0%	0.0%
厚生年金 3 級	身体障害	100.0%	64.2%	23.5%	8.2%	2.8%	0.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害	100.0%	86.4%	11.4%	1.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

受給者の年金額を男女別に見た場合、国民年金 1 級、国民年金 2 級の年金額は基本的には男女差はない。ただし、子の加算の関係で、男性に比べて、女性の平均年金額の方が若干高い。障害種別では、身体障害では、男性の平均年金額の方が高く、知的障害や精神障害では、女性の平均年金額の方が高い。例えば、国民年金 2 級の女性の精神障害の受給者では、受給者のおよそ 1 割が子の加算を受け取っている。

一方、厚生年金では、身体障害でも精神障害でも、女性の年金額は男性に比べて低い傾向にある。例えば、厚生年金 2 級では、いずれの障害種別でも女性の年金月額は 10 万円未満に偏っている（表 8）。その一方で、男性の受給者では、特に身体障害の場合、年金月額が 12 万円以上の受給者が多くなっている。

<sup>7</sup> 「障害年金受給者実態調査」における年金月額は、障害を事由とする年金の受給額に限定されている。そのため、例えば、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給している場合、老齢厚生年金の年金額はここに含まれない。なお、2009 年調査の年金額は、20 歳前障害の場合の所得制限や他の給付との併給調整等による調整がされる前の金額である。一方、2014 年調査の年金額は、それらの調整がされた後の金額である。そのため、受給者の平均年金額などについて、経時的な比較ができない。

厚生年金で女性の年金月額が低くなるのは、同じ障害種別でも、女性の方が被保険者期間が短く、従前所得も低くなる傾向があるためである。

表8 障害年金受給者（厚生年金2級）の年金月額の分布（男女別・障害種別）

		年金月額（万円）										
		～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～	
男性	身体障害	100.0%	0.0%	0.2%	8.7%	30.7%	29.2%	18.6%	8.6%	3.1%	0.8%	0.2%
	精神障害	100.0%	0.0%	0.2%	36.1%	44.4%	10.7%	6.5%	2.0%	0.2%	0.0%	0.0%
女性	身体障害	100.0%	0.1%	1.8%	59.3%	27.7%	8.3%	2.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害	100.0%	0.0%	2.5%	62.4%	26.5%	6.1%	2.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

#### (4) 受給者の介助の状況

受給者の日常生活の介助の状況を障害種別に確認したのが表9である。前述したように、身体障害の受給者には高齢者が多いため、単純に障害種別で比較した場合、その影響を受けて、身体障害の受給者の方が何らかの介助を要する受給者の割合が高くなる可能性が高い。表9では、その影響を除去するために、集計の対象を20～59歳に限定している。その結果を見れば、身体障害でも、精神障害でも、障害等級が重くなるに従って、一部あるいは全部介助を要する受給者の割合が高くなっている。特に、同じ1級でも、国民年金1級よりも厚生年金1級の受給者で介助を要する受給者がやや多い。一方で、同じ等級であれば、日常生活の介助を要する受給者の割合は、身体障害でも精神障害でも、そこまで大きく変わらない。

表9 障害年金受給者（20～59歳）の日常生活の介助の状況（障害種別・障害等級別）

		身体障害					精神障害				
		厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
移動	一人で出来る	24.5%	72.2%	82.1%	37.5%	69.4%	24.1%	67.6%	79.6%	48.2%	70.4%
	一部介助	36.0%	22.6%	15.4%	25.4%	24.6%	37.6%	21.7%	16.0%	28.0%	21.3%
	全部介助	38.5%	3.3%	1.1%	33.2%	3.7%	31.2%	3.7%	0.8%	16.4%	3.4%
	不明	1.1%	1.9%	1.4%	4.0%	2.3%	7.1%	7.0%	3.6%	7.4%	4.9%
食事	一人で出来る	43.6%	85.5%	92.4%	50.4%	84.7%	32.1%	70.5%	82.7%	56.3%	77.2%
	一部介助	31.0%	12.2%	6.1%	20.2%	12.4%	32.5%	19.0%	12.3%	27.8%	15.9%
	全部介助	24.0%	0.9%	0.4%	25.1%	0.5%	27.7%	3.2%	1.1%	8.5%	1.9%
	不明	1.4%	1.4%	1.1%	4.2%	2.5%	7.7%	7.2%	3.9%	7.4%	5.0%
排せつ	一人で出来る	44.4%	89.2%	94.5%	51.1%	87.8%	34.5%	86.0%	93.8%	63.7%	88.1%
	一部介助	18.2%	7.6%	3.6%	13.0%	7.0%	23.0%	5.5%	2.4%	20.6%	5.9%
	全部介助	35.6%	1.8%	0.7%	32.4%	2.5%	34.0%	1.7%	0.1%	9.7%	0.9%
	不明	1.8%	1.4%	1.2%	3.5%	2.8%	8.5%	6.8%	3.8%	6.0%	5.1%
入浴	一人で出来る	29.8%	72.3%	87.9%	41.8%	74.7%	23.4%	73.9%	89.1%	49.1%	79.3%
	一部介助	22.4%	19.9%	9.1%	15.3%	18.0%	28.1%	16.7%	6.7%	26.5%	13.8%
	全部介助	46.3%	6.3%	1.6%	39.5%	4.5%	40.1%	3.0%	0.2%	18.2%	1.7%
	不明	1.5%	1.4%	1.4%	3.4%	2.8%	8.5%	6.4%	4.0%	6.2%	5.2%
着替	一人で出来る	36.6%	75.8%	87.1%	45.7%	75.9%	30.5%	79.0%	90.9%	53.3%	83.2%
	一部介助	25.0%	19.4%	11.0%	17.1%	19.2%	26.5%	12.7%	5.3%	28.6%	10.7%
	全部介助	36.7%	3.4%	0.7%	33.9%	2.7%	35.3%	1.6%	0.1%	12.1%	1.1%
	不明	1.7%	1.3%	1.2%	3.3%	2.2%	7.7%	6.6%	3.7%	6.0%	5.0%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

また、治療・療養・介助にかかる月額費用を見た場合、同じ障害等級でも、受給者間の負担額の差は大きい（表10）。ただし、障害等級が重くなるにしたがって、5万円以上の比較的高額の治療・療養・介助費を負担する受給者の割合が高くなっていく。一方、同じ障害等級であれば、身体障害でも、精神障害でも、治療・療養・介助費の分布はあまり変わらない。ただし、厚生年金1級、厚生年金2級、国民年金1級では、精神障害の受給者の方が高額の治療・療養・介助費を負担する受給者の割合が高くなる傾向がある。

少なくとも、精神障害の受給者が、身体障害の受給者に比べて、日常生活の介助を必要としないとか、治療・療養・介助に関する費用負担が軽いということはない。なお、受給者の介助の状況については、男女間での大きな差は確認できなかった。

表10 治療・療養・介助にかかる月額費用別の受給者割合（障害種別・障害等級別）

		治療・療養・介助にかかる月額費用（万円）								
		～0.5	0.5～1	1～5	5～10	10～15	15～20	20～	不明	
身体障害	厚生年金1級	100.0%	19.1%	9.6%	29.6%	19.3%	7.0%	4.1%	5.7%	5.8%
	厚生年金2級	100.0%	28.0%	14.2%	28.8%	10.7%	3.2%	2.1%	5.0%	8.0%
	厚生年金3級	100.0%	30.4%	17.6%	27.2%	8.5%	2.8%	1.8%	3.7%	7.9%
	国民年金1級	100.0%	28.5%	13.3%	25.6%	11.9%	3.8%	1.5%	3.7%	11.8%
	国民年金2級	100.0%	27.5%	15.6%	27.5%	9.5%	3.7%	1.5%	4.3%	10.4%
精神障害	厚生年金1級	100.0%	7.0%	4.1%	22.4%	32.5%	20.2%	3.1%	6.7%	4.0%
	厚生年金2級	100.0%	24.8%	18.0%	24.9%	15.1%	4.2%	1.5%	3.3%	8.1%
	厚生年金3級	100.0%	36.5%	19.3%	23.6%	7.6%	2.4%	1.1%	1.9%	7.6%
	国民年金1級	100.0%	18.1%	11.2%	26.8%	20.3%	5.5%	1.9%	6.1%	10.1%
	国民年金2級	100.0%	32.1%	16.4%	24.4%	10.4%	2.9%	1.2%	3.0%	9.5%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

#### (5) 受給者の就労状況（20～59歳）

障害年金を受給しながら働く者も少なくない。障害年金受給者の就労状況を障害種別および男女別に確認する際には、障害種別では身体障害で、性別では女性で高齢の受給者が多いため、全年齢を集計対象にした場合、この違いが就労状況に影響する。以下では、その影響を除去するために、集計の対象を20～59歳に限定している。

##### 就労率

まず、障害年金受給者の障害等級別の就労率を確認する（表11）。2014年調査では、20～59歳の障害年金受給者の39.4%が就労している。ただし、障害種別に就労率は大きく異なり、身体障害が43.4%、知的障害が52.0%、精神障害が25.7%となっている。同じ障害等級で比較しても、精神障害の受給者の就労率は身体障害に比べて低い。

また、いずれの障害種別においても、障害等級が重くなるほど、就労率は下がる。なお、同じ2級でも、精神障害の受給者では、厚生年金2級の就労率（18.7%）は国民年金2級の就労率（27.3%）よりもかなり低くなっている。

2009年調査と比較した場合、この間の障害者雇用の拡大にあわせて、いずれの障害種別でも、障害年金受給者の就労率が高まっている。

表 11 障害年金受給者（20～59歳）の就労率（障害等級別・障害種別）

	2009年				2014年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	38.1%	47.9%	18.6%	34.5%	43.4%	52.0%	25.7%	39.4%
厚生年金1級	19.6%	-	-	-	20.7%	-	-	-
厚生年金2級	42.2%	-	15.3%	30.5%	45.3%	-	18.7%	31.8%
厚生年金3級	59.6%	-	25.5%	43.4%	66.2%	-	39.8%	51.9%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	27.2%	35.2%	31.1%	11.8%	29.8%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	39.7%	49.9%	66.5%	27.3%	45.2%

注1：就労の有無が無回答のサンプルを除く。

注2：知的障害の「厚生年金1級」、「厚生年金2級」、「厚生年金3級」および精神障害の「厚生年金1級」は対象者がいない、または極めて少ないため示していない。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2014年）より筆者ら集計。

一方、受給者の就労率を男女別に比較したのが表12である。2014年調査において、20～59歳の男性の受給者の就労率が46.1%であるのに対して、女性の受給者の就労率は30.4%と低い。障害種別を揃えても同じであり、いずれの障害種別においても、女性の就労率は男性を下回る。

表 12 障害年金受給者（20～59歳）の就労率（男女別・障害種別）

	計	身体障害	知的障害	精神障害
男性	46.1%	50.2%	56.2%	32.2%
女性	30.4%	32.7%	45.4%	19.1%

注1：就労の有無が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### 就労形態

就労する障害年金受給者の就業形態は、全体として見た場合、福祉事業所等や作業所等の福祉的就労が多い（表13）。ただし、障害種別による違いが大きく、身体障害では就労する20～59歳の受給者の48.6%が常勤の会社員・公務員等で働いている。その一方で、知的障害では大半が、精神障害でも半数は福祉的就労である。精神障害では、臨時・パートの比率も3割程度と高くなっているが、就労する受給者のうち常勤で働く者の割合は1割に満たない。受給者の就労形態を2009年調査と比較した場合、前述したように就労率自体は高まっているものの、常勤で働く者の割合は僅かしか増えておらず、臨時・パート等や福祉事業所等で働く者の割合が増えていることが分かる。

なお、障害等級別に就業形態を見た場合、障害等級が軽くなるほど、常勤で働く者の割合が高まる（表14）。例えば、厚生年金3級であれば、身体障害の場合、20～59歳で就労している受給者うち65%が常勤で働いている。その一方で、同じ厚生年金3級でも、精神障害の場合は、就労している受給者のうち常勤で働く者の割合は14.6%に過ぎない。また、身体障害では、同じ2級でも、厚生年金2級の受給者で

は、国民年金 2 級の受給者よりも、常勤で働く者の割合が高い。2009 年調査でも同じ傾向が確認できている。

**表 13 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の就労形態（障害種別）**

	2009 年				2014 年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常勤	44.9%	6.6%	6.0%	21.9%	48.6%	8.5%	7.4%	22.2%
臨時・パート等	21.8%	19.5%	28.6%	22.1%	21.4%	16.7%	32.4%	22.2%
福祉事業所等	8.9%	43.8%	22.5%	25.9%	12.9%	47.0%	32.2%	31.5%
作業所等	3.9%	19.3%	23.7%	13.9%	3.7%	22.7%	17.6%	14.8%
自営業主	9.4%	0.8%	2.5%	4.6%	5.1%	0.2%	2.7%	2.5%
家族従業者	3.6%	0.8%	4.3%	2.5%	2.8%	1.0%	3.8%	2.3%
その他	7.4%	9.2%	12.5%	9.1%	5.6%	3.9%	3.9%	4.5%

注 1：就労形態が無回答のサンプルを除く。

注 2：「常勤」は常勤の会社員・公務員等、「福祉事業所等」は障害福祉サービス事業所等、「作業所等」は地域活動支援センターおよび小規模作業所。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009 年、2014 年）より筆者ら集計。

表 14 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の就労形態（障害種別・障害等級別）

		計	常勤	臨時・パート等	福祉事業所等	作業所等	自営業主	家族従業者	その他
身体障害	厚生年金 1 級	100.0%	43.0%	14.4%	10.9%	6.1%	13.8%	3.3%	8.6%
	厚生年金 2 級	100.0%	55.2%	23.2%	6.9%	3.0%	5.7%	2.6%	3.4%
	厚生年金 3 級	100.0%	65.0%	20.0%	4.1%	0.9%	3.7%	2.2%	4.1%
	国民年金 1 級	100.0%	46.2%	16.6%	18.7%	5.1%	5.0%	2.8%	5.7%
	国民年金 2 級	100.0%	39.1%	27.1%	14.7%	4.0%	4.9%	3.2%	7.1%
知的障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 3 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	国民年金 1 級	100.0%	0.9%	3.0%	60.5%	33.5%	0.0%	0.4%	1.7%
	国民年金 2 級	100.0%	11.0%	21.3%	42.5%	19.1%	0.2%	1.2%	4.6%
精神障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	100.0%	8.0%	37.5%	26.5%	14.9%	3.8%	3.8%	5.6%
	厚生年金 3 級	100.0%	14.6%	44.4%	18.6%	9.3%	3.3%	3.6%	6.3%
	国民年金 1 級	100.0%	0.0%	12.6%	47.1%	33.0%	0.0%	3.6%	3.6%
	国民年金 2 級	100.0%	5.9%	30.2%	35.4%	18.9%	2.6%	3.9%	3.1%

注 1：就労形態が無回答のサンプルを除く。

注 2：知的障害の「厚生年金 1 級」、「厚生年金 2 級」、「厚生年金 3 級」および精神障害の「厚生年金 1 級」は対象者がいない、または極めて少ないため示していない。

注 3：「常勤」は常勤の会社員・公務員等、「福祉事業所等」は障害福祉サービス事業所等、「作業所等」は地域活動支援センターおよび小規模作業所。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

就労している受給者の就業形態を男女別に確認した場合、どの障害種別でも、男性に比べて女性では、常勤で働く者や自営業主で働く者が少なく、臨時・パート等や福祉事業所等で働く者が多くなっている（表 15）。

表 15 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の就労形態（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常勤	52.8%	11.7%	8.4%	26.1%	38.5%	2.4%	5.7%	14.4%
臨時・パート等	15.7%	16.5%	31.1%	19.6%	34.8%	17.2%	34.7%	27.4%
福祉事業所等	13.1%	43.1%	32.9%	29.7%	12.3%	54.5%	31.0%	35.1%
作業所等	3.6%	23.8%	16.3%	14.6%	4.0%	20.7%	19.6%	15.3%
自営業主	6.7%	0.2%	3.7%	3.4%	1.4%	0.0%	1.1%	0.7%
家族従業者	2.8%	1.1%	3.7%	2.3%	2.8%	0.8%	3.9%	2.3%
その他	5.3%	3.6%	3.9%	4.3%	6.2%	4.5%	4.0%	4.9%

注 1：就労形態が無回答のサンプルを除く。

注 2：「常勤」は常勤の会社員・公務員等、「福祉事業所等」は障害福祉サービス事業所等、「作業所等」は地域活動支援センターおよび小規模作業所。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

### 就労時間

就労している受給者の就労時間も、障害種別により大きく異なる。身体障害では、就労する受給者の過半数が週労働時間 30 時間以上である。さらに、就労する受給者の 27.8%は週労働時間が 40 時間以上となっている。それに対して、知的障害や精神障害では、就労していても、就労時間が短い者が多い。特に精神障害では、就労する受給者の過半数が週労働時間 20 時間未満、33.9%が週労働時間 10 時間未満の短時間就労者である。精神障害で短時間就労者が多い理由として、雇用の場の問題だけでなく、就労時間が長い場合は、そもそも年金を受給できない、あるいは、有期認定の場合、支給が更新されないケースの存在を指摘できる。また、そのことを前提として、受給者が就労時間を調整している可能性も考えらえる。

2009 年調査と比べた場合、障害種別によって多少の違いはあるが、短時間就労者の多い精神障害の受給者が増えたことも影響し、受給者全体で見た場合、20 時間未満で働く者の割合が高まっている。

表 16 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の週労働時間（障害種別）

	2009 年				2014 年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10 時間未満	20.4%	21.1%	33.8%	23.1%	18.7%	22.7%	33.9%	24.1%
10 時間以上 20 時間未満	9.9%	14.3%	24.3%	14.3%	10.6%	17.8%	23.8%	16.8%
20 時間以上 30 時間未満	13.6%	32.3%	24.8%	23.4%	15.2%	32.1%	23.1%	24.1%
30 時間以上 40 時間未満	29.0%	26.5%	12.4%	25.0%	27.7%	22.6%	14.5%	22.3%
40 時間以上	27.2%	5.8%	4.7%	14.3%	27.8%	4.8%	4.8%	12.8%

注 1：週労働時間が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009 年、2014 年）より筆者ら集計。

就労時間を男女別に見た場合、どの障害種別でも、女性の就労時間は男性に比べて短い傾向がある（表 17）。特に、特に週 40 時間以上働く受給者の割合は、女性が男性を大きく下回る。

表 17 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の週労働時間（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10 時間未満	17.0%	21.1%	32.0%	22.2%	22.9%	25.7%	37.2%	27.9%
10 時間以上 20 時間未満	9.7%	17.8%	22.7%	16.0%	12.8%	17.8%	25.8%	18.4%
20 時間以上 30 時間未満	14.5%	32.5%	23.1%	23.7%	17.1%	31.5%	23.0%	24.8%
30 時間以上 40 時間未満	27.5%	22.9%	15.8%	22.9%	28.1%	21.9%	11.9%	21.2%
40 時間以上	31.3%	5.8%	6.3%	15.2%	19.2%	3.1%	2.1%	7.7%

注 1：週労働時間が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

### 就労収入

就労する受給者の年間就労収入を確認した場合、全体としては、100 万円未満となっている者が多い（表 18）。身体障害でも、就労している 20 59 歳の受給者の 35.0%が年間就労収入 100 万円未満であり、過半数が 200 万円未満である。その一方で、400 万円以上が 16.2%、500 万円以上も 8.2%存在する。知的障害や精神障害の受給者では、就労していても 95%以上が年間就労収入 200 万円未満であり、200 万円以上を得ている者はほとんどいない。

精神障害や知的障害の受給者の就労収入が身体障害に比べて低い理由として、常勤で働く者の割合が少ないことが挙げられる。しかしながら、同じ常勤で比較した場合でも、精神障害や知的障害の受給者の就労収入は身体障害に比べて低くなっていることも分かる。

2009年調査と比較した場合、年間就労収入が100万円未満である者の割合は減少傾向にあるが、大きな変化は見られない。障害年金受給者の就労率が上がる一方で、受給者の就労収入はほとんど上がっていない。

なお、障害等級別に見た場合、障害等級が軽くなるほど、就労収入の多い者の割合が高まる（表19）。ただし、精神障害の受給者では、どの障害等級で見ても、就労収入は低い方に固まっている。また、身体障害では、年間就労収入で見た場合、同じ2級であっても、厚生年金2級の受給者の方が国民年金2級の受給者よりも高い金額を得ている者が多い。2009年調査でも同じことが確認できた。

**表18 就労する障害年金受給者（20～59歳）の年間就労収入（障害種別）**

	2009年				2014年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
100万円未満	36.3%	88.8%	86.3%	67.1%	35.0%	82.7%	83.4%	66.4%
100万円以上 200万円未満	22.4%	10.7%	10.5%	15.4%	23.7%	16.4%	12.1%	17.9%
200万円以上 300万円未満	16.6%	0.5%	2.4%	7.4%	14.2%	0.6%	3.0%	5.9%
300万円以上 400万円未満	11.5%	0.0%	0.4%	4.7%	10.8%	0.1%	1.2%	4.1%
400万円以上 500万円未満	5.7%	0.0%	0.0%	2.3%	8.0%	0.1%	0.1%	2.9%
500万円以上	7.4%	0.0%	0.4%	3.1%	8.2%	0.0%	0.4%	2.9%

注1：年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2014年）より筆者ら集計。

表 19 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の年間就労収入（障害種別・障害等級別）

		計	100 万円 未満	100 万円 以上 200 万円未満	200 万円 以上 300 万円未満	300 万円 以上 400 万円未満	400 万円 以上 500 万円未満	500 万円 以上
身体 障害	厚生年金 1 級	100.0%	41.9%	17.0%	19.2%	7.2%	6.5%	8.1%
	厚生年金 2 級	100.0%	28.3%	19.6%	16.5%	11.4%	12.7%	11.4%
	厚生年金 3 級	100.0%	21.2%	18.6%	15.7%	17.3%	11.2%	15.9%
	国民年金 1 級	100.0%	39.6%	26.2%	14.8%	9.4%	5.0%	5.0%
	国民年金 2 級	100.0%	40.8%	26.8%	11.2%	8.5%	7.2%	5.4%
知的 障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 3 級	-	-	-	-	-	-	-
	国民年金 1 級	100.0%	99.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	国民年金 2 級	100.0%	77.3%	21.5%	0.8%	0.2%	0.2%	0.0%
精神 障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	100.0%	81.5%	15.4%	1.8%	1.3%	0.0%	0.0%
	厚生年金 3 級	100.0%	69.9%	22.0%	5.0%	2.0%	0.3%	0.7%
	国民年金 1 級	100.0%	97.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	国民年金 2 級	100.0%	86.1%	9.8%	2.8%	1.0%	0.0%	0.4%

注 1：年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

注 2：知的障害の「厚生年金 1 級」、「厚生年金 2 級」、「厚生年金 3 級」および精神障害の「厚生年金 1 級」は対象者がいない、または極めて少ないため示していない。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

就労する受給者の年間就労収入を男女別に比べた場合、女性の受給者では、就労収入が低い者の割合が高い（表 20）。特に、精神障害や知的障害の女性受給者では、20 59 歳で就労していても、約 9 割が年間就労収入 100 万円未満である。

表 20 就労する障害年金受給者（20～59歳）の年間就労収入（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
100万円未満	31.3%	78.1%	79.7%	61.4%	44.1%	91.6%	89.8%	76.6%
100万円以上 200万円未満	21.2%	20.7%	14.1%	19.4%	30.0%	8.0%	8.4%	14.9%
200万円以上 300万円未満	15.2%	0.7%	3.8%	6.7%	11.7%	0.4%	1.4%	4.2%
300万円以上 400万円未満	12.5%	0.2%	1.7%	5.0%	6.8%	0.0%	0.2%	2.2%
400万円以上 500万円未満	9.1%	0.2%	0.1%	3.4%	5.3%	0.0%	0.0%	1.6%
500万円以上	10.7%	0.0%	0.5%	4.0%	2.0%	0.0%	0.1%	0.6%

注1：年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

## (6) 受給者の属する世帯の状況

### 世帯人員数と世帯構成

障害年金受給者の属する世帯の世帯人員数を障害種別、男女別に見たものが表 21 である。障害種別で見えた場合、精神障害の受給者では、身体障害の受給者に比べて、単身世帯の比率がやや高く、2人世帯の比率がやや低い。また、世帯人員数の分布は、男女間であまり変わらない。

ただし、世帯の構成は障害種別や男女別で大きく異なる（表 22）。まず、精神障害や知的障害の受給者では、親（あるいは、親とそれ以外の同居者）と同居する者が多い一方で、身体障害の受給者では、配偶者（あるいは、配偶者とそれ以外の同居者）と同居する者が多い。

男女別に見た場合、女性の方が配偶者との同居率がやや高く、親との同居率がやや低い。特に精神障害では、女性の受給者の配偶者との同居率は、男性の受給者に比べて顕著に高い。また、18歳未満の子との同居率は、男性では身体障害で最も高く、女性では精神障害で最も高いという違いがある。

表 21 障害年金受給者の世帯人員数別構成割合（男女別・障害種別）

		世帯人員数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不明	
男性	計	100.0%	23.7%	27.0%	23.9%	12.6%	5.7%	3.7%	3.5%
	精神障害	100.0%	25.8%	27.3%	26.7%	11.0%	4.2%	2.0%	3.1%
	知的障害	100.0%	28.5%	13.8%	24.8%	15.3%	8.0%	4.2%	5.5%
	身体障害	100.0%	19.7%	34.1%	21.6%	12.2%	5.4%	4.5%	2.6%
女性	計	100.0%	23.3%	30.1%	22.6%	11.7%	4.8%	4.0%	3.4%
	精神障害	100.0%	23.1%	27.4%	27.4%	11.7%	4.1%	3.3%	3.1%
	知的障害	100.0%	28.7%	17.5%	22.5%	15.5%	5.9%	5.7%	4.2%
	身体障害	100.0%	21.1%	38.0%	19.0%	9.9%	4.9%	3.8%	3.3%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

表 22 障害年金受給者の属する世帯の世帯構成（男女別・障害種別）

		男性				女性				
		計	精神障害	知的障害	身体障害	計	精神障害	知的障害	身体障害	
同居者	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	本人のみ	24.4%	26.2%	29.4%	20.4%	23.9%	23.3%	29.4%	21.7%	
	配偶者のみと同居	13.0%	5.7%	0.7%	24.4%	16.4%	11.7%	2.4%	26.3%	
	子のみと同居		1.4%	1.0%	0.7%	2.0%	5.2%	5.4%	1.2%	6.9%
		18歳未満子なし	0.9%	0.4%	0.3%	1.5%	3.6%	2.5%	0.9%	5.7%
		18歳未満子あり	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	1.5%	2.8%	0.3%	1.2%
	親のみと同居	20.8%	30.8%	25.3%	12.0%	15.3%	20.7%	23.8%	7.4%	
	兄弟姉妹のみと同居	3.0%	4.1%	4.1%	1.7%	2.8%	3.0%	4.7%	1.8%	
	配偶者、子と同居		9.5%	4.3%	0.6%	17.7%	9.4%	9.4%	1.0%	13.3%
		18歳未満子なし	5.7%	1.7%	0.3%	11.2%	6.0%	4.9%	0.3%	9.5%
		18歳未満子あり	3.8%	2.6%	0.3%	6.4%	3.4%	4.5%	0.7%	3.8%
	配偶者、親と同居	1.3%	0.9%	0.3%	2.0%	1.2%	1.3%	0.4%	1.5%	
	子、親と同居		0.7%	1.0%	0.7%	0.6%	0.9%	1.6%	0.6%	0.5%
		18歳未満子なし	0.6%	0.9%	0.7%	0.4%	0.6%	1.1%	0.3%	0.2%
		18歳未満子あり	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%
	親、兄弟姉妹と同居	11.2%	13.2%	20.6%	4.8%	8.8%	10.6%	16.6%	3.9%	
	配偶者、子、親と同居		1.5%	1.0%	0.1%	2.6%	1.2%	1.2%	0.3%	1.7%
18歳未満子なし		0.9%	0.6%	0.1%	1.7%	0.7%	0.6%	0.3%	1.0%	
18歳未満子あり		0.5%	0.4%	0.0%	0.9%	0.6%	0.7%	0.0%	0.7%	
その他	9.8%	8.9%	12.0%	9.1%	11.5%	8.8%	15.6%	11.6%		
不明	3.4%	2.9%	5.5%	2.5%	3.4%	3.1%	4.1%	3.3%		

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### 世帯収入

障害年金受給者の属する世帯の主な収入を見たものが表 23 である。障害種別や性別にかかわらず、主な世帯収入として自己の年金のみを挙げる者、あるいは、自己の年金と他の収入の組み合わせを挙げる者が多い。受給者本人だけでなく、受給者の属する世帯でも、年金収入が世帯収入の大きな柱になっていることが分かる。

精神障害の受給者では、身体障害の受給者と比較した場合、年金以外の主な収入として、父母の収入や生活保護費を挙げる受給者が多く、労働収入や配偶者の収入を挙げる受給者が少ない。また、男女別に見た場合、女性の受給者では、男性の受給者に比べて、配偶者の収入が主な収入の一つになっていることが多い。

表 23 障害年金受給者の属する世帯の主な収入（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	計	精神障害	知的障害	身体障害	計	精神障害	知的障害	身体障害
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自己の労働収入	2.7%	0.5%	1.4%	4.8%	0.9%	0.4%	0.8%	1.4%
自己の年金	28.3%	24.1%	26.9%	31.7%	25.8%	22.1%	28.8%	27.2%
配偶者の収入	0.8%	0.8%	0.4%	1.1%	6.3%	6.4%	1.5%	8.4%
子供の収入	0.5%	0.2%	0.3%	0.8%	1.3%	0.4%	0.1%	2.4%
父母の収入	9.6%	11.3%	17.7%	4.0%	8.9%	9.9%	18.8%	3.6%
財産収入	0.2%	0.2%	0.0%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%
生活保護費	1.6%	3.0%	1.5%	0.8%	1.5%	1.9%	2.0%	1.0%
その他	1.8%	2.3%	2.6%	1.1%	2.6%	2.6%	3.8%	2.1%
自己の労働収入と年金	9.2%	6.4%	8.2%	11.5%	4.0%	3.3%	6.0%	3.7%
自己の労働収入と配偶者の収入	1.2%	0.4%	0.1%	2.4%	0.9%	0.5%	0.0%	1.7%
自己の労働収入と子供の収入	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
自己の年金と配偶者の収入	7.6%	4.7%	0.5%	13.4%	14.9%	12.7%	2.4%	22.3%
自己の年金と子供の収入	1.5%	0.4%	0.1%	3.1%	3.0%	1.1%	0.6%	5.4%
自己の年金と父母の収入	13.7%	21.4%	18.7%	6.1%	10.6%	15.1%	17.2%	4.3%
自己の年金と財産収入	1.0%	1.2%	0.3%	1.2%	0.5%	0.8%	0.2%	0.4%
自己の年金と生活保護費	2.9%	5.7%	1.9%	1.8%	3.9%	6.7%	3.0%	2.3%
配偶者の収入と子供の収入	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.6%	0.6%	0.0%	1.0%
その他の組み合わせ	7.7%	9.3%	8.5%	6.2%	6.4%	7.8%	6.9%	5.1%
不明	9.3%	8.0%	11.1%	9.2%	7.5%	7.6%	7.9%	7.2%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

身体障害と精神障害の受給者について、受給者の属する世帯の年間収入額を障害等級別に見たものが表 24 である。いずれの障害種別においても、厚生年金では障害等級が軽くなるほど、国民年金では障害等級が重くなるほど、世帯収入の少ない世帯の割合が高まる傾向がある。ただし、身体障害の厚生年金 3 級の受給者では、世帯収入の多い世帯も少なくない。

一方、同じ障害等級で比べた場合、明らかに精神障害の受給者の属する世帯の方が、世帯収入が低くなる傾向がある。特に、精神障害の厚生年金 3 級や国民年金 1 級で世帯年収が 100 万円未満の極めて低収入の世帯が多い。

世帯収入を男女別に見た場合、身体障害の受給者では、女性の受給者で世帯年収 100 万円未満が多いという違いはある<sup>8</sup>が、男女間で世帯年収の分布に大きな違いはない（表 25）。これまで確認してきたよ

<sup>8</sup> 女性の身体障害の受給者において、世帯年収 100 万円未満が多いのは、女性の身体障害の受給者の 22.4% が 75 歳以上であることが影響していると考えられる。

うに、受給者本人の年金額や就労収入は男性に比べて女性の方が明らかに低い。にもかかわらず、世帯年収で見た場合、男女間の差がほとんど観察されないのは、女性の受給者の属する世帯では、配偶者を中心に他の世帯員の収入が男性の受給者の属する世帯に比べて多いためと考えられる。

表 24 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額（障害種別・障害等級別）

		世帯の年間収入額（万円）									
		～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～600	600～800	800～	不明	
身体障害	厚生年金1級	100.0%	4.7%	29.7%	26.4%	15.2%	7.9%	4.3%	3.9%	2.0%	6.0%
	厚生年金2級	100.0%	7.6%	32.6%	20.6%	12.6%	8.1%	6.2%	3.9%	4.0%	4.4%
	厚生年金3級	100.0%	14.9%	18.7%	15.4%	15.4%	10.1%	7.2%	6.6%	6.8%	5.0%
	国民年金1級	100.0%	26.0%	25.5%	16.4%	9.6%	4.7%	4.2%	2.9%	2.2%	8.5%
	国民年金2級	100.0%	18.7%	26.5%	20.0%	9.9%	7.6%	3.7%	4.0%	2.2%	7.5%
精神障害	厚生年金1級	100.0%	14.8%	32.6%	23.1%	13.5%	3.9%	3.7%	1.1%	0.5%	6.8%
	厚生年金2級	100.0%	14.2%	42.8%	18.1%	9.3%	5.2%	3.0%	1.4%	1.1%	5.0%
	厚生年金3級	100.0%	30.3%	28.9%	17.3%	8.4%	4.2%	1.9%	1.9%	0.9%	6.1%
	国民年金1級	100.0%	36.9%	19.8%	15.4%	8.5%	4.5%	1.6%	2.1%	1.1%	10.1%
	国民年金2級	100.0%	26.9%	25.9%	15.6%	9.9%	5.9%	2.7%	2.3%	1.7%	8.9%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

表 25 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額（男女別・障害種別）

		世帯の年間収入額（万円）									
		～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～600	600～800	800～	不明	
男性	計	100.0%	23.7%	26.6%	16.4%	10.2%	5.5%	3.8%	3.3%	2.8%	7.8%
	身体障害	100.0%	16.3%	28.2%	19.0%	11.7%	6.2%	5.0%	3.7%	3.3%	6.5%
	知的障害	100.0%	32.9%	19.2%	12.3%	9.3%	5.3%	3.7%	3.9%	3.5%	9.9%
	精神障害	100.0%	27.3%	30.4%	16.0%	8.6%	4.4%	1.9%	2.0%	1.4%	8.0%
女性	計	100.0%	26.4%	23.4%	16.4%	10.0%	6.3%	3.6%	3.0%	2.1%	8.8%
	身体障害	100.0%	22.3%	24.3%	18.2%	10.0%	7.3%	3.9%	3.8%	2.1%	8.1%
	知的障害	100.0%	33.8%	20.4%	12.8%	9.2%	3.8%	3.6%	2.8%	3.1%	10.6%
	精神障害	100.0%	27.5%	23.9%	16.2%	10.4%	6.4%	3.2%	2.2%	1.5%	8.7%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### (7) 生活保護併給と相対的貧困の状況

障害年金を受給している場合でも、最低限度の生活を営めない場合は、生活保護を併給することが可能である。障害年金受給者の生活保護の受給状況を障害種別、障害等級別に見た場合、いずれの障害種別でも、障害等級が軽くなるほど、生活保護との併給者が多くなる（表 26）。また、同じ障害等級で比べた場

合、身体障害や知的障害の受給者よりも、精神障害の受給者で生活保護との併給が多い。特に、精神障害で厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者は、少なくとも、その 12-13%が生活保護を併給している。なお、生活保護の併給状況については、男女間でほとんど差は見られなかった。

表 26 障害年金受給者の生活保護の受給状況

		生活保護を受けている	生活保護を受けていない	不明
身体障害	厚生年金 1 級	1.1%	96.0%	2.9%
	厚生年金 2 級	2.7%	95.2%	2.1%
	厚生年金 3 級	5.3%	93.0%	1.7%
	国民年金 1 級	3.9%	92.4%	3.7%
	国民年金 2 級	4.5%	93.0%	2.6%
知的障害	国民年金 1 級	2.5%	92.2%	5.3%
	国民年金 2 級	8.2%	88.5%	3.2%
精神障害	厚生年金 1 級	2.2%	93.6%	4.2%
	厚生年金 2 級	6.4%	90.3%	3.3%
	厚生年金 3 級	12.3%	85.9%	1.7%
	国民年金 1 級	5.8%	88.9%	5.3%
	国民年金 2 級	13.0%	83.7%	3.3%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014 年)より筆者ら集計。

最後に、障害年金受給者の貧困の状況を確認したい。貧困の状況を確認する方法として、可処分所得ベースの相対的貧困率を推計する方法がある。しかし、「障害年金受給者実態調査」で入手できるデータは、世帯の可処分所得ではなく、世帯の年間収入である。また、この世帯収入についても、正確な金額ではなく、自己申告の大まかな数値でしか分からない。そのため、相対的貧困率の推計は不可能であるが、本稿では、可処分所得ベースの貧困線を参考にして、単身世帯で世帯収入 100 万円未満、2 人世帯で 150 万円未満、3 人世帯～5 人世帯で 200 万円未満、6 人以上世帯で 300 万円未満の世帯を貧困状態にあると捉え、そうした貧困状態にある者の割合を(疑似)貧困率と定義し、推計を行った。その結果が表 27 である。

この結果を見る限り、障害年金受給者全体では、貧困状態にあると思われるものは 40.6%に達する。貧困状態にあり、かつ、生活保護を併給する受給者が 3.7%いるため、貧困状態にあると思われる年金受給者のうち、1 割は生活保護を同時に受給している。しかし、その多くは、生活保護を受けずに、非常に低い世帯収入で家計をやりくりしていると考えられる。特に、精神障害や知的障害の受給者、65 歳以上の受給者が貧困状態に陥りやすくなっている。そのなかでも、厚生年金 3 級や国民年金の精神障害の受給者、45 歳以上の知的障害の受給者の(疑似)貧困率は極めて高い。前者については、精神障害者の年金額の低さと就労の困難さ、後者については、知的障害者の親なき後問題を端的に示したものと言える。

表 27 障害年金受給者の（疑似）貧困率と生活保護の受給状況

		（疑似）貧困率				貧困状態かつ生活保護併給の割合			
		身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	計	34.0%	48.0%	45.1%	40.6%	1.9%	4.2%	6.0%	3.7%
	20～44歳	25.9%	38.3%	36.1%	34.7%	0.7%	3.0%	3.7%	2.7%
	45～64歳	31.0%	61.8%	48.2%	42.2%	2.5%	5.3%	7.2%	4.6%
	65歳以上	40.1%	68.0%	59.1%	45.9%	1.7%	8.6%	8.7%	3.6%
厚生年金 1級	計	16.8%	-	28.6%	17.5%	0.5%	-	1.5%	0.6%
	20～44歳	13.8%	-	28.0%	14.9%	0.0%	-	2.5%	0.2%
	45～64歳	16.9%	-	28.4%	17.6%	0.5%	-	0.5%	0.5%
	65歳以上	17.3%	-	29.1%	17.9%	0.7%	-	2.5%	0.8%
厚生年金 2級	計	22.2%	-	34.7%	27.0%	0.9%	-	2.7%	1.6%
	20～44歳	21.2%	-	31.7%	28.2%	0.0%	-	2.7%	1.8%
	45～64歳	21.6%	-	33.6%	26.2%	1.1%	-	2.1%	1.5%
	65歳以上	23.4%	-	45.9%	28.2%	0.6%	-	5.2%	1.5%
厚生年金 3級	計	25.5%	-	50.1%	36.5%	2.7%	-	7.4%	4.8%
	20～44歳	17.9%	-	45.2%	36.8%	0.7%	-	5.5%	4.0%
	45～64歳	23.1%	-	51.9%	34.3%	2.2%	-	8.2%	4.6%
	65歳以上	43.5%	-	64.9%	48.5%	6.4%	-	12.0%	7.7%
国民年金 1級	計	42.2%	51.2%	53.6%	46.5%	2.0%	2.1%	4.2%	2.3%
	20～44歳	29.0%	39.6%	41.0%	35.9%	1.0%	0.2%	1.3%	0.6%
	45～64歳	44.1%	66.5%	58.2%	52.4%	2.8%	2.3%	6.7%	3.4%
	65歳以上	46.9%	69.0%	59.7%	51.1%	1.8%	9.6%	3.7%	2.9%
国民年金 2級	計	34.7%	45.6%	44.2%	41.7%	2.3%	5.8%	7.1%	5.2%
	20～44歳	25.2%	37.5%	34.5%	34.7%	0.6%	4.8%	4.0%	3.9%
	45～64歳	31.2%	58.3%	49.1%	45.8%	3.7%	7.6%	8.5%	6.9%
	65歳以上	40.5%	66.9%	62.3%	48.1%	1.8%	7.4%	13.2%	4.9%

注1：世帯総収入、世帯人員数、生活保護の受給状況のいずれかが無回答の場合を除いたサンプルで集計。

注2：貧困状態や（疑似）貧困率の定義は本文参照。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### 3．障害年金受給者の就労状況に関する回帰分析

本節では、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因について、性別、年齢などの個人の基本的な属性、障害の程度・種別、障害年金の受給額、家族の有無の違いに着目した多変量回帰分析を行う。特に、年金額が就労状況に与える影響を検証する。

#### (1) 分析に用いるデータ

本節の分析に用いるデータは、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)の個票データである<sup>9</sup>。分析対象は、20～59歳の身体障害(1～3級)および精神障害(2級、3級)の障害厚生年金受給者である。本節の分析は年金額が就労状況に及ぼす影響を明らかにすることが主眼であるため、受給額がほぼ一定である障害基礎年金のみの受給者<sup>10</sup>は分析対象から除外している。また、知的障害の障害厚生年金受給者および精神障害の1級の厚生年金受給者は、サンプルにほぼ、あるいは全く含まれていないため、分析対象から除外している。

また、以下の客体はサンプルから除外している<sup>11</sup>。

就労の有無が無回答の場合

就労しているが年間就労収入額が無回答の場合

移動介助の必要度に関する設問が無回答の場合

最終的なサンプルの大きさは4,711である。

#### (2) 推定モデル

推定するモデルは、サンプルセレクションを考慮した順序プロビットモデル(ordered probit model with sample selection)である。このモデルは、アウトカムが順序変数であり、かつセレクション・バイアスが存在する場合に適したものである<sup>12</sup>。今回用いたデータセットでは就労収入が順序変数であることから<sup>13</sup>、また、就労収入は就労している場合にのみ観察される変数であり、就労の有無によるセレクション・バイアスが生じることが予想されることから<sup>14</sup>、このモデルを採用した。

---

<sup>9</sup> 「障害年金受給者実態調査」では、2009年調査と2014年調査で障害年金受給額の定義が異なるため、本節の分析では2014年のデータのみを用いる。

<sup>10</sup> 子の人数に応じた加算や、20歳前障害で基準以上の所得がある場合の減額措置、他の種類の年金との併給調整による減額措置がある。しかし、こうした加算や減額の対象となるのは20～59歳の障害基礎年金のみ受給者のうち5.4%に過ぎない。

<sup>11</sup> これにより、分析対象サンプル(20～59歳の身体障害(1～3級)および精神障害(2級、3級)の障害厚生年金受給者)から6.2%の客体が除外される。

<sup>12</sup> サンプルセレクションを考慮した順序プロビットモデル(ordered probit model with sample selection)の詳細な説明は、De Luca and Perotti (2011)を参照されたい。

<sup>13</sup> 「障害年金受給者実態調査」では、就労収入に関する設問がカテゴリーからの選択式である。

<sup>14</sup> なお、実際にセレクション・バイアスがあるかどうかは、逆ミルズ比 $\rho$ を用いて判断することができる。 $\rho = 0$ であるという仮説が棄却された場合に、セレクション・バイアスがあると判断できる。なお、推定結果からは、全体の分析と身体障害のみの分析においては $\rho = 0$ であるという仮説が棄却され、実際にセレクシ

なお、推定に際しては、障害等級、年齢階級、男女別に回収率に応じた重み付けがなされている。また、推定はサンプル全体を用いた分析の他、身体障害のみ、精神障害のみの分析もそれぞれ行った。

回帰分析に用いた変数の定義は表 28、基本統計量は表 29 に示している。

表 28 変数の定義

変数名	定義
就労有無	就労 = 1、非就労 = 0 のダミー変数。
年間就労収入階級	1 年間の就労収入の順序変数。 「1」: 100 万円未満 「2」: 100 万円以上 200 万円未満 「3」: 200 万円以上 300 万円未満 「4」: 300 万円以上 400 万円未満 「5」: 400 万円以上 500 万円未満 「6」: 500 万円以上
障害年金受給額 (万円)	1 年間の障害年金受給額。
精神障害ダミー	精神障害 = 1、身体障害 = 0 のダミー変数。
障害年金の等級	2 級の基準としたカテゴリー変数。
年齢	調査客体の年齢。
女性ダミー	女性 = 1、男性 = 0 のダミー変数。
有配偶ダミー	配偶者あり = 1、配偶者なし = 0 のダミー変数。
同居親有りダミー	同居の親あり = 1、その他 = 0 のダミー変数。
子ありダミー	18 歳未満の子あり = 1、なし = 0 のダミー変数。
移動介助の必要ダミー	移動介助が必要 = 1、移動介助が不要 = 0 のダミー変数。

ン・バイアスがあると判断できるが、精神障害のみの分析においてはこの仮説が棄却されず、セレクション・バイアスがあるとはいえない推定結果となっている。

表 29 基本統計量

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
就労の有無	4,711	0.36	0.48	0	1
年間就労収入階級	1,695	2.36	1.63	1	6
障害年金受給額（万円）	4,711	103.98	42.80	58.0	273.3
精神障害ダミー	4,711	0.42	0.49	0	1
障害年金の等級（基準：2級）					
1級	4,711	0.21	0.41	0	1
3級	4,711	0.44	0.50	0	1
年齢	4,711	48.40	7.99	23	59
女性ダミー	4,711	0.49	0.50	0	1
有配偶ダミー	4,711	0.40	0.49	0	1
女性ダミー×有配偶ダミー	4,711	0.18	0.39	0	1
同居親ありダミー	4,711	0.39	0.49	0	1
子ありダミー	4,711	0.17	0.37	0	1
移動介助の必要ダミー	4,711	0.34	0.47	0	1

### (3) 推定結果

推定結果の一覧は表 30 に示している。

#### 第 1 段階（就労の有無に関する二値変数を被説明変数とする式）の推定結果

まず、障害年金受給額については、就労率に対する有意な影響が観察されなかった。次に、障害の種類や程度については、精神障害は身体障害よりも、また障害の等級が上がるほど、就労率は有意に低くなることが観察された。年齢の係数は有意に負であり、年齢が上がるほど就労率は下がるということが観察された。

また、性別および配偶者の有無の影響についてみると、女性ダミーの係数は有意でなく、有配偶ダミーの係数は有意に正、女性ダミーと有配偶者ダミーの交差項は有意に負であると推定された。ここから、単身者では男女間の就労率の有意差が観察されない一方、既婚者では女性が男性よりも有意に就労率が低いことが分かる。また、男性は既婚者の方が単身者より有意に就労率が高い一方、女性は既婚者の方が単身者より就労率が低い（有配偶者ダミーと女性ダミー×有配偶ダミーの係数の合計が-0.52～-0.22）と言える。

その他、同居の親がいる場合には就労率が有意に低下すること（精神障害のみの推定では有意でない）が確認された。18歳未満の子がいることについては、就労率に対する有意な影響が観察されなかった。

#### 第 2 段階（就労収入に関する順序変数を被説明変数とする式）の推定結果

まず、障害年金受給額の係数は有意に正であることが推定され、障害年金受給額が高いほど就労収入も高いことが観察された。次に、障害の種類や程度については、精神障害は身体障害よりも、また障害の等級が上がるほど、就労収入は有意に低いことが観察された。年齢の有意な影響は観察されなかった。

また、性別および配偶者の有無の影響については、女性ダミーの係数が有意に負、有配偶ダミーの係数

が有意に正(ただし、精神障害のみの推定では有意でない)、女性ダミーと有配偶者ダミーの交差項の係数は有意でない。ここから、配偶者の有無によらず男性より女性の方が就労収入が低いこと、男女ともに有配偶者の方が就労収入が多いことが分かる。ただし、有配偶女性の就労率が低いため有配偶者女性の特徴が十分に観察されていない可能性も考えられる。また、精神障害のみの分析では、配偶者の有無による就労収入の違いは観察されなかった。

その他、同居の親や18歳未満の子がいることについては、就労率に対する有意な影響が観察されなかった。ただし、精神障害のみの推定では、18歳未満の子がいる場合に就労収入が有意に高いことが観察された。

なお、推定結果に基づいて障害年金受給額の就労収入に対する平均限界効果を推定したところ、次の結果が得られた(図1)。まず、全体の推定では、障害年金受給額が1万円上がると年間就労収入が「100万円未満」である確率は0.5%低下する一方、「300万円以上400万円未満」である確率は0.1%、「400万円以上500万円未満」である確率も0.1%、「500万円以上」である確率は0.3%上昇すると推定された。

また、身体障害のみの推定では、障害年金受給額が1万円上がると年間就労収入が「100万円未満」である確率が0.4%、「100万円以上200万円未満」である確率が0.1%低下する一方、「400万円以上500万円未満」である確率は0.1%、「500万円以上」である確率は0.4%上昇すると推定された。

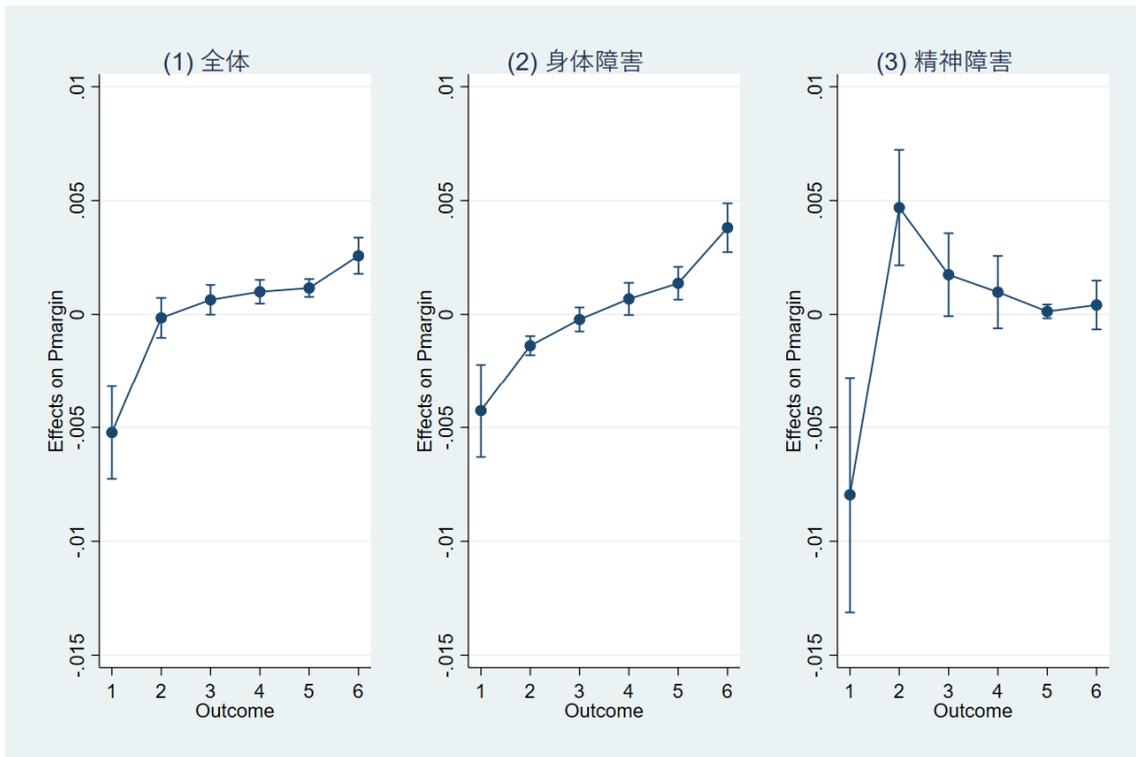
精神障害のみの推定では、障害年金受給額が1万円上がると年間就労収入が「100万円未満」である確率が0.1%低下する一方、「100万円以上200万円未満」である確率は0.5%上昇すると推定された。なお、「200万円以上300万円未満」、「300万円以上400万円未満」、「400万円以上500万円未満」、「500万円以上」である確率に対する障害年金受給額の有意な影響は観察されなかったが、これは精神障害の場合に年間就労収入が200万円以上であるケースがかなり少ないためであると考えられる。

表 30 推定結果

	全体	身体障害	精神障害		全体	身体障害	精神障害
【第1段階】被説明変数：就労の有無				【第2段階】被説明変数：年間就労収入階級			
障害年金受給額（万円）	0.000	0.001	-0.004	障害年金受給額（万円）	0.017 ***	0.016 ***	0.026 ***
	[0.002]	[0.002]	[0.004]		[0.003]	[0.003]	[0.008]
精神障害ダミー	-0.698 ***			精神障害ダミー	-0.934 ***		
	[0.053]				[0.151]		
障害年金の等級（基準：2級）				障害年金の等級（基準：2級）			
1級	-0.404 ***	-0.384 ***		1級	-0.610 **	-0.584 **	
	[0.092]	[0.103]			[0.219]	[0.199]	
3級	0.530 ***	0.586 ***	0.397 +	3級	1.197 ***	1.168 ***	1.911 **
	[0.110]	[0.134]	[0.230]		[0.322]	[0.290]	[0.586]
年齢	-0.023 ***	-0.033 ***	-0.014 **	年齢	-0.001	0.002	-0.011
	[0.003]	[0.005]	[0.004]		[0.004]	[0.005]	[0.008]
女性ダミー	0.019	0.060	-0.015	女性ダミー	-0.261 **	-0.198 +	-0.439 ***
	[0.057]	[0.090]	[0.074]		[0.081]	[0.115]	[0.132]
有配偶ダミー	0.604 ***	0.741 ***	0.362 **	有配偶ダミー	0.271 *	0.336 **	0.109
	[0.070]	[0.089]	[0.126]		[0.127]	[0.129]	[0.199]
女性ダミー × 有配偶ダミー	-0.949 ***	-0.957 ***	-0.884 ***	女性ダミー × 有配偶ダミー	-0.113	-0.204	-0.276
	[0.091]	[0.125]	[0.152]		[0.193]	[0.200]	[0.383]
同居親ありダミー	-0.105 *	-0.116 +	-0.108	同居親ありダミー	-0.078	-0.072	-0.156
	[0.050]	[0.070]	[0.073]		[0.066]	[0.080]	[0.127]
子ありダミー	0.096	0.095	0.043	子ありダミー	0.113	0.073	0.426 *
	[0.067]	[0.086]	[0.115]		[0.102]	[0.115]	[0.174]
移動介助の必要ダミー	-0.707 ***	-0.931 ***	-0.375 ***	N	1,695	1,110	585
	[0.058]	[0.074]	[0.084]				
定数項	1.053 ***	1.331 ***	0.336				
	[0.249]	[0.308]	[0.457]				
cut1	1.327 *	1.435 **	3.188 **				
	[0.566]	[0.551]	[1.111]				
cut2	1.958 **	1.986 ***	4.186 ***				
	[0.597]	[0.570]	[1.140]				
cut3	2.407 ***	2.443 ***	4.698 ***				
	[0.622]	[0.588]	[1.154]				
cut4	2.836 ***	2.878 ***	5.240 ***				
	[0.649]	[0.608]	[1.219]				
cut5	3.285 ***	3.349 ***	5.369 ***				
	[0.676]	[0.629]	[1.257]				
逆ミルズ比	-0.512 *	-0.476 **	-0.159				
	[0.217]	[0.175]	[0.409]				
N	4,711	2,716	1,995				

（注）有意水準：+ 0.1 \* 0.05 \*\* 0.01 \*\*\* 0.001。括弧内は標準誤差。

図1 障害年金受給額の平均限界効果



#### 4. おわりに

本稿では、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して、障害年金受給者の生活実態と就労状況を確認してきた。主な結果は以下のようにまとめられる。

##### 障害年金と貧困

多くの受給者世帯において、障害年金は収入の柱の一つになっており、その存在は、受給者が貧困状態に陥ることを防いでいる。しかしながら、全般的に見て、障害年金を受給していても、貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。特に、精神障害の受給者や知的障害の受給者は、年金額も就労収入も低くなりやすいため、その傾向が顕著に見られた。

##### 精神障害による障害年金受給者の特徴

障害年金受給者数は全体として増加しているものの、身体障害による受給者は減少傾向にあり、精神障害による受給者の増加が全体の増加を牽引している。障害等級では、国民年金2級の受給者の伸びが目立つ。

同じ受給者であっても、精神障害と身体障害の受給者では、受給者実態が大きく異なっている。精神障害の受給者では、障害厚生年金を受給している者が少なく、厚生年金でも国民年金でも1級に認定される者が少ない。そのため、身体障害の受給者に比べて、年金額が低い者が多い。さらに、厚生年金では、同じ障害等級であっても、身体障害の受給者よりも、年金額が低くなる傾向がある。また、高齢の受給者が大半を占める身体障害と比べて、精神障害では50歳未満の比較的若い受給者が多い。しかしながら、

精神障害による受給者の就労率は低く、働いている場合も常勤で働く者が少なく、就労時間も短く、就労収入も低くなっている。その一方で、日常生活の介助の状況や治療・療養・介助にかかる費用については、障害種別による大きな違いは見られなかった。精神障害の受給者であっても、身体障害の受給者と同じように、日常生活の介助やそのための経費を要している。

受給者の属する世帯の構成では、精神障害では、身体障害に比べて、単身者の比率がやや高く、同居者がいる場合は、配偶者よりも、親（あるいは、親とそれ以外の同居者）と同居する者が多い。受給者世帯の収入の中心は年金であるが、精神障害の受給者がいる世帯では、年金以外の世帯収入として、（就労収入や配偶者の収入よりも）父母の収入や生活保護費が主な収入となることが多い。それでも、精神障害の受給者のいる世帯の収入は、身体障害の受給者のいる世帯に比べて、明らかに低い。結果として、精神障害による受給者では、貧困状態に陥っている者が多く、生活保護との併給率も高くなっている。

### 女性の障害年金受給者の特徴

障害年金受給者の45%を占める女性の受給者は、男性の受給者に比べて、障害厚生年金の受給者が少ない。また、障害厚生年金を受給している場合でも、年金月額が低くなる傾向がある。

また、就労状況については、男性に比べて、女性の受給者の就労率は低く、働いている場合も常勤で働く者が少なく、就労時間も短く、就労収入も低くなっている。特に、精神障害や知的障害の女性の受給者では、就労していても、そのほとんどが年間就労収入100万円未満である。

就労状況の男女差について、配偶状況を考慮した場合、単身者では、就労の有無に関する男女差が明確でないのに対して、既婚者では、女性の就労率が男性よりも有意に低くなっている。また、男性では、既婚者の方が単身者よりも就労率が高いが、女性では、既婚者の方が単身者よりも就労率が低い。その一方で、就労収入については、単身者でも既婚者でも、男性の方が女性よりも高くなっている。

年金月額や就労状況では、上記のような男女差が存在するのに対して、受給者の介助の状況については明確な男女差は確認できなかった。年金額で見ても、就労状況で見ても、男女差が大きく、女性の受給者の方が貧困状態に陥りやすいように思われる。しかし、実際には、受給者の属する世帯の収入を見る限り、明確な男女差は確認できなかった。生活保護の併給状況も男性と女性で大きな違いはない。その理由は、女性の受給者では、配偶者の収入が世帯の主な収入の一つになっているケースが多く、配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためである。それゆえに、女性の障害年金受給者では、配偶者の収入に期待できない場合、あるいは、期待できなくなった場合に、貧困状態に陥りやすくなると考えられる。

### 障害等級別の受給者の就労状況

すべての障害種別において、障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、常勤雇用で働く者や就労収入の高い者の割合が増加することが確認できた。特に、厚生年金3級では、20～59歳の受給者のうち51.9%が就労している。

1985年年金改正では、障害年金の改善が図られる一方で、働いている人が多いという理由で、3級の給付水準だけが大幅に削減されている<sup>15</sup>。確かに、身体障害の厚生年金3級の受給者だけを見れば、就労率も高く、常勤で働く者や高い就労収入を得ている者も少なくない。しかしながら、1985年改正当時と

<sup>15</sup> 1985年改正で障害厚生年金3級の給付水準が削減された経緯については、百瀬(2018b)を参照。

現在では、障害年金受給者の障害種別は大きく変わっており、精神障害の受給者が増加している。精神障害の受給者では、厚生年金 3 級であっても、就労率は低く、就労している場合でも、常勤以外で働く者や就労収入が低い者が圧倒的に多い。そのため、精神障害では、年金受給者のなかでは障害の程度が軽いとされる厚生年金 3 級の受給者が最も生活困窮に陥りやすくなっている。

### 身体障害による障害年金受給者の年金額と就労収入

身体障害の受給者について、厚生年金 2 級と国民年金 2 級を比較した場合、日常生活の介助の状況はほとんど変わらないにもかかわらず、同じ障害等級 2 級であっても、就労状況が大きく異なる。厚生年金 2 級の受給者で就労している者は、国民年金 2 級の受給者で就労している者に比べて、常勤で働く者の割合が高く、就労収入の多い者の割合も高い。厚生年金 2 級の受給者は、年金受給前に被用者としての就労経験がある一方で、国民年金 2 級の受給者は、年金受給前に被用者としての就労経験がない者が多い。その差が、トータルでの年金額に差をもたらすだけでなく、受給後の就労収入にも影響をもたらしている可能性が考えられる。

また、厚生年金の受給者では、就労時の収入が高かった者ほど、年金額が高くなるが、特に身体障害の場合、年金額が高い者ほど、就労収入も高くなりやすい。障害状態に至る前に就労収入が高かったものは、学歴や職業スキルなどが高い者が多く、そのために、障害状態に至った後も、高収入を得られる可能性が高い。結果として、年金額も低く、就労収入も低いという受給者が存在する一方で、高額の年金を受給しながら、高い就労収入を得る受給者が生じている。

### 参考文献

De Luca, G., and V. Perotti. 2011. Estimation of ordered response models with sample selection. *Stata Journal* 11: 213-239.

臼井久実子・瀬山紀子(2011)「障害女性の貧困から見えるもの」松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社.

百瀬優(2014)「なぜ障害年金の受給者は増加しているのか？」『早稲田商學』第 439 号,461-476 頁.

百瀬優(2018a)「障害者と貧困」駒村康平編『貧困(福祉+)』ミネルヴァ書房.

百瀬優(2018b)「障害年金の給付水準」『社会保障法』第 33 号,101-114 頁.

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

**国民年金第3号被保険者の実態**

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)  
研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)  
研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

**1. はじめに**

**(1)背景と目的**

国民年金第3号被保険者制度は、女性の年金権確立を目的として 1985 年に導入されたが、女性就労の進展や、共働き世帯や未婚率の上昇といった経済・社会環境の変化を背景として、制度の必要性や公平性について様々な意見がある。また、今後さらなる女性の就労が期待される中で、女性の就労を阻害する制度的要因となっているとの指摘も根強い。

こうした状況を踏まえ、年金制度改革に向けた最近の議論においては、この国民年金第3号被保険者制度については縮小の方向が打ち出されており、一定以上就労する国民年金第3号被保険者については厚生年金の適用拡大が進められている一方、それ以外の者については制度見直しの要否や見直す場合の方法について意見の集約が進んでいない。

上記の背景を踏まえ、本分析では、今後の国民年金第3号被保険者制度の在り方を議論する上で基礎的なデータを提供するため、国民年金第3号被保険者本人およびその者が属する世帯の状況を明らかにする。

**(2)集計・分析の方針と使用データ**

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成 28 年)の調査票情報を独自に集計した。

「2.(1)家庭環境」においては、年齢階級別に、配偶者の所得の状況、子や親の状況等について集計を行っている。また、「2.(2)就労に関する状況」においては、年齢階級及び末子の年齢階級別に、仕事の有無、収入を伴う仕事をしている場合の就業形態、労働時間、所得、更に仕事をしていない場合の就労希望等について集計を行っている。

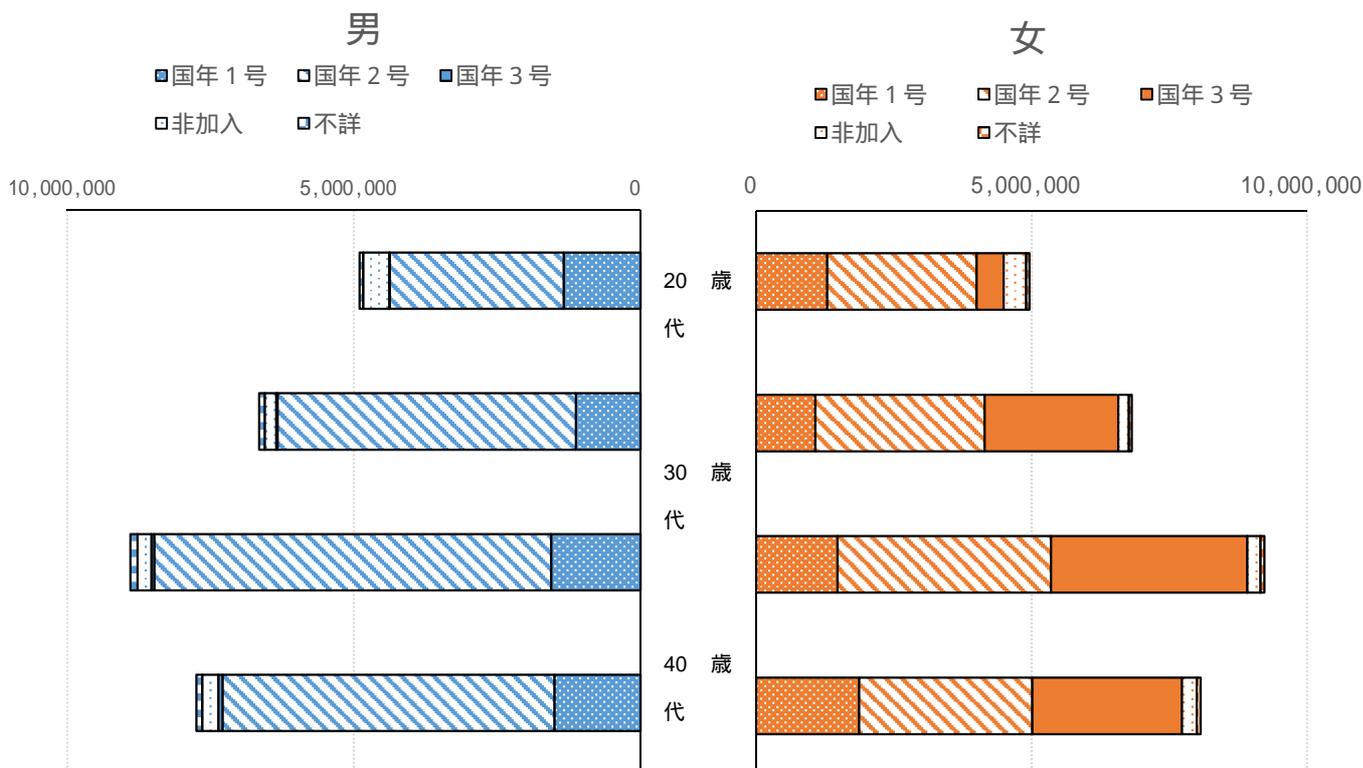
なお、各集計においては、国民年金第3号被保険者の特徴を明らかにするため、必要に応じて、国民年金第1号及び第2号被保険者の女性についても同様の集計を行った。

## 2. 分析結果

集計客体の特徴を確認するために、性別・年齢階級別に公的年金の加入状況をみた(図表1)。男性はいずれの年齢階級においても国民年金第2号被保険者が最も多く、特に40歳代において割合は約8割を占める。また、国民年金第3号被保険者は極めて少ない。

一方で女性については、30歳代から50歳代において国民年金第3号被保険者が3割から4割程度存在する。

(図表1) 性別・年齢階級別 公的年金の加入状況



(集計結果)

		(人)					
		国年1号	国年2号	国年3号	非加入	不詳	各区分計
男		5,533,660	20,944,153	147,083	1,181,118	382,402	28,188,416
	20歳代	1,340,926	3,032,817	7,570	454,516	63,199	4,899,028
	30歳代	1,128,086	5,202,585	22,337	204,482	92,846	6,650,337
	40歳代	1,561,423	6,921,424	45,792	242,156	125,752	8,896,547
女		1,503,225	5,787,326	71,385	279,964	100,605	7,742,505
	20歳代	5,701,009	12,803,777	9,197,187	1,103,942	256,991	29,062,907
	30歳代	1,288,224	2,712,392	491,879	404,507	58,021	4,955,022
	40歳代	1,072,355	3,073,848	2,423,836	190,826	55,794	6,816,659
	50歳代	1,472,555	3,875,139	3,566,638	238,552	71,661	9,224,545
	60歳代	1,867,874	3,142,397	2,714,835	270,058	71,516	8,066,680
男女計		11,234,668	33,747,930	9,344,270	2,285,060	639,394	57,251,323

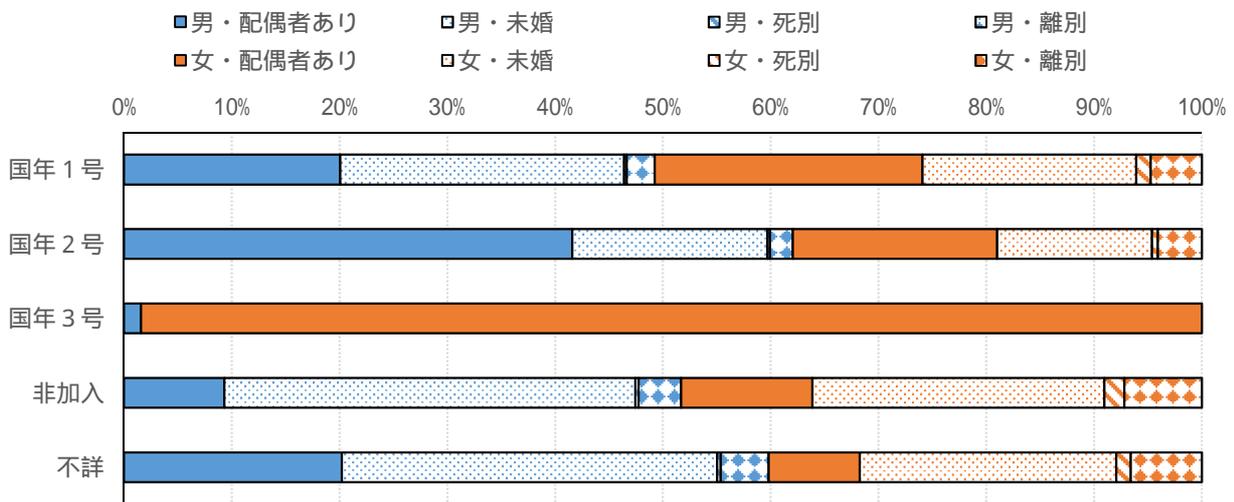
(1) 家庭環境

性別・配偶者の有無

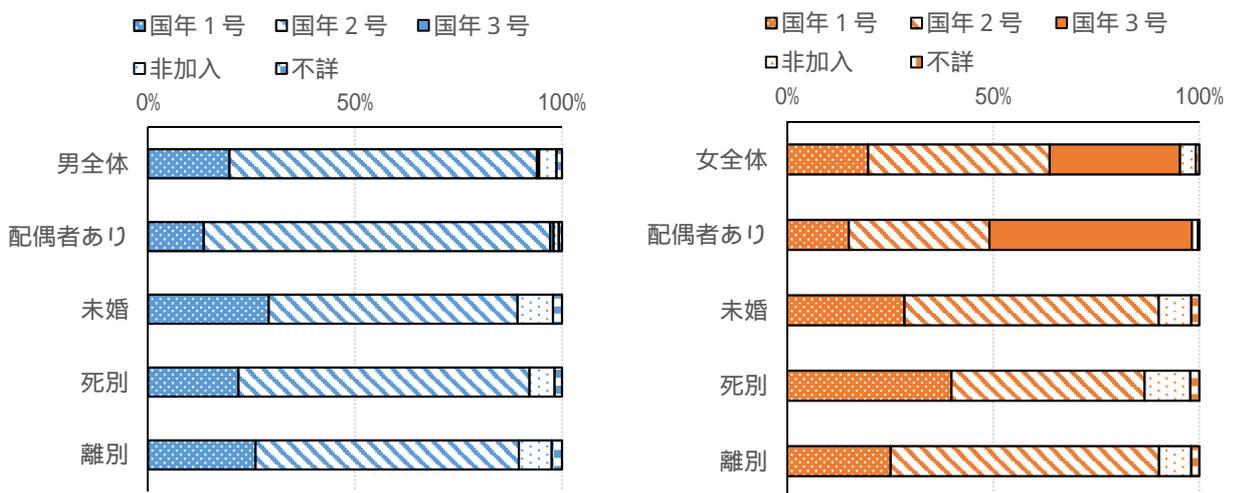
公的年金の加入状況別に、20～59歳の者の性別構成を見ると、国民年金第1号被保険者や第2号被保険者等の他の区分においては性別の著しい偏りは見られないのに対して、国民年金第3号被保険者についてはその大半は女性となっている(図表2)。女性に占める国民年金第3号被保険者の割合は約3割となっており、配偶者ありの女性に限るとその割合は約半数に達する(図表3)。

また、配偶者ありの女性に限って、年齢階級別に公的年金の加入状況を見ると、20歳代においては国民年金第2号被保険者の割合が高く、50歳代においては第1号被保険者の割合が高い(図表4)。

(図表2) 公的年金の加入状況別の性別・配偶者の有無



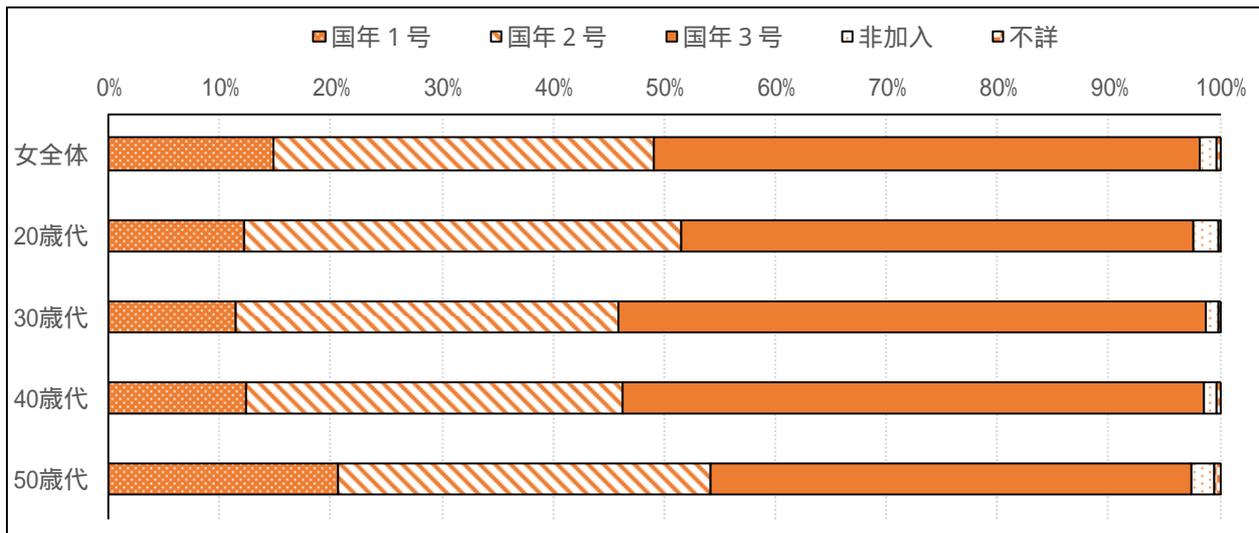
(図表3) 性別・配偶者の有無別 公的年金の加入状況



( 集計結果 )

							(人)
	国年 1 号	国年 2 号	国年 3 号	非加入	不詳	各区分計	
男	5,533,660	20,944,153	147,083	1,181,118	382,402	28,188,416	
配偶者あり	2,253,016	14,033,481	147,083	212,809	129,258	16,775,647	
未婚	2,960,644	6,107,375	0	871,261	222,604	10,161,884	
死別	25,224	81,032	0	6,958	2,084	115,297	
離別	294,776	722,264	0	90,090	28,456	1,135,587	
女	5,701,009	12,803,777	9,197,187	1,103,942	256,991	29,062,907	
配偶者あり	2,789,157	6,400,542	9,197,187	278,249	54,084	18,719,219	
未婚	2,228,441	4,843,988	0	619,250	152,266	7,843,946	
死別	152,181	178,902	0	42,114	8,475	381,673	
離別	531,229	1,380,345	0	164,329	42,165	2,118,069	
男女計	11,234,668	33,747,930	9,344,270	2,285,060	639,394	57,251,323	

( 図表 4 ) 年齢階級別 配偶者ありの女性の公的年金加入状況



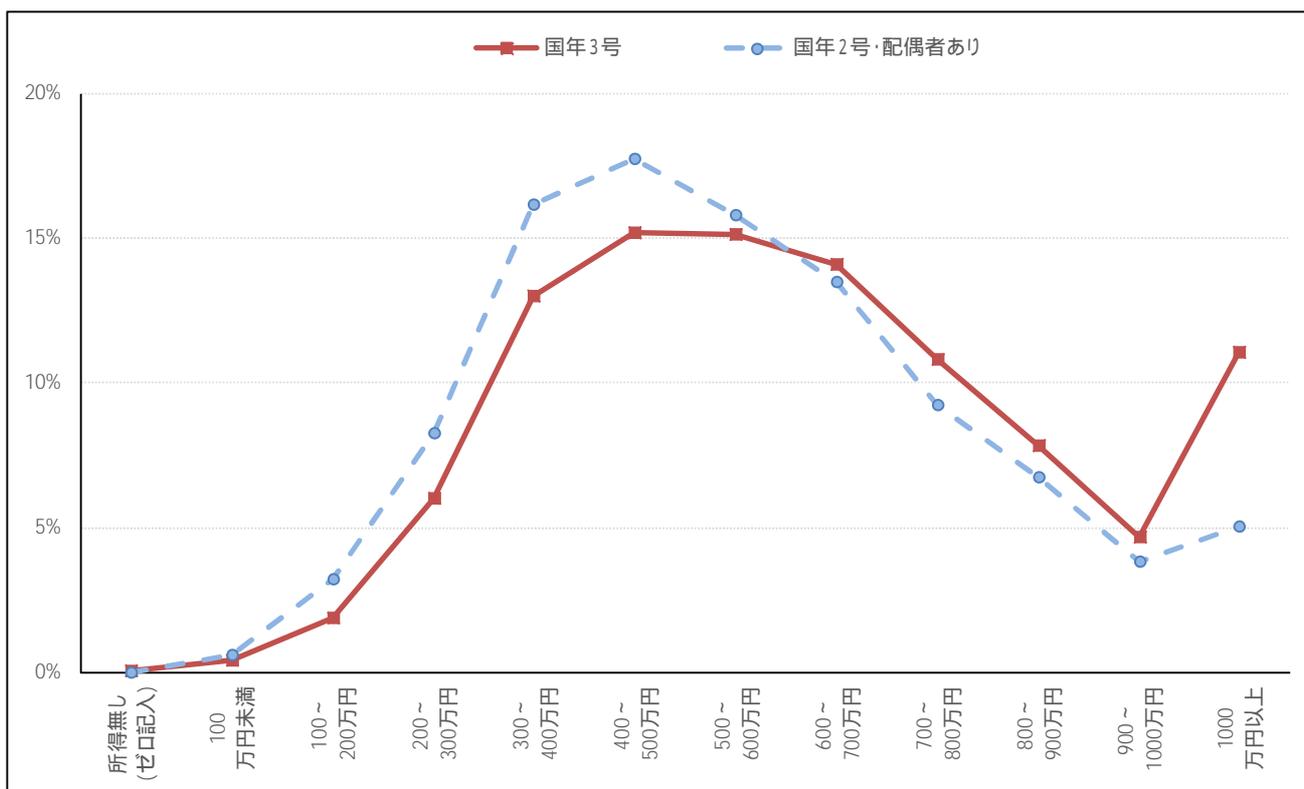
( 集計結果 )

							(人)
	国年 1 号	国年 2 号	国年 3 号	非加入	不詳	各区分計	
配偶者ありの女性	2,789,157	6,400,542	9,197,187	278,249	54,084	18,719,219	
20歳代	131,469	419,727	491,879	24,157	1,506	1,068,737	
30歳代	522,682	1,577,115	2,423,836	47,184	8,748	4,579,565	
40歳代	843,325	2,312,695	3,566,638	77,084	17,077	6,816,818	
50歳代	1,291,682	2,091,005	2,714,835	129,823	26,753	6,254,098	

### 配偶者(夫)の雇用者所得の状況

夫の雇用者所得の分布を、国民年金第3号被保険者と配偶者のいる国民年金第2号被保険者で比較すると、全体として国民年金第3号被保険者の夫の方が高い傾向があり、夫の雇用者所得が1000万円以上の割合については、国民年金第2号被保険者の夫の場合は約5%にとどまるのに対して、国民年金第3号被保険者の夫の場合は10%を超える(図表5)

(図表5) 妻の公的年金加入状況別 夫の雇用者所得の分布



### (集計結果)

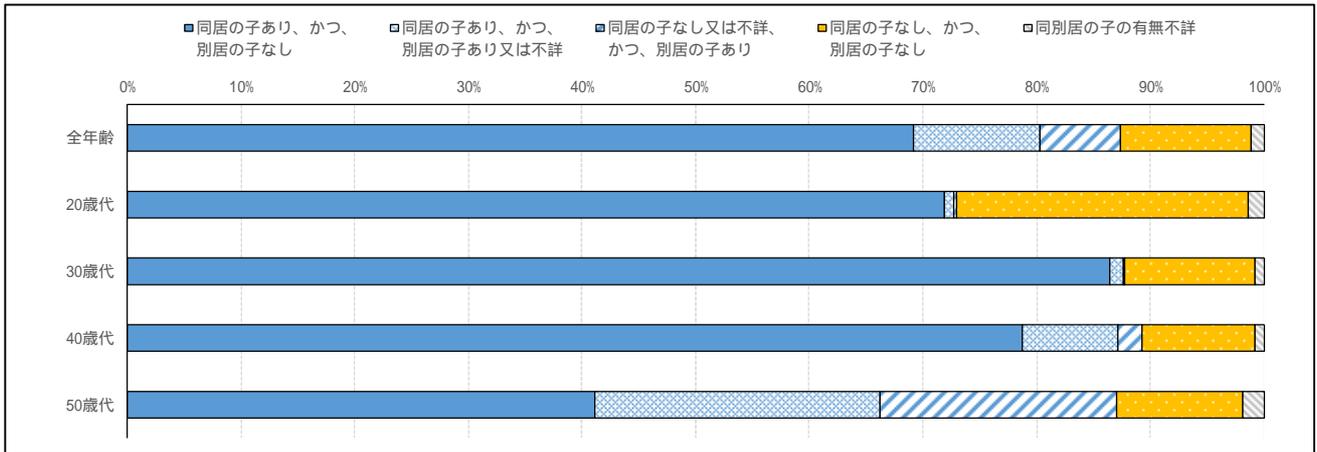
													(人)
	所得無し (ゼロ記入)	100 万円未満	100～ 200万円	200～ 300万円	300～ 400万円	400～ 500万円	500～ 600万円	600～ 700万円	700～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000 万円以上	合計
<b>国年3号</b>	0%	0%	2%	6%	13%	15%	15%	14%	11%	8%	5%	11%	100%
20歳代	0%	1%	1%	14%	26%	25%	18%	11%	3%	1%	0%	1%	100%
30歳代	0%	0%	2%	5%	16%	22%	22%	16%	9%	4%	1%	3%	100%
40歳代	0%	0%	1%	4%	10%	14%	15%	15%	12%	9%	6%	14%	100%
50歳代	0%	1%	3%	9%	12%	10%	10%	12%	11%	10%	6%	16%	100%
<b>国年2号・配偶者あり</b>	0%	1%	3%	8%	16%	18%	16%	13%	9%	7%	4%	5%	100%
20歳代	0%	3%	4%	13%	32%	28%	11%	6%	1%	1%	0%	2%	100%
30歳代	0%	0%	2%	7%	21%	21%	21%	15%	5%	3%	3%	2%	100%
40歳代	0%	0%	2%	7%	12%	19%	16%	15%	12%	7%	4%	5%	100%
50歳代	0%	1%	6%	10%	13%	12%	12%	11%	11%	10%	5%	8%	100%

### 子の有無及び同別居の状況

年齢階級別に、子の有無及び同別居の状況をみると、30歳代～50歳代においては9割近くが子どもありとなっている。年齢階級が上がるにつれて、「別居の子あり」の割合が高まる傾向がある(図表6)。

また、他の公的年金の加入状況にある女性と比べて、国民年金第3号被保険者の女性は「子あり」の割合が高い(図表7)。

(図表6) 国年3号の子の有無及び同別居の状況

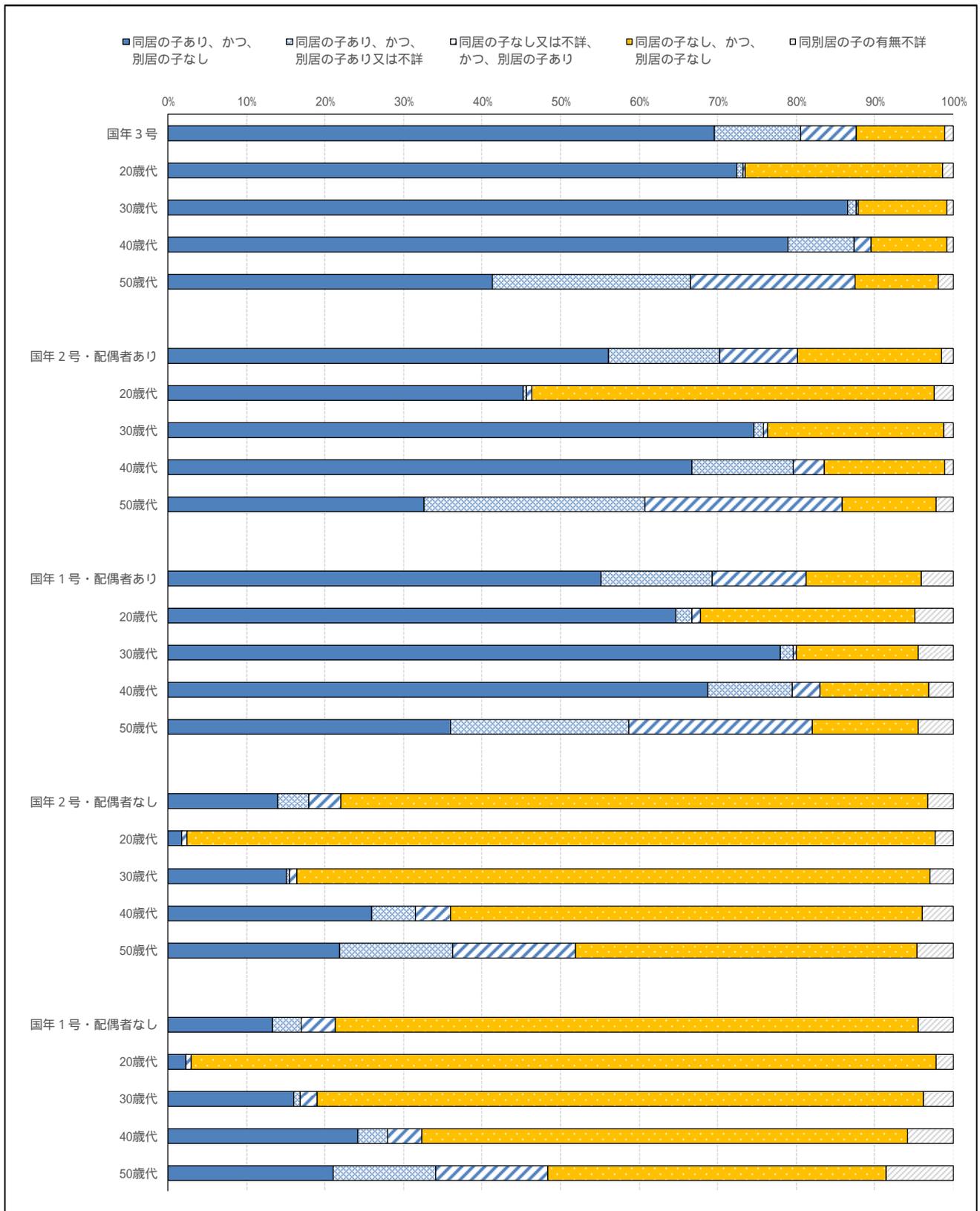


### (集計結果)

(人)

	同居の子あり、かつ、別居の子なし	同居の子あり、かつ、別居の子あり又は不詳	同居の子なし又は不詳、かつ、別居の子あり	同居の子なし、かつ、別居の子なし	同別居の子の有無不詳	合計
全年齢	6,465,422	1,033,638	661,782	1,075,050	108,379	9,344,270
20歳代	359,250	3,711	1,486	128,320	6,681	499,449
30歳代	2,114,844	28,033	4,862	279,256	19,178	2,446,173
40歳代	2,845,636	303,967	74,377	359,100	29,350	3,612,429
50歳代	1,145,692	697,926	581,056	308,374	53,170	2,786,220

( 図表 7 ) 公的年金の加入状況・配偶者の有無別 子の有無及び同別居の状況 ( 女性のみ )



(集計結果)

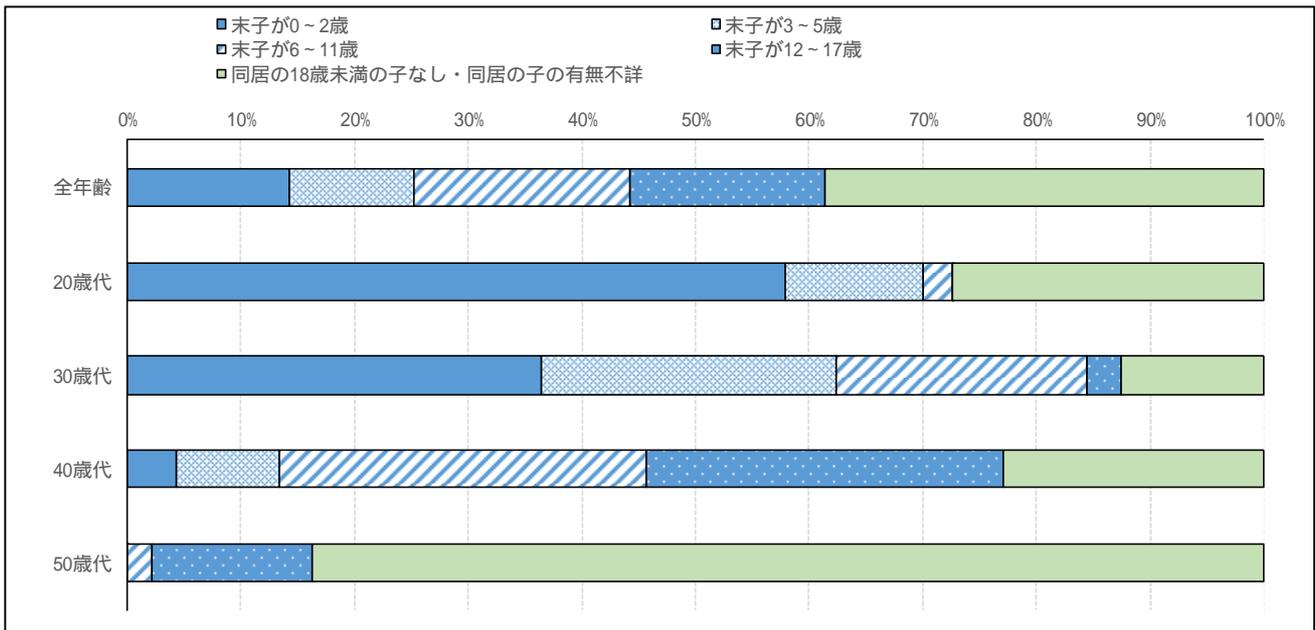
(人)

	同居の子あり、かつ、 別居の子なし	同居の子あり、かつ、 別居の子あり又は不詳	同居の子なし又は不詳、 かつ、別居の子あり	同居の子なし、かつ、 別居の子なし	同別居の子の有無不詳	合計
国年3号	6,393,207	1,014,857	647,835	1,035,269	106,019	9,197,187
20歳代	356,487	3,711	1,486	123,580	6,615	491,879
30歳代	2,098,045	26,963	4,862	275,141	18,825	2,423,836
40歳代	2,816,363	300,822	73,657	347,656	28,141	3,566,638
50歳代	1,122,313	683,362	567,829	288,893	52,439	2,714,835
国年2号・配偶者あり	3,591,319	905,622	630,329	1,174,681	98,590	6,400,542
20歳代	189,782	1,962	2,720	214,740	10,523	419,727
30歳代	1,177,320	17,493	9,905	353,896	18,501	1,577,115
40歳代	1,542,533	297,388	93,689	355,035	24,049	2,312,695
50歳代	681,684	588,779	524,015	251,010	45,516	2,091,005
国年1号・配偶者あり	1,537,151	394,701	335,865	405,961	115,480	2,789,157
20歳代	84,959	2,804	1,378	35,899	6,429	131,469
30歳代	407,545	8,865	1,698	81,036	23,538	522,682
40歳代	579,457	90,983	29,893	116,005	26,987	843,325
50歳代	465,190	292,049	302,895	173,021	58,526	1,291,682
国年2号・配偶者なし	900,147	247,338	262,970	4,783,366	209,415	6,403,236
20歳代	39,097	1,084	16,672	2,182,353	53,459	2,292,665
30歳代	224,997	7,764	13,799	1,204,793	45,381	1,496,734
40歳代	405,738	86,851	68,959	938,713	62,184	1,562,444
50歳代	230,314	151,640	163,540	457,507	48,391	1,051,392
国年1号・配偶者なし	387,869	105,103	128,536	2,158,150	132,194	2,911,851
20歳代	26,664	174	7,783	1,096,379	25,755	1,156,755
30歳代	88,115	4,779	11,688	424,413	20,679	549,673
40歳代	152,086	24,319	27,079	389,291	36,456	629,231
50歳代	121,004	75,831	81,985	248,067	49,304	576,192

### 同居する18歳未満の子の状況

年齢階級別に、同居する末子の年齢の状況をみると、20歳代や30歳代においては、末子の年齢は小学校入学前相当の「0～2歳」や「3～5歳」の割合が高い。一方、40歳代になると、小学校相当の「6～10歳」や中学・高校相当の「12～17歳」の割合が大きく高まる(図表8)。

(図表8) 国年3号の同居する18歳未満の子の状況



### (集計結果)

(人)

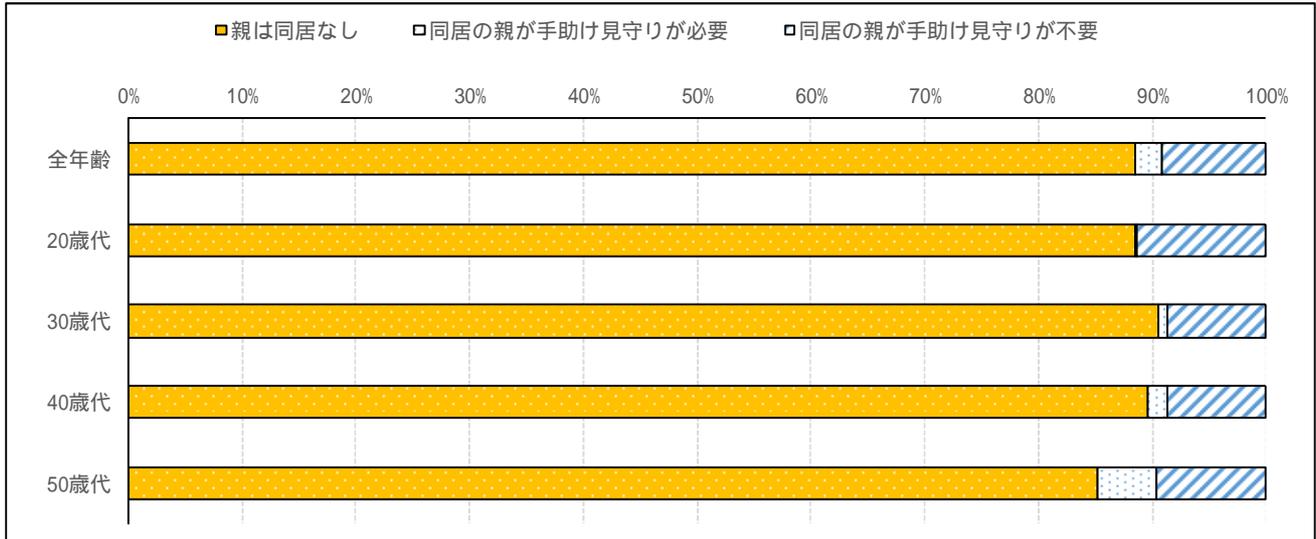
	末子が0～2歳	末子が3～5歳	末子が6～11歳	末子が12～17歳	同居の18歳未満の子なし・同居の子の有無不詳	合計
全年齢	1,338,540	1,022,862	1,774,639	1,602,614	3,605,615	9,344,270
20歳代	289,252	60,629	12,564	516	136,487	499,449
30歳代	891,269	633,310	540,278	75,225	306,090	2,446,173
40歳代	157,208	328,601	1,163,519	1,133,514	829,587	3,612,429
50歳代	811	321	58,278	393,358	2,333,451	2,786,220

同居する親の有無、手助け見守りの要否

国民年金第3号被保険者のうち、9割近くは自身の親又は配偶者の親と同居していない。また、「同居する親の手助けや見守りが必要」な者の割合は年齢が上がるにつれて高まる傾向にあり、50歳代の5%程度となっている(図表9)。

また、公的年金の加入状況にある女性と比べて、国民年金第3号被保険者の女性は「親と同居なし」の割合が高い(図表10)。

(図表9) 国年3号の同居する親の有無、親の手助け見守りの要否

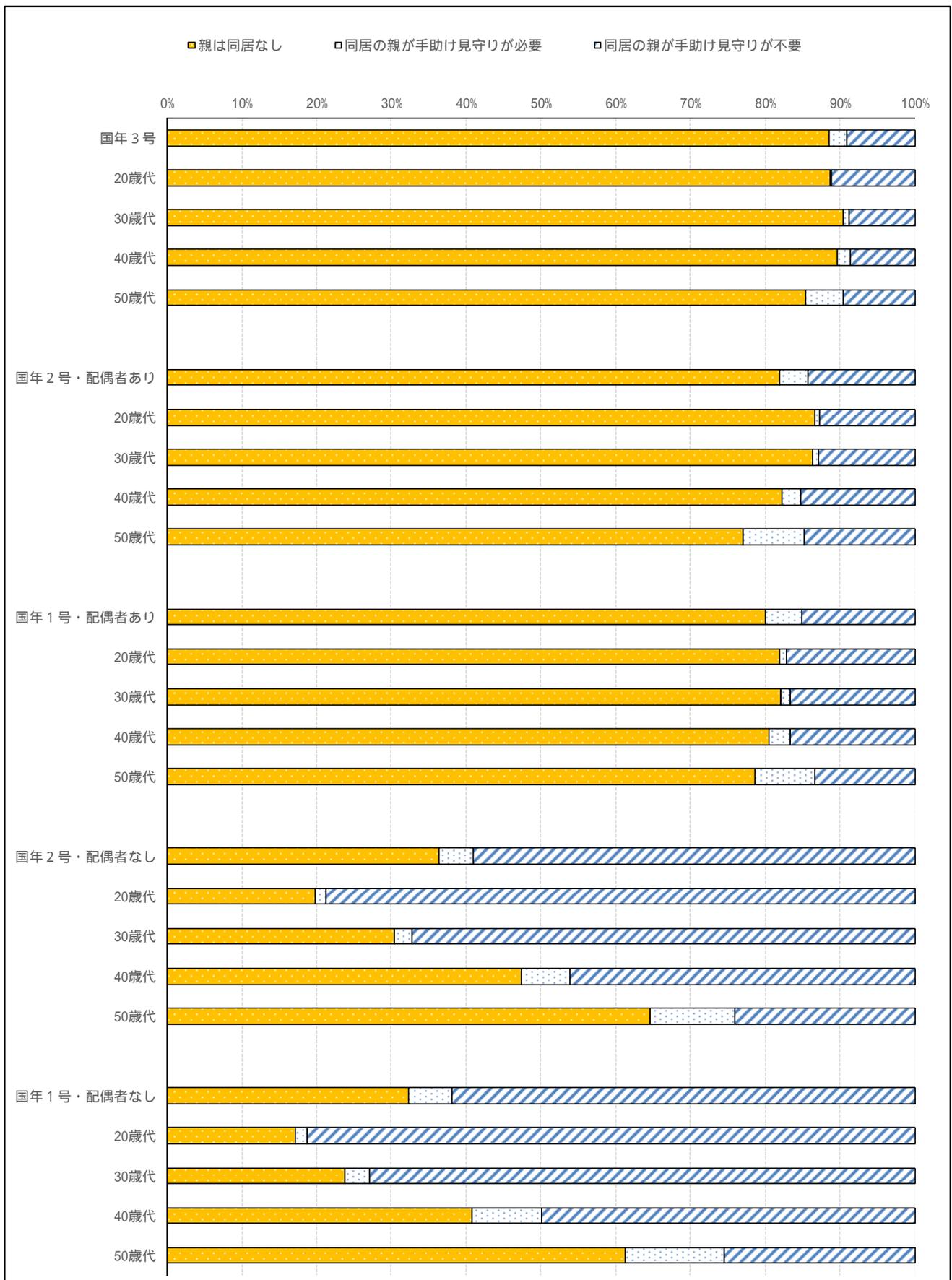


(集計結果)

(人)

	親は同居なし	同居の親が手助け見守りが必要	同居の親が手助け見守りが必要	合計
全年齢	8,262,131	228,752	853,387	9,344,270
20歳代	441,514	981	56,953	499,449
30歳代	2,212,801	19,409	213,963	2,446,173
40歳代	3,233,462	65,639	313,329	3,612,429
50歳代	2,374,355	142,723	269,141	2,786,220

( 図表 10 ) 公的年金の加入状況別 同居する親の有無、親の手助け見守りの要否 ( 女性 )



## (集計図表)

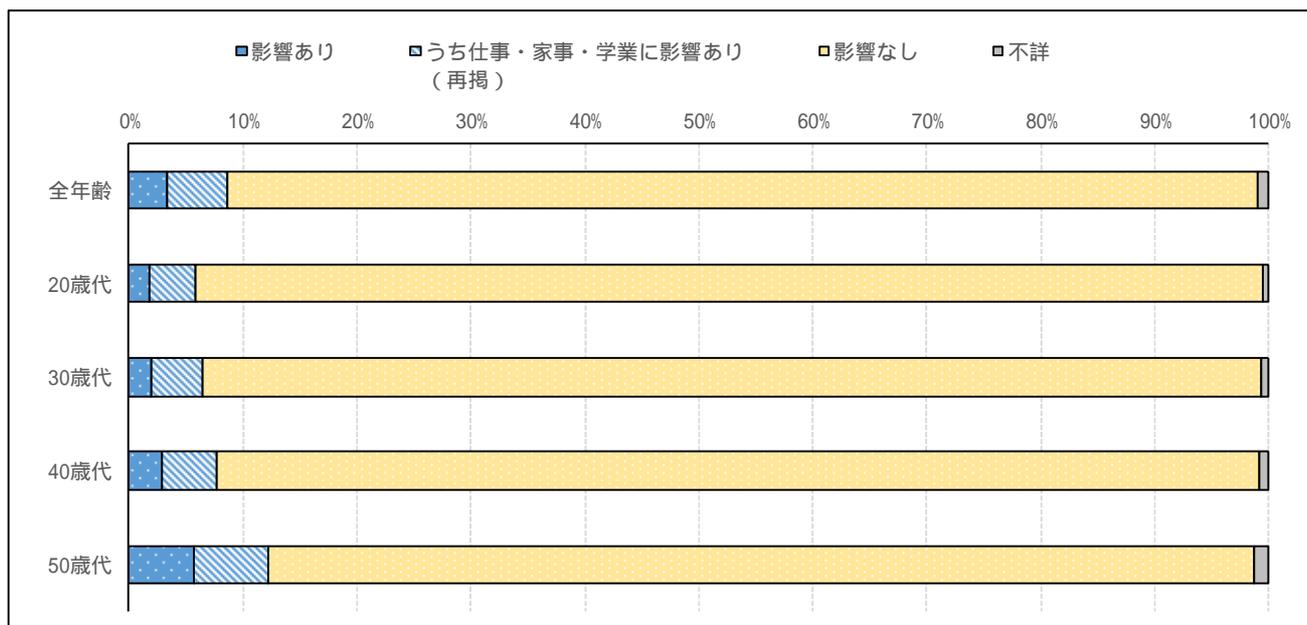
(人)

	親は同居なし	同居の親が手助け見守り が必要	同居の親が手助け見守り が不要	合計
国年 3 号	8,142,563	221,536	833,088	9,197,187
20歳代	436,378	981	54,519	491,879
30歳代	2,193,774	18,985	211,077	2,423,836
40歳代	3,195,216	64,088	307,333	3,566,638
50歳代	2,317,195	137,482	260,159	2,714,835
国年 2 号・配偶者あり	5,239,509	243,837	917,196	6,400,542
20歳代	363,925	2,391	53,411	419,727
30歳代	1,361,097	13,977	202,041	1,577,115
40歳代	1,903,717	56,430	352,548	2,312,695
50歳代	1,610,770	171,039	309,197	2,091,005
国年 1 号・配偶者あり	2,231,068	135,642	422,447	2,789,157
20歳代	107,712	1,219	22,538	131,469
30歳代	429,246	6,338	87,098	522,682
40歳代	678,640	23,733	140,952	843,325
50歳代	1,015,470	104,352	171,860	1,291,682
国年 2 号・配偶者なし	2,330,564	287,012	3,785,659	6,403,236
20歳代	455,596	32,741	1,804,328	2,292,665
30歳代	454,862	35,804	1,006,068	1,496,734
40歳代	741,722	99,195	721,527	1,562,444
50歳代	678,385	119,272	253,736	1,051,392
国年 1 号・配偶者なし	938,694	171,579	1,801,578	2,911,851
20歳代	198,755	17,506	940,493	1,156,755
30歳代	130,660	18,551	400,462	549,673
40歳代	256,231	59,335	313,665	629,231
50歳代	353,048	76,186	146,958	576,192

## 健康上の問題の日常生活への影響の有無

健康上の問題の日常生活への影響の有無を見ると、全体では1割弱が「影響あり」となっており、そのうち半数以上が「仕事・家事・学業に影響あり」となっている。また、その割合は年齢階級が上がるにつれて高まる傾向にある(図表 11)。

(図表 11) 健康上の問題の日常生活への影響の有無

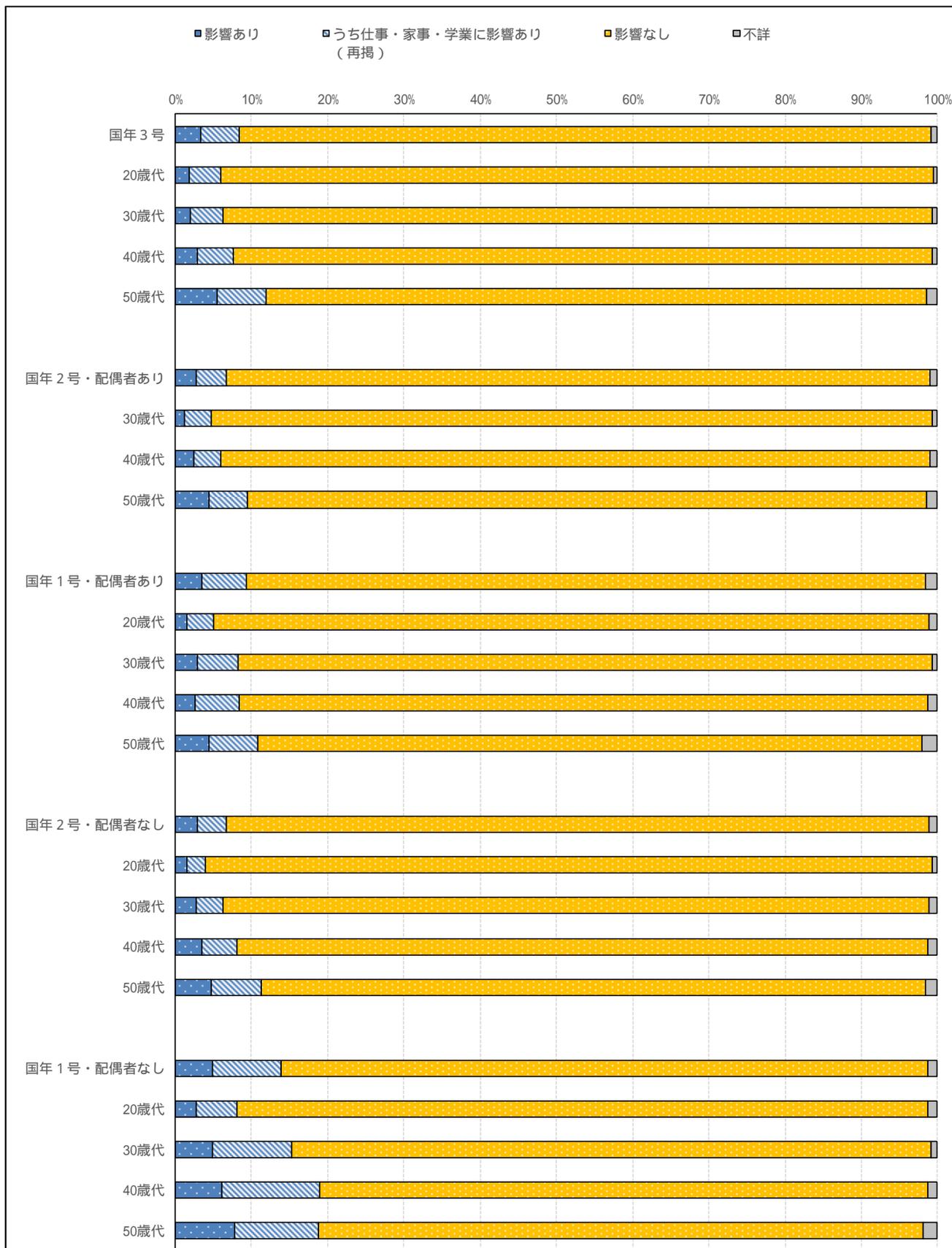


## (集計結果)

(人)

	影響あり		影響なし	不詳	対象外 (入院・入所等もしくは入院・入所不詳)	合計
		仕事、家事、学業に影響あり (時間や作業量などが制限される)				
全年齢	792,398	480,123	8,280,719	82,381	188,772	9,344,270
20歳代	28,624	19,960	457,466	2,395	10,964	499,449
30歳代	155,041	107,467	2,231,795	16,703	42,633	2,446,173
40歳代	275,151	171,947	3,242,685	26,922	67,671	3,612,429
50歳代	333,582	180,748	2,348,773	36,360	67,504	2,786,220

( 図表 12 ) 公的年金の加入状況別 健康上の問題の日常生活への影響の有無 ( 女性 )



(集計結果)

(人)

	影響あり		影響なし	不詳	対象外 (入院・入所等もし くは入院・入所不 詳)	合計
		仕事、家事、学業に影響あり (時間や作業量などが制限される)				
国年3号	761,304	460,665	8,172,981	80,344	182,558	9,197,187
20歳代	28,483	19,960	450,421	2,395	10,579	491,879
30歳代	150,913	104,674	2,215,667	15,722	41,533	2,423,836
40歳代	267,384	167,215	3,208,409	26,154	64,691	3,566,638
50歳代	314,524	168,816	2,298,484	36,072	65,755	2,714,835
国年2号・配偶者あり	423,130	255,124	5,768,318	61,152	147,942	6,400,542
20歳代	21,618	18,110	384,129	2,008	11,972	419,727
30歳代	73,073	53,178	1,462,567	9,709	31,766	1,577,115
40歳代	135,877	80,414	2,105,564	20,873	50,381	2,312,695
50歳代	192,561	103,423	1,816,059	28,562	53,824	2,091,005
国年1号・配偶者あり	251,486	158,343	2,399,982	42,077	95,612	2,789,157
20歳代	6,299	4,286	117,405	1,424	6,341	131,469
30歳代	41,996	27,620	460,459	3,416	16,810	522,682
40歳代	68,254	47,656	735,177	11,039	28,855	843,325
50歳代	134,937	78,781	1,086,941	26,199	43,606	1,291,682
国年2号・配偶者なし	418,195	241,548	5,738,312	66,417	180,312	6,403,236
20歳代	88,963	53,213	2,122,655	14,864	66,184	2,292,665
30歳代	90,996	51,941	1,343,184	16,592	45,962	1,496,734
40歳代	122,857	69,581	1,378,351	19,039	42,197	1,562,444
50歳代	115,379	66,813	894,122	15,923	25,968	1,051,392
国年1号・配偶者なし	388,918	253,618	2,375,851	37,050	110,032	2,911,851
20歳代	90,002	59,985	1,013,373	14,143	39,237	1,156,755
30歳代	79,687	54,452	438,505	4,207	27,275	549,673
40歳代	114,172	77,508	480,845	7,862	26,352	629,231
50歳代	105,057	61,672	443,129	10,839	17,168	576,192

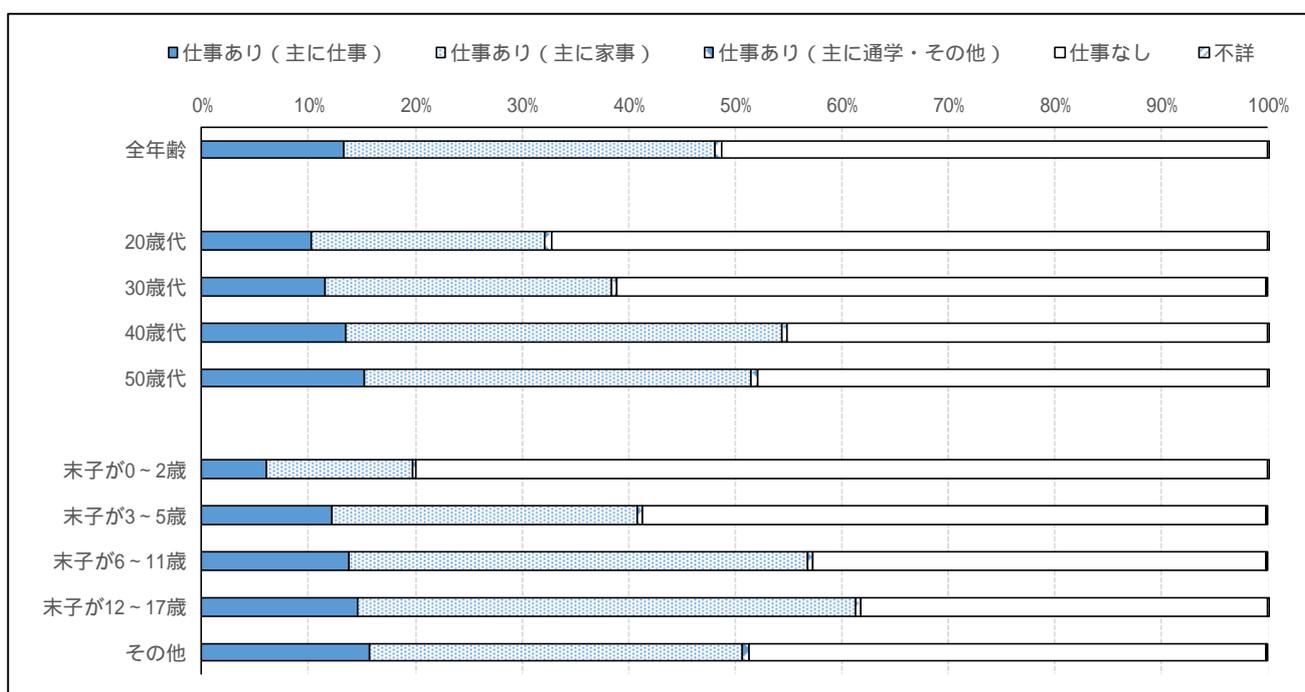
## (2) 就労に関する状況

### 仕事の有無

国民年金第3号被保険者のうち約半数が収入を伴う仕事に就いている。

年齢階級別に仕事に就いている割合をみると、20歳代及び30歳代においてはおよそ1/3であるのに対して、40歳代及び50歳代では5割を超える。また、同居する末子の年齢別に見ると、「0～2歳」では約2割にとどまる就労割合が、「3～5歳」では約4割、「6～11歳」や「12～17歳」では約6割に高まる(図表13)。

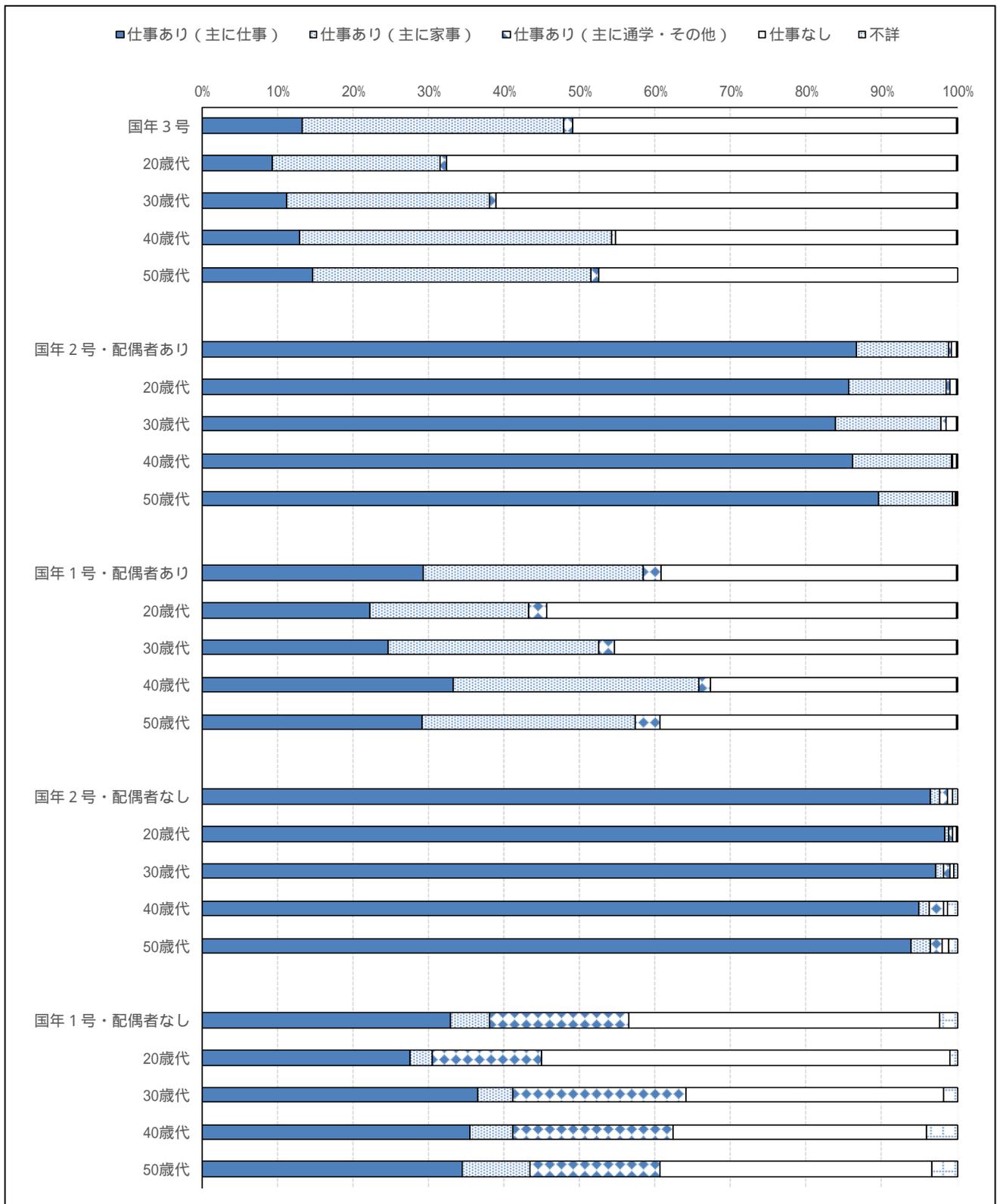
(図表13) 国年3号の仕事の有無



### (集計結果)

	仕事あり				仕事なし			不詳	合計		
	主に仕事	主に家事	主に通学	その他	通学	家事	その他				
全年齢	4,550,741	1,248,056	3,251,721	8,464	42,500	4,786,033	12,924	4,664,658	108,450	7,496	9,344,270
20歳代	164,028	51,508	109,197	2,106	1,217	335,339	3,816	326,992	4,531	81	499,449
30歳代	952,009	282,957	657,032	2,060	9,961	1,491,176	4,407	1,463,379	23,391	2,987	2,446,173
40歳代	1,981,909	487,383	1,476,097	3,498	14,931	1,627,645	2,412	1,596,952	28,281	2,876	3,612,429
50歳代	1,452,795	426,208	1,009,395	801	16,391	1,331,873	2,290	1,277,335	52,247	1,552	2,786,220
末子が0～2歳	269,241	80,375	183,583	1,350	3,934	1,068,596	3,745	1,056,017	8,835	702	1,338,540
末子が3～5歳	422,652	124,111	293,645	772	4,124	599,267	1,158	594,361	3,748	943	1,022,862
末子が6～11歳	1,016,176	244,764	763,593	1,409	6,410	756,557	1,375	742,907	12,274	1,907	1,774,639
末子が12～17歳	989,295	233,062	749,327	928	5,978	612,581	1,171	598,156	13,254	739	1,602,614
その他	1,853,377	565,745	1,261,574	4,006	22,053	1,749,032	5,475	1,673,217	70,339	3,205	3,605,615

(図表 14) 公的年金の加入状況・配偶者の有無別 国年3号の仕事の有無(女性のみ)



(集計結果)

(人)

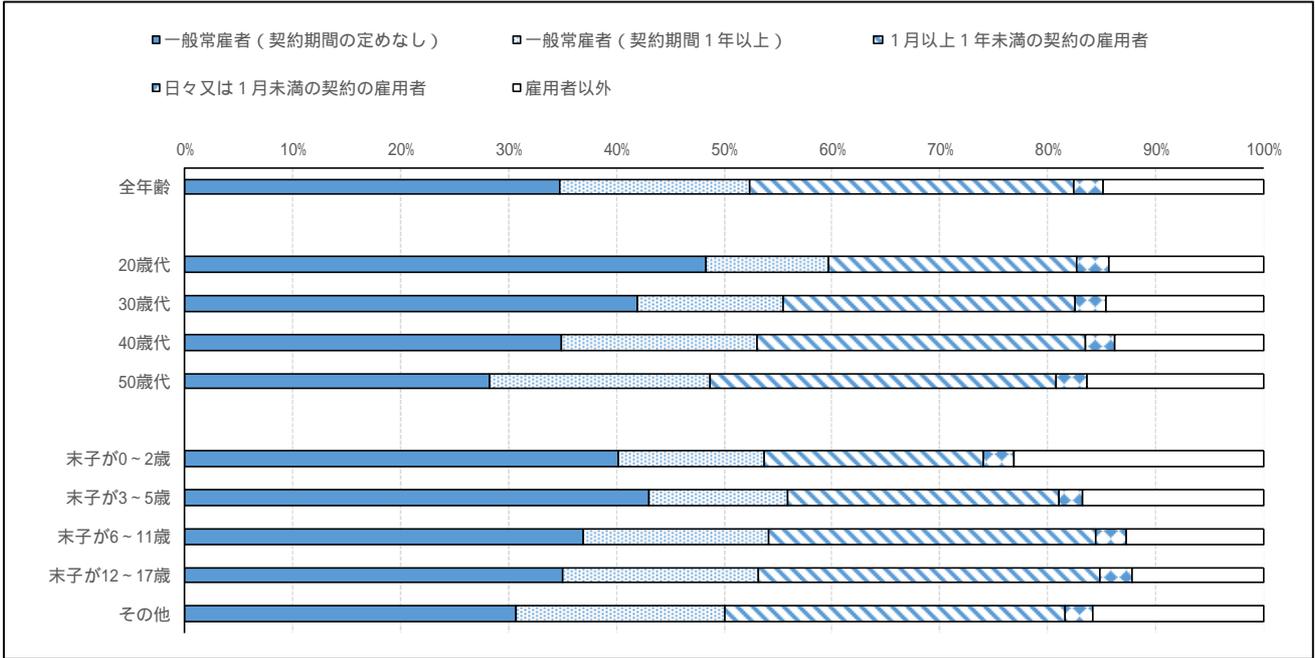
	仕事あり					仕事なし				不詳	合計
	主に仕事	主に家事	主に通学	その他		通学	家事	その他			
国年3号	4,470,792	1,248,056	3,251,721	8,464	42,500	4,786,033	12,924	4,664,658	108,450	7,496	9,344,270
20歳代	158,058	46,415	109,197	1,295	1,151	333,740	3,021	326,760	3,958	81	491,879
30歳代	939,730	271,426	656,576	2,060	9,668	1,483,004	2,275	1,460,082	20,646	1,103	2,423,836
40歳代	1,952,570	462,361	1,471,922	3,498	14,790	1,613,291	1,994	1,590,907	20,389	776	3,566,638
50歳代	1,420,434	400,302	1,004,398	751	14,983	1,294,401	1,770	1,262,192	30,439	0	2,714,835
国年2号・配偶者あり	6,354,237	5,495,801	777,377	4,887	76,172	41,494	578	24,491	16,425	4,811	6,400,542
20歳代	415,811	344,958	51,902	325	18,626	3,527	0	2,073	1,454	388	419,727
30歳代	1,553,713	1,294,451	216,834	1,392	41,036	23,072	0	14,215	8,858	329	1,577,115
40歳代	2,300,312	1,988,353	302,115	1,117	8,727	10,054	257	6,871	2,927	2,329	2,312,695
50歳代	2,084,400	1,868,039	206,525	2,053	7,782	4,841	322	1,332	3,187	1,764	2,091,005
国年1号・配偶者あり	1,678,744	828,677	826,424	2,665	20,978	1,107,523	7,295	1,033,289	66,939	2,890	2,789,157
20歳代	58,692	29,698	28,271	254	469	72,614	2,759	66,935	2,919	163	131,469
30歳代	282,838	130,399	147,082	724	4,633	239,440	888	228,750	9,802	403	522,682
40歳代	566,230	282,279	277,082	630	6,240	275,981	1,167	262,868	11,946	1,114	843,325
50歳代	770,984	386,301	373,989	1,057	9,636	519,488	2,481	474,735	42,272	1,211	1,291,682
国年2号・配偶者なし	6,323,152	6,191,753	74,764	28,484	28,152	36,867	3,461	4,098	29,307	43,216	6,403,236
20歳代	2,277,679	2,235,307	11,174	22,901	8,297	10,876	2,128	408	8,340	4,111	2,292,665
30歳代	1,482,180	1,455,880	14,770	3,555	7,975	8,726	0	580	8,146	5,827	1,496,734
40歳代	1,532,512	1,503,388	22,128	1,435	5,562	9,366	420	1,061	7,886	20,565	1,562,444
50歳代	1,030,781	997,178	26,692	593	6,318	7,898	914	2,049	4,936	12,713	1,051,392
国年1号・配偶者なし	1,506,655	1,061,966	168,471	206,037	70,181	1,327,217	379,129	432,745	515,343	77,980	2,911,851
20歳代	559,317	299,601	31,728	201,068	26,921	586,396	365,803	76,181	144,413	11,041	1,156,755
30歳代	302,798	251,524	31,892	2,601	16,781	233,920	8,398	81,419	144,102	12,956	549,673
40歳代	336,318	275,996	43,843	879	15,600	261,328	4,557	124,287	132,485	31,584	629,231
50歳代	308,222	234,845	61,007	1,490	10,879	245,572	371	150,858	94,343	22,398	576,192

(2-1)収入を伴う仕事をしている者の就業状況

就業形態

収入を伴う仕事をしている国民年金第3号被保険者のうち、8割以上が雇用者として就労している。また、年齢階級が上がるにつれて、契約期間の定めのない雇用者の比率が下がる傾向にある(図表15)。

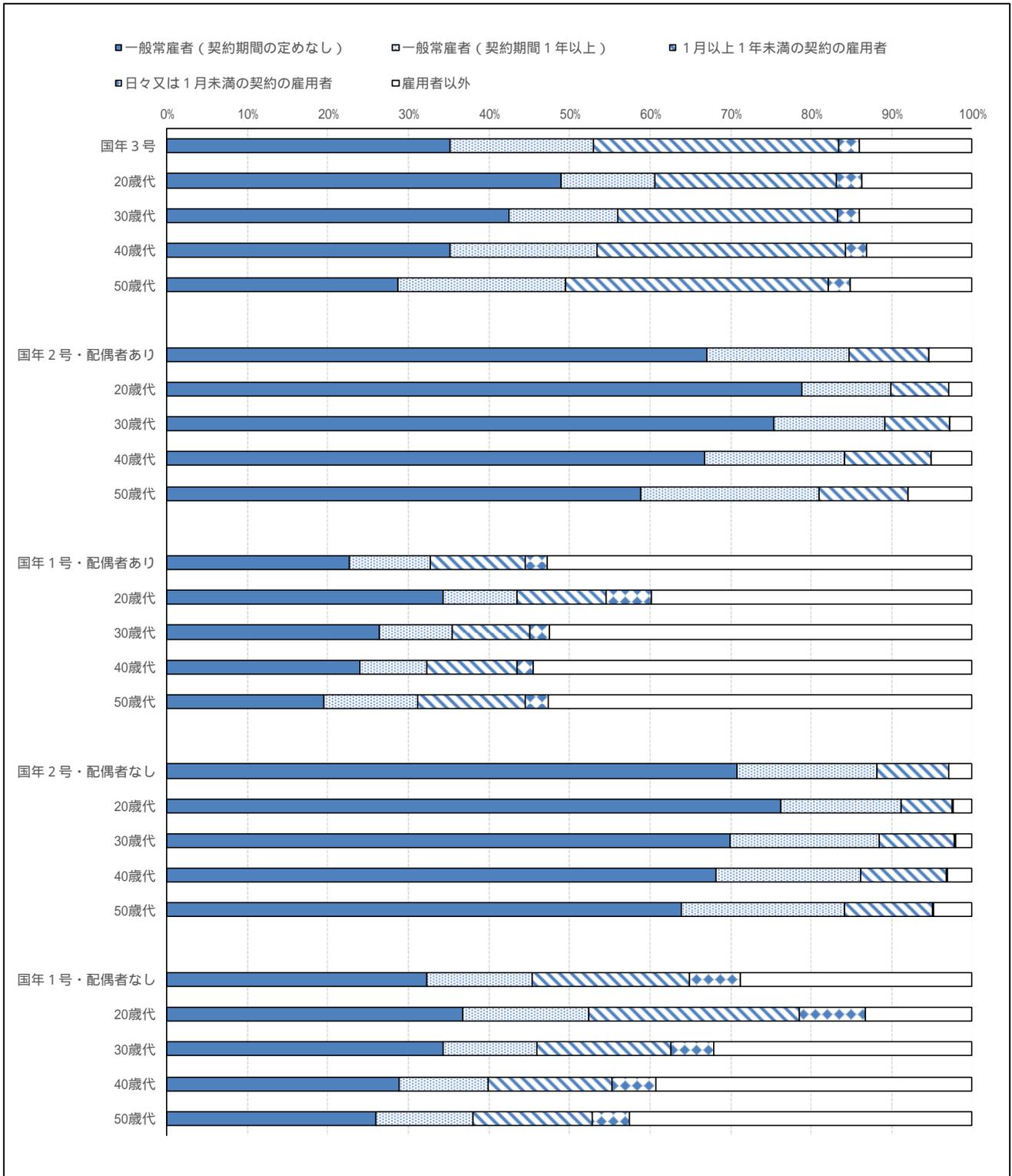
(図表15) 収入を伴う仕事ありの国年3号の就業形態



(集計結果)

	雇用者					会社・団体等の役員	自営業主(雇人あり)	自営業主(雇人なし)	家族従業者	内職	その他	不詳	合計
	一般常雇者(契約期間の定めなし)	一般常雇者(契約期間1年以上)	1月以上1年未満の契約の雇用者	日々又は1月未満の契約の雇用者									
全年齢	3,875,744	1,580,698	803,529	1,366,704	124,812	50,720	34,268	161,309	162,182	84,225	100,636	81,657	4,550,741
20歳代	140,583	79,314	18,576	37,689	5,003	1,628	1,271	4,162	6,537	3,947	3,161	2,739	164,028
30歳代	812,957	399,614	128,024	258,734	26,585	7,125	3,159	33,442	39,516	19,817	17,955	18,038	952,009
40歳代	1,707,226	692,007	358,212	605,355	51,651	17,162	14,629	63,472	62,994	43,085	38,718	34,622	1,981,909
50歳代	1,214,978	409,763	298,716	464,926	41,572	24,804	15,209	60,232	53,136	17,375	40,803	26,258	1,452,795
末子が0~2歳	207,059	108,144	36,442	54,704	7,769	3,806	3,338	12,569	18,850	9,994	6,392	7,233	269,241
末子が3~5歳	351,947	181,756	54,574	106,412	9,206	3,321	1,794	16,444	20,711	11,324	8,817	8,294	422,652
末子が6~11歳	887,473	375,140	174,300	308,534	29,500	6,961	8,496	29,790	30,412	20,950	17,144	14,950	1,016,176
末子が12~17歳	869,095	346,372	180,223	312,921	29,578	10,138	4,665	27,404	24,611	18,628	15,469	19,285	989,295
その他	1,560,171	569,287	357,990	584,134	48,760	26,493	15,975	75,101	67,599	23,330	52,813	31,895	1,853,377

(図表 16) 公的年金の加入状況・配偶者の有無別  
収入を伴う仕事ありの国年3号の就業形態



(集計結果)

(人)

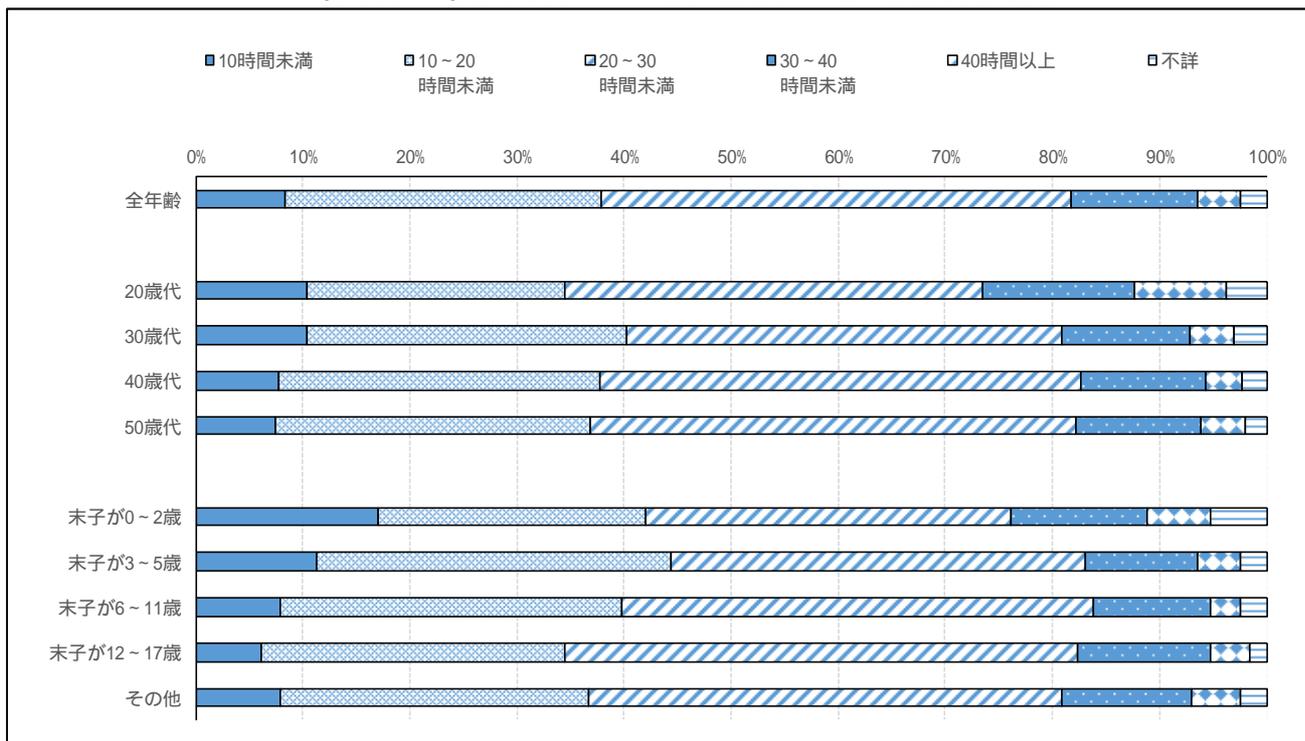
	雇用者					会社・団体等の役員	自営業主 (雇人あり)	自営業主 (雇人なし)	家族従業者	内職	その他	不詳	合計
	一般常雇者 (契約期間の定めなし)	一般常雇者 (契約期間1年以上)	1年以上1年未満の契約の雇用者	日々又は1月未満の契約の雇用者									
国年3号	3,847,316	1,571,069	798,260	1,357,307	120,681	49,257	32,764	122,335	158,377	83,749	96,373	80,619	4,470,792
20歳代	136,454	77,382	18,413	35,655	5,003	1,562	1,271	3,999	6,024	3,865	2,243	2,640	158,058
30歳代	808,783	398,840	127,798	256,081	26,063	7,125	3,159	26,427	38,616	19,751	17,831	18,038	939,730
40歳代	1,696,829	687,119	356,012	603,638	50,060	17,057	13,913	49,088	61,412	43,085	37,315	33,872	1,952,570
50歳代	1,205,251	407,727	296,037	461,933	39,554	23,513	14,421	42,821	52,325	17,048	38,985	26,068	1,420,434
国年2号・配偶者あり	6,016,732	4,261,951	1,119,023	631,906	3,851	237,338	21,568	1,945	55,799	513	15,918	4,424	6,354,237
20歳代	403,347	328,022	45,896	29,429	0	8,929	797	0	737	0	1,798	204	415,811
30歳代	1,509,835	1,170,399	214,232	124,581	623	31,661	1,507	0	7,895	0	1,680	1,135	1,553,713
40歳代	2,183,825	1,535,781	398,783	247,951	1,309	81,899	7,826	611	19,034	0	5,391	1,728	2,300,312
50歳代	1,919,726	1,227,749	460,112	229,945	1,919	114,849	11,437	1,334	28,133	513	7,050	1,358	2,084,400
国年1号・配偶者あり	792,871	380,609	168,440	198,857	44,966	36,858	84,593	151,953	554,146	15,273	38,367	4,683	1,678,744
20歳代	35,275	20,107	5,428	6,459	3,281	979	2,593	3,044	12,725	1,888	694	1,495	58,692
30歳代	134,400	74,565	25,850	26,975	7,009	7,276	13,141	31,600	90,601	1,262	4,395	163	282,838
40歳代	257,658	135,756	46,834	63,445	11,622	13,184	27,397	52,278	196,515	5,097	13,352	748	566,230
50歳代	365,538	150,180	90,328	101,977	23,053	15,419	41,462	65,032	254,306	7,025	19,927	2,277	770,984
国年2号・配偶者なし	6,141,483	4,476,869	1,098,055	558,548	8,012	126,595	9,872	5,756	12,556	271	18,343	8,276	6,323,152
20歳代	2,223,905	1,735,570	340,873	145,200	2,263	40,722	551	467	2,050	0	6,099	3,885	2,277,679
30歳代	1,451,537	1,037,038	274,474	138,389	1,636	19,225	1,198	187	4,153	168	4,946	766	1,482,180
40歳代	1,484,392	1,045,217	274,849	162,592	1,733	33,223	2,574	1,225	3,645	103	4,972	2,378	1,532,512
50歳代	981,649	659,044	207,858	112,367	2,380	33,425	5,548	3,877	2,708	0	2,327	1,247	1,030,781
国年1号・配偶者なし	1,072,014	486,546	197,027	294,431	94,010	13,086	61,781	175,838	97,456	15,051	60,149	11,279	1,506,655
20歳代	485,067	205,665	87,208	146,612	45,582	2,862	7,781	12,966	17,433	2,830	21,983	8,396	559,317
30歳代	205,594	103,941	35,326	50,371	15,955	3,208	11,886	34,232	28,767	2,981	14,069	2,061	302,798
40歳代	204,156	97,071	37,195	51,837	18,053	2,903	17,491	68,445	26,460	5,487	11,185	190	336,318
50歳代	177,197	79,870	37,298	45,609	14,419	4,113	24,623	60,195	24,796	3,753	12,913	632	308,222

## 週実労働時間

雇用者として働く国民年金第3号被保険者のうち約6割は、週実労働時間が20時間以上となっている。

同居する末子の年齢別に週実労働時間を見ると、末子の年齢階級が上がるにつれて、労働時間が延び、週20～30時間就労の割合が高まる傾向にある。

(図表 17) 雇用者として働く国年3号の週労働時間

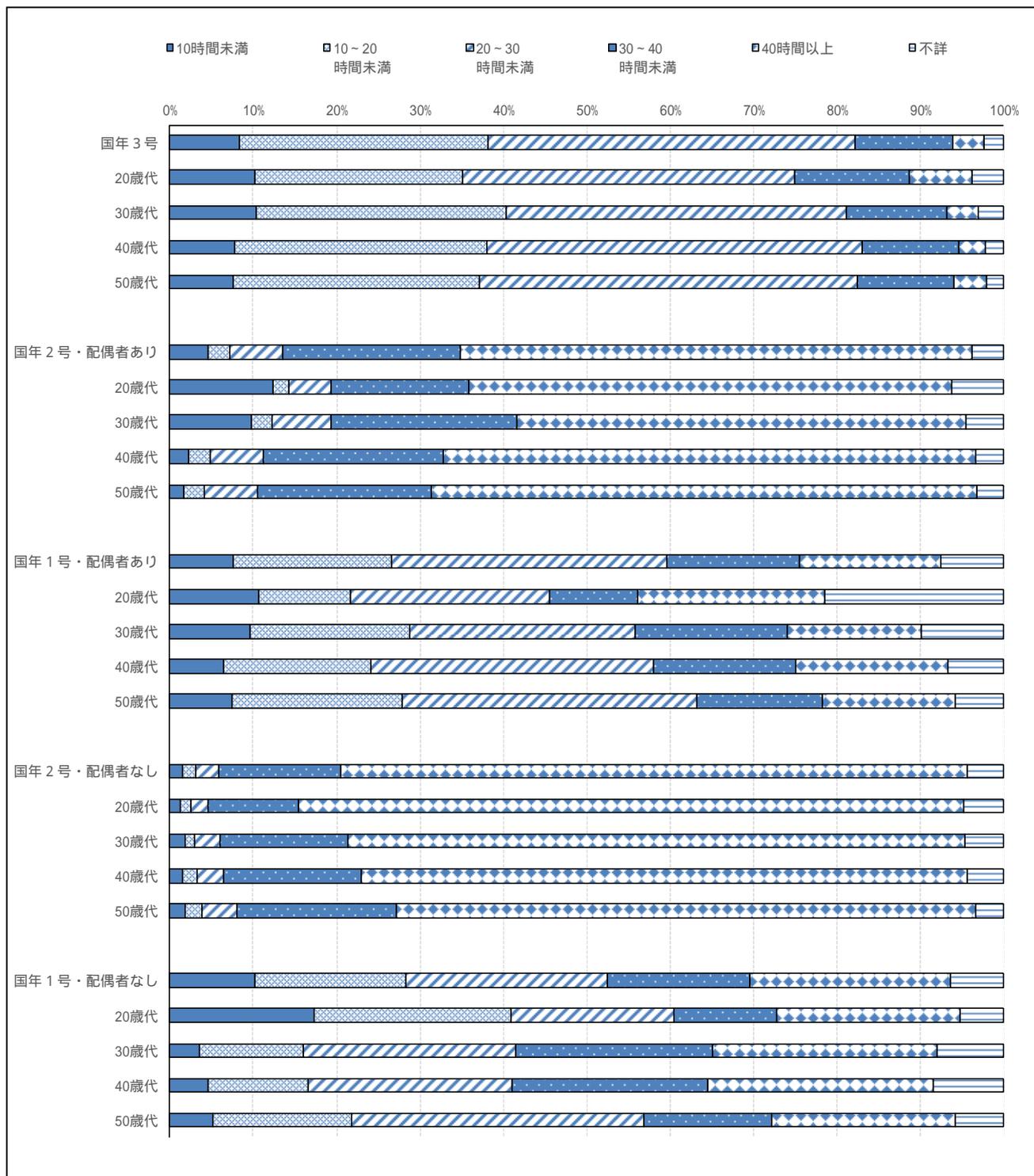


## (集計結果)

(人)

	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
全年齢	321,925	1,146,822	1,701,630	456,894	154,427	94,047	3,875,744
20歳代	14,564	33,939	54,866	19,807	12,093	5,315	140,583
30歳代	84,770	241,911	330,328	97,343	33,824	24,781	812,957
40歳代	131,308	513,788	766,549	197,904	58,767	38,910	1,707,226
50歳代	91,283	357,184	549,887	141,840	49,744	25,041	1,214,978
末子が0～2歳	35,237	51,859	70,565	26,420	12,131	10,847	207,059
末子が3～5歳	39,534	116,637	136,306	36,731	13,992	8,746	351,947
末子が6～11歳	70,042	282,991	390,430	97,052	25,624	21,335	887,473
末子が12～17歳	53,260	246,820	415,817	107,392	32,009	13,797	869,095
その他	123,852	448,515	688,513	189,299	70,670	39,323	1,560,171

(図表 18) 公的年金の加入状況・配偶者の有無別  
雇用者として働く国年3号の週労働時間



(集計結果)

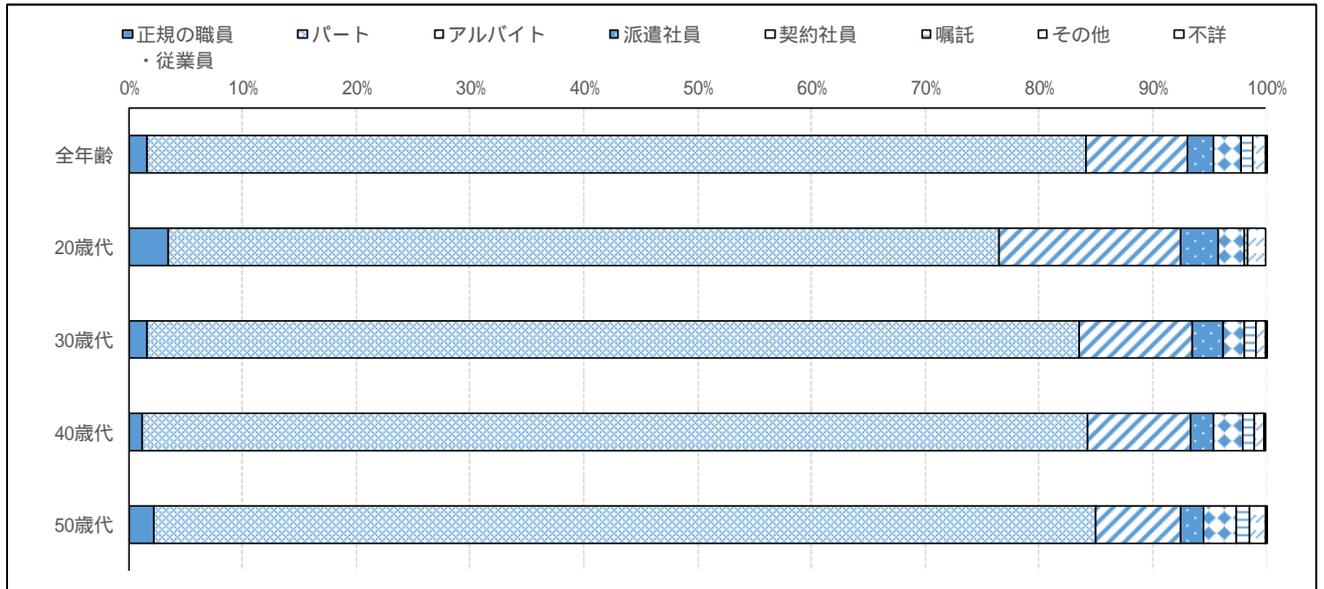
(人)

	10時間未満	10～20 時間未満	20～30 時間未満	30～40 時間未満	40時間以上	不詳	合計
国年3号	320,444	1,144,895	1,693,798	453,003	142,469	92,708	3,847,316
20歳代	14,006	33,939	54,365	18,725	10,250	5,169	136,454
30歳代	84,430	241,757	329,893	97,164	30,758	24,781	808,783
40歳代	130,939	513,063	763,699	196,639	54,521	37,969	1,696,829
50歳代	91,070	356,135	545,841	140,475	46,941	24,789	1,205,251
国年2号・配偶者あり	278,864	150,119	389,767	1,273,554	3,695,806	228,621	6,016,732
20歳代	50,007	7,863	20,006	66,894	233,327	25,250	403,347
30歳代	148,154	37,667	106,813	335,432	813,755	68,014	1,509,835
40歳代	48,440	57,509	140,148	470,278	1,394,251	73,200	2,183,825
50歳代	32,264	47,081	122,800	400,950	1,254,473	62,158	1,919,726
国年1号・配偶者あり	60,683	149,578	261,521	127,012	134,498	59,578	792,871
20歳代	3,764	3,851	8,452	3,745	7,884	7,579	35,275
30歳代	12,885	25,687	36,428	24,505	21,664	13,231	134,400
40歳代	16,633	45,474	87,410	43,759	47,082	17,301	257,658
50歳代	27,400	74,567	129,230	55,003	57,869	21,468	365,538
国年2号・配偶者なし	96,767	91,431	173,644	900,953	4,606,187	272,502	6,141,483
20歳代	29,267	27,864	43,113	243,985	1,773,662	106,014	2,223,905
30歳代	26,469	17,674	42,997	223,430	1,073,791	67,175	1,451,537
40歳代	23,717	25,833	46,342	245,777	1,076,741	65,982	1,484,392
50歳代	17,313	20,060	41,193	187,761	681,992	33,331	981,649
国年1号・配偶者なし	110,013	193,775	259,172	183,120	256,652	69,281	1,072,014
20歳代	84,125	114,195	94,875	59,438	107,195	25,240	485,067
30歳代	7,344	25,477	52,434	48,580	55,442	16,316	205,594
40歳代	9,441	24,448	49,882	47,897	55,127	17,361	204,156
50歳代	9,103	29,654	61,981	27,205	38,888	10,365	177,197

勤め先での呼称

雇用者として働く国民年金第3号被保険者の8割以上は「パート」として就労している。

(図表 19) 雇用者として働く国年3号の勤め先での呼称

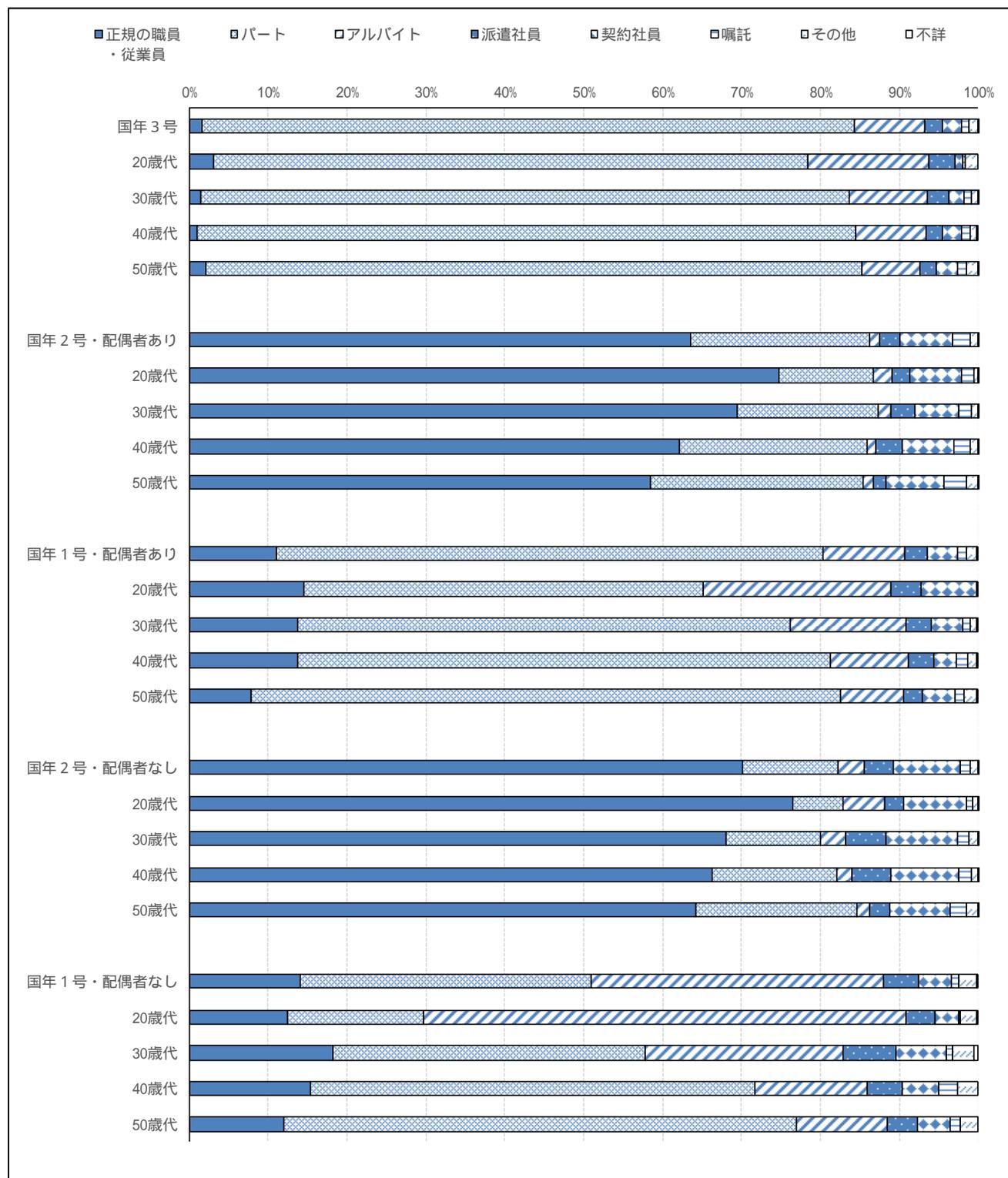


(集計結果)

(人)

	正規の職員 ・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員	嘱託	その他	不詳	合計
全年齢	64,942	3,193,174	348,617	86,413	97,198	39,922	42,309	3,170	3,875,744
20歳代	4,882	102,757	22,404	4,603	3,211	505	2,222	0	140,583
30歳代	13,256	665,797	80,780	21,822	16,221	7,679	7,124	277	812,957
40歳代	19,350	1,419,542	154,182	35,359	43,306	17,922	14,982	2,584	1,707,226
50歳代	27,454	1,005,079	91,251	24,629	34,461	13,815	17,980	309	1,214,978

(図表 20) 公的年金の加入状況・配偶者の有無別  
雇用者として働く国年3号の勤め先での呼称



## (集計結果)

(人)

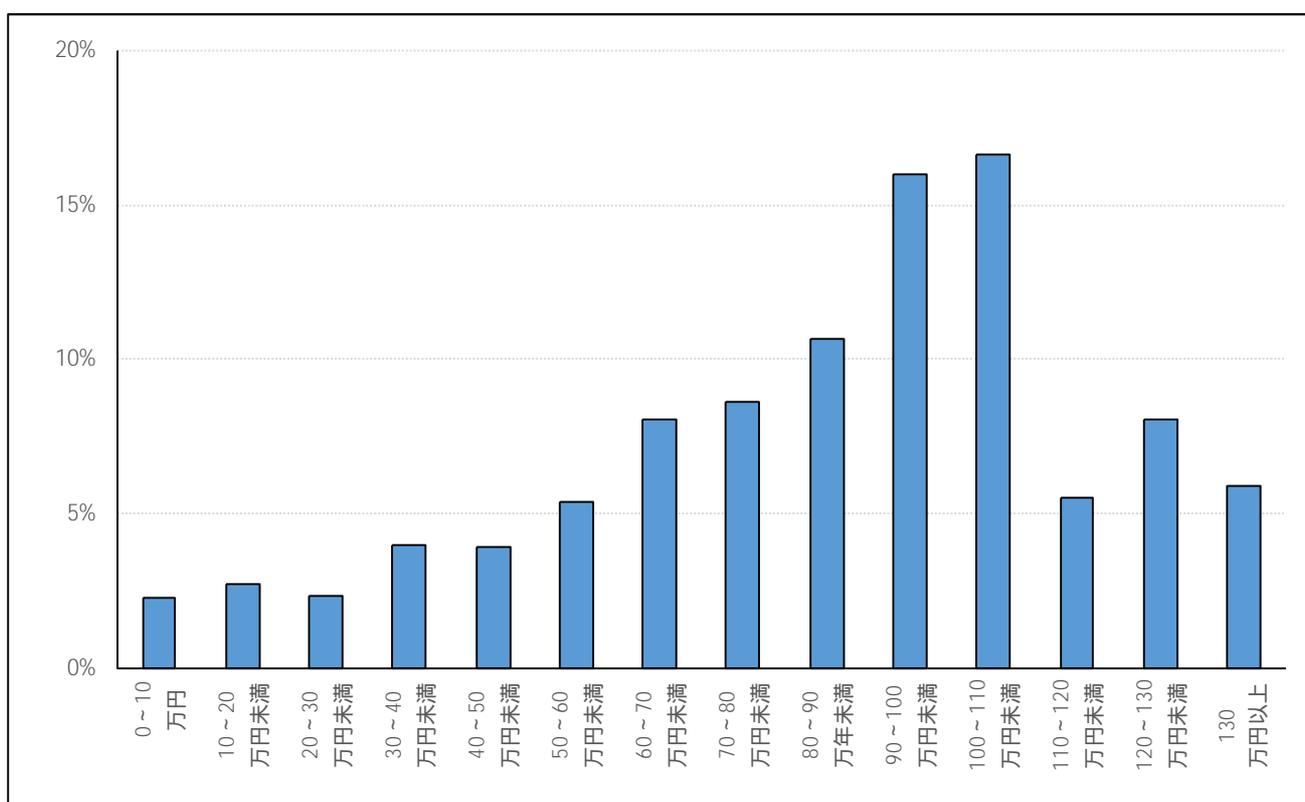
	正規の職員 ・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員	嘱託	その他	不詳	合計
国年3号	60,300	3,183,775	341,387	84,769	92,946	39,650	41,319	3,170	3,847,316
20歳代	4,201	102,757	20,876	4,603	1,289	505	2,222	0	136,454
30歳代	11,959	664,738	80,175	21,129	15,982	7,576	6,948	277	808,783
40歳代	17,951	1,415,584	150,564	35,187	42,540	17,754	14,666	2,584	1,696,829
50歳代	26,189	1,000,696	89,772	23,850	33,136	13,815	17,484	309	1,205,251
国年2号・配偶者あり	3,827,244	1,358,608	79,831	156,475	397,885	130,563	62,010	4,116	6,016,732
20歳代	301,102	48,850	9,248	8,849	26,829	5,943	2,137	389	403,347
30歳代	1,049,667	268,769	24,670	44,560	86,139	22,162	12,660	1,208	1,509,835
40歳代	1,355,188	522,192	23,145	72,296	142,933	47,304	20,263	504	2,183,825
50歳代	1,121,287	518,798	22,768	30,770	141,983	55,155	26,950	2,016	1,919,726
国年1号・配偶者あり	87,772	548,732	82,323	22,631	30,784	9,021	9,949	1,659	792,871
20歳代	5,131	17,855	8,357	1,385	2,459	88	0	0	35,275
30歳代	18,523	83,888	19,581	4,301	5,516	1,159	1,230	202	134,400
40歳代	35,471	173,750	25,558	8,163	7,459	3,619	3,159	480	257,658
50歳代	28,648	273,239	28,827	8,782	15,350	4,154	5,560	977	365,538
国年2号・配偶者なし	4,302,269	750,200	204,276	227,658	513,128	84,874	56,684	2,394	6,141,483
20歳代	1,701,160	141,965	115,277	54,460	176,115	20,015	13,305	1,608	2,223,905
30歳代	987,895	172,787	46,140	75,067	130,877	21,416	17,125	229	1,451,537
40歳代	982,977	234,459	28,591	73,047	129,466	23,515	12,183	154	1,484,392
50歳代	630,236	200,988	14,269	25,084	76,670	19,928	14,071	404	981,649
国年1号・配偶者なし	150,468	395,328	396,760	47,594	44,973	9,766	24,815	2,310	1,072,014
20歳代	60,488	83,977	295,955	17,620	15,096	927	9,856	1,146	485,067
30歳代	37,371	81,360	51,491	14,022	12,964	1,607	5,615	1,164	205,594
40歳代	31,218	115,104	28,868	9,153	9,611	4,942	5,259	0	204,156
50歳代	21,390	114,887	20,445	6,799	7,301	2,290	4,084	0	177,197

## 所得

国民年金第3号被保険者となるためには年収130万円(被扶養者認定基準)未満であることが要件となるが、収入を伴う仕事をしている国民年金第3号被保険者の稼働所得の分布を見ると、100万円前後に集中して分布している(図表21)。

また、他の公的年金加入状況にある者も含めた、収入を伴う仕事をしている女性の稼働所得の分布を見ると、所得額が150万円以上の層では大半が国民年金第2号被保険者であるのに対して、150万円未満の層では約半数が第3号被保険者となっている(図表22)。

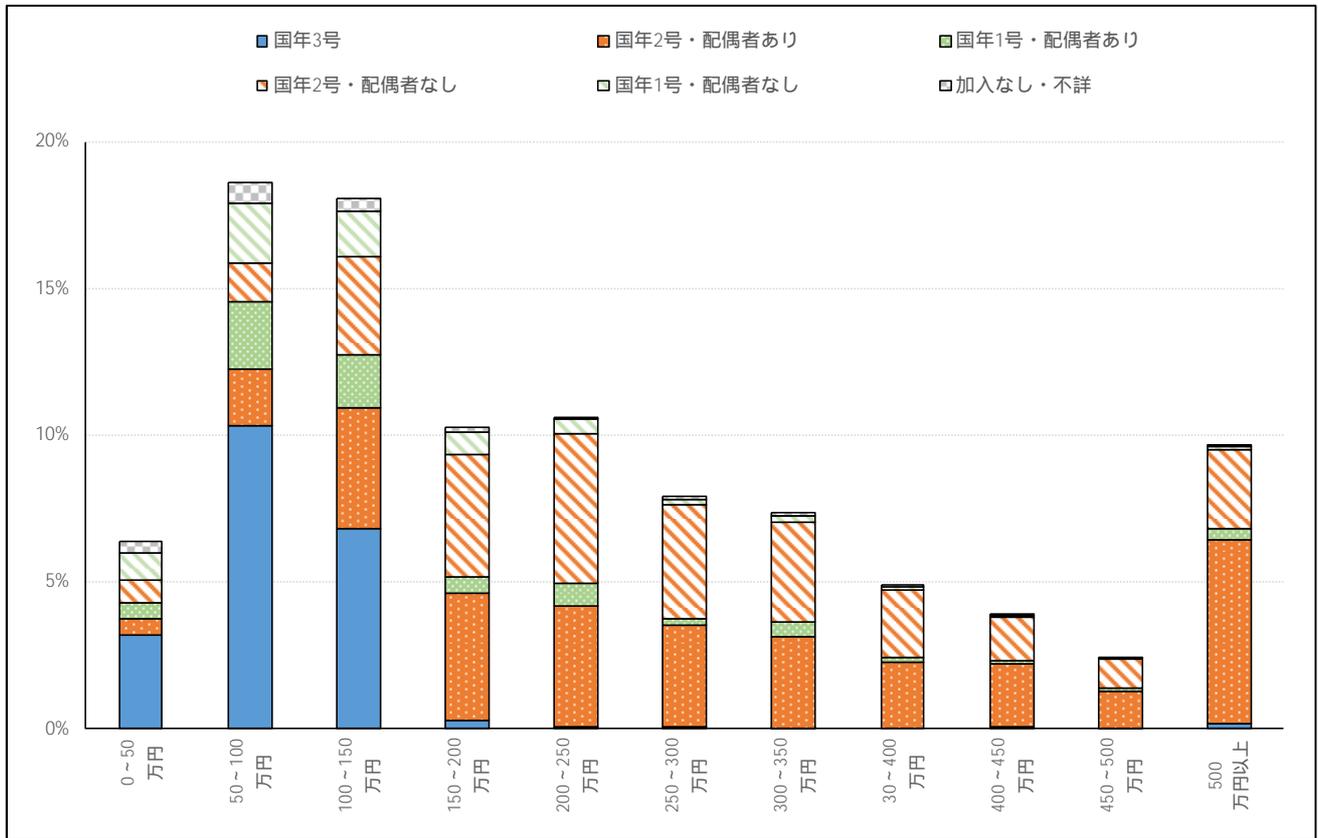
(図表21) 収入を伴う仕事している国年3号の稼働所得の分布



## (集計結果)

	(%)															合計
	0~10万円	10~20万円未満	20~30万円未満	30~40万円未満	40~50万円未満	50~60万円未満	60~70万円未満	70~80万円未満	80~90万円未満	90~100万円未満	100~110万円未満	110~120万円未満	120~130万円未満	130万円以上		
全年齢	2.3%	2.7%	2.4%	4.0%	3.9%	5.4%	8.0%	8.6%	10.7%	16.0%	16.6%	5.5%	8.0%	5.9%	100%	
20歳代	1.2%	8.1%	0.0%	8.3%	5.2%	2.1%	13.2%	8.1%	9.6%	13.0%	12.3%	1.9%	4.5%	12.5%	100%	
30歳代	5.3%	2.6%	2.6%	3.1%	4.9%	6.9%	9.0%	8.3%	9.9%	11.3%	15.3%	4.0%	7.8%	8.9%	100%	
40歳代	1.9%	2.1%	3.5%	4.6%	4.0%	5.4%	7.8%	8.4%	10.1%	17.4%	16.4%	5.8%	7.9%	4.9%	100%	
50歳代	0.9%	3.1%	0.8%	3.4%	3.0%	4.8%	7.3%	9.1%	12.1%	17.4%	18.1%	6.4%	8.8%	4.9%	100%	

(図表 22) 仕事をしている女性の稼働所得の分布



(集計結果)

	0~50 万円	50~100 万円	100~150 万円	150~200 万円	200~250 万円	250~300 万円	300~350 万円	30~400 万円	400~450 万円	450~500 万円	500 万円以上	合計
女性 (20~59歳)	6.4%	19%	18%	10%	11%	8%	7%	5%	4%	2%	10%	100%
国年3号	3.2%	10.3%	6.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	21%
国年2号・配偶者あり	0.6%	2.0%	4.1%	4.4%	4.2%	3.5%	3.2%	2.3%	2.1%	1.3%	6.3%	34%
国年1号・配偶者あり	0.5%	2.3%	1.8%	0.6%	0.8%	0.2%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.4%	8%
国年2号・配偶者なし	0.8%	1.3%	3.3%	4.2%	5.1%	3.9%	3.4%	2.3%	1.5%	1.0%	2.7%	29%
国年1号・配偶者なし	0.9%	2.0%	1.5%	0.8%	0.5%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	6%
加入なし	0.3%	0.7%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2%
不詳	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1%

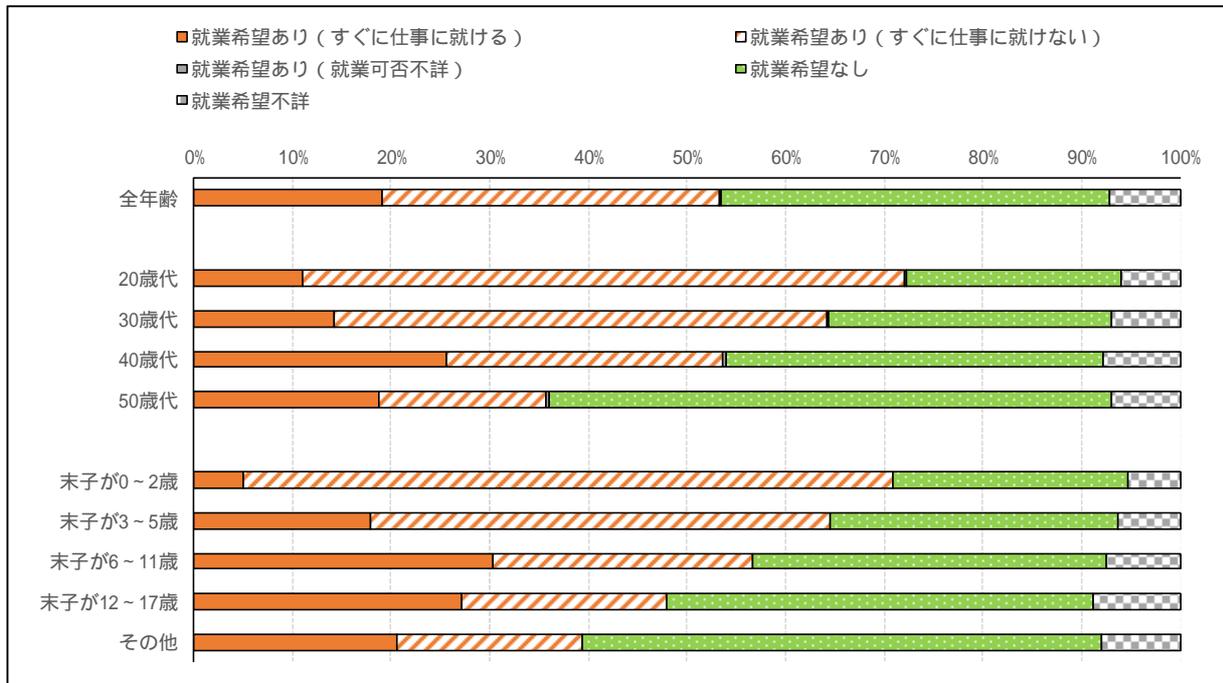
(2-2)収入を伴う仕事をしていない者の就業希望等

就労希望

現在、収入を伴う仕事をしていない国民年金第3号被保険者のうち、「就業を希望し、すぐに仕事に就ける者」は2割弱、「就業を希望しているが、すぐには仕事に就けない者」は3割強となっており、両者を合わせて、就労を希望する者が5割強となっている。一方、約4割については就業を希望していない。

年齢階級別にみると、20歳代及び30歳代については、「就業希望あり」の割合が高い一方、「すぐに仕事に就ける」の割合は低くなっている。また、年齢階級が上がるほど、「就業希望なし」の割合が高まる傾向にある(図表23)。

(図表23) 不就労の国年3号の就業希望

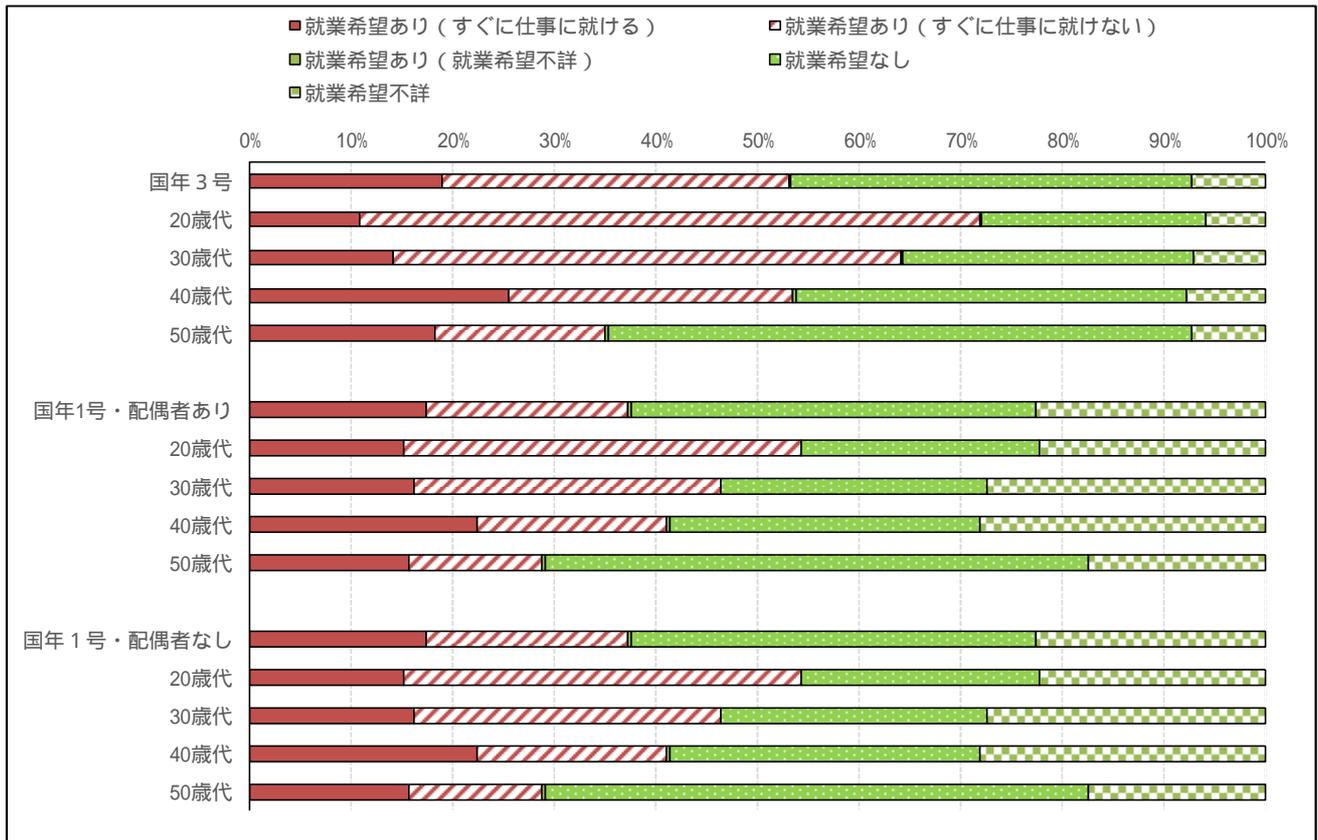


(集計結果)

(人)

	就業希望あり					就業可否不詳	就業希望なし	就業希望不詳	合計	
	すぐに仕事に就ける	仕事を			すぐに仕事に就けない					
		探している	探していない	求職有無不詳						
全年齢	2,559,060	914,326	684,460	222,816	7,050	1,633,116	11,618	1,882,529	344,444	4,786,033
20歳代	242,041	37,195	29,190	7,659	346	204,529	317	73,549	19,749	335,339
30歳代	959,818	211,509	159,624	49,044	2,842	745,201	3,108	426,993	104,365	1,491,176
40歳代	877,420	416,489	311,871	102,540	2,078	456,344	4,587	623,598	126,627	1,627,645
50歳代	479,780	249,133	183,776	63,573	1,784	227,042	3,606	758,389	93,703	1,331,873
末子が0～2歳	757,872	52,674	38,398	13,498	778	703,336	1,862	253,663	57,062	1,068,596
末子が3～5歳	386,588	107,710	74,911	32,078	721	278,531	346	174,619	38,060	599,267
末子が6～11歳	429,597	228,650	172,052	55,797	800	197,939	3,009	271,081	55,879	756,557
末子が12～17歳	294,621	165,659	129,891	33,936	1,832	126,951	2,011	264,378	53,582	612,581
その他	690,383	359,634	269,208	87,506	2,920	326,359	4,390	918,787	139,862	1,749,032

(図表 24) 公的年金の加入状況・配偶者の有無別 不就労の者の就業希望(女性)



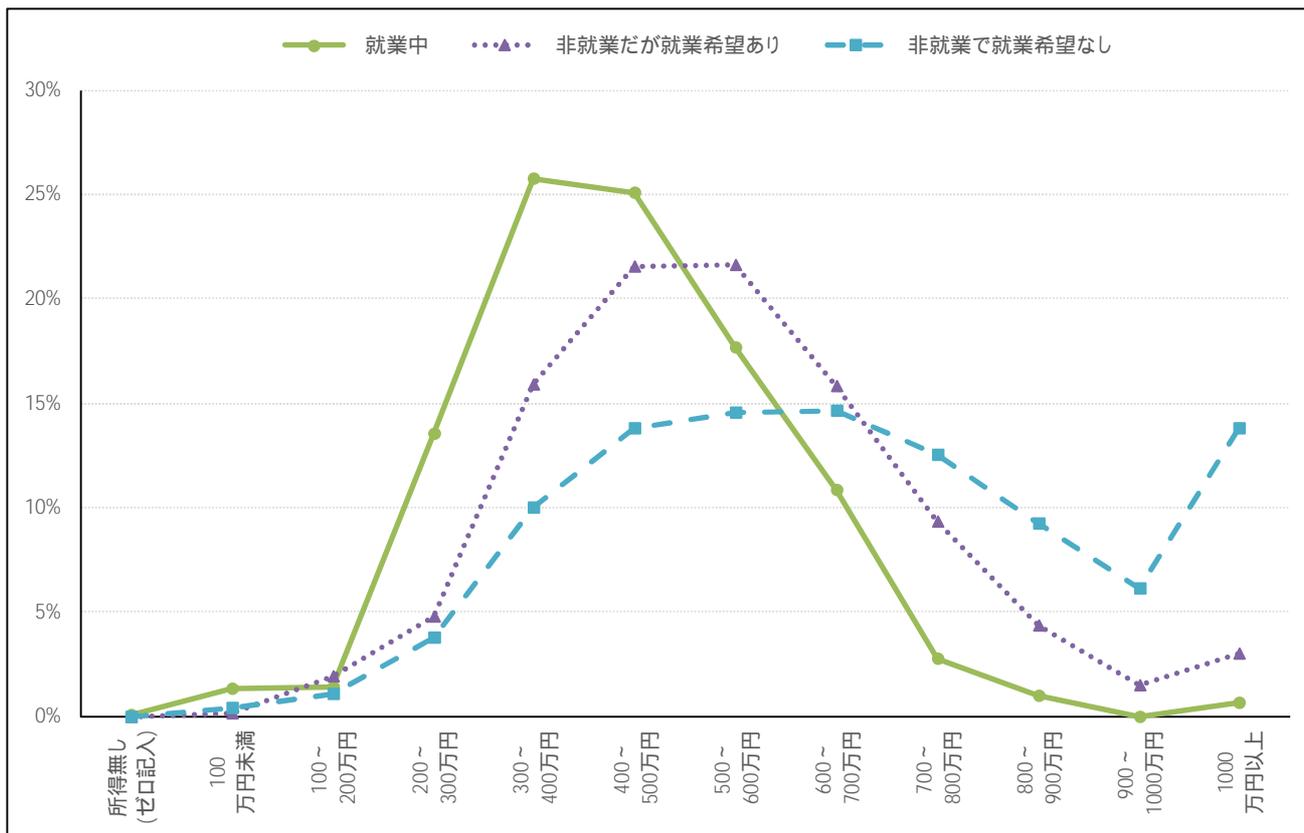
(集計結果)

	就業希望あり							就業希望なし	就業希望不詳	合計
	就業希望あり	すぐに仕事に就ける				就業可否不詳	すぐに仕事に就けない			
		探している	探していない	求職有無不詳						
国年3号	2,518,850	892,880	665,700	220,658	6,522	1,614,352	11,618	1,862,222	343,364	4,724,435
20歳代	240,442	36,092	28,087	7,659	346	204,033	317	73,549	19,749	333,740
30歳代	953,986	208,606	157,373	48,920	2,313	742,272	3,108	424,716	104,302	1,483,004
40歳代	867,217	411,036	306,574	102,384	2,078	451,594	4,587	620,357	125,717	1,613,291
50歳代	457,206	237,146	173,666	61,696	1,784	216,453	3,606	743,600	93,595	1,294,401
国年1号・配偶者あり	415,935	193,626	154,782	36,768	2,076	219,664	2,644	441,876	249,713	1,107,523
20歳代	39,387	11,045	8,395	2,650	0	28,342	0	17,062	16,164	72,614
30歳代	111,139	38,691	29,388	8,293	1,010	72,448	0	62,462	65,840	239,440
40歳代	113,999	61,984	51,054	10,024	905	51,295	719	84,537	77,446	275,981
50歳代	151,410	81,906	65,945	15,800	160	67,579	1,924	277,815	90,263	519,488
国年1号・配偶者なし	347,927	193,626	154,782	36,768	2,076	219,664	2,644	441,876	249,713	1,039,516
20歳代	39,387	11,045	8,395	2,650	0	28,342	0	17,062	16,164	72,614
30歳代	111,139	38,691	29,388	8,293	1,010	72,448	0	62,462	65,840	239,440
40歳代	113,999	61,984	51,054	10,024	905	51,295	719	84,537	77,446	275,981
50歳代	151,410	81,906	65,945	15,800	160	67,579	1,924	277,815	90,263	519,488

妻の就業の状況別 夫の雇用者所得の状況

妻が国民年金第3号被保険者である場合の夫の雇用者所得の分布について、妻の就業状況別にみると、「非就業で就業希望なし」の場合において、夫の雇用者所得がより高い水準に分布している。

(図表 25) 妻の就業状況別 夫の雇用者所得の分布



(集計結果)

(人)

	所得無し (ゼロ記入)	100 万円未満	100～ 200万円	200～ 300万円	300～ 400万円	400～ 500万円	500～ 600万円	600～ 700万円	700～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000 万円以上	合計
国年3号	0%	0%	2%	6%	13%	15%	15%	14%	11%	8%	5%	11%	100%
就業者	0%	1%	1%	14%	26%	25%	18%	11%	3%	1%	0%	1%	100%
非就業だが就業希望あり	0%	0%	2%	5%	16%	22%	22%	16%	9%	4%	1%	3%	100%
非就業で就業希望なし	0%	0%	1%	4%	10%	14%	15%	15%	12%	9%	6%	14%	100%

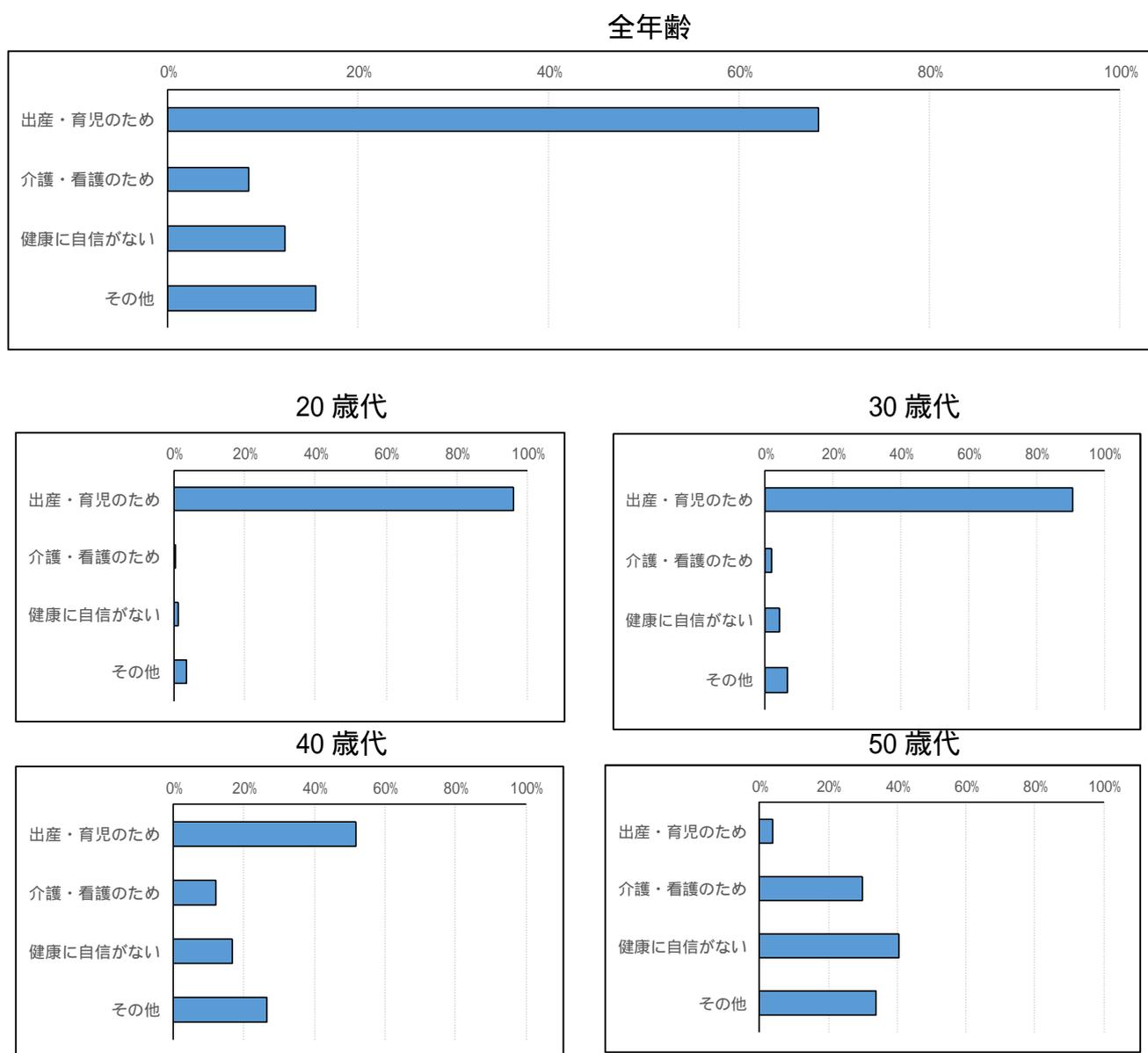
### すぐには仕事に就けない理由

現在、収入を伴う仕事をしていない国民年金第3号被保険者のうち、「就業を希望しているが、すぐには仕事に就けない者」の仕事に就けない理由としては、「出産・育児のため」が最も多い。

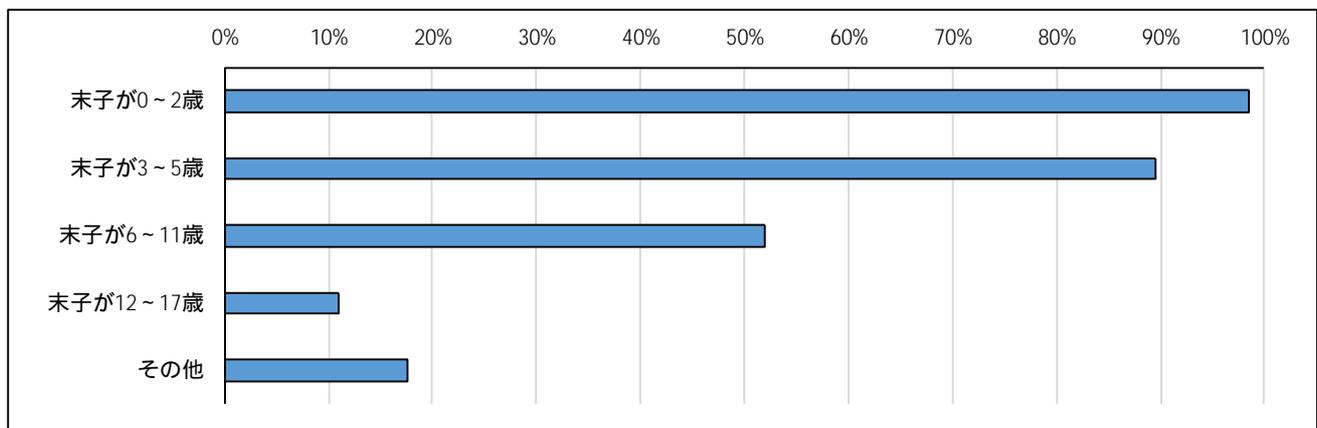
年齢階級別にみると、年齢が高くなるほど「出産・育児のため」が減少し、「介護・看護のため」、「健康に自信がない」といった理由が増える傾向にある(図表26)。

同居する末子の年齢別に、「就業を希望しているが、すぐには仕事に就けない者」について、「出産・育児のため」仕事に就けない者の割合を見ると、末子の年齢が高まるにつれて低下する顕著な傾向がある(図表27)。

(図表26) 国年3号のすぐには仕事に就けない理由(複数回答)



(図表 27) 同居する末子の年齢別 国年3号のすぐには仕事に就けない理由



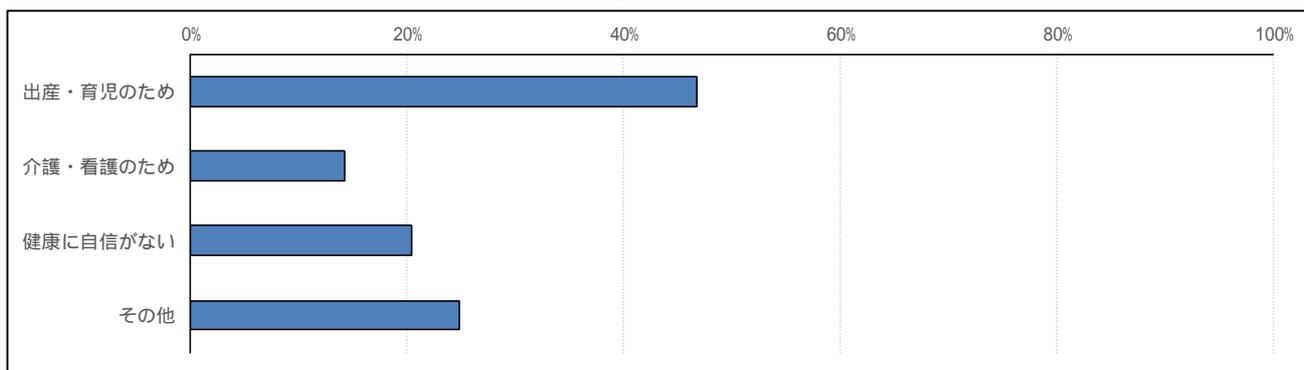
(集計結果)

(人)

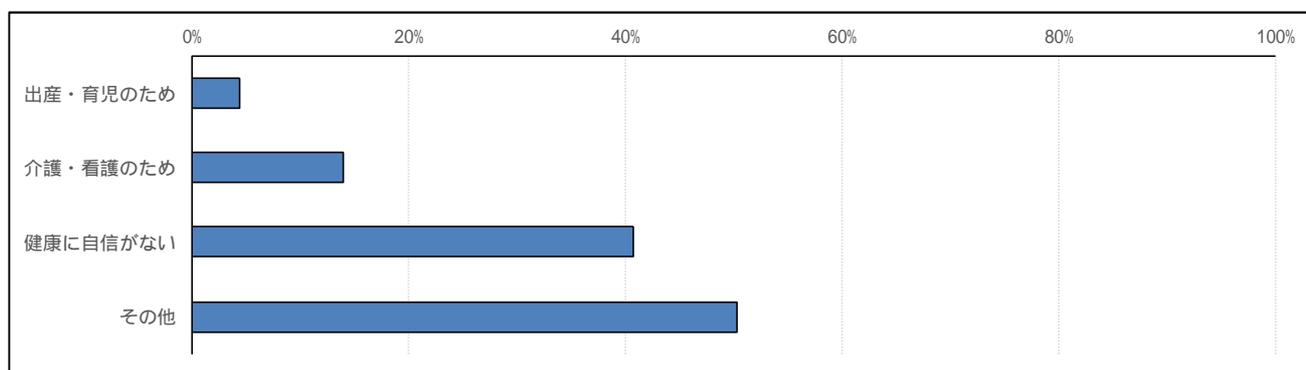
	出産・育児のため		介護・看護のため		健康に自信がない		その他	
	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当
全年齢	1,115,482	517,634	138,026	1,495,090	201,657	1,431,459	253,904	1,379,212
20歳代	196,265	8,265	673	203,856	2,486	202,043	7,577	196,952
30歳代	673,902	71,299	14,424	730,777	30,422	714,778	48,901	696,300
40歳代	236,902	219,442	54,957	401,387	77,029	379,315	120,652	335,692
50歳代	8,413	218,628	67,971	159,070	91,720	135,322	76,774	150,268
末子が0~2歳	692,175	11,161	6,433	696,903	5,685	697,651	14,870	688,466
末子が3~5歳	249,317	29,214	8,688	269,843	13,962	264,569	23,195	255,337
末子が6~11歳	102,758	95,180	22,689	175,249	30,847	167,091	57,976	139,962
末子が12~17歳	13,973	112,978	29,133	97,819	39,226	87,725	53,411	73,541
その他	57,258	269,101	71,083	255,276	111,937	214,421	104,452	221,906

(図表 28) 国年 3 号のすぐには仕事に就けない理由 (複数回答)

国年 1 号・配偶者あり



国年 1 号・配偶者なし



( 集計結果 )

( 人 )

	出産・育児のため		介護・看護のため		健康に自信がない		その他	
	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当
国年3号	1,113,672	500,680	136,933	1,477,419	189,594	1,424,757	249,159	1,365,192
20歳代	196,141	7,892	673	203,359	2,486	201,547	7,205	196,828
30歳代	672,988	69,284	14,424	727,848	28,468	713,804	48,581	693,691
40歳代	236,780	214,814	54,701	396,893	74,387	377,207	118,872	332,722
50歳代	7,763	208,690	67,135	149,318	84,253	132,200	74,502	141,951
国年1号・配偶者あり	102,767	116,898	31,185	188,480	44,875	174,790	54,555	165,110
20歳代	25,105	3,237	0	28,342	822	27,520	2,913	25,429
30歳代	58,244	14,204	2,606	69,842	4,061	68,387	9,666	62,782
40歳代	18,588	32,707	6,446	44,849	14,247	37,048	16,334	34,962
50歳代	829	66,750	22,133	45,446	25,745	41,834	25,642	41,937
国年1号・配偶者なし	16,187	348,815	51,186	313,816	148,886	216,115	183,867	181,135
20歳代	5,549	131,439	2,129	134,859	27,551	109,438	106,543	30,446
30歳代	6,346	65,480	4,439	67,387	37,671	34,155	29,105	42,721
40歳代	3,619	78,169	16,822	64,966	44,182	37,606	28,789	52,999
50歳代	672	73,727	27,796	46,603	39,483	34,916	19,430	54,969

### 3. おわりに

本稿では、平成 28 年国民生活基礎調査を活用して、今後の公的年金制度の検討において参考となるデータを提供する観点から、国民年金第3号被保険者の家庭環境や就労状況について基礎的なデータの整理を行った。今回の集計から得られる示唆については以下の通りである。

まず、今回の集計においては、20 歳代や 30 歳代を含めて、配偶者ありの女性のおよそ半数が国民年金第3号被保険者となっていること(図表4)、国民年金第3号被保険者のうち、収入を伴う仕事をしている者はおよそ半数であり、その中で、当面の厚生年金の短時間労働者に対する適用拡大の対象になり得ると考えられる、週労働時間が 20 時間以上の者は 6 割程度であること(図表 13、17)が確認された。

女性に占める国民年金第3号被保険者の割合は未婚率の上昇等によって低下傾向にあるが、結婚を経験する女性にとって、国民年金第3号被保険者制度は今なお公的年金制度上の大きな受け皿となっていることが分かる。同制度を縮小していく方向性の下、現在、厚生年金の適用拡大が進められているが、その対象とならない国民年金第3号被保険者が少なくないことも踏まえ、その実態を十分に踏まえながら、制度自体の在り方についても引き続き議論を行っていく必要があるであろう。

また、子の状況や就労状況についての集計結果からは、国民年金第3号被保険者の 9 割近くには子どもがいること(図表6)、子どもの年齢が低い時期においては、収入を伴う仕事に就く割合が低く、また、仕事に就く場合にも労働時間が短い場合が多いこと(図表 13、17)、子どもの年齢が上がるにつれて、就労割合が高まり、労働時間も延びる傾向にある一方、そもそも就業を希望しない者の割合も高まること(図表 13、17、23、26)などが観察された。

こうした集計結果からは、子育て期において、女性が家庭における育児・家事を中心とした生活を選択する場合において、国民年金第3号被保険者制度が重要な役割を果たしていることが窺えるであろう。一方、子どもの年齢が上がり、いわゆる「手がかからない」状況となり、女性が家庭外における就労に生活の比重を移そうとする中では、国民年金第3号被保険者制度がそれをできるだけ阻害することのないようにすることが重要である。一般に「130 万円の壁」と呼ばれる社会保険制度上の被扶養認定基準には就労に対する強いディスインセンティブがあると考えられ、税や企業における配偶者手当等と合わせて、社会保険制度上でも、厚生年金の適用拡大等を通じて、本人の働く意欲や能力に応じて、働く時間や職場における職責を選択しやすい環境を整えていくことが需要であろう。他方、年齢層が高めの国年3号を中心に、そもそも就労を希望しない者が少なくない点については留意が必要である。

最後の点に関連して、今回、夫婦の組合せで所得の状況を集計したところ、妻が国民年金第3号被保険者と国民年金第2号被保険者の場合の夫の所得分布を比較すると、前者の方が高い傾向にあり、国民年金第3号被保険者の夫の 10%強は雇用者所得 1000 万円以上となっていること(図表5)、妻が国民年金第3号被保険者である夫の中でも、現在就業しておらず就業希望のない国民年金第3号被保険者の夫の雇用者所得は、就業中や現在就業していないが就業希望がある者の夫と比べて高い傾向にあること(図表 25)が確認された。

こうした状況については、制度の公平性の観点から、国民年金第3号被保険者制度の在り方を考える上で留意されるべきであろう。現行制度では、扶養する国民年金第3号被保険者がいるか否かで、厚生年金被保険者の保険料負担に差はない。一方、年金財政上、現在の高齢者に対する基礎年金給付の財源については、自営業者等が加入する国民年金と被用者が加入する厚生年金が基礎年金拠出金として負担する構造になっているが、厚生年金として負担する基礎年金拠出金には第3号被保険者分が含まれている。すなわち、現役世代全体が基礎年金の支える仕組みの下、第3号被保険者分の負担については、国民年金第3号被保険者自身やその者を扶養する配偶者に求めるのではなく、厚生年金制度全体として負担していることになる。

しかしながら、未婚率の上昇や共働き世帯の増加といった経済・社会環境の変化の中で、「夫が厚生年金被保険者、妻が国民年金第3号被保険者」という状況が一般的ではなりつつあることを踏まえると、少なくとも世帯として高い保険料負担能力を持つ場合に、国民年金第3号被保険者やその者を扶養する配偶者に何らかの追加的な負担を求めることは、応能負担及び応益負担の双方の観点から検討の余地があるように思われる。

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

**雇用者として働く国民年金第1号被保険者の実態**

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

## 1. はじめに

### (1)背景と目的

現在、政府が進めている厚生年金の適用拡大の主目的の一つは、雇用者でありながら国民年金第1号被保険者となっている者に、被用者にふさわしい保障を提供することである。

しかしながら、雇用者であるにもかかわらず国民年金第1号被保険者となっている者には、学生アルバイト、自営業主等の妻、離婚・死別後の女性など多様な属性の者が含まれている。また、厚生年金に適用されていない理由についても、労働時間が短い等、本人の就労状況が厚生年金の適用条件を満たしていない場合や、勤務先が厚生年金の適用事業所となっていない場合、更には勤務先が違法に適用を逃れている場合があり、一様ではない。

上記の背景を踏まえ、本分析では、雇用者として働きながら、公的年金の加入状況としては国民年金第1号被保険者となっている者に焦点を当て、本人及びその者が属する世帯の特徴や本人の就労状況等を明らかにする。

### (2)集計・分析の方法と使用データ

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成 28 年)の調査票情報を独自に集計した。

第 2 章においては、雇用者として働きながら国民年金第 1 号被保険者となっている者の一般的な特徴を明らかにするために、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者、及び、比較対象として国民年金第 2 号被保険者と雇用者として働く第 3 号被保険者について、雇用者本人の属性、就労状況、その者が属する世帯の経済状況について集計を行っている。

また、第 3 章においては、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の多様性を踏まえ、基本属性(在学の状態、性別、配偶者の状況)別、及び、週実労働時間別に集計を行っている。集計項目は第 2 章におけるものと基本的に同様である。

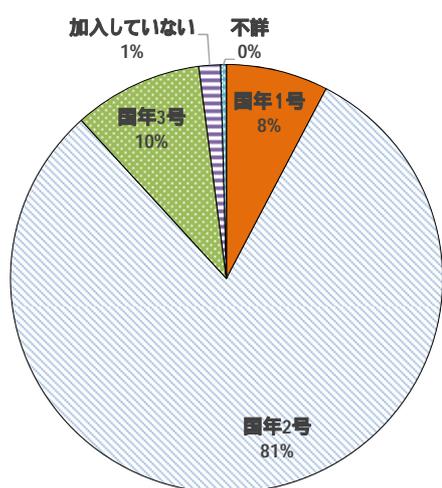
## 2. 雇用者として働く国民年金第1号被保険者の一般的な特徴

本章では、雇用者として働く国民年金第1号被保険者について、その属性、就業の状況、及び、世帯としての経済状況についての集計結果を示す。その際、比較対象として、国民年金第2号被保険者、雇用者として働く国民年金第3号被保険者についての集計結果を合わせて示す。

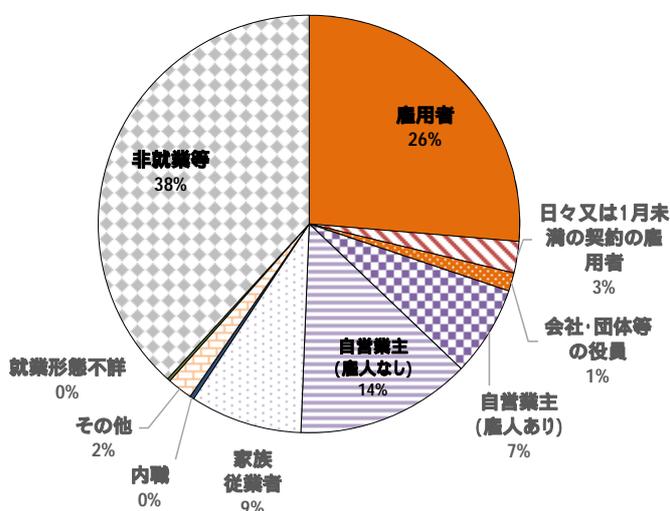
なお、雇用者(20歳以上60歳未満の者に限る。また、日々又は1月未満の契約の者を除く。以下同じ。)のうち、公的年金の加入状況が国民年金第1号被保険者となっている者は1割程度となっている(図表1)。

また、国民年金第1号被保険者(60歳以上の任意加入者は除く、以下同じ)のうち、雇用者として働く者は26%となっており、収入を伴う仕事に従事する者の就業形態としては最も多い(図表2)。

(図表1) 雇用者の公的年金加入状況



(図表2) 国年1号の就業状況



### (集計結果)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
雇用者 (日々又は1月未満の契約の者を除く)	2,958,853	31,238,159	3,750,932	626,855	169,725	38,744,524

	雇用者	日々又は1月未満の契約の雇用者	会社・団体等の役員	自営業主(雇人あり)	自営業主(雇人なし)	家族従業者	内職	その他	就業形態不詳	非就業等	合計
国年1号	2,958,853	274,664	159,696	782,914	1,510,061	966,667	37,374	216,923	26,112	4,301,405	11,234,668

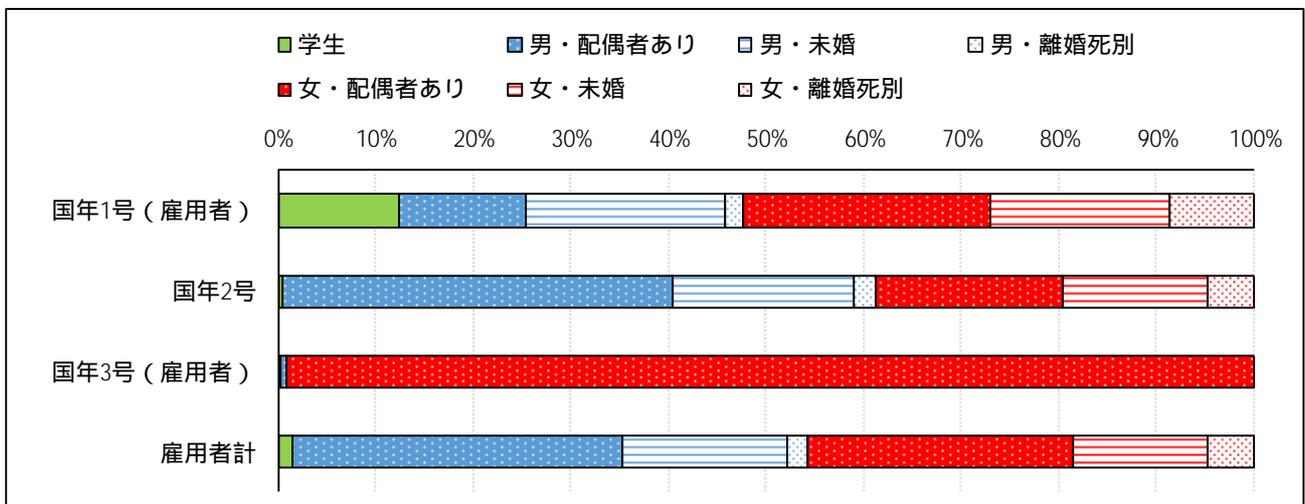
(1) 属性の特徴

基本属性

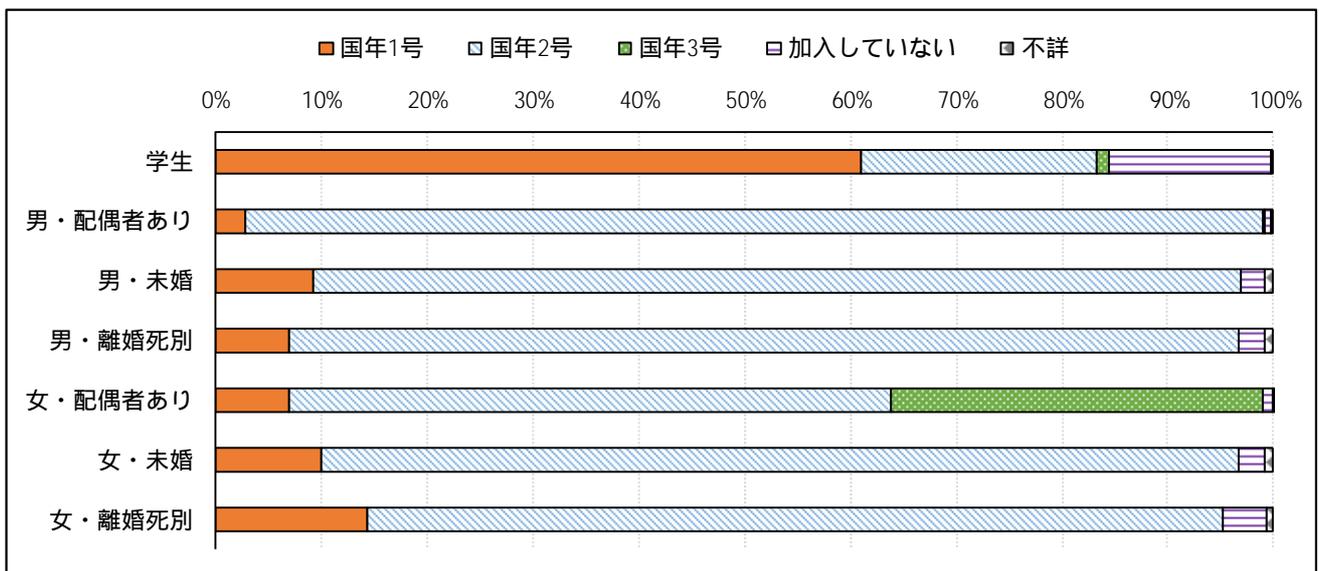
公的年金の加入状況別に、雇用者の在学状況、性別及び配偶者の状況を見ると、雇用者として働く国民年金第1号被保険者には様々な属性の者が含まれていることが分かる。雇用者の多くが加入する国民年金第2号被保険者と比較すると、いわゆる学生アルバイトと想定される「学生」が多い、男女比については女性の比率が高い、男性の中では「未婚」の比率が高い。女性の中では「離婚死別」の比率が高いといった特徴が観察される(図表3-1)。

なお、雇用者の属性別に国民年金第1号被保険者の割合をみると、「学生」で特に多いほか、「女・離婚死別」にも比較的多く含まれる(図表3-2)。

(図表3-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の基本属性



(図表3-2) 基本属性別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

(人)

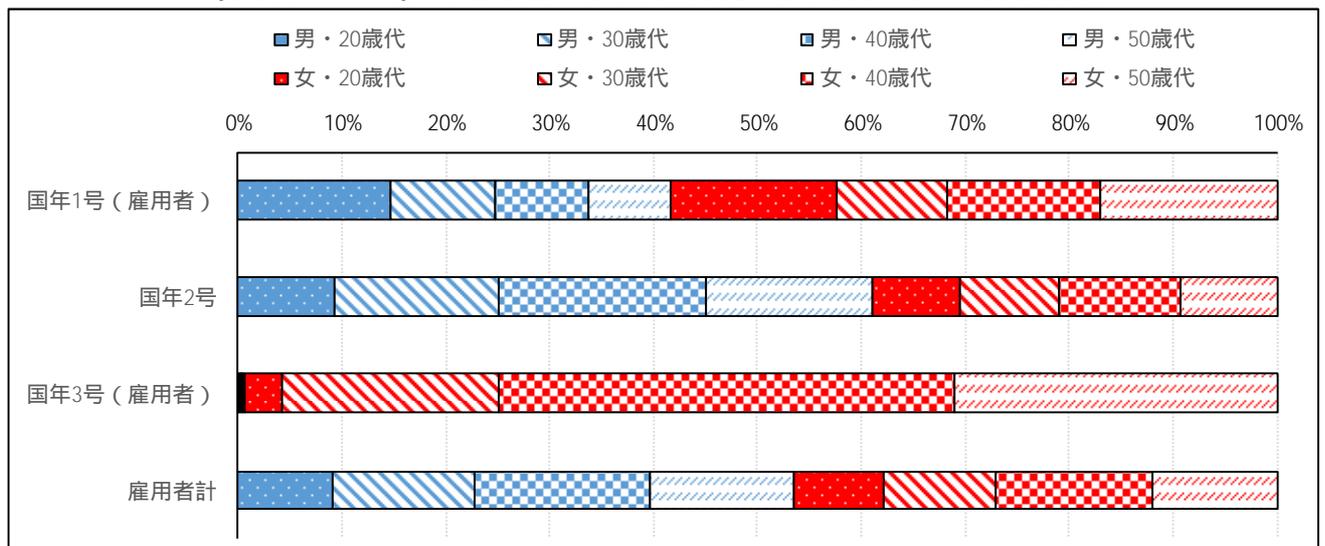
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
学生	371,065	134,594	7,801	92,024	2,027	607,511
男・配偶者あり	378,384	12,538,558	23,808	66,814	36,275	13,043,840
男・未婚	608,193	5,755,581	0	151,428	50,165	6,565,367
男・離婚死別	56,299	721,634	0	20,383	6,341	804,658
女・配偶者あり	747,041	5,993,995	3,719,323	92,443	15,280	10,568,082
女・未婚	539,878	4,636,661	0	130,180	46,793	5,353,512
女・離婚死別	257,993	1,457,136	0	73,582	12,844	1,801,555

性・年齢階級

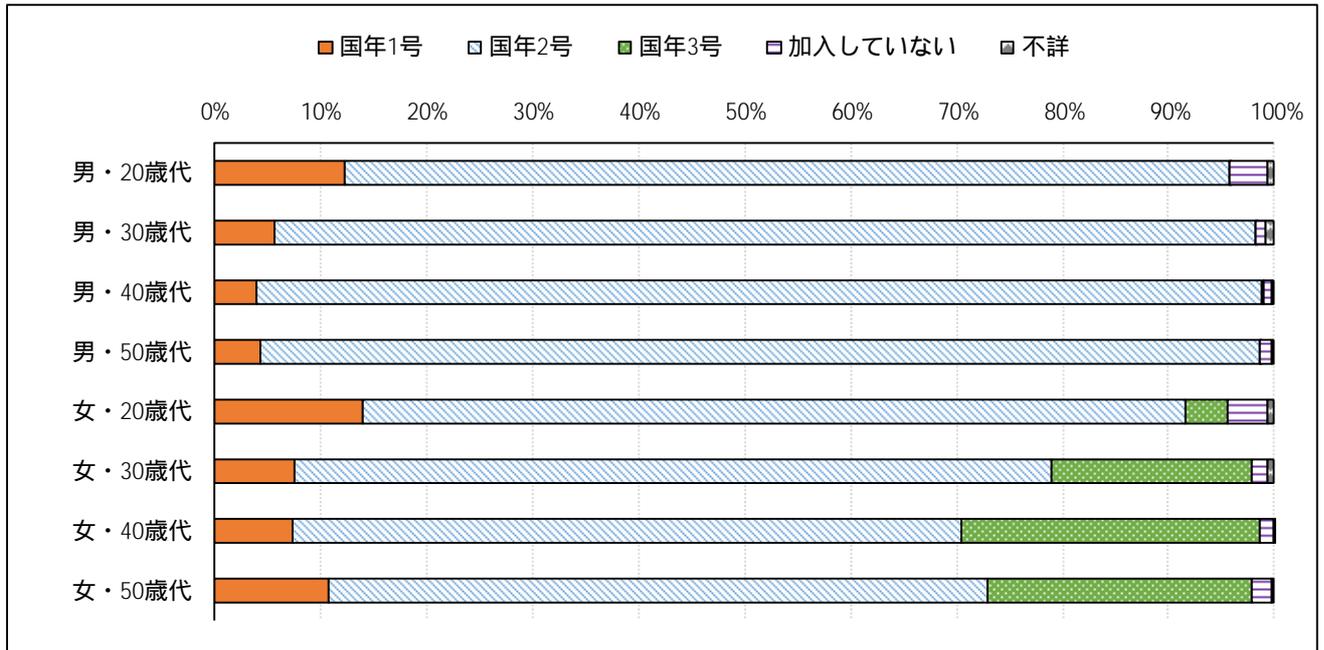
公的年金の加入状況別に、雇用者の性・年齢階級をみると、雇用者として働く国民年金第1号被保険者には、学生が多く含まれること等を反映して、男女とも20歳台の者が多い(図表4-1)。

また、雇用者の性別・年齢階級別に国民年金第1号被保険者の割合をみると、上述の理由により「学生」で特に高いほか、女性についてはより高い年齢階級ほど割合が高まる傾向がある。女性についての類似の傾向は国民年金第3号被保険者にも見られるが、50歳台については、国民年金第1号被保険者の割合のみが高くなっており、これは、より高い年齢階級では夫が自営業である割合が高まることや、女性自身が離婚や死別を経験する割合が高まることの影響しているとみられる(図表4-2)。

(図表4-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の性・年齢階級



( 図表 4 - 2 ) 性別・年齢階級別 雇用者の公的年金加入状況



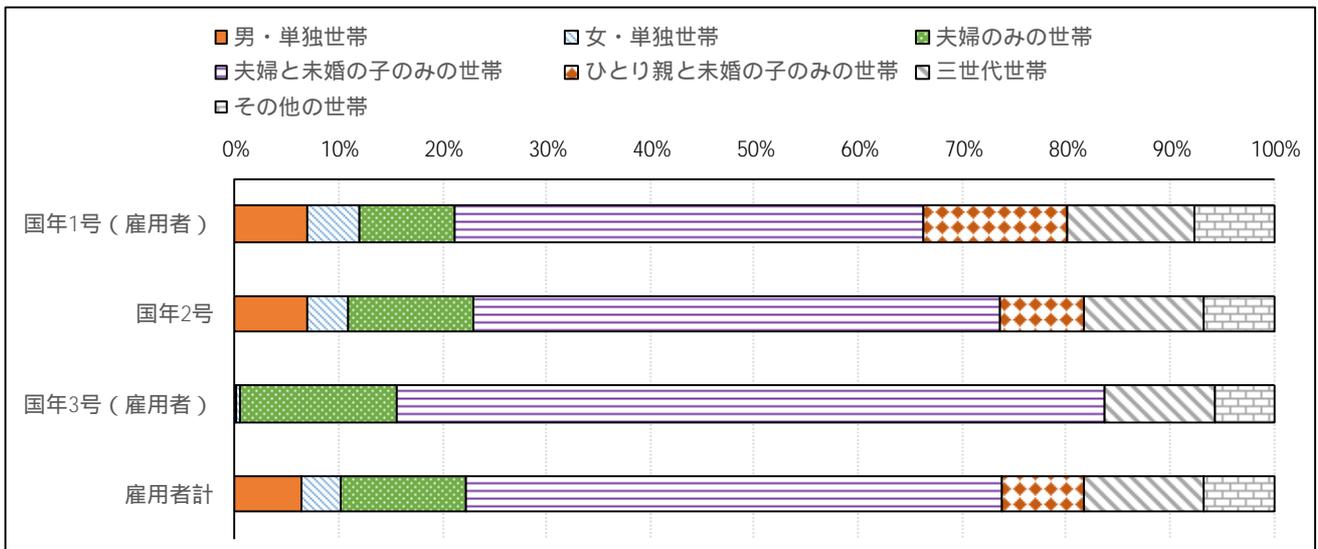
( 集計結果 )

						(人)
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
男・20歳代	432,373	2,921,334	4,130	123,499	23,811	3,505,147
男・30歳代	297,621	4,902,197	3,653	51,433	42,617	5,297,521
男・40歳代	266,819	6,253,589	8,806	56,543	12,980	6,598,737
男・50歳代	236,130	5,014,688	7,708	58,499	13,372	5,330,397
女・20歳代	471,480	2,624,989	131,450	125,362	24,425	3,377,707
女・30歳代	317,029	2,959,112	782,719	61,088	29,205	4,149,154
女・40歳代	432,139	3,665,174	1,646,769	67,331	9,284	5,820,696
女・50歳代	505,262	2,897,077	1,165,697	83,100	14,030	4,665,165

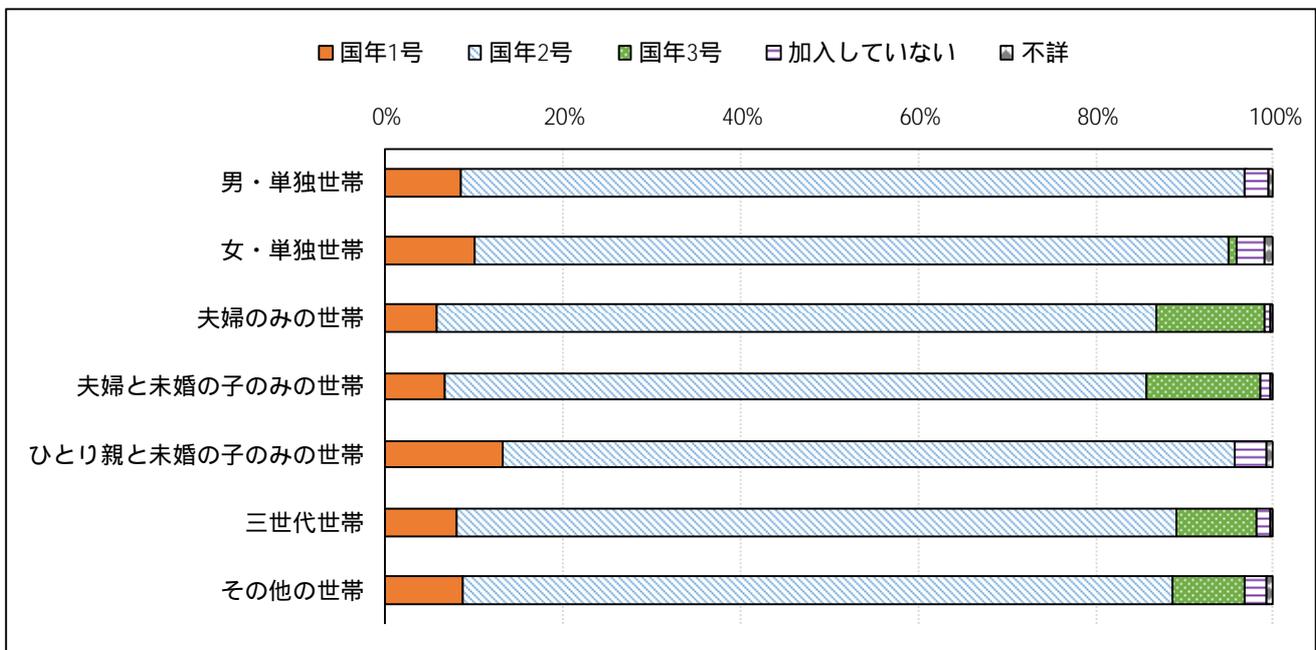
世帯類型

公的年金の加入状況別に、雇用者の世帯類型をみると、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の世帯のうち、45%が「夫婦と未婚のみの世帯」、14%が「ひとり親と未婚の子のみの世帯」となっている。これを国民年金第2号被保険者と比較した場合、「一人親と未婚の子のみの世帯」が多いことが特徴的である(図表5-1)。

(図表5-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の世帯類型



(図表5-2) 世帯類型別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

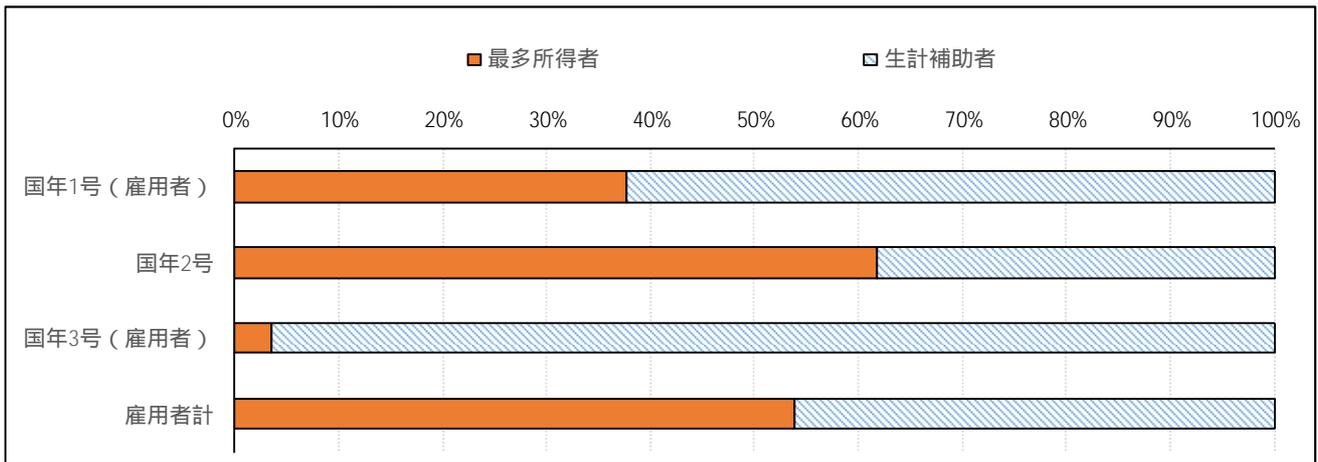
(人)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
男・単独世帯	207,010	2,156,427	927	62,891	15,816	2,443,071
女・単独世帯	148,918	1,260,431	16,083	46,638	13,912	1,485,982
夫婦のみの世帯	270,350	3,762,531	567,450	35,937	11,934	4,648,202
夫婦と未婚の子のみの世帯	1,336,059	15,822,039	2,553,694	237,599	67,950	20,017,342
ひとり親と未婚の子のみの世帯	406,140	2,526,052	0	110,521	26,334	3,069,046
三世帯世帯	362,736	3,602,344	401,924	65,513	15,579	4,448,096
その他の世帯	227,640	2,108,336	210,853	67,756	18,200	2,632,785

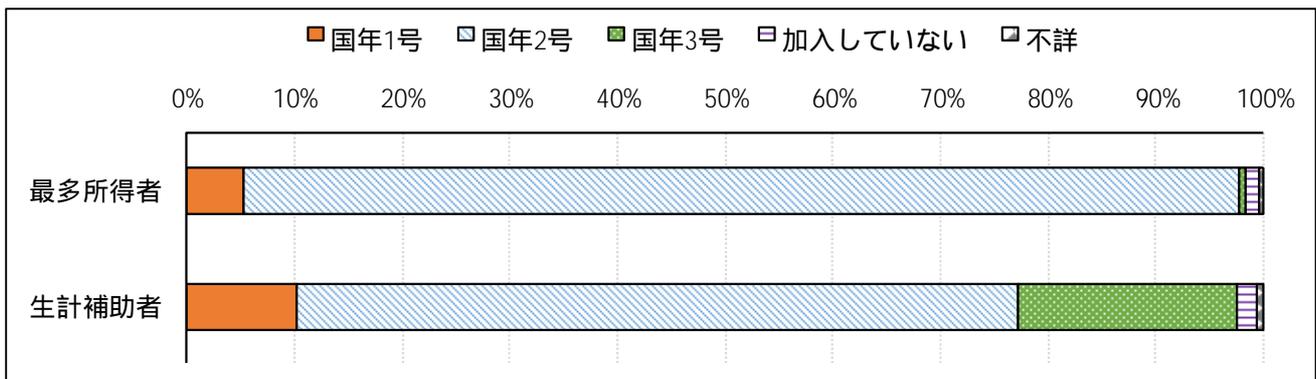
### 最多所得者が否か

雇用者として働く国民年金第1号被保険者のうち、世帯における最多所得者(過去1年間の所得が世帯内で最も多い者)となっている割合は、国民年金第2号被保険者と比べると低いものの、約4割を占める(図表6-1)。世帯における主たる生計維持者として雇用者として働きながら、厚生年金に加入できていないことは、一般的に、将来における低年金・低所得のリスクが高さを示唆すると考えられる。

(図表6-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の最多所得者が否か



(図表6-2) 雇用者の最多所得者が否か別 雇用者の公的年金加入状況



### (集計結果)

(人)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
最多所得者	1,117,485	19,280,989	130,139	272,038	68,606	20,869,256
生計補助者	1,841,369	11,957,170	3,620,793	354,817	101,119	17,875,268

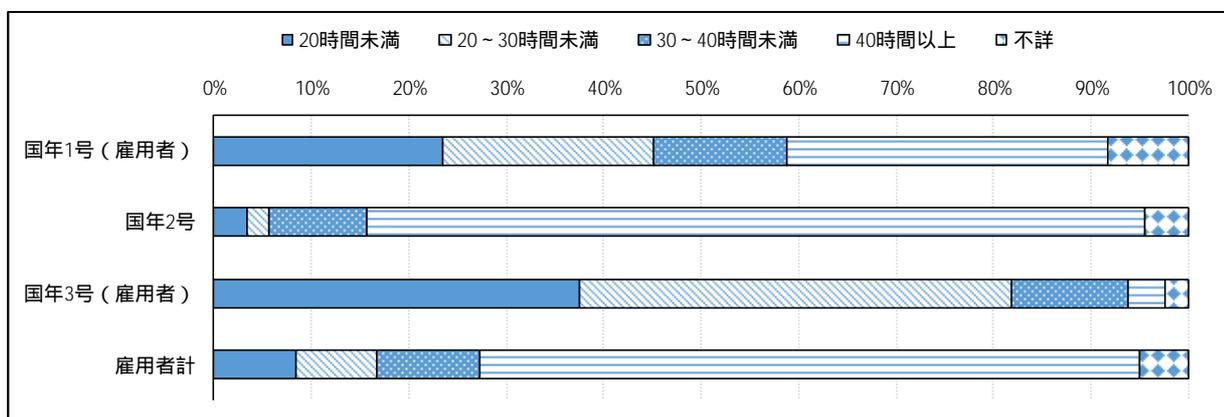
## (2) 就業の状況

### 週実労働時間

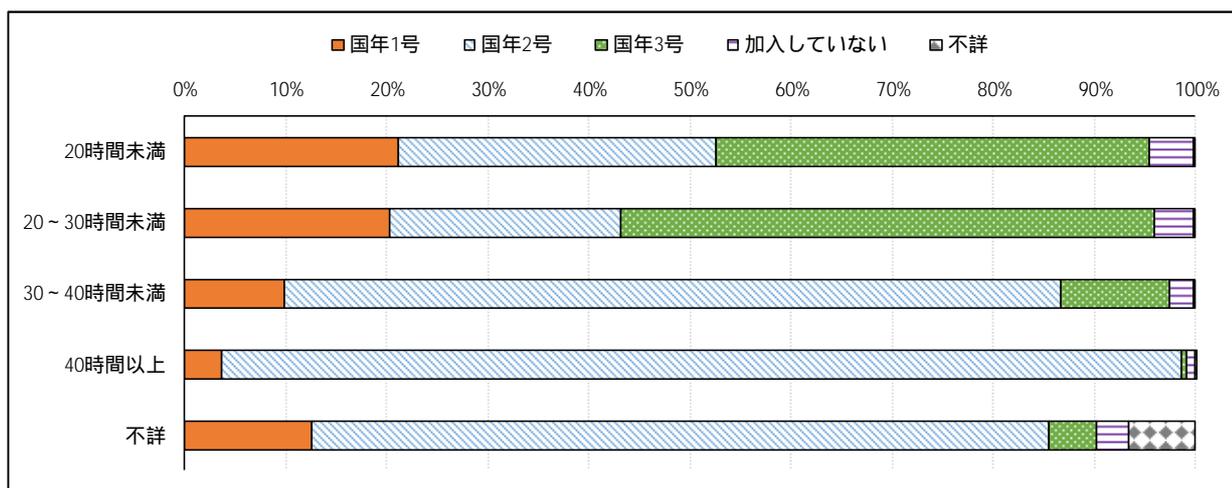
雇用者として働く国民年金第1号被保険者の週実労働時間については、「20時間未満」が23%、現在進められている厚生年金の適用拡大の対象（週所定労働時間が20時間、月額賃金8.8万円以上等の一定の要件を満たす者）となる可能性がある「20～30時間未満」が22%、従来からの厚生年金の適用要件（週所定労働時間及び月所定労働日数が通常の労働者の3/4以上）を満たす可能性が高まる「30～40時間未満」と「40時間以上」が合わせて47%となっている（図表7-1）。

一方、週実労働時間別に雇用者の公的年金の加入状況を見ると、「20時間未満」や「20～30時間未満」では2割を超える者が国民年金第1号被保険者となっている。また、厚生年金の加入要件を満たす可能性が高まる「30～40時間未満」でも約1割が国民年金第1号被保険者となっている（図表7-2）。

（図表7-1）公的年金加入状況別 週実労働時間



（図表7-2）週実労働時間別 雇用者の公的年金加入状況



( 集計結果 )

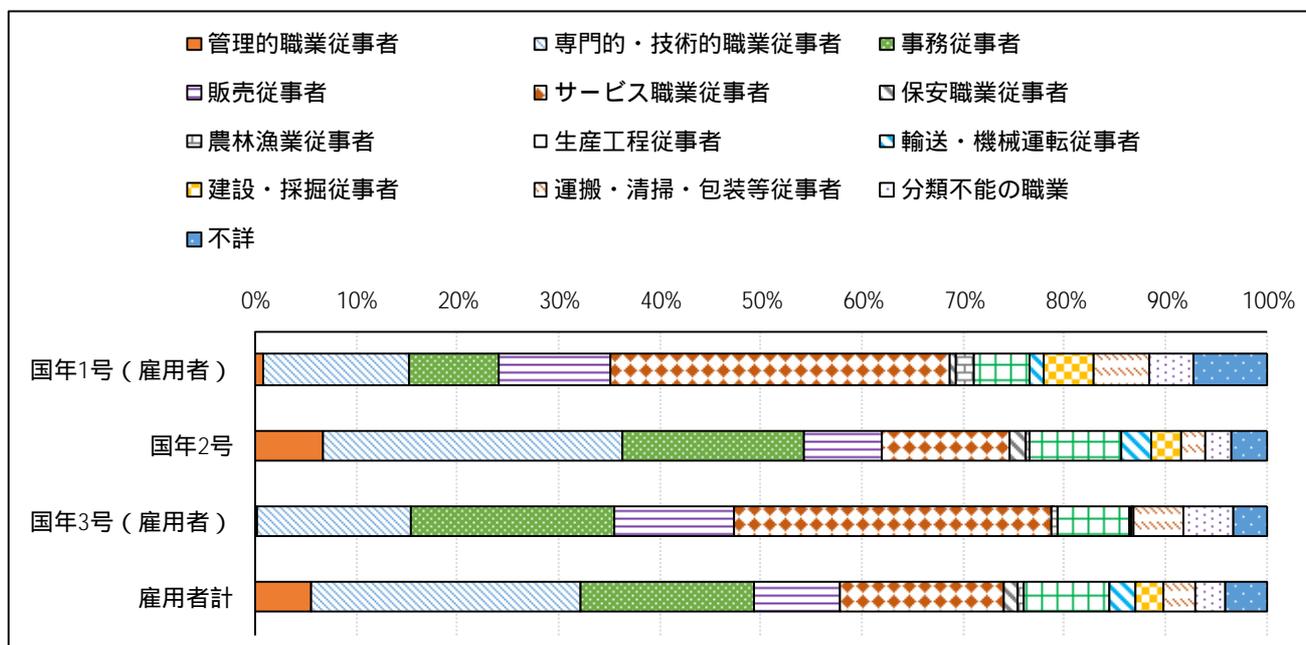
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
20時間未満	692,964	1,036,471	1,405,560	144,925	5,824	3,285,744
20～30時間未満	643,227	721,552	1,667,779	121,861	7,301	3,161,719
30～40時間未満	406,283	3,145,216	443,465	94,849	9,393	4,099,206
40時間以上	974,144	24,934,370	144,993	205,378	19,603	26,278,489
不詳	242,235	1,400,551	89,135	59,842	127,604	1,919,366

仕事の内容

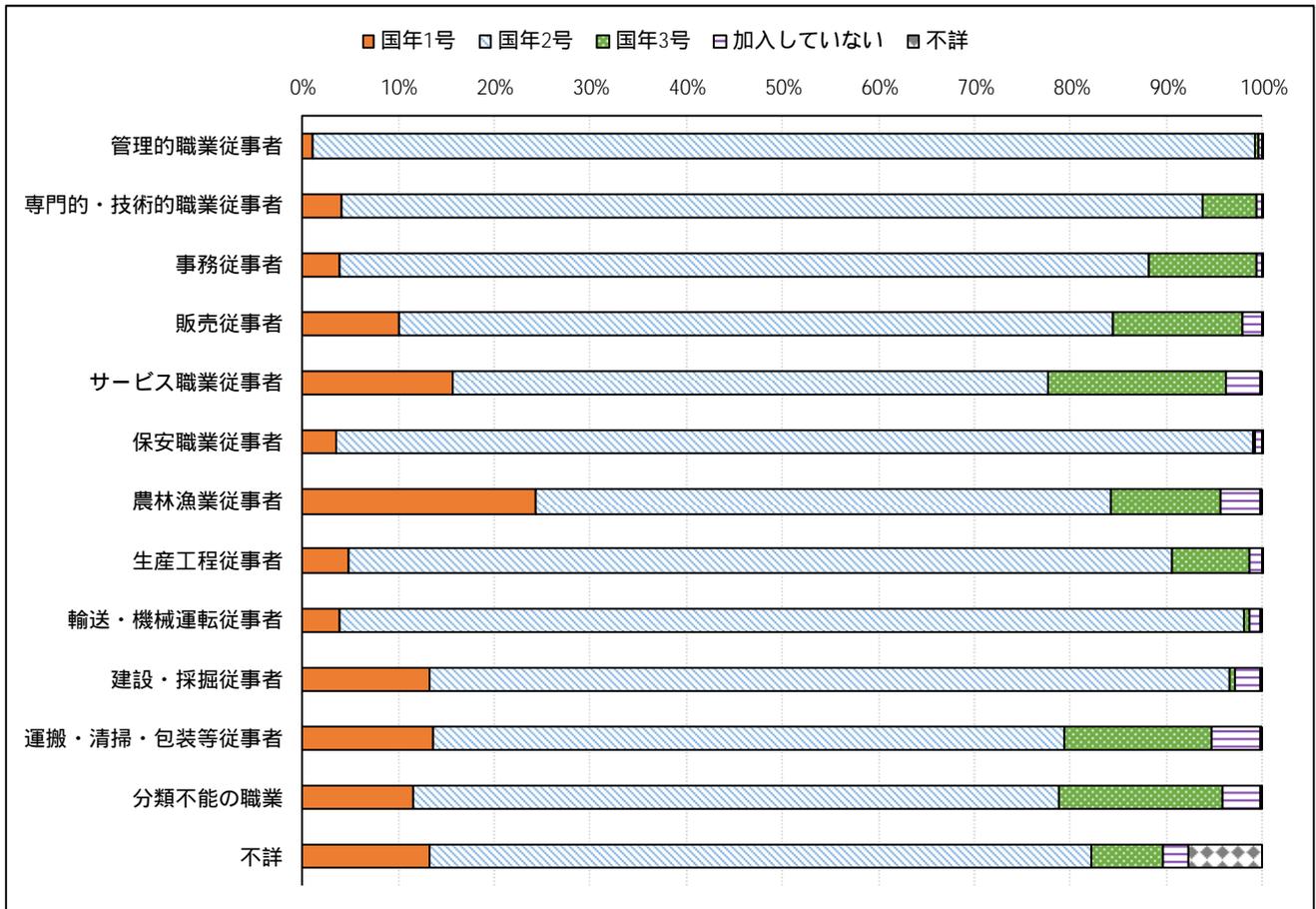
雇用者として働く国民年金第1号被保険者の仕事の内容については、「サービス職業従事者」がもっと多く、「専門的・技術的職業従事者」、「販売従事者」が続く(図表8-1)。

また、仕事の内容別に雇用者の公的年金の加入状況を見ると、「農林漁業従事者」、「サービス職業従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」、「建設・採掘従事者」、「販売従事者」については1割以上の者が国民年金第1号被保険者となっている(図表8-2)。

( 図表 8 - 1 ) 公的年金の加入状況別 雇用者の仕事の内容



( 図表 8 - 2 ) 仕事の内容別 雇用者の公的年金加入状況



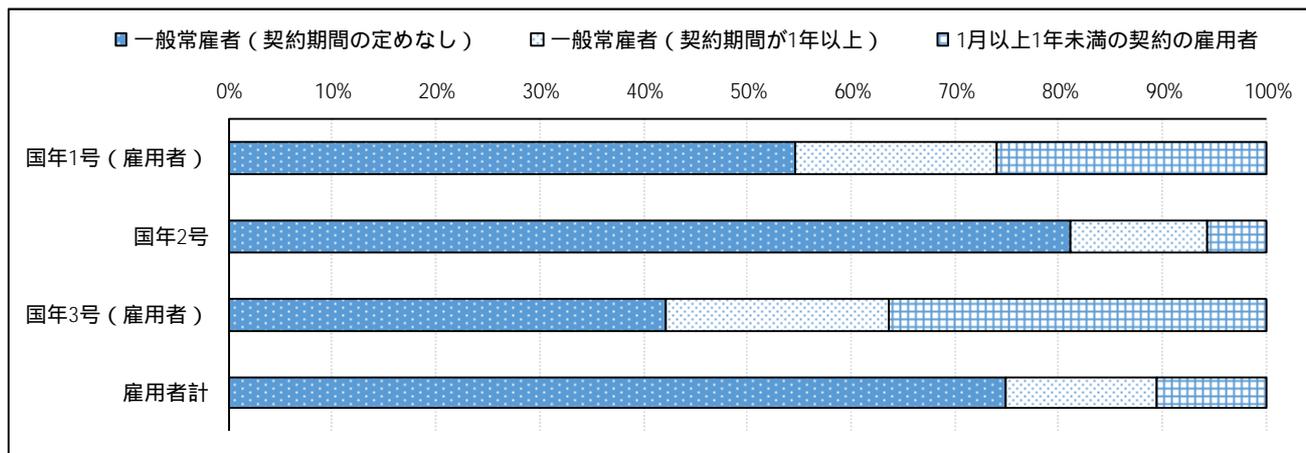
( 集計結果 )

						(人)
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
管理的職業従事者	23,092	2,130,889	9,522	5,702	1,510	2,170,714
専門的・技術的職業従事者	428,701	9,203,502	567,486	63,014	8,094	10,270,798
事務従事者	260,887	5,637,026	758,428	34,068	3,082	6,693,490
販売従事者	325,066	2,406,028	442,472	61,370	3,875	3,238,811
サービス職業従事者	997,005	3,926,810	1,173,547	224,134	13,471	6,334,967
保安職業従事者	17,201	468,473	733	3,684	619	490,711
農林漁業従事者	50,362	124,432	23,711	8,437	620	207,562
生産工程従事者	164,221	2,869,094	268,161	40,206	3,499	3,345,181
輸送・機械運転従事者	37,906	900,582	5,733	11,062	1,658	956,942
建設・採掘従事者	146,447	917,972	4,773	30,173	1,887	1,101,252
運搬・清掃・包装等従事者	162,452	786,360	184,195	58,958	3,648	1,195,612
分類不能の職業	130,217	755,252	190,051	45,800	1,683	1,123,002
不詳	215,295	1,111,741	122,120	40,247	126,078	1,615,482

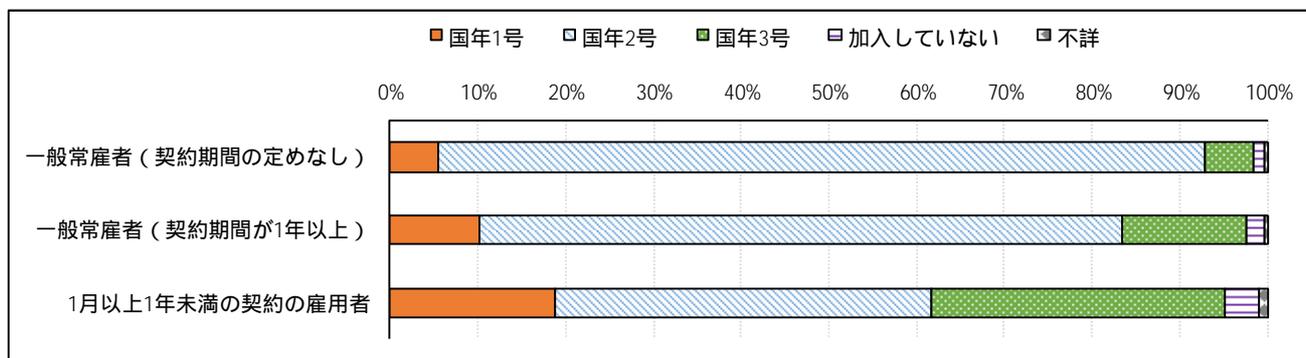
## 就業形態

公的年金の加入状況別に雇用者の就業形態をみると、契約期間の定めのない一般常雇者が過半数を占める(図表9-1)。

(図表9-1) 公的年金加入状況別 雇用者の就業形態



(図表9-2) 就業形態別 雇用者の公的年金加入状況



## (集計結果)

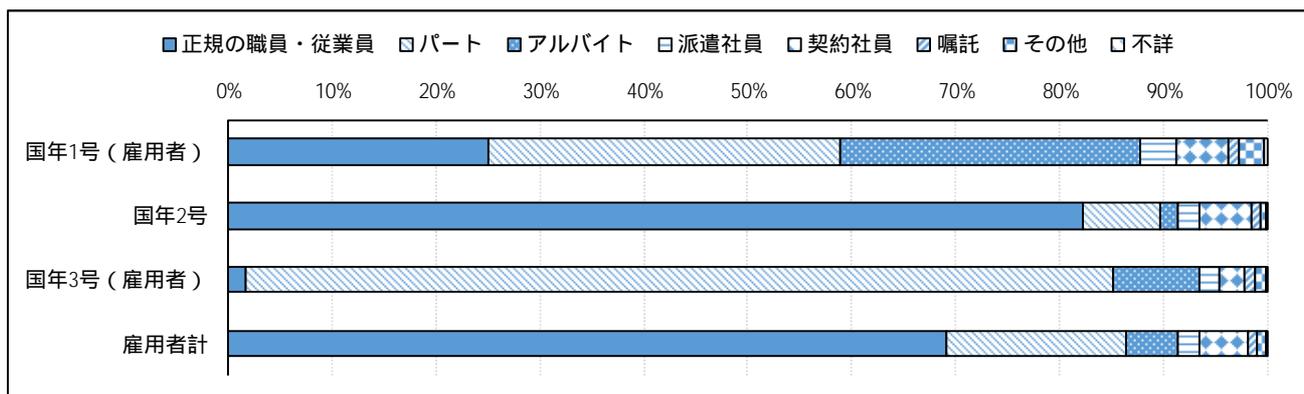
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
一般常雇者(契約期間の定めなし)	1,613,931	25,358,285	1,580,698	351,479	115,556	29,019,950
一般常雇者(契約期間が1年以上)	576,180	4,123,022	803,529	117,889	16,043	5,636,663
1月以上1年未満の契約の雇用者	768,743	1,756,853	1,366,704	157,487	38,125	4,087,912

### 勤め先での呼称

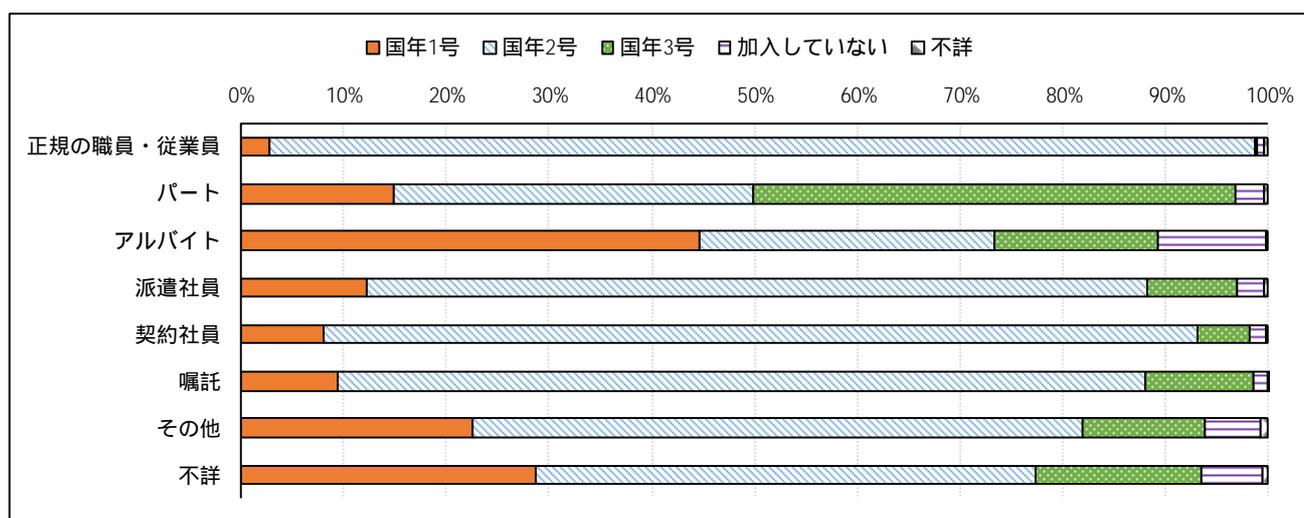
雇用者として働いている国年1号の勤め先での呼称としては、「パート」、「アルバイト」とほぼ並んで「正規の職員・従業員」が多い(図表10-1)。

なお、勤め先での呼称別に雇用者の公的年金の加入状況をみると、「アルバイト」をはじめとする非正規就労について、国民年金第1号被保険者が占める割合が高くなっている(図表10-2)。

(図表10-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の勤め先での呼称



(図表10-2) 勤め先での呼称別 雇用者の公的年金加入状況



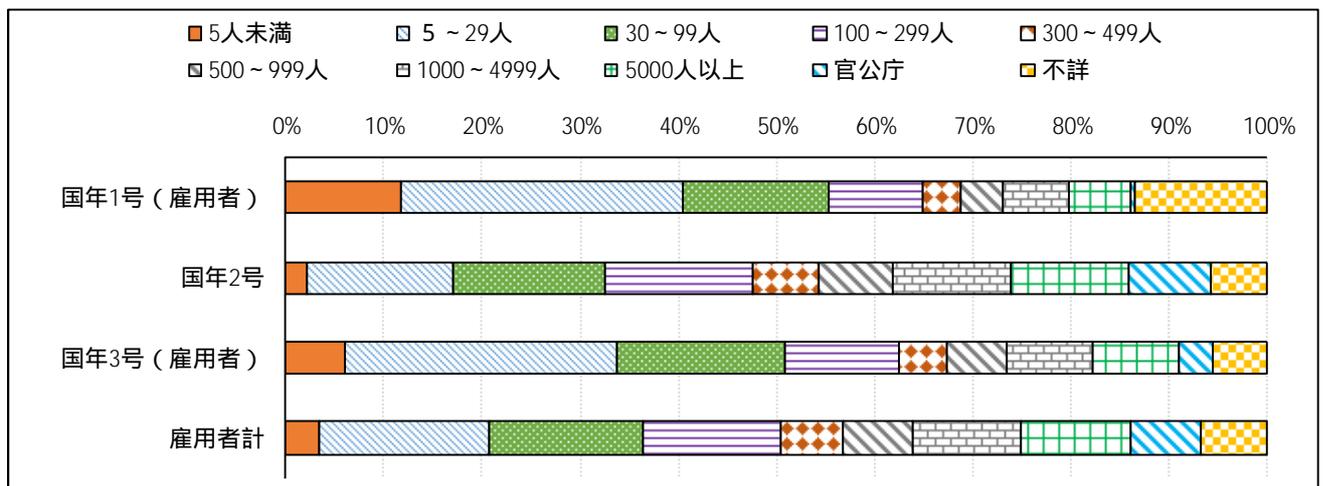
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
正規の職員・従業員	739,577	25,683,719	63,834	157,540	129,356	26,774,025
パート	1,001,528	2,347,199	3,134,654	194,293	25,420	6,703,095
アルバイト	858,215	552,466	309,158	201,195	4,160	1,925,194
派遣社員	100,531	625,525	71,132	22,102	3,302	822,592
契約社員	146,365	1,539,844	92,892	27,279	5,092	1,811,472
嘱託	34,336	288,009	38,053	5,459	66	365,924
その他	72,650	191,844	38,040	17,833	2,206	322,573
不詳	5,652	9,553	3,170	1,153	122	19,650

## 企業規模

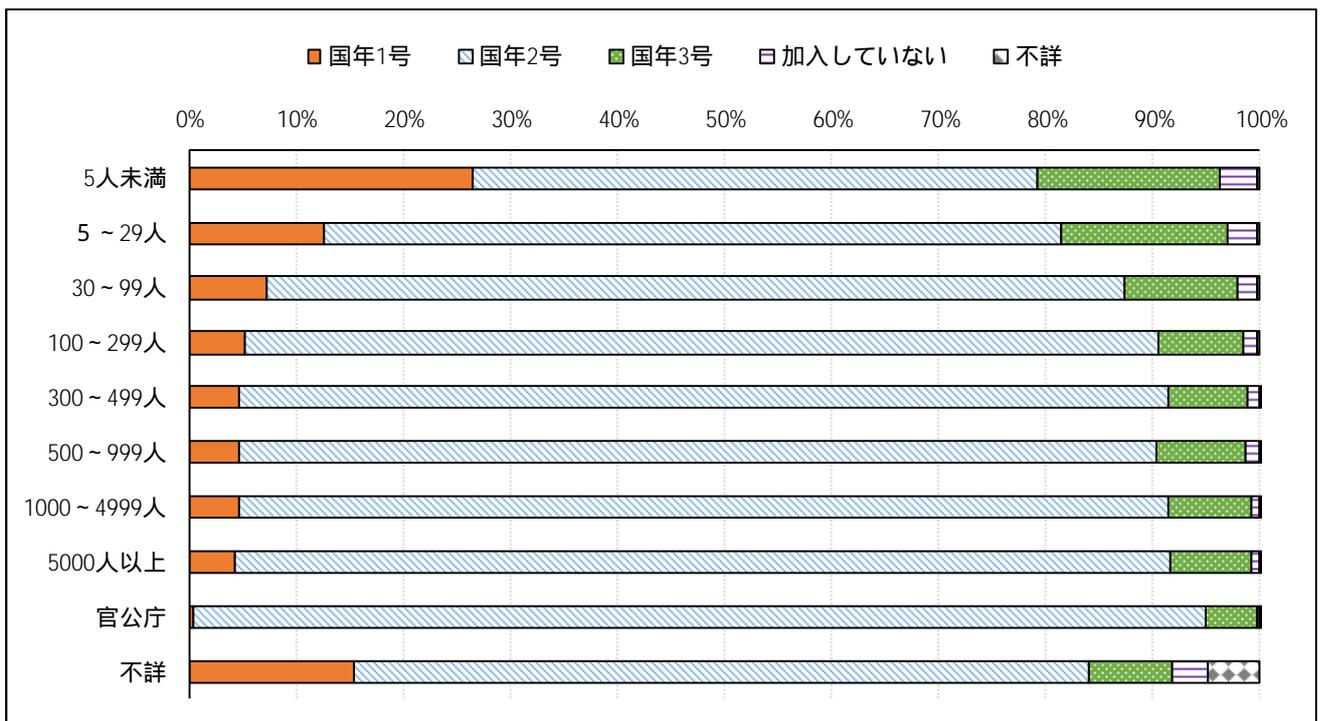
雇用者として働く国民年金第1号被保険者のうち、1割強が従業員5人未満、約4割が従業員30人未満の事業所で勤務しており、他の公的年金の加入状況にある雇用者と比較して、零細企業で勤務する割合が高い(図表11-1)。

また、企業の規模別に雇用者の公的年金の加入状況をみると、「5人未満」では27%、「5～29人」では13%が国民年金第1号被保険者となっており、零細企業においては、雇用者に占める国年1号の割合が高い(図表11-2)。

(図表11-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の勤め先の企業規模



(図表11-2) 企業の規模別 雇用者の公的年金加入状況



( 集計結果 )

( 人 )

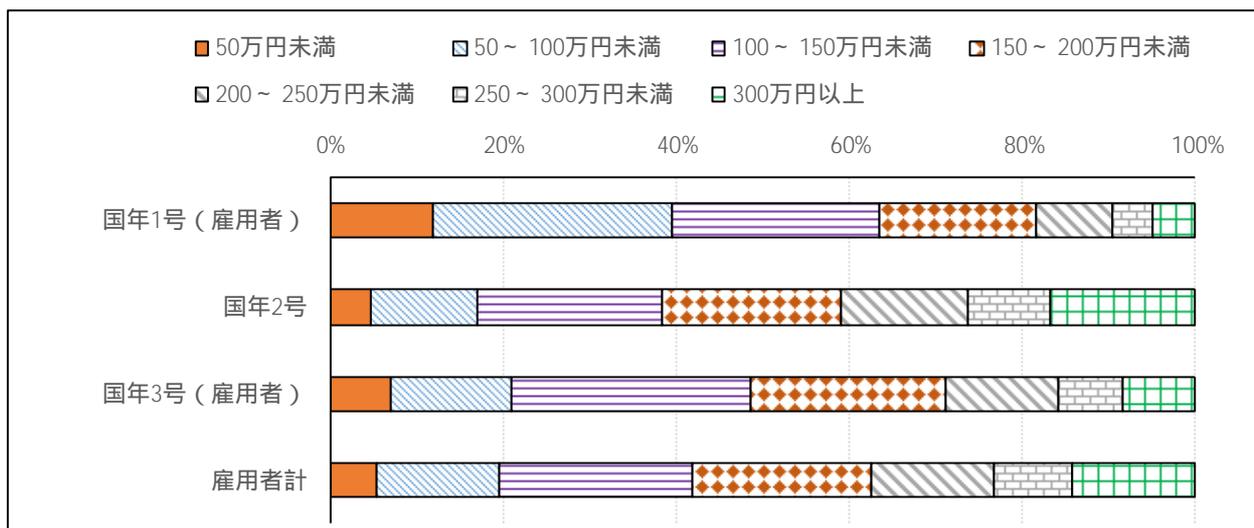
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
5人未満	348,334	689,223	223,301	46,781	2,151	1,309,791
5 ~ 29人	848,614	4,605,948	1,044,074	187,850	8,104	6,694,590
30 ~ 99人	438,424	4,891,306	639,847	114,779	9,077	6,093,432
100 ~ 299人	282,678	4,656,029	433,309	68,898	8,558	5,449,472
300 ~ 499人	115,776	2,120,661	183,934	24,207	2,571	2,447,148
500 ~ 999人	127,115	2,372,753	232,140	32,913	2,870	2,767,791
1000 ~ 4999人	200,923	3,730,920	328,887	30,948	3,290	4,294,968
5000人以上	184,280	3,791,307	326,025	31,343	3,661	4,336,617
官公庁	12,463	2,589,090	134,533	4,349	1,101	2,741,537
不詳	400,248	1,790,922	204,882	84,786	128,342	2,609,180

### (3)世帯の経済状況

#### 所得の状況

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の一人当たりの平均可処分所得(調査の前年(2015年)分)をみると、「他の公的年金の加入状況にある雇用者の世帯と比べて、「50万円未満」、「50～100万円未満」、「100～150万円未満」といった区分が多く、平均可処分所得150万円未満の世帯が6割以上を占める(図表12)。

(図表12) 公的年金の加入状況別 雇用者が属する世帯の平均可処分所得



#### (集計結果)

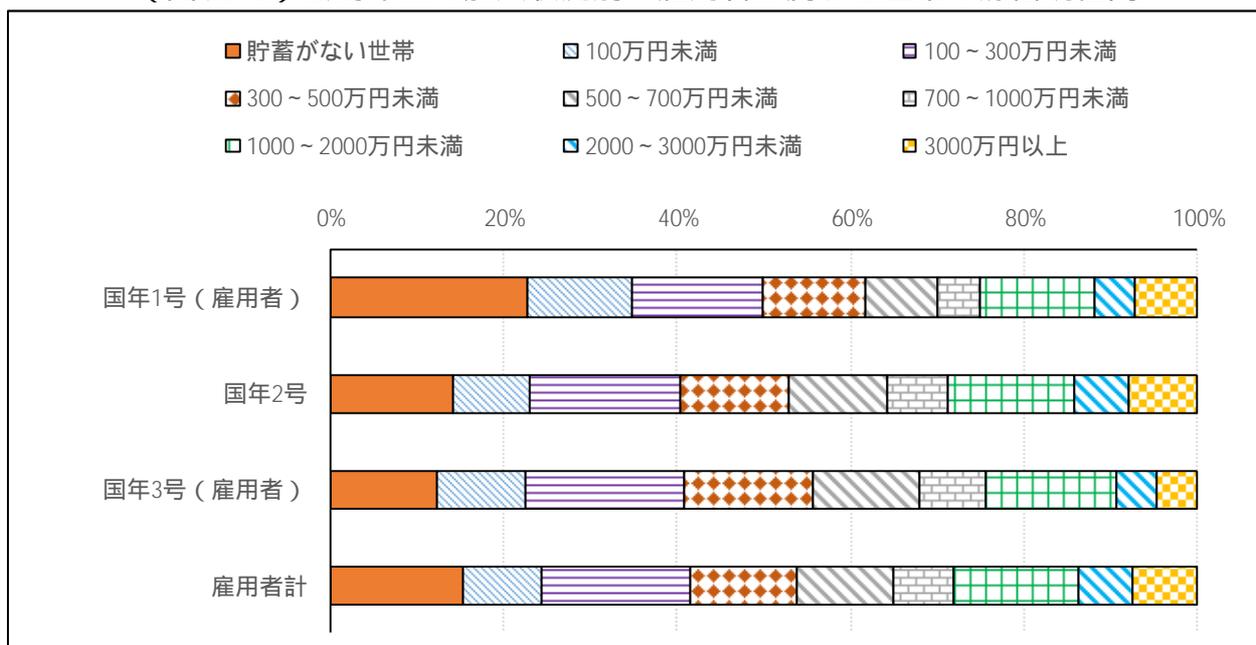
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	雇用者計
50万円未満	0	5%	7%	5%	23%	5%
50～100万円未満	28%	12%	14%	16%	21%	14%
100～150	24%	21%	28%	24%	16%	22%
150～200	18%	21%	22%	22%	16%	21%
200～250	9%	14%	13%	16%	9%	14%
250～300	5%	10%	8%	9%	6%	9%
300～350	2%	7%	4%	3%	3%	6%
350～400	1%	4%	2%	2%	2%	3%
400～450	0%	2%	0%	1%	2%	2%
450～500	1%	1%	1%	1%	2%	1%
500～600	1%	2%	0%	1%	1%	2%
600～700	0%	1%	0%	0%	0%	1%
700～800	0%	0%	0%	0%	0%	0%
800～900	0%	0%	0%	0%	0%	0%
900～1000	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1000万円以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(不詳を除いて集計している)

## 貯蓄の状況

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の貯蓄現在高をみると、2割以上が「貯蓄がない世帯」となっており、他の公的年金の加入状況にある雇用者の世帯と比べて高い(図表13)。

(図表13) 公的年金の加入状況別 雇用者が属する世帯の貯蓄現在高



## (集計結果)

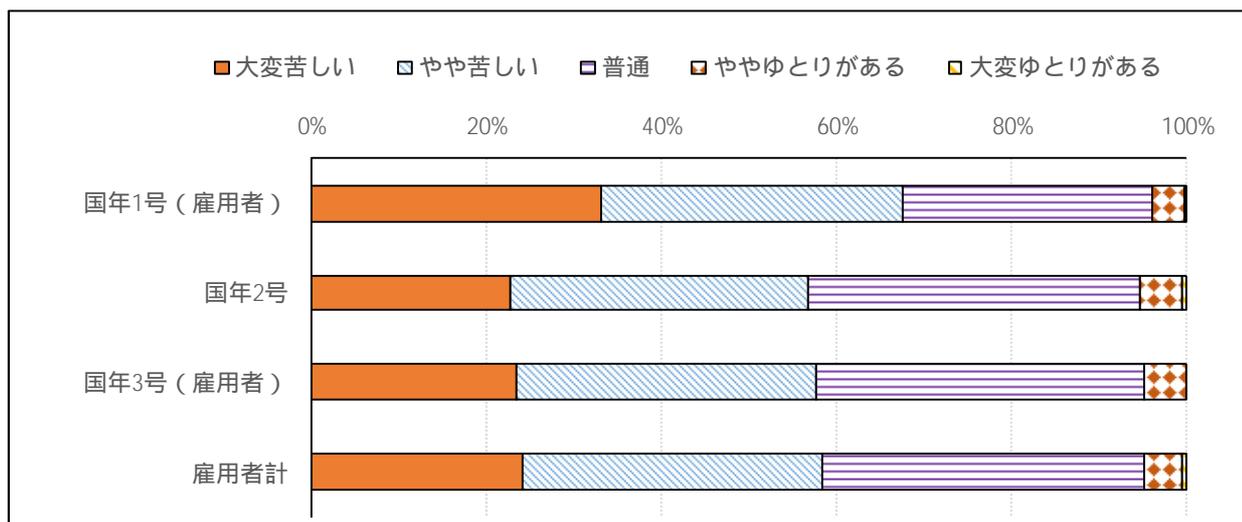
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	雇用者計
貯蓄がない世帯	23%	14%	12%	19%	35%	15%
50万円未満	8%	5%	5%	5%	5%	5%
50~100万円未満	4%	4%	5%	4%	7%	4%
100~200	9%	10%	10%	10%	9%	10%
200~300	6%	8%	9%	5%	12%	7%
300~400	8%	8%	10%	7%	5%	8%
400~500	4%	4%	5%	3%	3%	4%
500~700	8%	11%	12%	10%	8%	11%
700~1000	5%	7%	8%	7%	5%	7%
1000~1500	9%	10%	10%	10%	5%	10%
1500~2000	4%	5%	5%	5%	3%	5%
2000~3000	5%	6%	5%	7%	2%	6%
3000万円以上	7%	8%	5%	8%	2%	8%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	85%

(不詳を除いて集計している)

## 生活意識

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の生活意識については、約1/3が「大変苦しい」とする回答が約1/3を占め、他の公的年金の加入状況にある雇用者の世帯と比べて高い割合となっている一方、「普通」とする回答の割合は低い(図表14)。

(図表14) 公的年金の加入状況別 雇用者が属する世帯の生活意識



(集計結果)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	雇用者計
大変苦しい	33%	23%	23%	28%	29%	24%
やや苦しい	34%	34%	34%	35%	42%	34%
普通	29%	38%	38%	34%	28%	37%
ややゆとりがある	4%	5%	5%	3%	1%	4%
大変ゆとりがある	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

### 3. 基本属性別及び週実労働時間別の国民年金第1号被保険者の状況

2.(2)の通り、雇用者として働く国民年金第1号被保険者には多様な属性の者が含まれ、それに応じて就労の目的や家計における役割も異なると考えられことから、社会保険制度上の保障の必要性にも一定の差異があると考えられる。

また、2.(3)の通り、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の就労状況も一様ではないが、社会保険の適用範囲との関連では、その中でも特に労働時間に着目した分析が有益と考えられる。すなわち、週実労働時間が20～30時間未満の者については、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大の当面の対象(現在の適用要件は週所定労働時間が20時間、月額賃金8.8万円以上等の一定の要件を満たす者)となる可能性がある。また、週実労働時間が30時間以上の者については、従来からの厚生年金の適用要件(週所定労働時間及び月所定労働日数が通常の労働者の3/4以上)を満たす場合も少なくないとみられ、勤務先が、法律上、適用事業所となる義務がない状態にある事業所(非適用事業所)、または、違法に適用を逃れている事業所(未適用事業所)である可能性が考えられる。

そこで、本章では、基本属性及び週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の状況を詳しく見ていく。

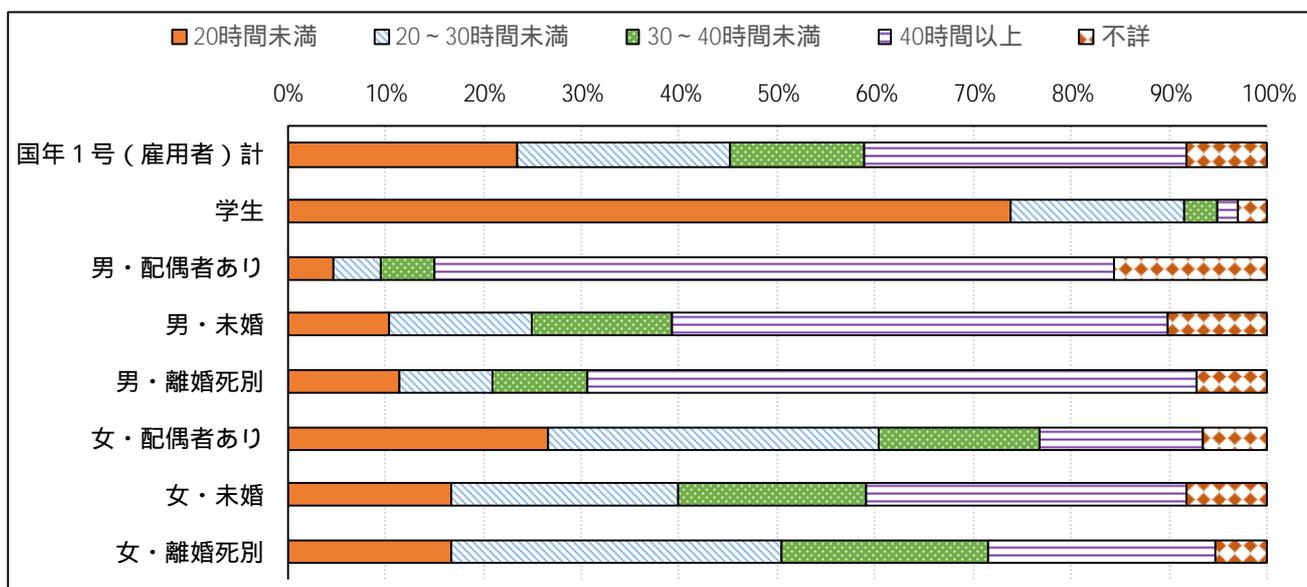
#### (1)基本属性と週実労働時間

まず、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の基本属性と、その週実労働時間との関係を確認しておく。

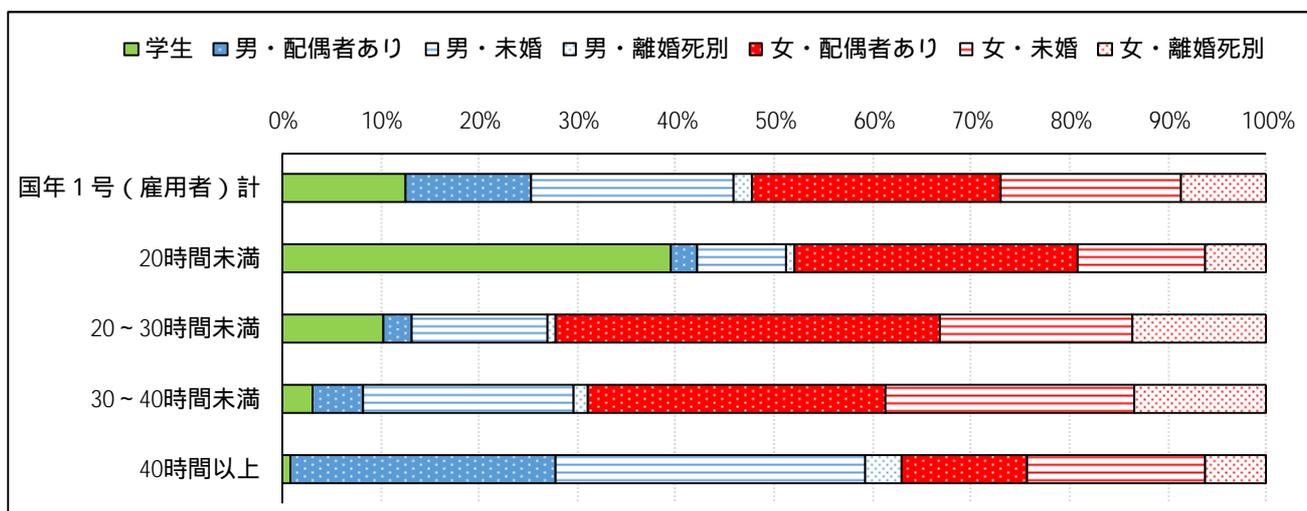
基本属性別に週実労働時間をみると、学生については「20時間未満」が約3/4を占める。配偶者ありの男性は「40時間以上」が約7割を占め、多くの者がフルタイム就労といえる状況であるのに対して、配偶者ありの女性は「20時間未満」及び「20～30時間未満」が中心で、国民年金第3号被保険者等の労働時間の分布(図表7-1参照)に近く、短時間就労が中心となっている。また、未婚者については、男性の場合は「40時間以上」が5割を占めるほか、女性の場合も有配偶者と比べて労働時間が長い傾向にある(図表15-1)。

他方、週実労働時間別に雇用者として働く国民年金第1号被保険者の基本属性をみると、週20時間未満では「学生」、「女・配偶者あり」が中心であり、週20～40時間未満では「女・配偶者あり」に加えて「男・未婚」、「女・未婚」、「女・離別死別」の割合が高く、更に週40時間以上では「男・配偶者あり」、「男・未婚」が中心となる(図表15-2)。

(図表 15 - 1) 基本属性別 国年 1 号 (雇用者) の週実労働時間



(図表 15 - 2) 週実労働時間別 国年 1 号 (雇用者) の基本属性



(集計結果)

(人)

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
20時間未満	273,864	17,778	62,907	6,477	198,794	90,068	43,076	692,964
20～30時間未満	65,985	18,241	89,159	5,270	251,448	125,768	87,356	643,227
30～40時間未満	12,472	21,130	86,990	5,459	122,910	103,196	54,125	406,283
40時間以上	7,545	262,025	307,875	35,041	124,953	176,869	59,836	974,144
不詳	11,199	59,209	61,262	4,052	48,935	43,977	13,600	242,235

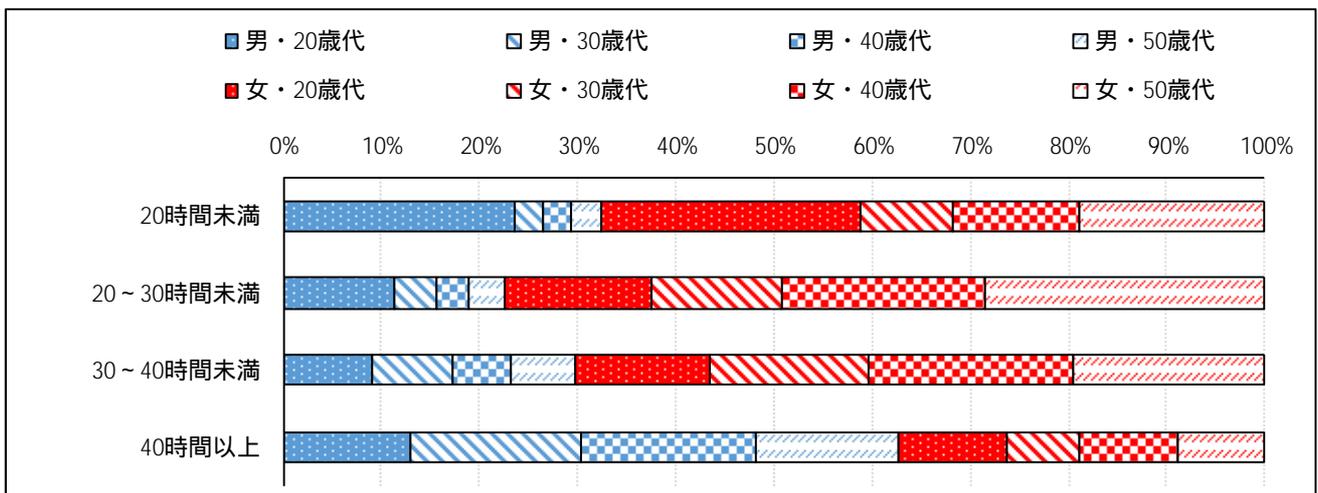
## (2) 属性の特徴

### 性・年齢階級

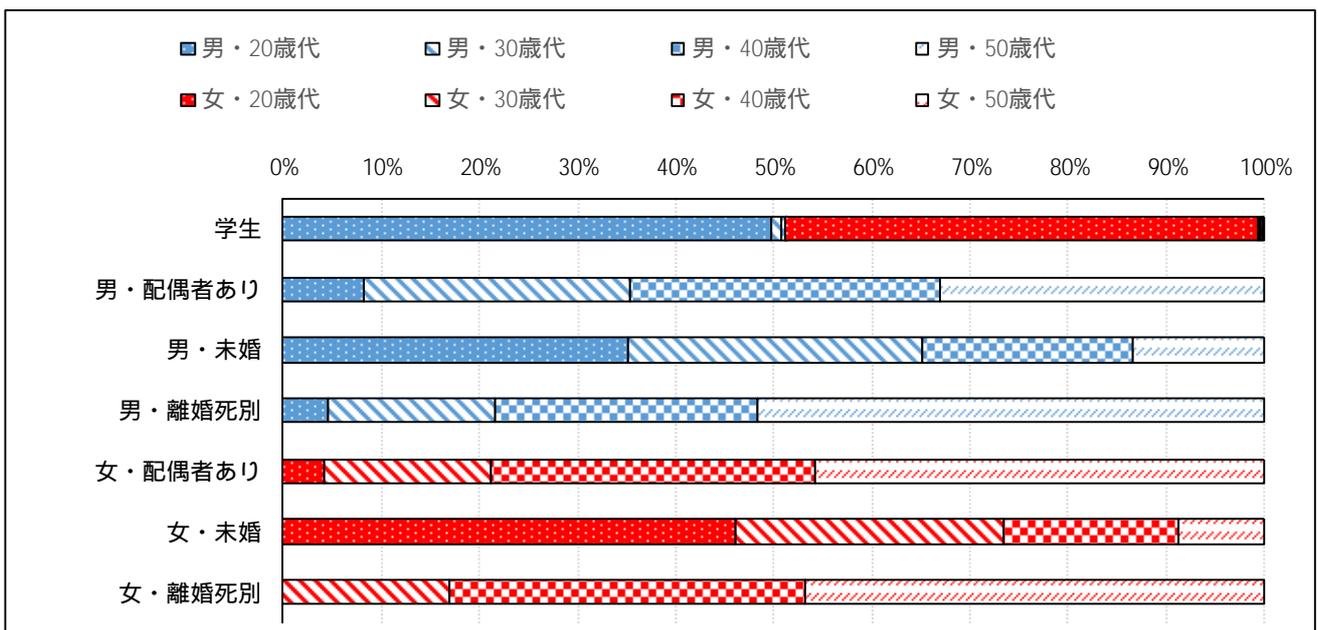
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の性・年齢階級をみると、学生が多い20時間未満を除いて、週実労働時間が長いほど、男性の比率が高まる傾向にある(図表16-1)。

また、基本属性別に雇用者として働く国民年金第1号被保険者の年齢階級を見ると、未婚者には20～30歳代だけでなく、40～50歳代の比較的高齢の者も一定割合含まれ、また、死別や離婚を経験した女性には50歳代だけでなく、40歳代の者も少なくなく、こうした者は、配偶者のない状態で、雇用者として働きながら、長期間、国民年金第1号被保険者となっている可能性がある(図表16-2)。

(図表16-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の性・年齢階級



(図表16-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の性・年齢階級



( 集計結果 )

( 人 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
男・20歳代	163,373	72,913	36,754	125,599	33,736	432,373
男・30歳代	20,683	28,149	33,610	169,396	45,783	297,621
男・40歳代	19,569	20,744	24,114	173,812	28,580	266,819
男・50歳代	21,369	23,094	26,378	141,380	23,909	236,130
女・20歳代	182,662	96,353	55,779	107,748	28,939	471,480
女・30歳代	65,429	85,870	65,989	72,789	26,953	317,029
女・40歳代	89,217	132,272	84,644	96,888	29,118	432,139
女・50歳代	130,663	183,834	79,016	86,531	25,217	505,262

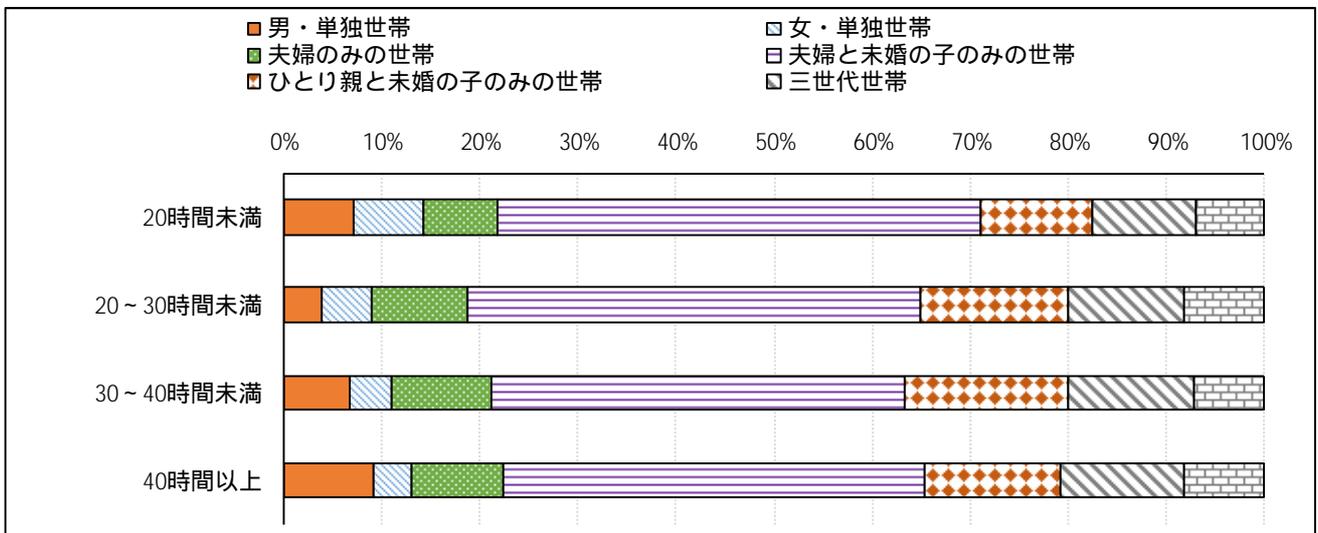
( 人 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
男・20歳代	163,373	72,913	36,754	125,599	33,736	432,373
男・30歳代	20,683	28,149	33,610	169,396	45,783	297,621
男・40歳代	19,569	20,744	24,114	173,812	28,580	266,819
男・50歳代	21,369	23,094	26,378	141,380	23,909	236,130
女・20歳代	182,662	96,353	55,779	107,748	28,939	471,480
女・30歳代	65,429	85,870	65,989	72,789	26,953	317,029
女・40歳代	89,217	132,272	84,644	96,888	29,118	432,139
女・50歳代	130,663	183,834	79,016	86,531	25,217	505,262

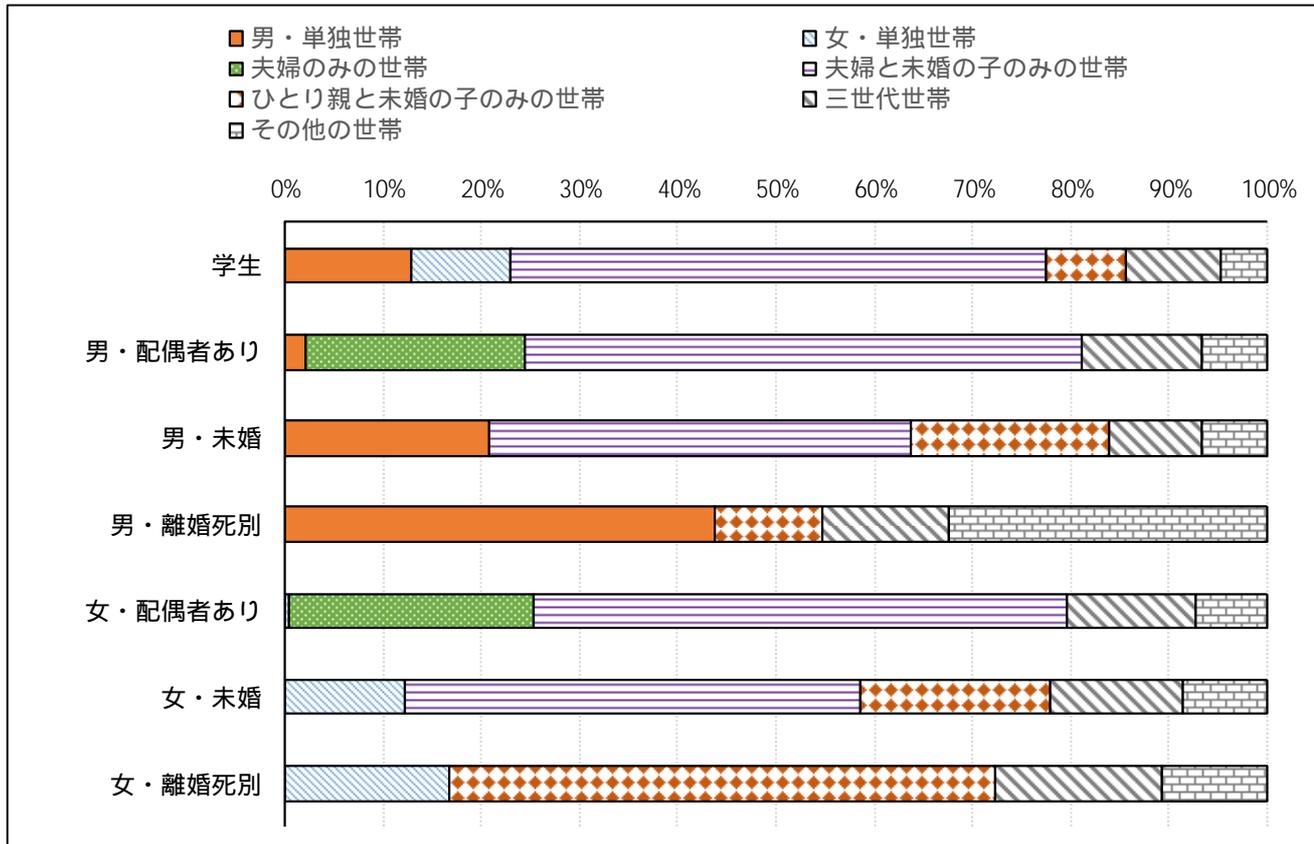
世帯類型

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯には、国民年金第2号被保険者の場合を比較して、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合が高いという特徴があったが(図表5-1)、より子細に見た場合、週実労働時間別には20～40時間未満、基本属性別には離婚や死別を経験した女性や未婚者について、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合が特に高くなっている(図表17-1、17-2)。このうち、離婚や死別を経験した女性については、いわゆるシングルマザーとして、子育てに従事しながら雇用者として就労している場合が含まれ、また、未婚者については親と同居していることが想定される。

( 図表 17 - 1 ) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の世帯類型



(図表 17 - 2) 基本属性別 国年 1 号 (雇用者) の世帯類型



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
男・単独世帯	48,982	24,799	26,992	89,281	16,955	207,010
女・単独世帯	49,709	33,194	17,519	37,636	10,859	148,918
夫婦のみの世帯	51,864	62,865	41,193	90,531	23,897	270,350
夫婦と未婚の子のみの世帯	342,215	296,729	171,605	418,458	107,053	1,336,059
ひとり親と未婚の子のみの世帯	78,233	96,574	67,985	135,778	27,570	406,140
三世帯世帯	73,863	76,776	52,230	121,871	37,995	362,736
その他の世帯	48,098	52,291	28,759	80,589	17,904	227,640

(人)

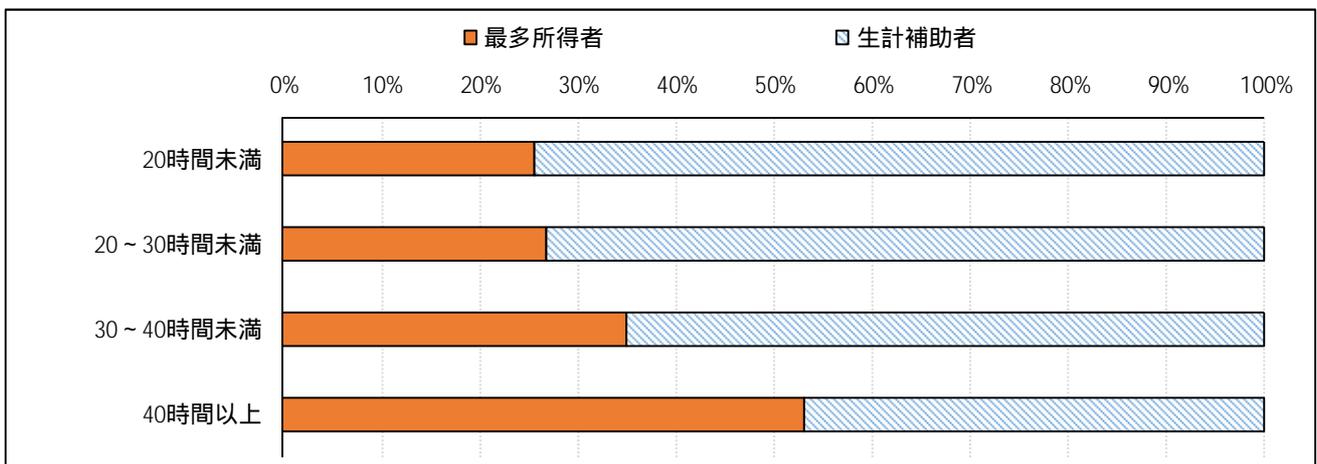
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
男・単独世帯	47,922	7,585	126,895	24,608	0	0	0	207,010
女・単独世帯	36,813	0	0	0	3,231	65,518	43,356	148,918
夫婦のみの世帯	316	84,677	0	0	185,357	0	0	270,350
夫婦と未婚の子のみの世帯	202,506	214,567	261,370	0	406,201	251,415	0	1,336,059
ひとり親と未婚の子のみの世帯	30,576	0	121,915	6,262	0	104,289	143,098	406,140
三世帯世帯	35,952	46,495	58,212	7,205	98,851	72,185	43,836	362,736
その他の世帯	16,980	25,059	39,801	18,225	53,401	46,472	27,703	227,640

### 最多所得者が否か

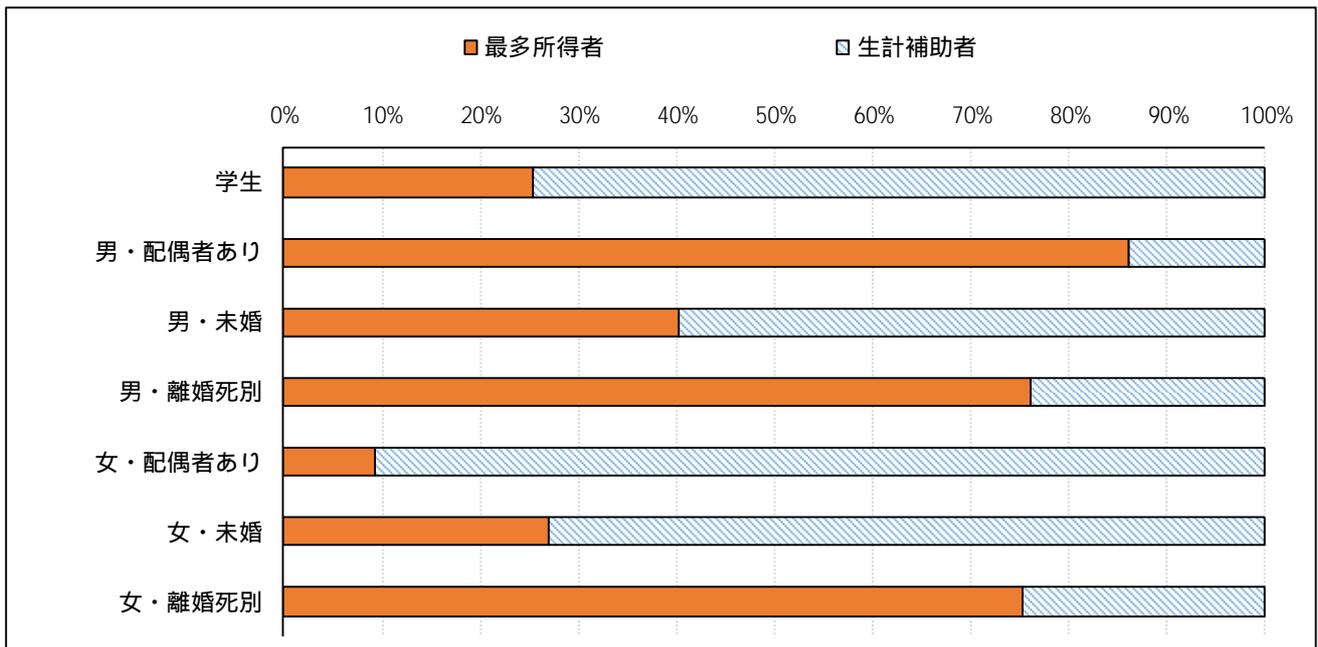
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が世帯における最多所得者が否かをみると、より長時間働く者ほど最多所得者である割合が高まる傾向にある。当面の厚生年金の適用拡大の対象者となる可能性がある週20～30時間未満の者でも約1/4が最多所得者であり、フルタイム就労が想定される週40時間以上では過半数が最多所得者となっている(図表18-1)。

また、基本属性別に見た場合には、配偶者ありの男性や離別や死別を経験した者について最多所得者である割合が高い一方、配偶者ありの女性については、9割以上が生計補助者である。また、未婚者については最多所得者が半数に満たないが、これらの者は親等が生計補助者になっていることが想定される(図表18-2)。

(図表18-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の最多所得者が否か



(図表18-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の最多所得者が否か



( 集計結果 )

( 人 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
最多所得者	177,907	172,642	142,344	517,400	107,192	1,117,485
生計補助者	515,058	470,585	263,940	456,744	135,042	1,841,369

( 人 )

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
最多所得者	94,048	325,624	244,532	42,894	69,758	146,223	194,406	1,117,485
生計補助者	277,017	52,760	363,661	13,406	677,283	393,655	63,586	1,841,369

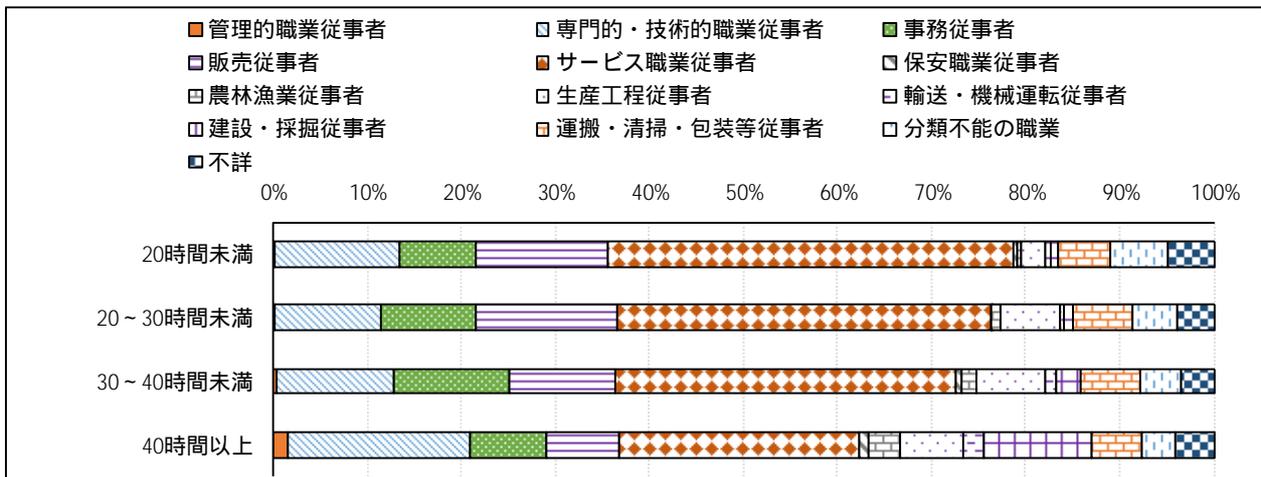
### (3) 就業の状況

#### 仕事の内容

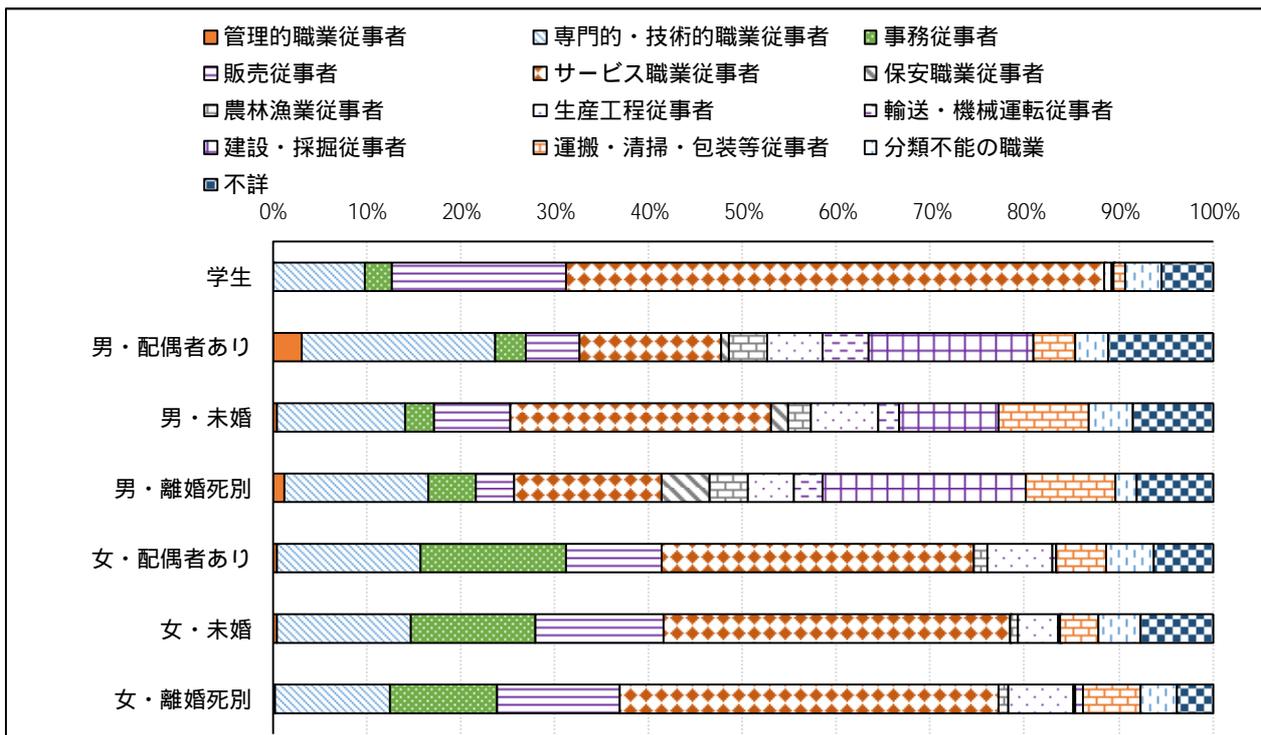
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の仕事の内容をみると、比較的短い時間区分では「サービス職業従事者」が突出して多いが、40時間以上の区分では、他の労働時間区分にある者と比べて、「専門的・技術的職業従事者」、「建設・採掘従事者」の割合が高いことが特徴的である(図表19-1)。

また、基本属性別に見た場合には、学生については「サービス職業従事者」が突出して多いほか、配偶者ありの男については「専門的・技術的職業従事者」と「建設・採掘従事者」が多く含まれる(図表19-2)。

(図表19-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の仕事の内容



(図表19-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の仕事の内容



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
管理的職業従事者	1,486	1,094	1,264	16,155	3,094	23,092
専門的・技術的職業従事者	91,543	72,083	51,105	188,793	25,178	428,701
事務従事者	56,375	65,174	49,678	77,858	11,801	260,887
販売従事者	97,369	96,396	45,592	74,674	11,034	325,066
サービス職業従事者	298,486	255,893	147,118	250,021	45,487	997,005
保安職業従事者	2,510	582	2,975	9,676	1,459	17,201
農林漁業従事者	2,718	5,852	6,389	31,916	3,487	50,362
生産工程従事者	18,507	41,426	29,003	65,681	9,602	164,221
輸送・機械運転従事者	3,281	2,471	4,882	21,791	5,481	37,906
建設・採掘従事者	5,945	5,775	10,693	111,950	12,084	146,447
運搬・清掃・包装等従事者	38,978	41,407	25,926	50,429	5,712	162,452
分類不能の職業	42,061	30,244	17,366	36,084	4,462	130,217
不詳	33,706	24,829	14,290	39,116	103,354	215,295

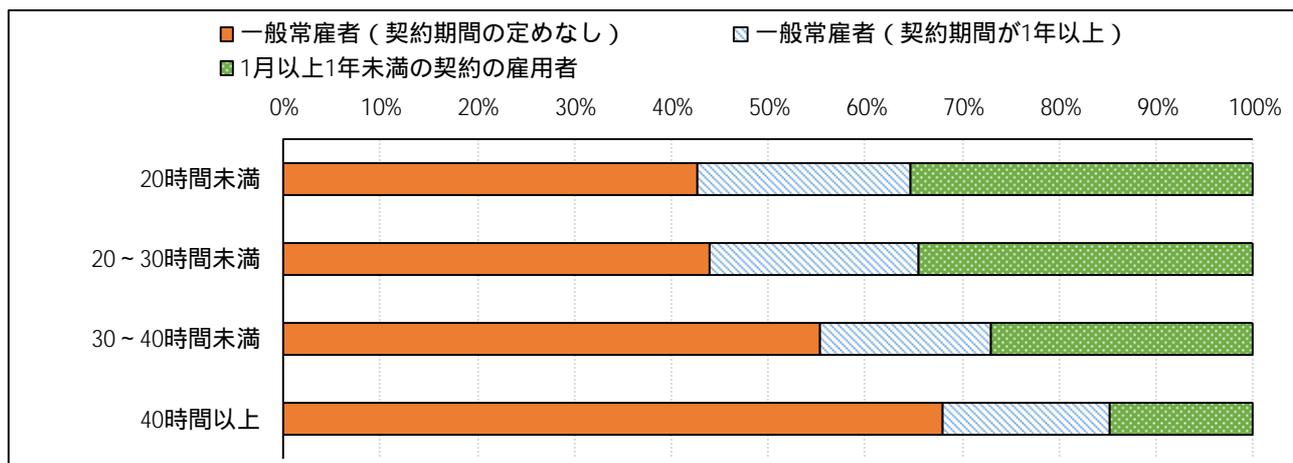
(人)

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
管理的職業従事者	310	12,237	3,476	781	3,569	2,213	507	23,092
専門的・技術的職業従事者	36,649	77,582	82,858	8,498	114,116	77,053	31,945	428,701
事務従事者	10,274	12,519	17,916	2,958	115,812	72,282	29,126	260,887
販売従事者	68,474	20,936	50,305	2,244	76,415	72,800	33,891	325,066
サービス職業従事者	212,672	56,963	168,363	8,876	247,087	199,174	103,871	997,005
保安職業従事者	147	3,329	10,652	2,786	0	206	82	17,201
農林漁業従事者	0	15,197	14,889	2,370	11,268	4,381	2,258	50,362
生産工程従事者	2,452	22,623	43,444	2,665	52,170	22,741	18,126	164,221
輸送・機械運転従事者	702	18,477	13,146	1,769	1,728	1,347	737	37,906
建設・採掘従事者	497	66,131	64,842	12,161	728	402	1,686	146,447
運搬・清掃・包装等従事者	4,502	17,123	58,774	5,394	39,256	21,186	16,216	162,452
分類不能の職業	14,273	13,368	28,180	1,280	38,437	24,922	9,757	130,217
不詳	20,112	41,901	51,347	4,516	46,456	41,171	9,793	215,295

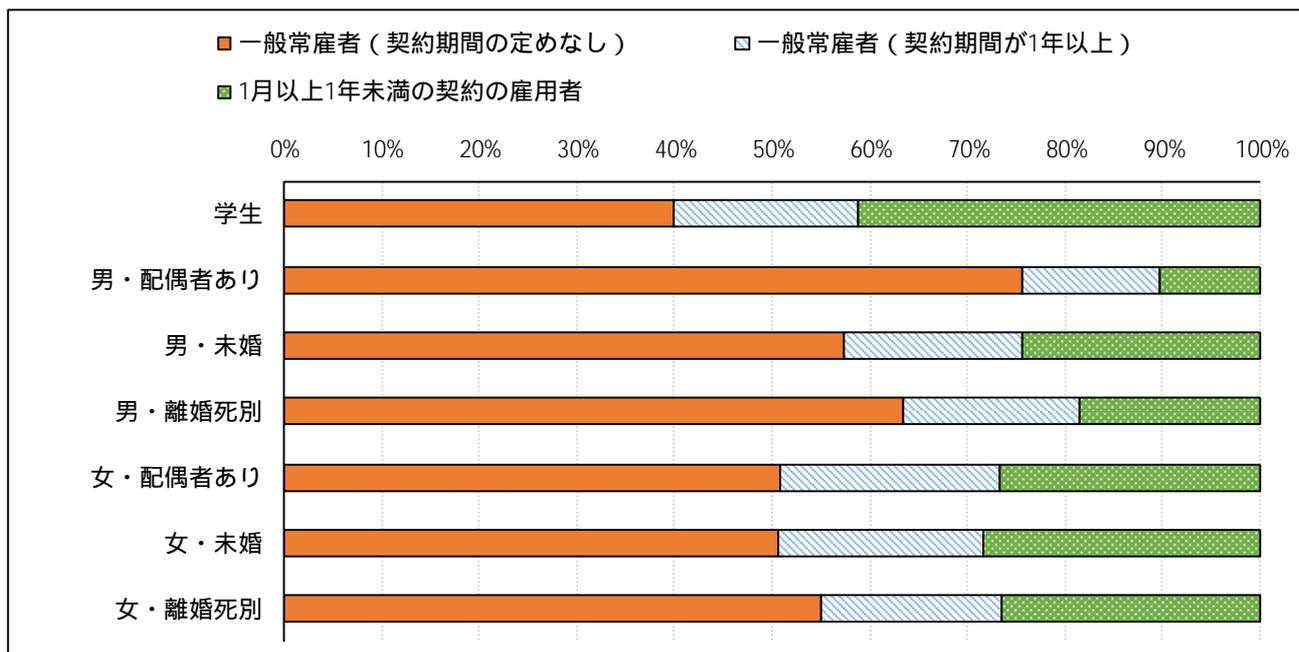
## 就業形態

週実労働時間別及び基本属性別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の就業形態をみると、労働時間が長い者及び配偶者ありの男性について、契約期間の定めのない一般常雇者の割合が高くなっている(図表 20 - 1、20 - 2)。

(図表 20 - 1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の就業形態



(図表 20 - 2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の就業形態



( 集計結果 )

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
一般常雇者（契約期間の定めなし）	296,090	282,563	224,745	663,178	147,356	1,613,931
一般常雇者（契約期間が1年以上）	151,558	138,914	71,421	167,437	46,849	576,180
1月以上1年未満の契約の雇用者	245,316	221,750	110,118	143,529	48,030	768,743

(人)

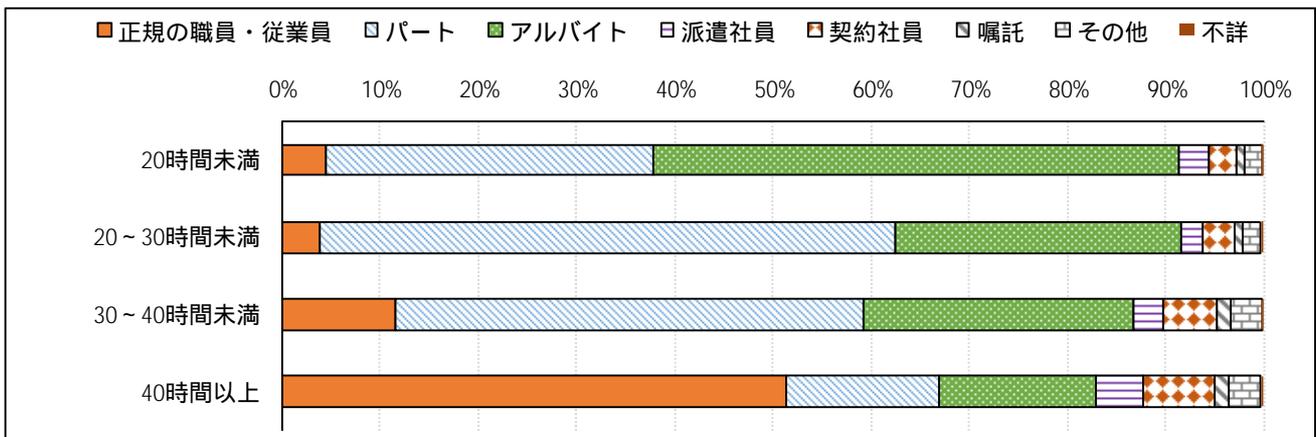
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
一般常雇者（契約期間の定めなし）	148,082	286,086	349,148	35,718	380,079	273,054	141,762	1,613,931
一般常雇者（契約期間が1年以上）	70,354	53,505	111,367	10,222	168,357	114,266	48,108	576,180
1月以上1年未満の契約の雇用者	152,629	38,792	147,677	10,360	198,605	152,558	68,122	768,743

勤め先での呼称

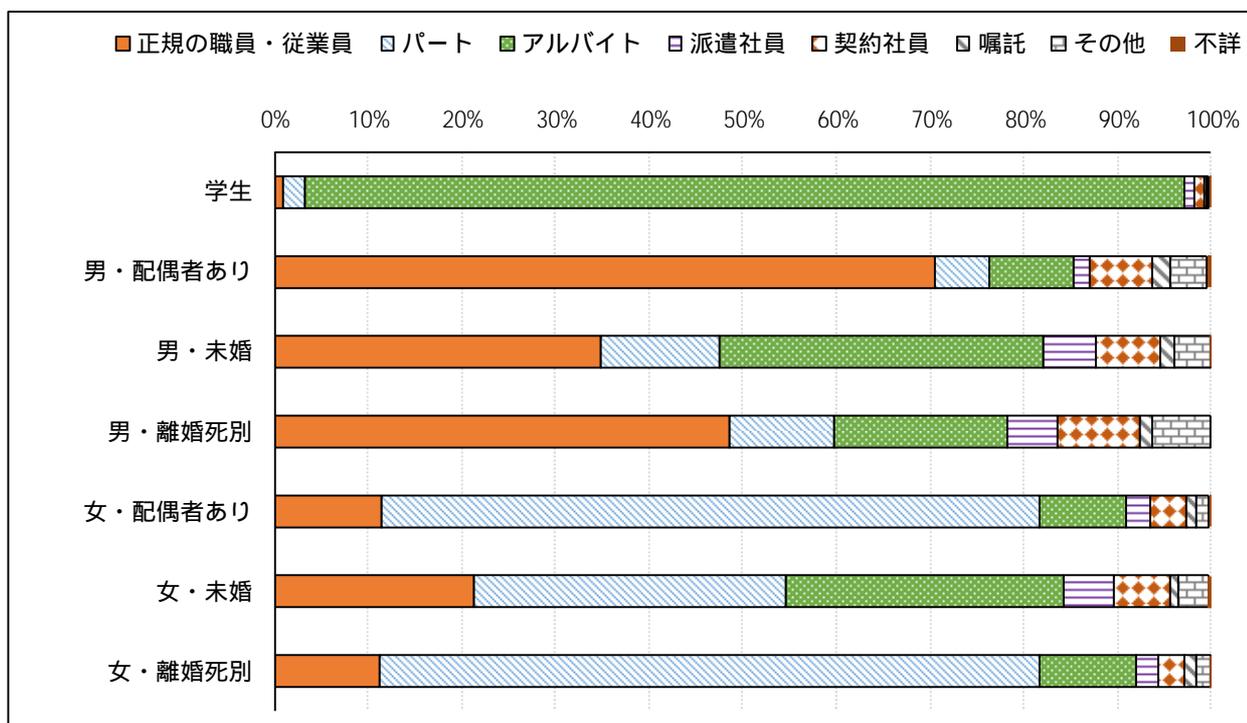
週実労働時間別に勤め先での呼称をみると、労働時間40時間以上の者については半数が正社員として就労している(図表 21 - 1)。

また、基本属性別にみた場合には、配偶者ありの男性について約7割が「正規の職員・従業員」であることが特徴的である。また、学生だけでなく、未婚者についても「アルバイト」である者が3割程度おり、未婚者の一部については学生と類似した就労状況にあることも考えられる(図表 21 - 2)。

( 図表 21 - 1 ) 週実労働時間別 国年 1 号 ( 雇用者 ) の勤め先での呼称



(図表 21 - 2) 基本属性別 国年 1 号 (雇用者) の勤め先での呼称



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
正規の職員・従業員	31,270,146	24,356,109	46,643,502	501,037,778	136,269,007	739,576,542
パート	231,234,205	378,192,124	194,459,463	150,154,185	47,488,189	1,001,528,166
アルバイト	370,190,469	186,130,653	111,431,763	156,236,511	34,225,336	858,214,732
派遣社員	21,399,861	14,900,405	12,015,751	46,746,647	5,468,129	100,530,793
契約社員	20,305,703	20,619,550	22,165,625	71,891,986	11,381,951	146,364,815
嘱託	4,916,632	5,675,097	5,822,322	14,438,215	3,484,125	34,336,391
その他	12,561,596	11,844,666	12,980,983	31,546,762	3,716,250	72,650,257
不詳	1,085,804	1,508,473	764,035	2,091,597	201,799	5,651,708

(人)

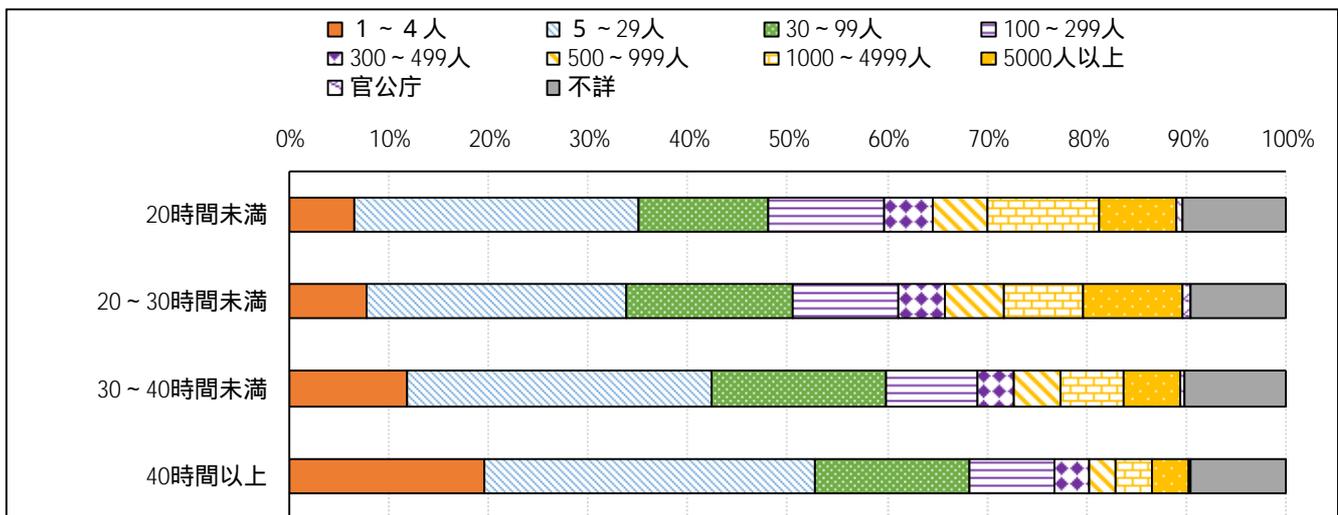
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
正規の職員・従業員	3,770	267,022	211,523	27,415	85,325	115,564	28,957	739,577
パート	8,568	22,156	77,320	6,298	525,556	179,729	181,900	1,001,528
アルバイト	348,240	33,809	210,792	10,356	68,487	159,911	26,619	858,215
派遣社員	3,669	6,414	33,401	3,068	19,633	28,421	5,925	100,531
契約社員	4,436	25,297	42,768	4,875	28,713	32,839	7,436	146,365
嘱託	618	7,571	8,688	725	8,638	4,649	3,447	34,336
その他	1,247	14,777	23,391	3,561	9,030	17,138	3,507	72,650
不詳	517	1,338	309	0	1,659	1,628	202	5,652

## 企業規模

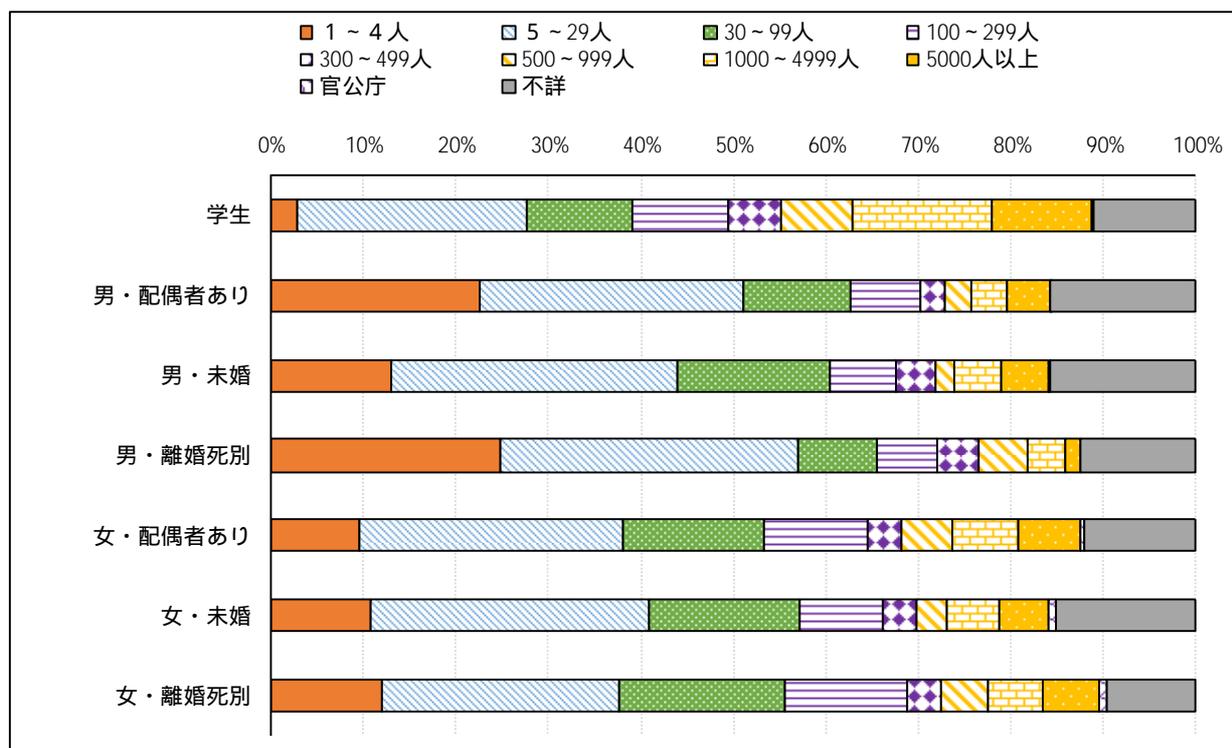
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の勤め先の企業規模をみると、労働時間が長い者ほど、規模の小さい企業に勤務する者の割合が高まり、週実労働時間 40 時間以上の者については約 2 割が 5 人未満の企業で勤務している。この背景には、個人事業所の一部(従業員 5 人未満の事業所、及び、飲食サービス業・理美容業等の特定の業種の事業所)については、厚生年金の強制適用事業所ではなく、事業主が任意で適用事業所とならない限り、フルタイムで就労する場合であっても厚生年金に加入できないことがあるとみられる(図表 22 - 1)。

一方、基本属性別にみると、配偶者ありの男性、及び、離婚死別を経験した男性について、規模の小さい企業に勤務する者の割合が高い(図表 22 - 2)。

( 図表 22 - 1 ) 週実労働時間別 国年 1 号 ( 雇用者 ) の勤め先の企業規模



( 図表 22 - 2 ) 週実労働時間別 国年 1 号 ( 雇用者 ) の勤め先の企業規模



( 集計結果 )

( 人 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
1～4人	45,729	50,102	48,004	190,328	14,171	348,334
5～29人	196,626	167,865	124,514	323,078	36,530	848,614
30～99人	90,879	107,475	70,734	151,043	18,292	438,424
100～299人	80,567	68,129	37,472	83,048	13,462	282,678
300～499人	34,305	29,769	14,753	33,873	3,076	115,776
500～999人	37,451	37,804	18,869	25,697	7,294	127,115
1000～4999人	77,271	50,773	25,599	35,465	11,814	200,923
5000人以上	54,152	64,427	23,720	36,138	5,844	184,280
官公庁	4,054	4,749	1,459	2,151	50	12,463
不詳	71,931	62,133	41,159	93,323	131,702	400,248

( 人 )

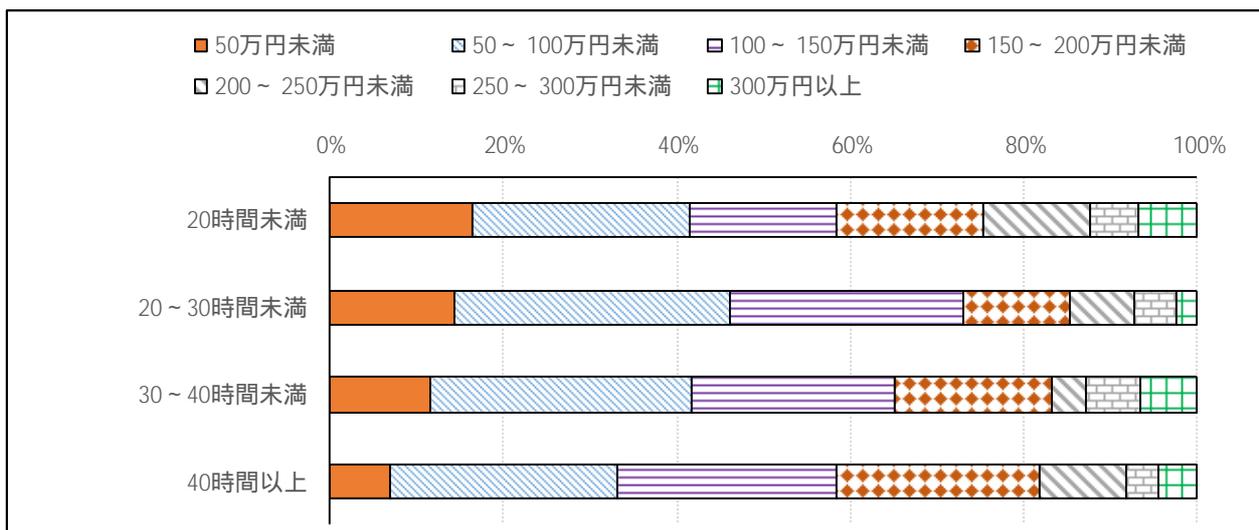
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
1～4人	10,094	85,532	78,891	13,919	70,801	58,269	30,828	348,334
5～29人	92,477	107,795	188,921	18,117	212,948	162,034	66,321	848,614
30～99人	42,169	43,574	99,319	4,896	114,175	88,066	46,224	438,424
100～299人	38,668	29,124	44,162	3,652	83,519	49,254	34,299	282,678
300～499人	21,157	9,531	25,217	2,533	28,473	19,494	9,369	115,776
500～999人	28,424	10,703	12,985	2,988	41,034	17,705	13,276	127,115
1000～4999人	56,221	14,686	30,226	2,279	51,985	30,795	14,731	200,923
5000人以上	39,824	17,590	31,075	920	50,471	28,459	15,941	184,280
官公庁	1,375	472	1,196	0	3,548	3,707	2,165	12,463
不詳	40,655	59,376	96,200	6,997	90,087	82,095	24,838	400,248

#### (4) 世帯の経済状況

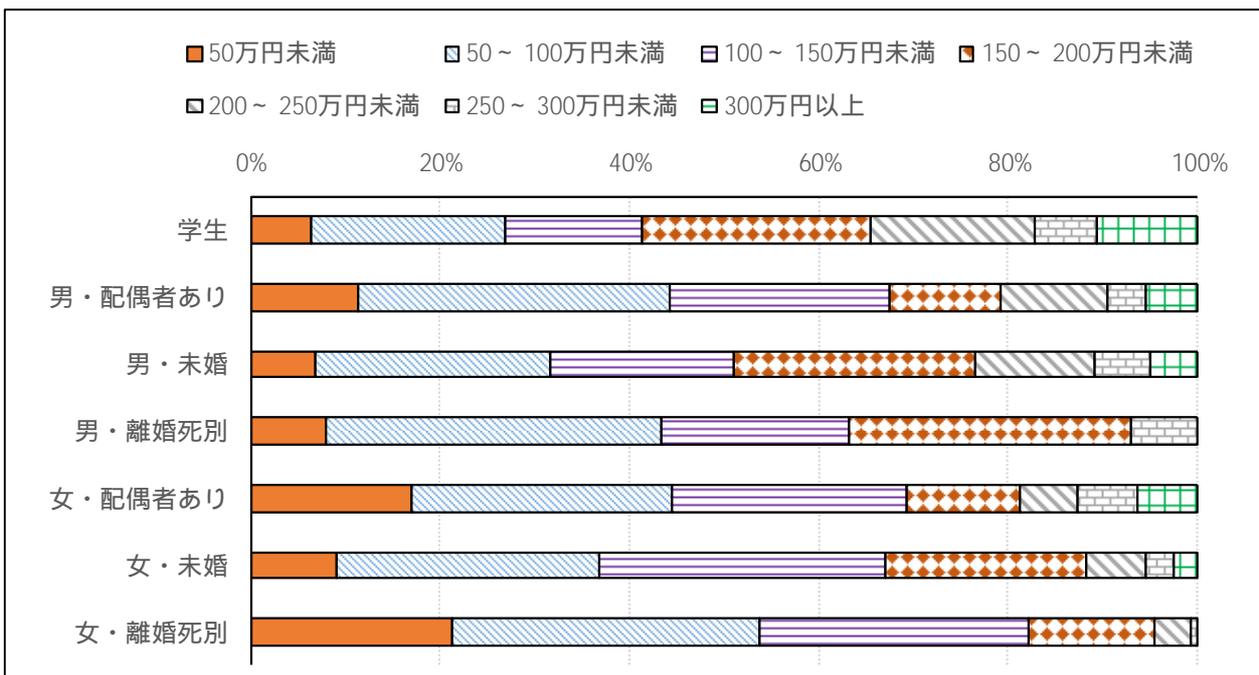
##### 所得の状況

週実労働時間別及び基本属性別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の一人当たり平均可処分所得(調査の前年分)をみると、労働時間が短い者、離婚や死別を経験した女性、配偶者のある者等で特に低い傾向にある(図表23-1、23-2)。

(図表23-1) 週労働時間別 国年1号(雇用者)が属する世帯の平均可処分所得



(図表23-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)が属する世帯の平均可処分所得



( 集計結果 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳
50万円未満	16%	14%	12%	7%	11%
50～100万円未満	25%	32%	30%	26%	23%
100～150	17%	27%	23%	25%	29%
150～200	17%	12%	18%	23%	19%
200～250	12%	7%	4%	10%	9%
250～300	6%	5%	6%	4%	3%
300～350	2%	1%	4%	1%	2%
350～400	2%	1%	0%	0%	2%
400～450	0%	0%	0%	0%	0%
450～500	2%	0%	1%	1%	1%
500～600	0%	0%	0%	1%	1%
600～700	0%	0%	0%	1%	0%
700～800	0%	0%	1%	0%	0%
800～900	1%	0%	0%	0%	0%
900～1000	0%	0%	0%	0%	0%
1000万円以上	1%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

( 不詳を除いて集計している )

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別
50万円未満	6%	11%	7%	8%	17%	9%	21%
50～100万円未満	21%	33%	25%	35%	27%	28%	33%
100～150	14%	23%	19%	20%	25%	30%	28%
150～200	24%	12%	26%	30%	12%	21%	13%
200～250	17%	11%	13%	0%	6%	6%	4%
250～300	7%	4%	6%	7%	6%	3%	1%
300～350	4%	1%	3%	0%	3%	1%	0%
350～400	3%	0%	0%	0%	1%	1%	0%
400～450	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
450～500	3%	2%	0%	0%	1%	1%	0%
500～600	0%	1%	2%	0%	1%	0%	0%
600～700	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
700～800	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%
800～900	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
900～1000	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1000万円以上	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

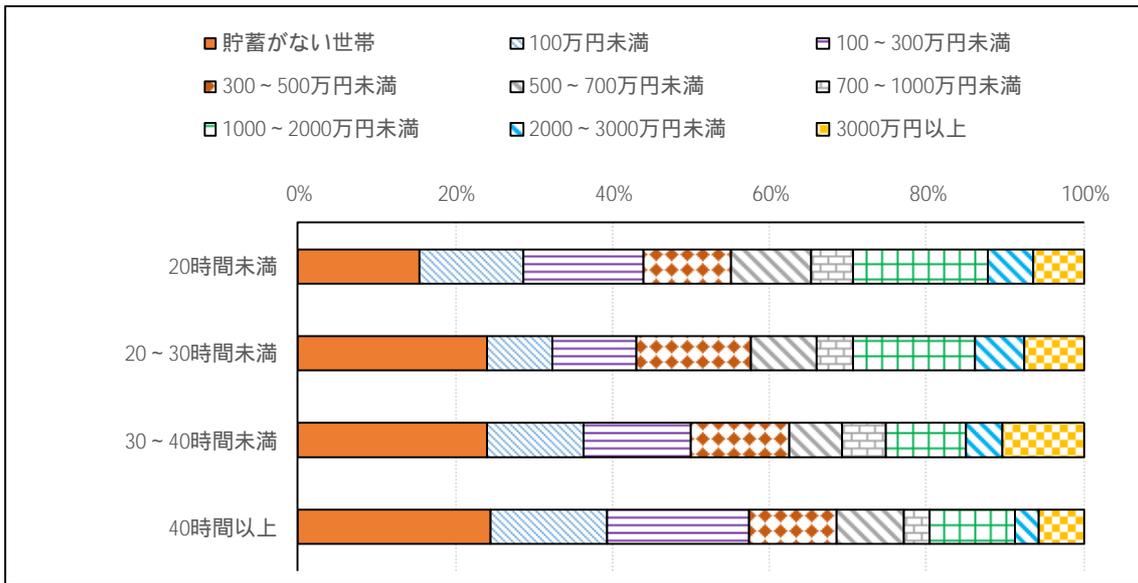
( 不詳を除いて集計している )

貯蓄の状況

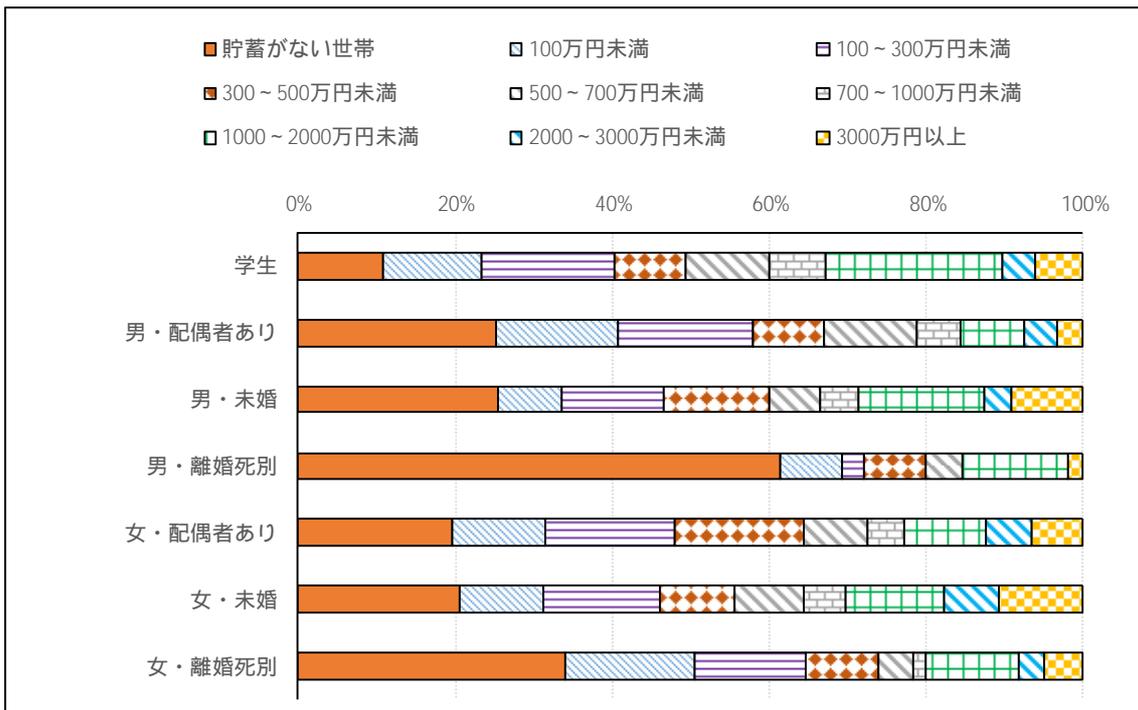
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の貯蓄現在高をみると、労働時間が長い者が属する世帯ほど、「貯蓄がない世帯」や、「100万円未満」、「100～300万円未満」といった貯蓄が少ない世帯の割合が高い(図表24-1)。

一方、基本属性別にみた場合、死別や離別を経験した者で「貯蓄がない世帯」の割合が特に高い。また、学生以外の基本属性については、いずれも「貯蓄なし」の割合が、国民年金第2号被保険者が属する世帯の貯蓄状況の分布と比べて高い(図表13、24-2)。

(図表24-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の貯蓄現在高



(図表24-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の貯蓄現在高



( 集計結果 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳
貯蓄がない世帯	16%	24%	24%	24%	30%
50万円未満	8%	6%	9%	9%	5%
50～100万円未満	5%	3%	4%	6%	3%
100～200	8%	7%	9%	11%	9%
200～300	8%	4%	5%	7%	9%
300～400	7%	11%	6%	8%	2%
400～500	4%	4%	7%	3%	4%
500～700	10%	8%	7%	9%	7%
700～1000	5%	5%	6%	3%	8%
1000～1500	12%	11%	8%	6%	10%
1500～2000	5%	5%	2%	4%	3%
2000～3000	6%	6%	5%	3%	5%
3000万円以上	6%	8%	10%	6%	7%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

( 不詳を除いて集計している )

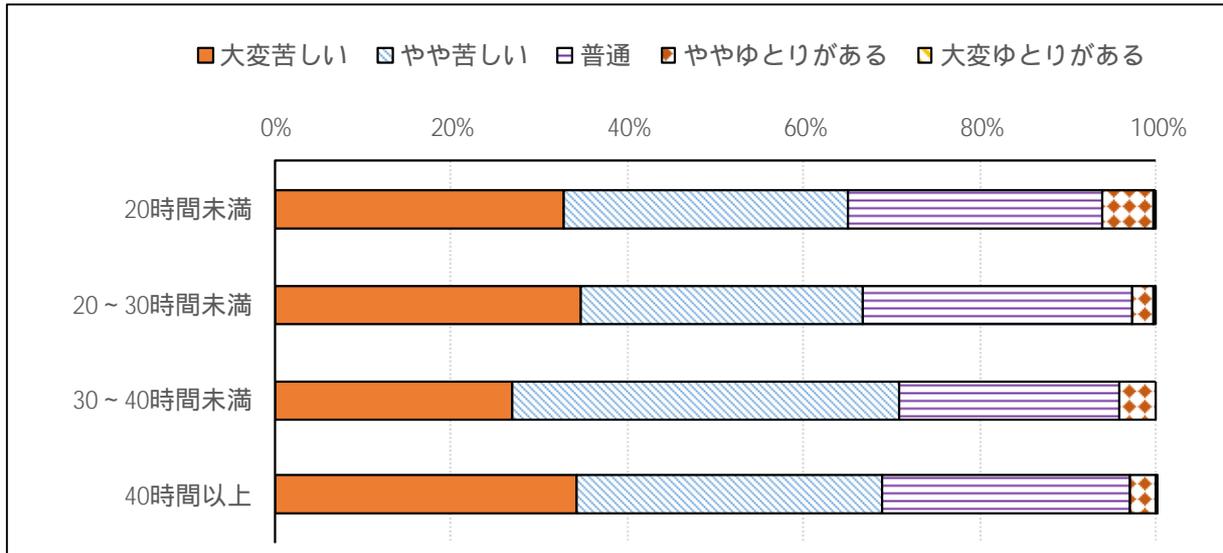
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別
貯蓄がない世帯	11%	25%	25%	61%	20%	21%	34%
50万円未満	10%	9%	6%	5%	5%	8%	12%
50～100万円未満	3%	6%	3%	2%	7%	3%	4%
100～200	9%	12%	8%	3%	8%	10%	6%
200～300	8%	5%	5%	0%	8%	5%	8%
300～400	6%	6%	8%	2%	11%	6%	7%
400～500	3%	3%	5%	6%	6%	3%	2%
500～700	11%	12%	7%	5%	8%	9%	4%
700～1000	7%	6%	5%	0%	4%	5%	2%
1000～1500	20%	6%	9%	13%	7%	8%	8%
1500～2000	3%	2%	7%	0%	3%	5%	4%
2000～3000	4%	4%	3%	0%	6%	7%	3%
3000万円以上	6%	3%	9%	2%	6%	11%	5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

## 生活意識

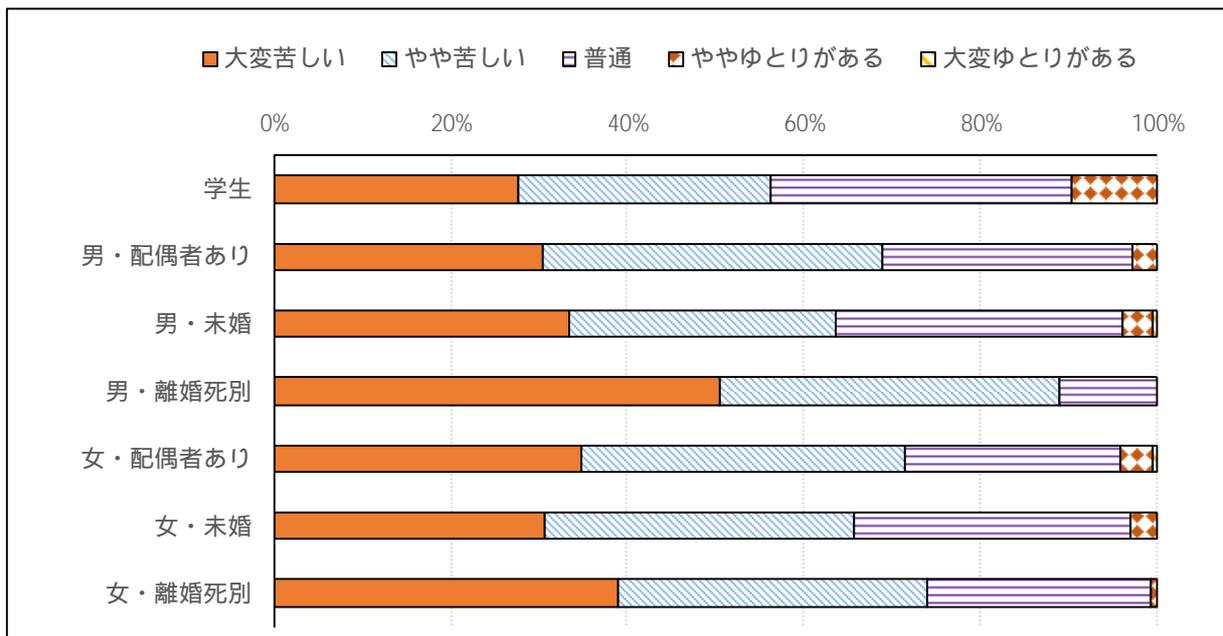
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の生活意識をみると、労働時間による明確な傾向はない(図表25-1)。

一方、基本属性別にみた場合、死別や離別を経験した者で「大変苦しい」とする回答の割合が特に高いという、貯蓄現在高と同様の傾向が見られる。また、いずれの基本属性の場合も、「大変苦しい」とする割合は、国民年金第2号被保険者が属する世帯の生活意識の分布と比べて高い(図表14、図表25-2)。

(図表25-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の生活意識



(図表25-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の生活意識



( 集計結果 )

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳
大変苦しい	33%	35%	27%	34%	35%
やや苦しい	32%	32%	44%	35%	31%
普通	29%	30%	25%	28%	32%
ややゆとりがある	6%	3%	4%	3%	2%
大変ゆとりがある	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別
大変苦しい	28%	30%	34%	50%	35%	31%	39%
やや苦しい	29%	39%	30%	39%	37%	35%	35%
普通	34%	28%	32%	11%	24%	32%	26%
ややゆとりがある	10%	3%	4%	0%	4%	3%	1%
大変ゆとりがある	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

#### 4. おわりに

本稿では、平成 28 年国民生活基礎調査を活用して、今後の公的年金制度の検討において参考となるデータを提供する観点から、雇用者でありながら国民年金第 1 号被保険者となっている者に焦点を当て、その属性や就労状況、及び、その者が属する世帯の経済状況について基礎的なデータの整理を行った。

まず、第 2 章では、他の公的年金加入状況にある者と比較しつつ、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の一般的な特徴を確認した。

集計の結果、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の属性については、国民年金第 2 号被保険者と比べて、女性、また、未婚者や死別・離別を経験した者、学生がより高い割合で含まれる、約 4 割が世帯における最多所得者であることなどが確認された(図表 3、図表 6)。

また、就労の状況については、厚生年金の加入要件を満たす可能性が高まる週実労働時間 30 時間以上の者が約半数を占める、非正規就労が約 3 / 4 を占めるものの、正規就労の者も約 1 / 4 の割合で存在する、零細企業で就労する者の割合が高いことなどが明らかとなった(図表 7、図表 10、図表 11)。

更に、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者が属する世帯の経済状況については、国民年金第 2 号被保険者と比べて、一人当たりの平均可処分所得が少ない世帯が多い、貯蓄がない世帯が約 1 / 4 を占め、貯蓄がないまたは少ない世帯が多い、主観的な生活意識について「大変苦しい」とする割合が高いことが分かった(図表 12、図表 13、図表 14)。

続いて、第 3 章では、基本属性(在学の状況、性別、配偶者の状況)別、及び、週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の状況を確認した。

集計の結果、まず、週実労働時間別と基本属性の関係については、週 20 時間未満就労の者は学生や配偶者ありの女性を中心である一方、週 20～40 時間未満では未婚者や死別・離別を経験した者の割合が高まり、更に週 40 時間以上では配偶者ありを含めた男性が中心となることが分かった(図表 15)。

また、最多所得者が否かについて、週実労働時間が長い者ほど最多所得者である割合が高く、週 40 時間以上では過半数が最多所得者である、基本属性別には、配偶者ありの男性のほか、離婚や死別を経験した者について最多所得者である割合が高いことが確認された(図表 18)。

就労の状況については、週実労働時間が 40 時間以上の者の過半数、また、配偶者ありの男性の 7 割が正規就労である一方、より労働時間が短い者や、女性や未婚者については非正規就労の割合が高い、◎週実労働時間が 40 時間以上の者の中には特に零細企業に勤務する者の割合が高いことなどが分かった(図表 21、図表 22)。

最後に、世帯の経済状況については、週実労働時間が長い者が属する世帯ほど貯蓄なしや貯蓄が少ない世帯の割合が高い、基本属性別には離婚や死別を経験した者について特に貯蓄なしの世帯が多い、

生活意識は、週実労働時間による明確な傾向は見られない一方、基本属性別には離婚や死別を経験した者について「大変苦しい」とする回答の割合が高いことが確認された(図表 24、図表 25)。

今回の集計結果から得られる示唆のうち特に重要なのは、雇用者として働いているにも関わらず国民年金第 1 号被保険者となっている者について、全体としてより充実した保障の必要性を裏付けるだけでなく、特にその必要性が高い者を明らかにしている点である。

具体的には、より労働時間の長い者については、世帯においてより重要な経済的役割を担っている一方、その世帯は貯蓄が無いまたは少ないといった厳しい経済状況にあることが明らかとなっており、このことはその者に対して厚生年金を適用することで、その生活の安定を図ることの重要性を示唆していると言えるであろう。

厚生年金の適用対象については、適用事業所において、週労働時間及月労働日数が通常の労働者の3/4以上の者となっており、現在、これに加えて、週労働時間が20時間以上等の一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が進められているところである。

上記の観点からは、短時間労働者に対する適用拡大だけでなく、厚生年金の適用事業所の範囲についても着実に拡大していく必要がある。現在、一部の個人事業所(従業員5人未満の事業所、及び、飲食サービス業・理美容業等の特定の業種の事業所)については、法律上、厚生年金の適用事業所となる義務がない状態にあり、こうした非適用事業所に雇用されている者については、たとえフルタイムで就労する場合でも厚生年金に加入できない状態にあるが、こうした状態は早急に是正される必要がある。あわせて、法律上は適用事業所であるにも関わらず、違法に適用を逃れている事業所(未適用事業所)については、現在、国税庁からの情報提供も得ながら、重点的に対策が進められているところであるが、こうした取り組みを今後も着実に進めていくことが重要である。

また、短時間労働者に対する適用拡大においても、将来的には週労働時間が20時間未満の者についても検討課題になる可能性があるが、まずは、より労働時間の長い週労働時間20時間以上の者について優先的に適用拡大を図っていく必要があるであろう。

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

## 高齢者の就業と公的年金の状況

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)  
研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

### 1. はじめに

#### (1)背景と目的

公的年金と雇用制度は密接な関係を有し、高齢者就業の進展や高齢期の長期化を踏まえ、年金でもその状況に対応することが課題となっている。こうした状況を踏まえ、2019年に予定されている財政検証を踏まえて、年金制度の検討がなされることになっている。

また、短時間労働者に対する適用拡大については、2019年9月末までに被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲について、検討を加えることになっている。高齢者就業においては、高齢の雇用者に占める短時間労働者の割合が現役世代に比べて、高いものと考えられ、適用拡大の影響は大きいと考えられる。

上記の背景を踏まえ、今後の高齢期における年金受給のあり方を議論する上で基礎的なデータを提供するため、国民生活基礎調査を用いて、就業をしている高齢者個人の就業状況を明らかにする。

#### (2)集計・分析の方針と使用データ

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の公表データによる集計及び個票データを用いた特別集計を行った。

就労状況の分析に当たっては、まず年金と就業の組合せの割合を集計した上で、主として65歳以上及び年齢階級別(5歳刻み、75歳以上は75歳以上)に、就業の有無、収入を伴う仕事をしている場合の就業形態、稼働所得、週の労働時間等について集計を行う。

また、各集計においては、就業をしている高齢者の状況を明らかにするため、必要に応じて、50代後半や70代後半の年齢階級についても同様の集計を行う。

集計対象とした、国民生活基礎調査(平成28年)の件数などは以下のとおりである。

図表9、11は公表資料より、図表1～8、10、14、16～22は世帯票を用いて、図表12、13、24～26は世帯票と所得票を用いて、集計している。世帯票は2016年6月2日現在の状況を回答したもの、所得票のうち所得については2015年の1年間の状況を回答したものである。

## 2. 公的年金制度の概要

公的年金制度の支給開始年齢は、国民年金、厚生年金保険では 65 歳であるが、特別支給の老齢厚生年金については現在 65 歳に向けて引上げ途上である。女性は男性に比べて 5 年遅れて、引き上げられており、世帯票の集計時点(2016 年 6 月)での支給開始年齢は男性で報酬比例部分が 62 歳、女性で定額部分が 64 歳、報酬比例部分が 60 歳となっている。他方、公的年金制度は 60 歳から 70 歳の間で受給開始の時期を選べるようになっており、年金額は年金受給を早期に受給(繰上げ受給)する場合は 1 か月早めるごとに 0.5%減額、遅らせて受給(繰下げ受給)する場合は 1 か月遅らせるごとに 0.7%増額となる。

また、公的年金制度の加入期間は、国民年金では第 1 号被保険者が 20 歳以上 60 歳未満、厚生年金保険では 70 歳未満となっている。

本稿では 60 歳以上の者を中心に分析しているため、厚生年金保険の適用要件について記載する。適用事業所で勤めている者で、1 週間の所定労働時間が通常の労働者の 4 分の 3 以上(所定労働時間が 40 時間の場合 30 時間以上)かつ 1 月の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 以上の場合、厚生年金保険に適用となる。厚生年金保険の適用事業所について、法人事業所は企業規模に関わらず適用となる一方、個人事業所は常時 5 名以上使用される者がおり、法定 16 業種に該当する場合に適用となる。

また、2016 年 10 月より、501 人以上の被用者保険の被保険者がいる企業について、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、雇用期間の見込みが 1 年以上、学生でないことの要件を全て満たす短時間労働者に被用者保険の適用が拡大されている。また、2017 年 4 月より、500 人以下の被保険者がいる企業に勤める短時間労働者についても、上記の要件に加えて、被用者保険に加入することについて労使合意がなされれば、被用者保険の適用になっている。

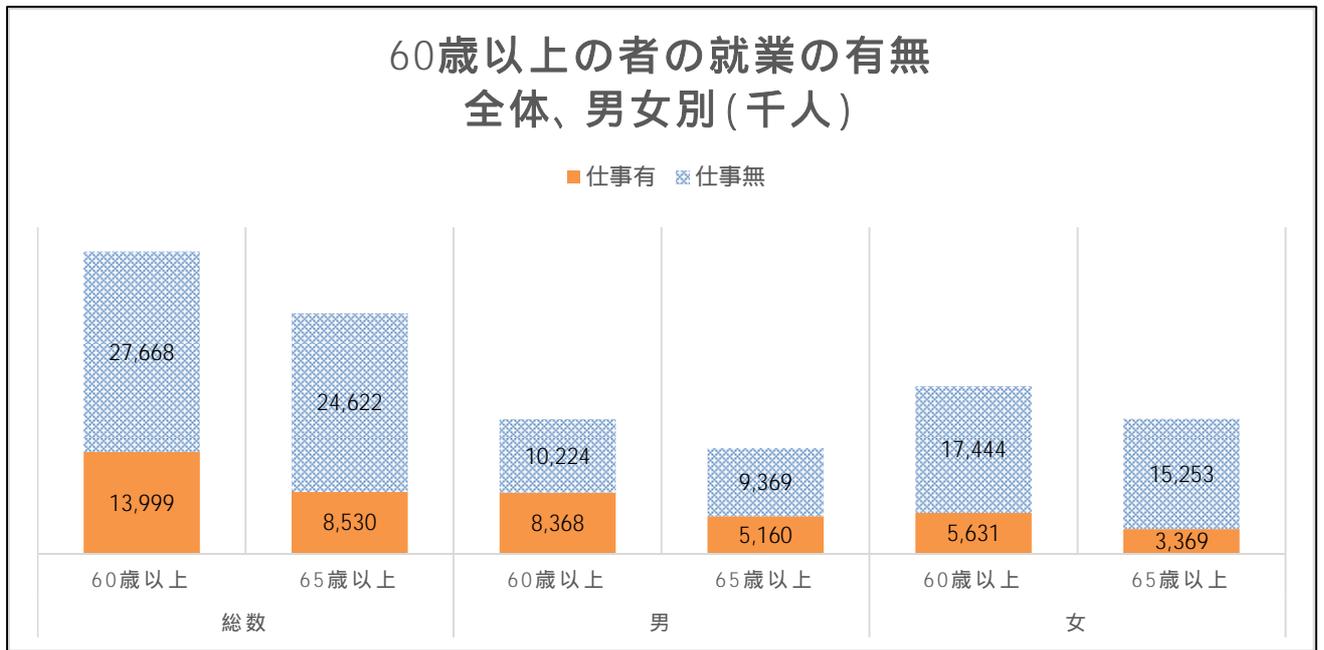
## 3. 有業高齢者の就業状況 年齢階級別

### (1)有業無業の人数、割合

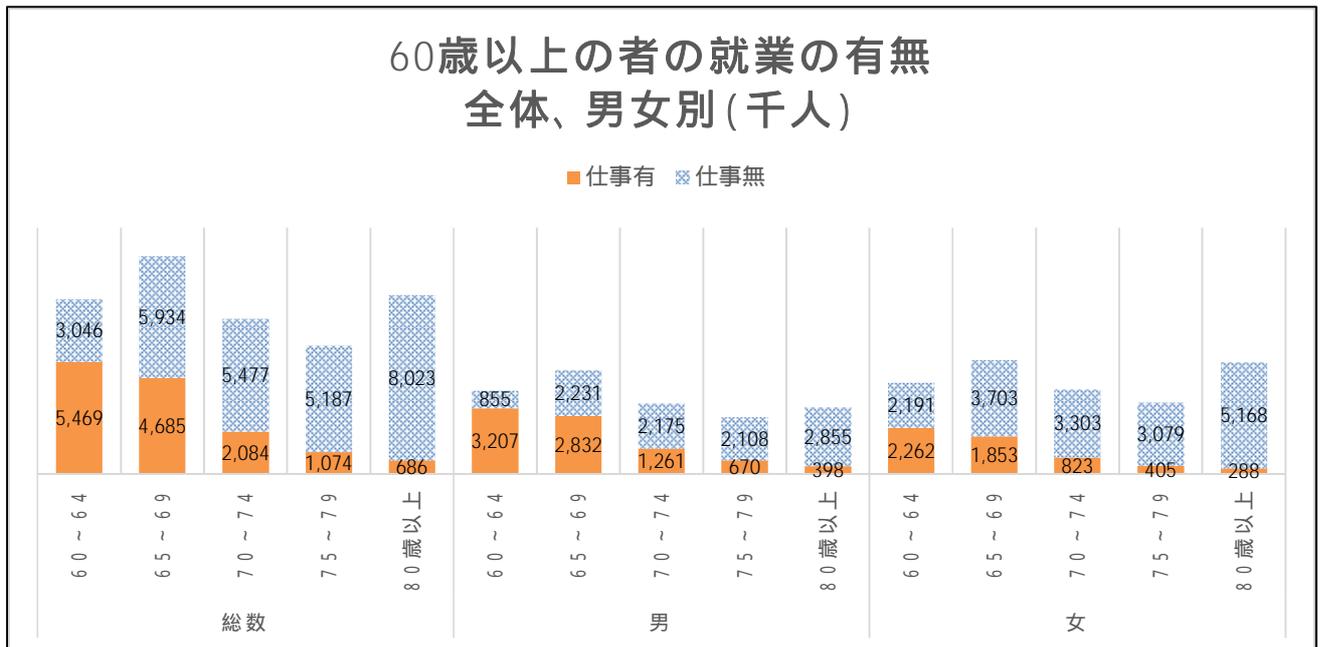
仕事ありの者は、60 歳以上で約 1400 万人、割合としては約 3 割、65 歳以上で約 850 万人であり、割合としては約 2 割となっている。全体の年齢階級別では、年齢が上がるほど仕事なしの者の割合が高くなる傾向がある(図表 1、図表 3、図表 4)。

男女別で見ると、男女ともに、60 代後半から 70 代前半の間で仕事ありの者の人数が大きく減る。70 代後半までの各年齢階級で男性の方が女性よりも 10~20%ポイント仕事ありの者の割合が高い(図表 4)。

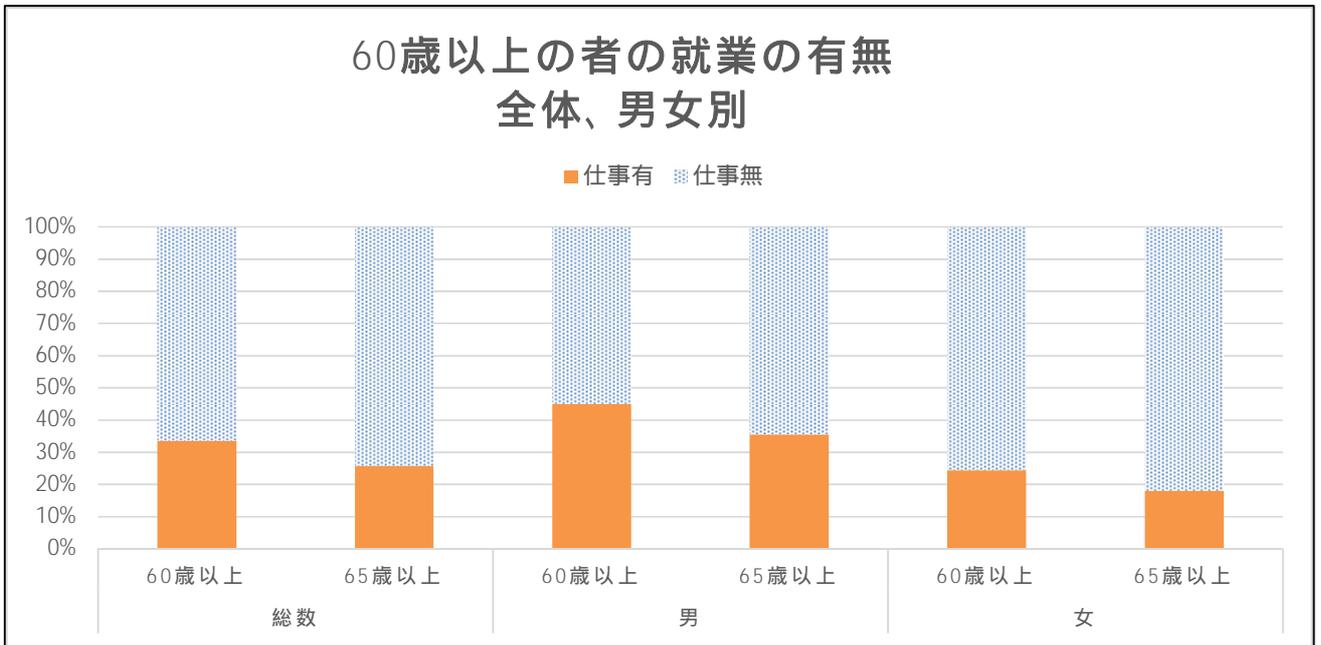
(図表1) 60歳以上、65歳以上の者の就業の有無(人数)



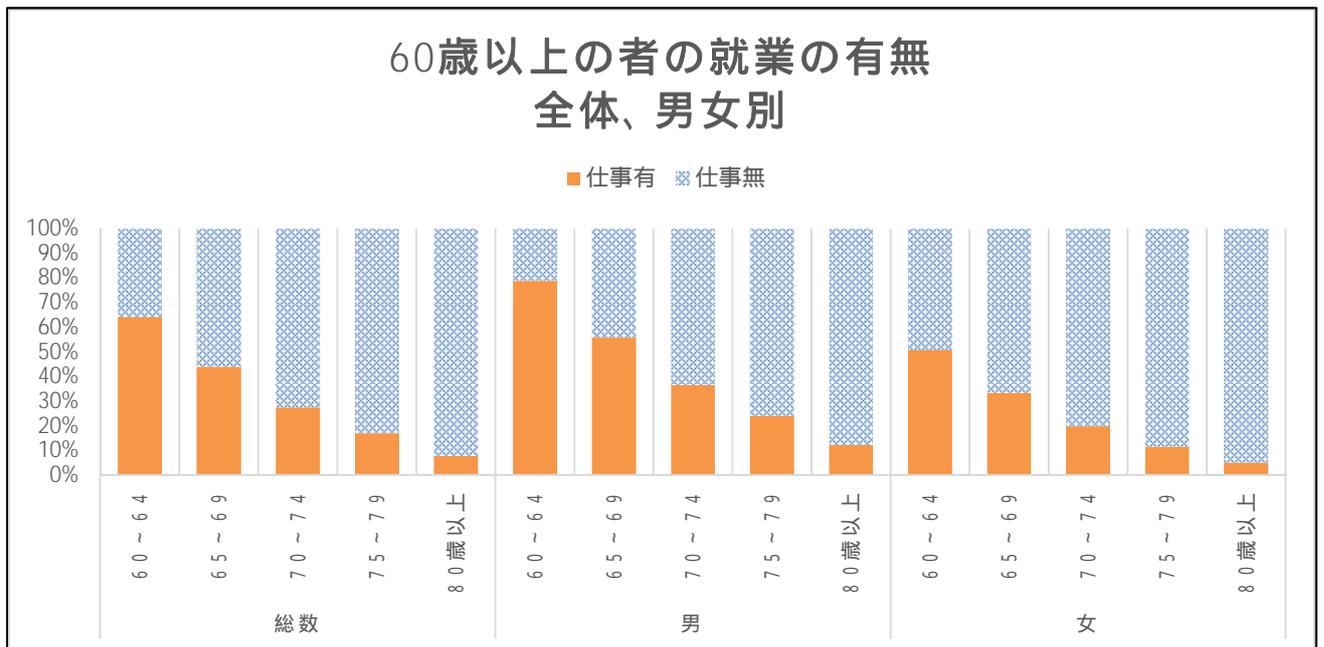
(図表2) 60歳以上の者の就業の有無 総数、男女別(人数)



( 図表 3 ) 60 歳以上、65 歳以上の者の就業の有無 ( 割合 )



( 図表 4 ) 60 歳以上、65 歳以上の者の就業の有無 ( 割合 )

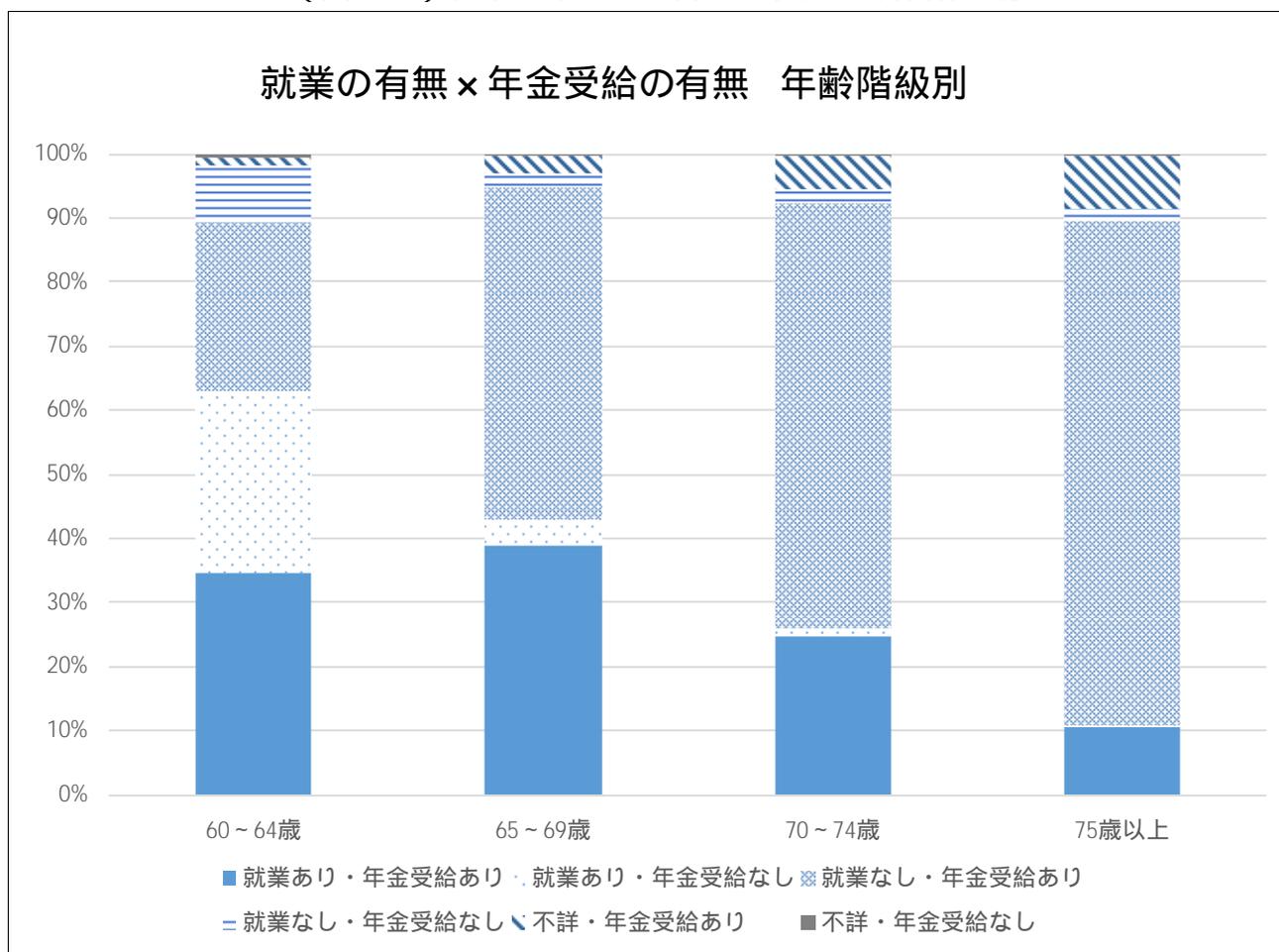


## (2) 就業と年金の組合せの状況

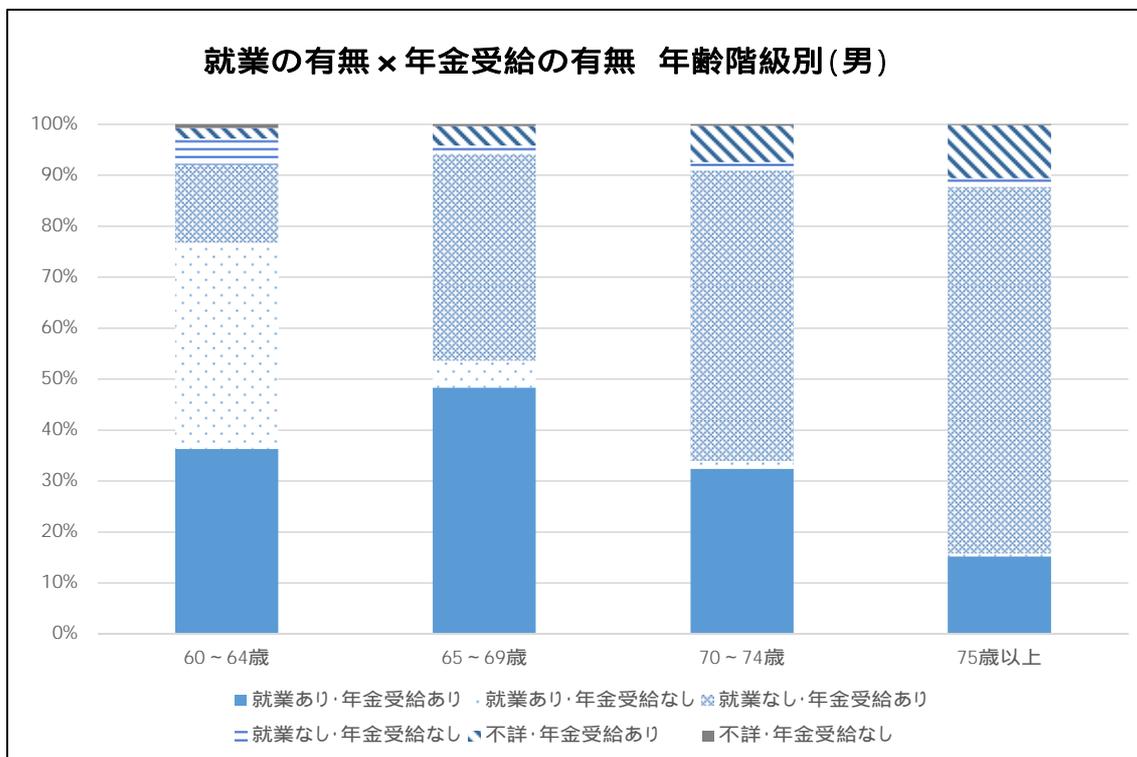
就業あり・年金受給ありの割合は 60 代後半で約 4 割に達し、60 代後半より上の年齢階級ではその割合は年齢が上がるにつれて、より低くなっている。他方、就業なし・年金受給ありの割合は年齢が上がるにつれて、より高くなっている(図表 5)。

男女別に見ると、就業なし・年金受給ありの割合は、60 代前半、60 代後半、70 代前半においては、女性の方が約 20%ポイント高く、75 歳以上においては約 10%ポイント高い。他方、就業あり・年金受給ありの割合は 60 代前半、60 代後半、70 代前半、75 歳以上では、同じ年齢階級で見たときに男性の方が高く、男女の差は 60 代後半において高い(図表 6、図表 7)。

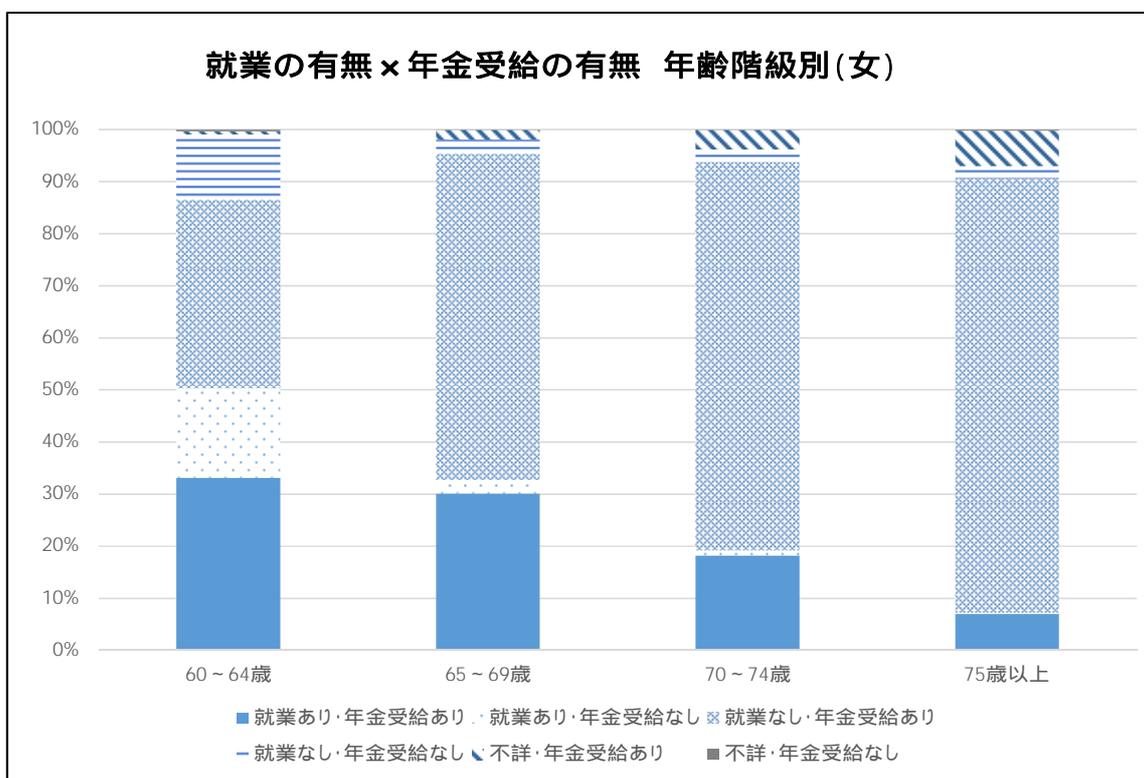
( 図表 5 ) 就業と年金の組合せの状況 年齢階級別



( 図表 6 ) 就業と年金の組合せの状況 ( 男性 ) 年齢階級別



( 図表 7 ) 就業と年金の組合せの状況 ( 女性 ) 年齢階級別

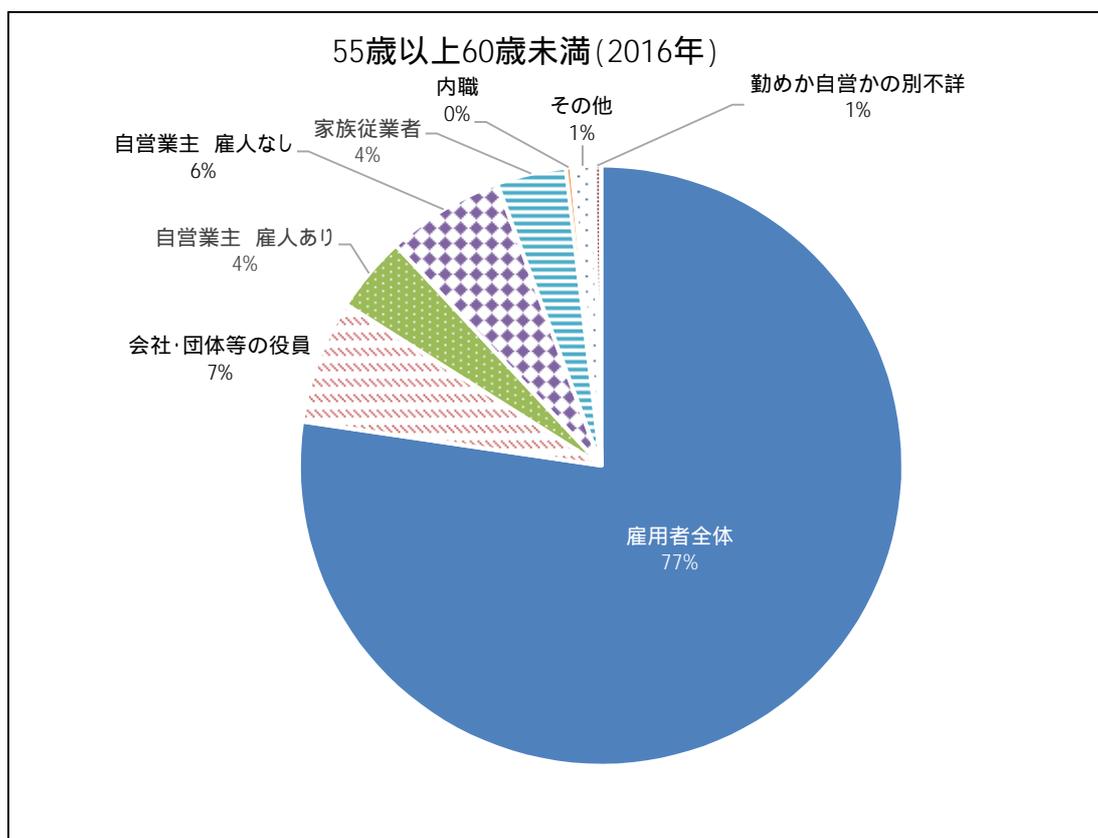


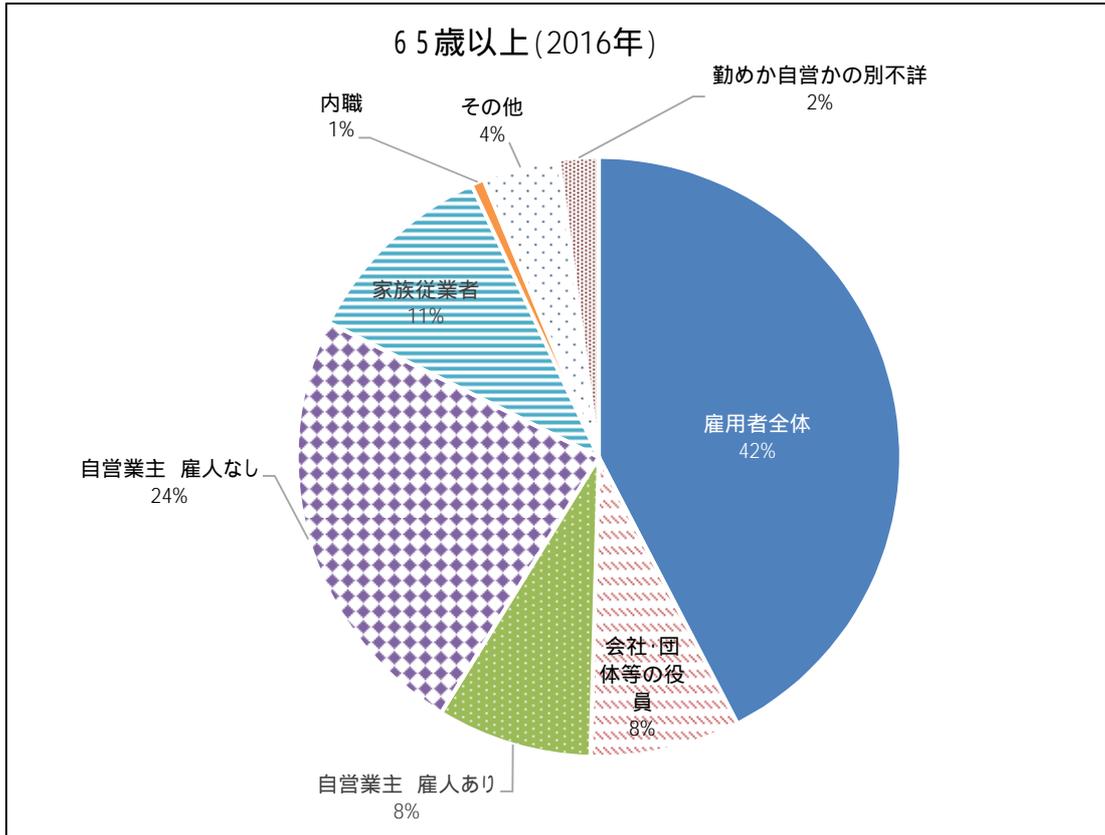
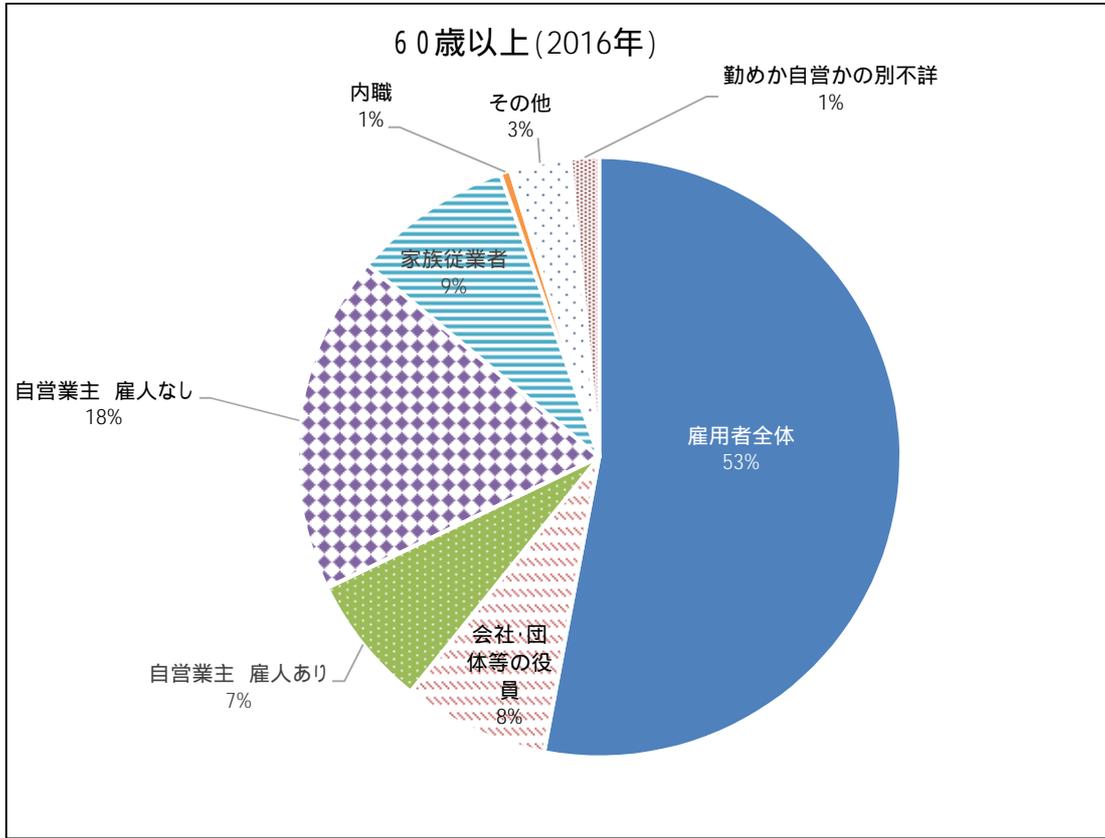
### (3) 就業形態

雇用者全体は50代後半では約8割、60歳以上では約5割、65歳以上では約4割を占める。他方、自営業主は50代後半では約1割、60歳以上では約3割、65歳以上では約3割を占める。役員は50代後半では7%、60歳以上では8%、65歳以上では8%を占める(図表8)。

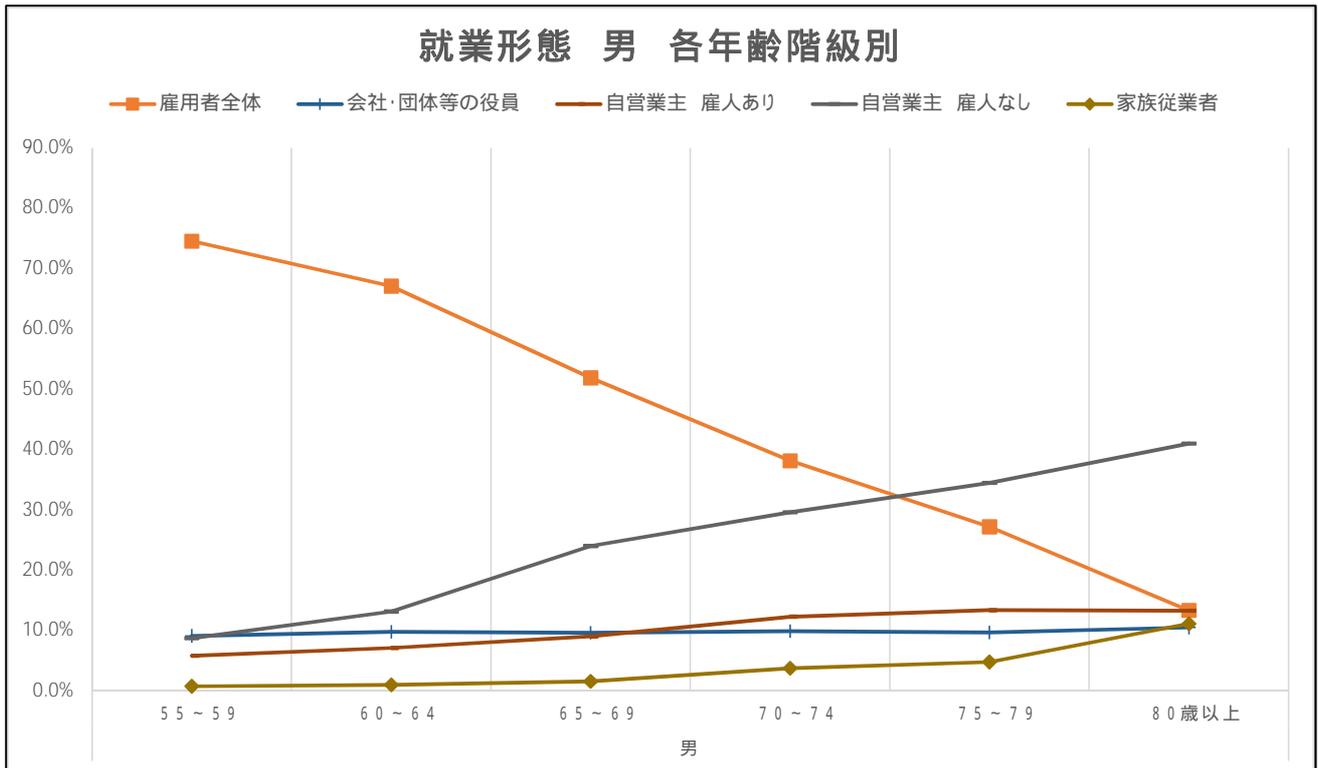
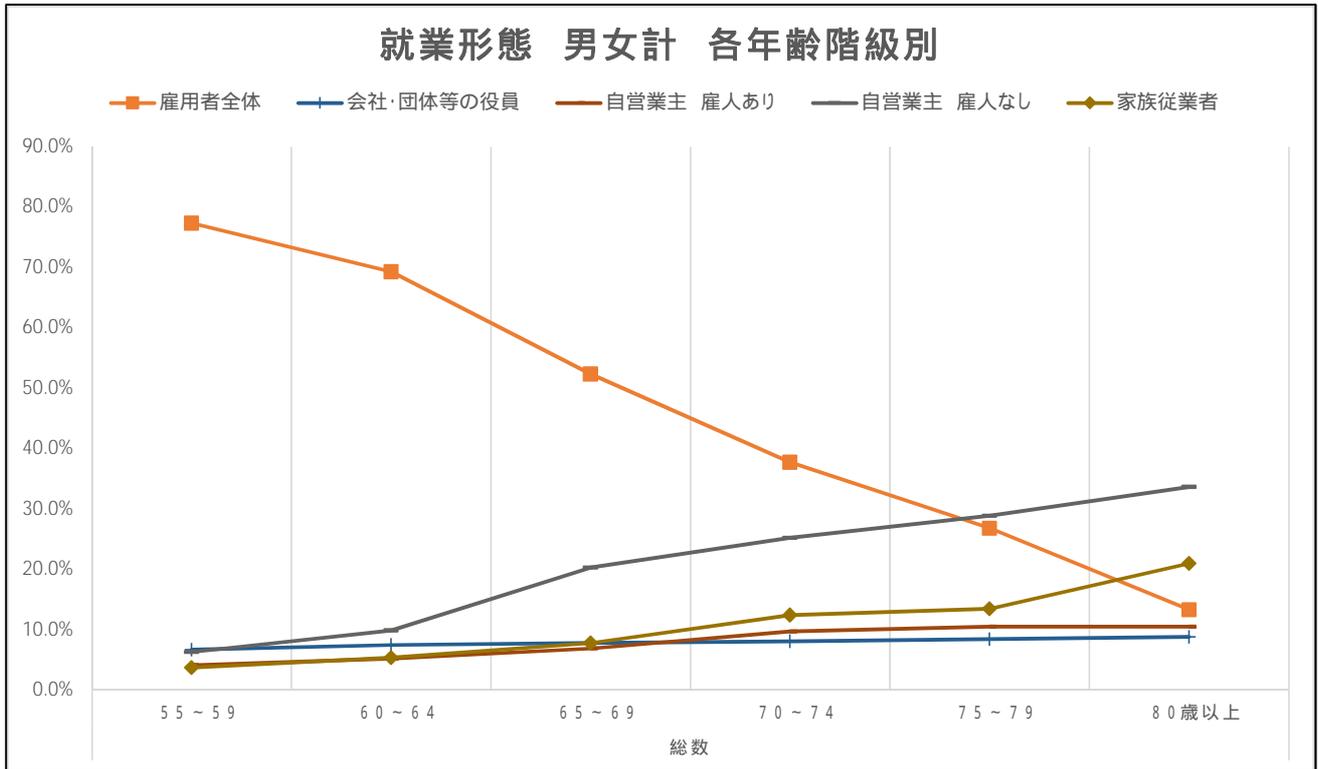
仕事ありの者のうち雇用者全体の割合はより高い年齢階級で、より低い傾向がある。役員、雇人ありの自営業主の割合はより高い年齢階級で少し高い傾向があり、雇人なしの自営業主、家族従業者の割合はより高い年齢階級で高い傾向がある。この傾向は男女ともに共通している(図表9)。

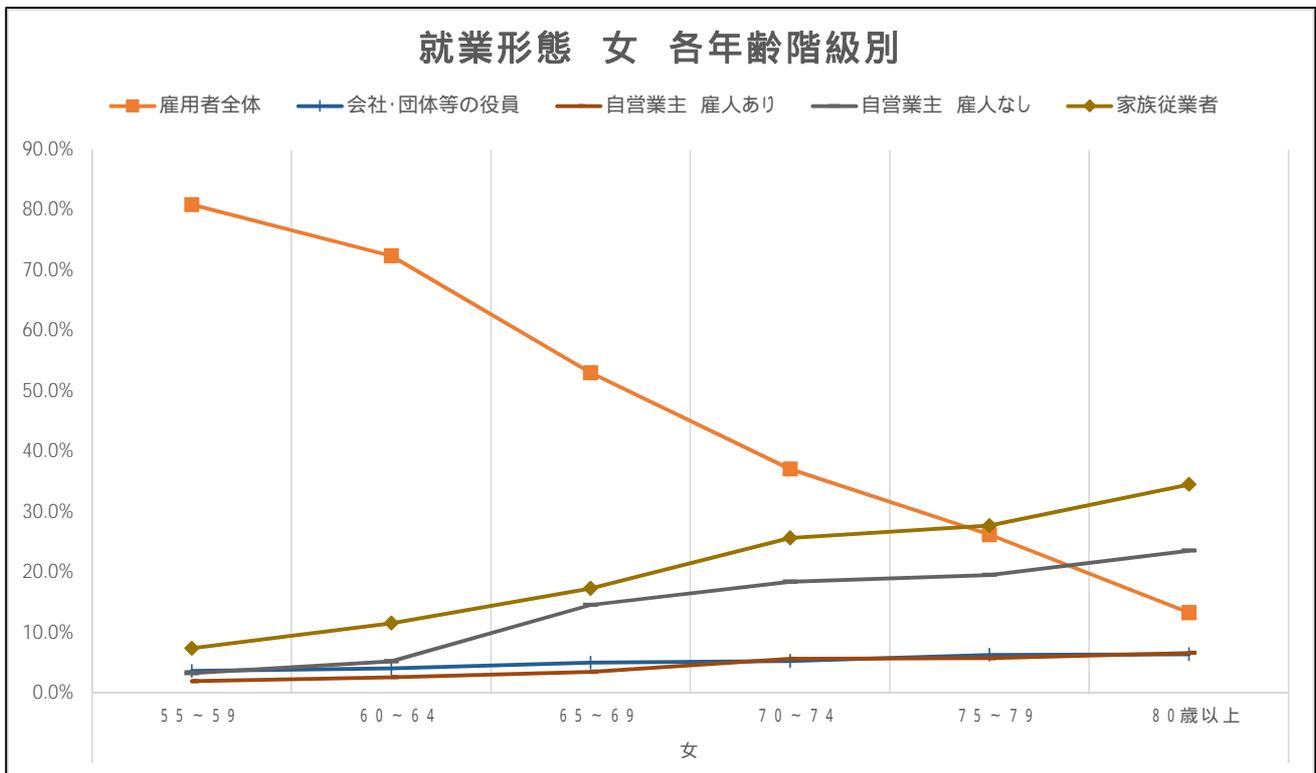
(図表8) 就業形態(50代後半、60歳以上、65歳以上の仕事ありの者)





(図表9) 就業形態(年齢階級別) (各年齢階級の仕事ありの者を100%とした)  
 「日々又は1月末満の契約の雇用者」、「内職」、「その他」、「不詳」は除いた。





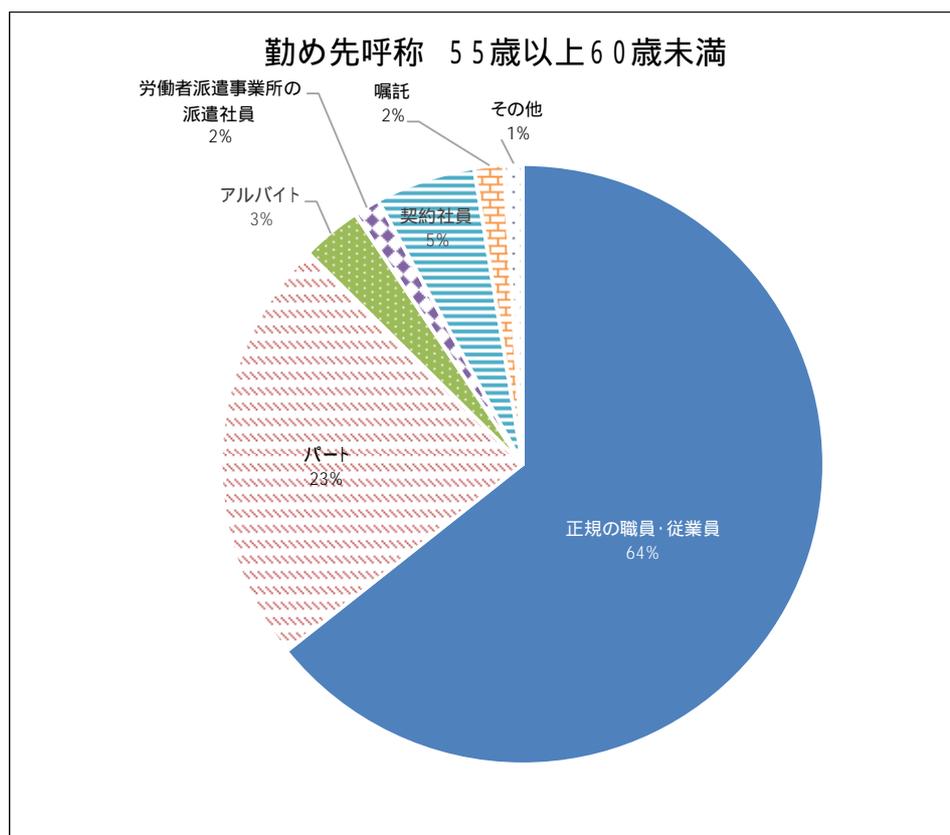
#### (4) 雇用者の就業形態

各年齢階級において正規の職員・従業員の雇用者に占める割合は50代後半では約6割、60歳以上では約3割、65歳以上では約2割となっており、より高い年齢階級で、割合が低い傾向にある。他方、パートの雇用者に占める割合は50代後半では約2割、60歳以上では約3割、65歳以上では約4割、アルバイトについては、50代後半では3%、60歳以上では10%、65歳以上では14%と、より高い年齢階級で、割合が高い傾向にある(図表10)。

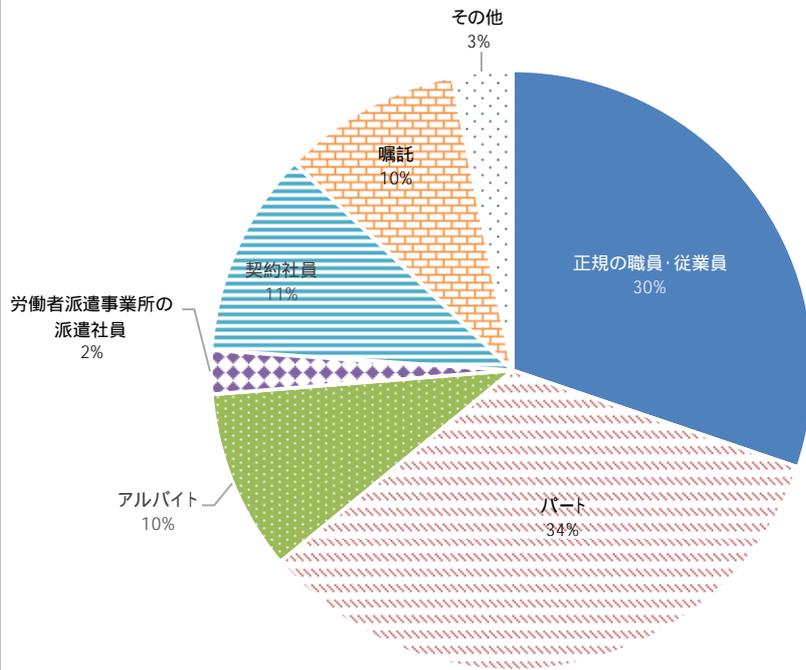
また、男女計で、勤め先での呼称の各年齢階級における割合を見ると、正規の職員・従業員については50代後半と60代前半を比べると60代前半で大幅に低く、60代前半から70代前半に至るまでより低い年齢階級でその割合がより低い、70代後半以降は一転高くなっている。他方、パート、アルバイトは50代後半から70代前半までは年齢が上がるにつれて割合が高い傾向となっているが、70代後半以降は一転その割合は低い。契約社員、嘱託は50代後半と60代前半では60代前半で割合が高く、60代前半からはより高い年齢階級で、割合がより低い傾向にある(図表11)。

男女別で見ると、男性は50代後半では正規の職員・従業員が圧倒的な割合を占めるのに対して、女性は50代後半ではパートが約5割を占める。また、パートの割合は70代前半に至るまでより高い年齢階級で、割合が高い傾向にある(図表11)。

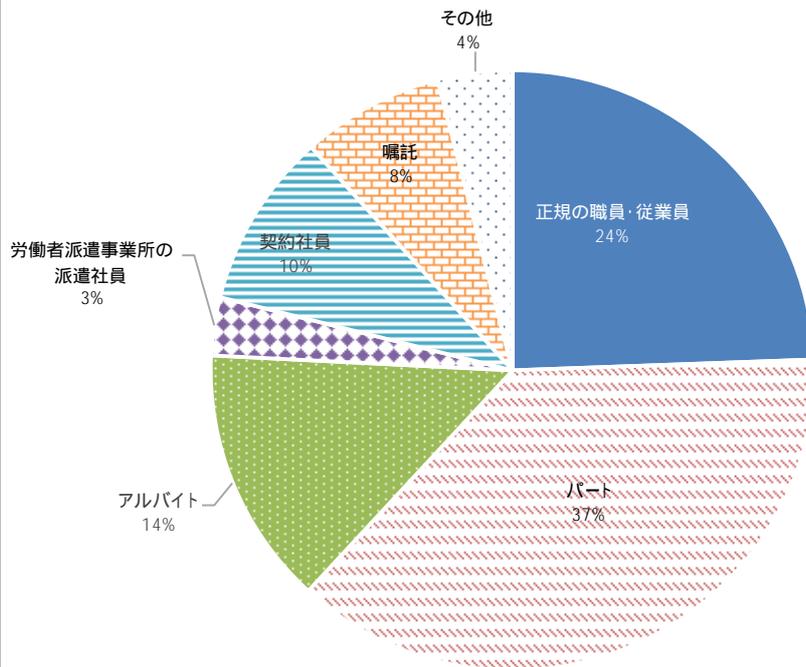
(図表10) 勤め先での呼称(50代後半、60歳以上、65歳以上の仕事ありの者)



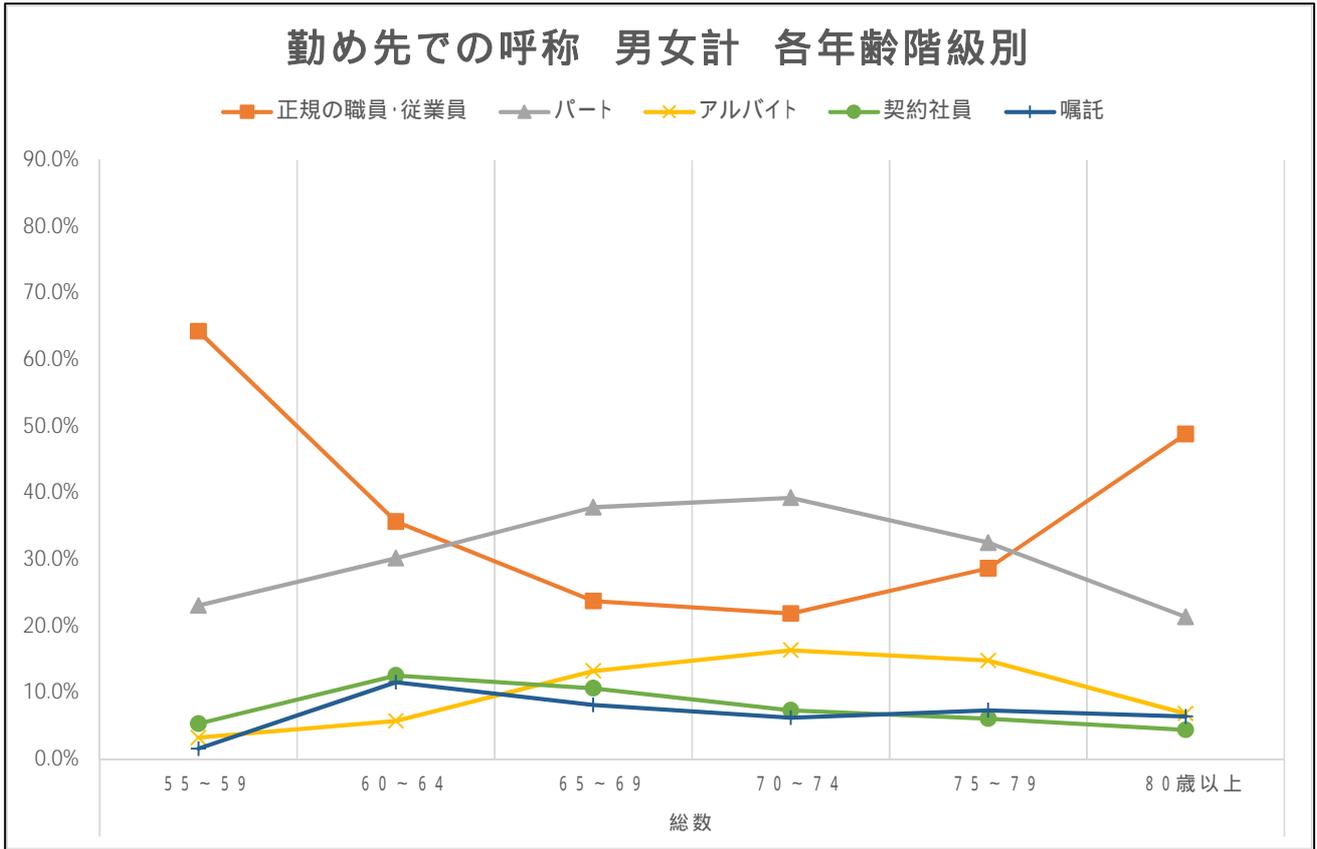
勤め先呼称 60歳以上



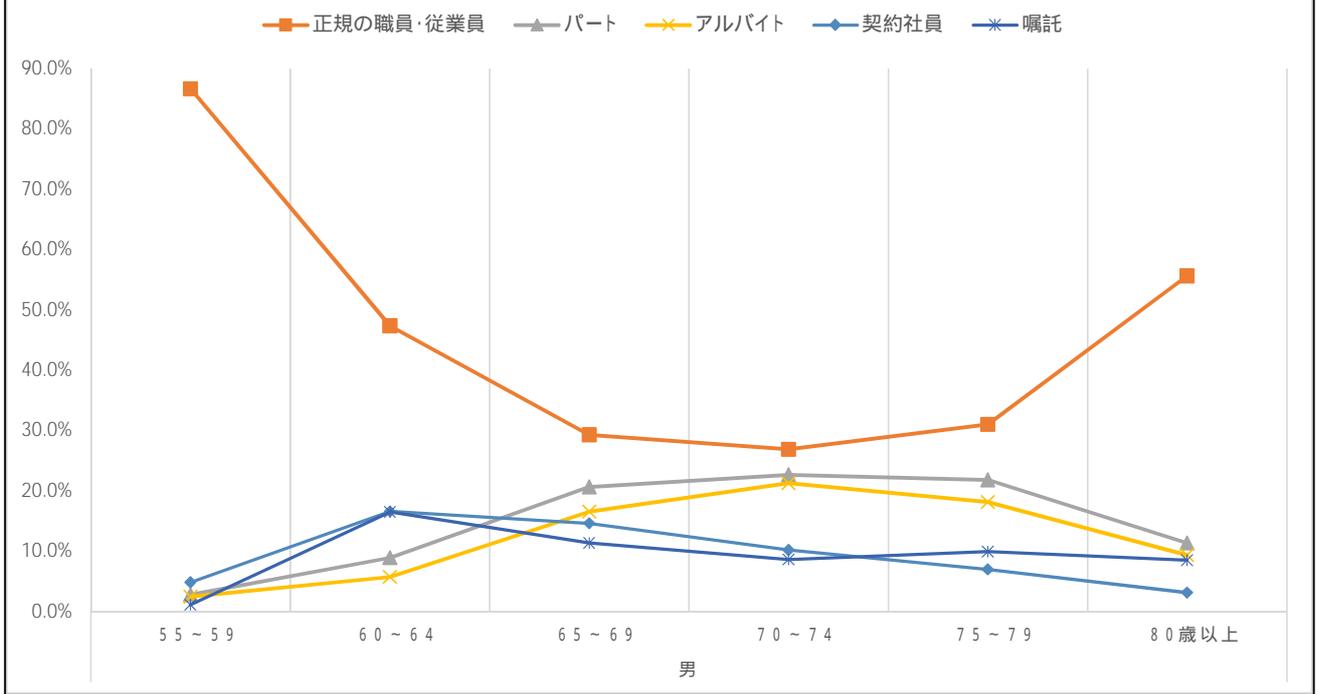
勤め先呼称 65歳以上



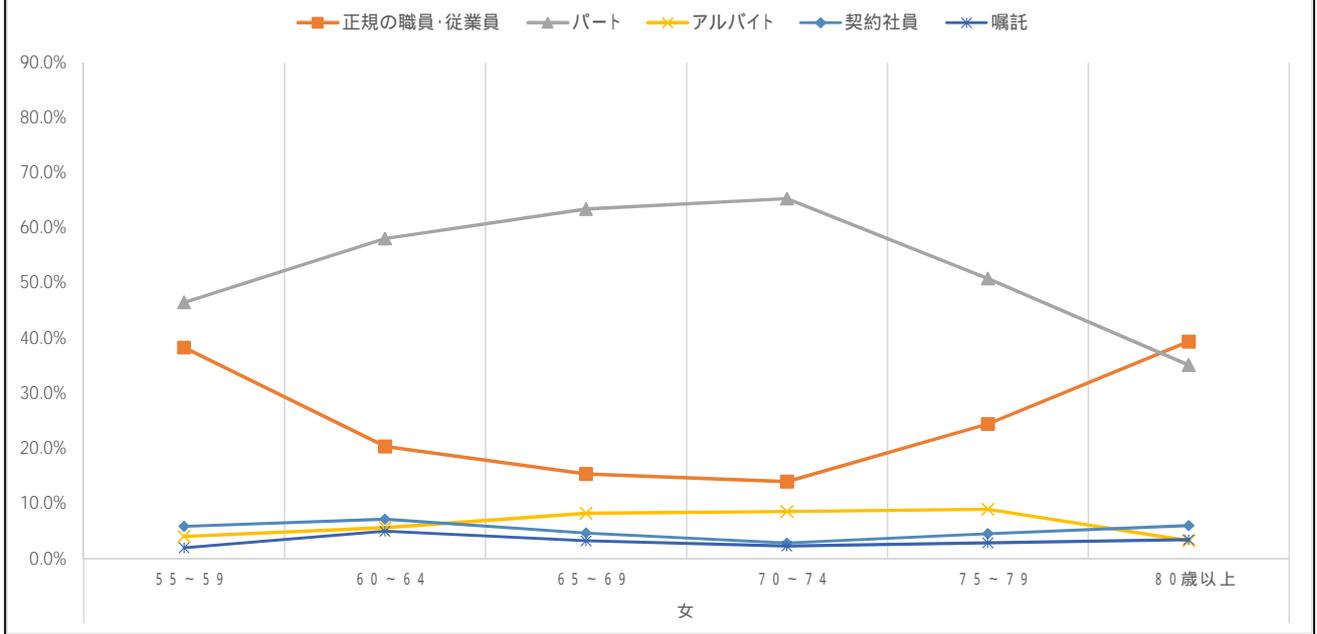
( 図表 1 1 ) 勤め先での呼称 ( 年齢階級別 )  
 ( 各年齢階級の役員以外の雇用者全体を 100% とした )  
 「派遣社員」、「その他」、「不詳」は除いた。



### 勤め先での呼称 男 各年齢階級別



### 勤め先での呼称 女 各年齢階級別



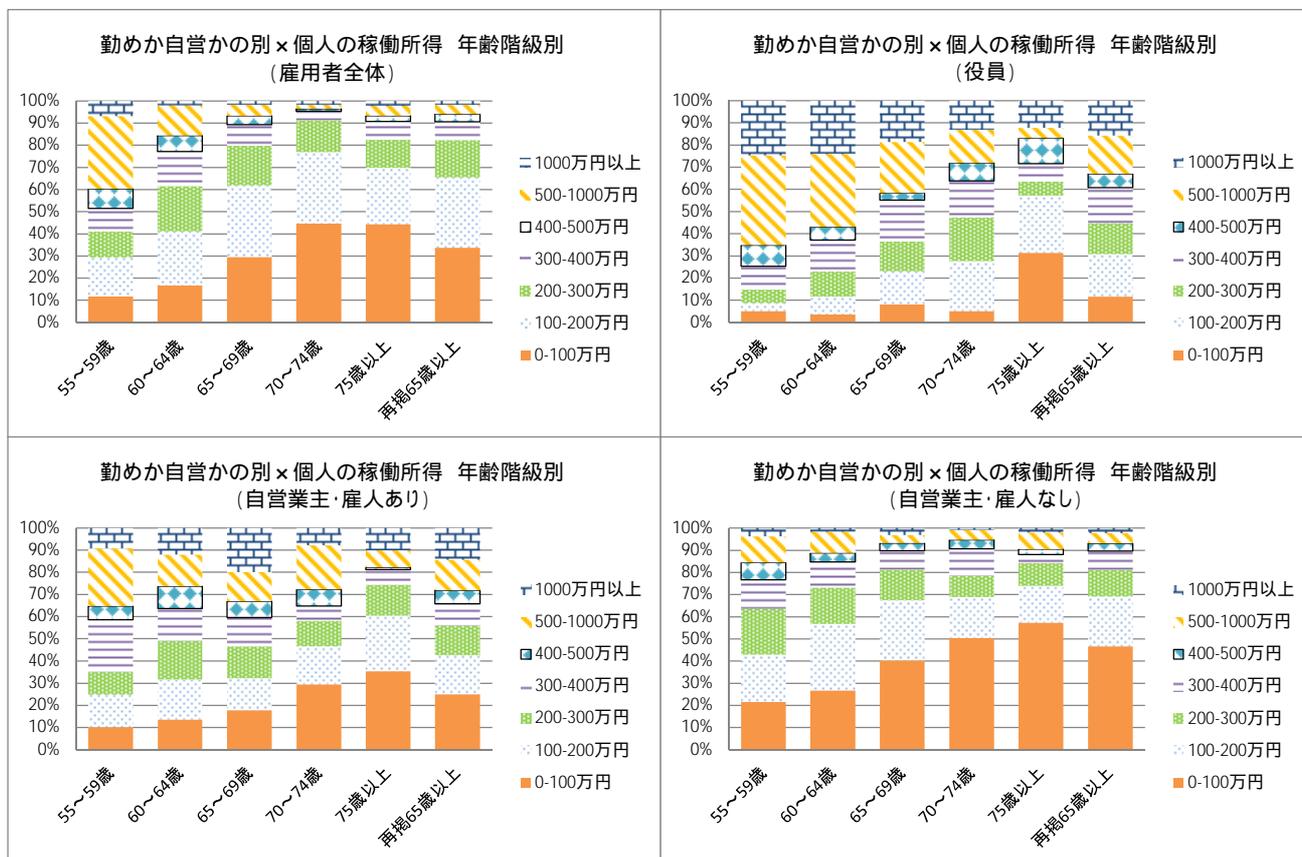
### (5) 就業形態ごとの個人の稼働所得

どの就業形態でも年齢階級が高まるにつれて、稼働所得がより低い傾向にあるが、雇用者や雇人なしの自営業主は役員や雇人ありの自営業主に比べて、同年齢階級で稼働所得が低い者の割合が高い。特に、65歳以上の雇用者では約7割が200万円未満の稼働所得となっている(図表12)。

自営業主については、雇人のある自営業主では65歳以上で、100万円未満の稼働所得の者の割合が約3割を占める一方で、500万円以上の稼働所得の者は約3割を占める。また、60代前半と後半で大きな稼働所得分布の変化は観察できない。雇人のいない自営業主では65歳以上で、100万円未満の割合が約半数を占め、稼働所得の少ない人の占める割合が高い(図表12)。

役員については、他の就業形態に比べて、稼働所得が高い傾向にある。役員の中で、100万円未満の稼働所得の者の割合が約1割を占める一方で、500万円以上の稼働所得の者は約3割を占める(図表12)。

(図表12) 就業形態別の個人の稼働所得 年齢階級別



### (6) 勤め先での呼称別の個人の稼働所得

正規の職員・従業員では、年齢が上がるにつれて稼働所得がより低い傾向にある。また、50代後半は500万円以上の稼働所得の者の割合が約半数を占めるが、60代前半は50代後半と比べて、500万円以上の稼働所得の者の割合が約30ポイント低い(図表13)。

パート、アルバイトでは、年齢が上がっても稼働所得分布には大きな変化が観察できない。稼働所得の低い者の割合が高く、また、65歳以上では約半数が100万円未満の稼働所得となっている(図表13)。

(図表13) 勤め先での呼称別の個人の稼働所得 年齢階級別



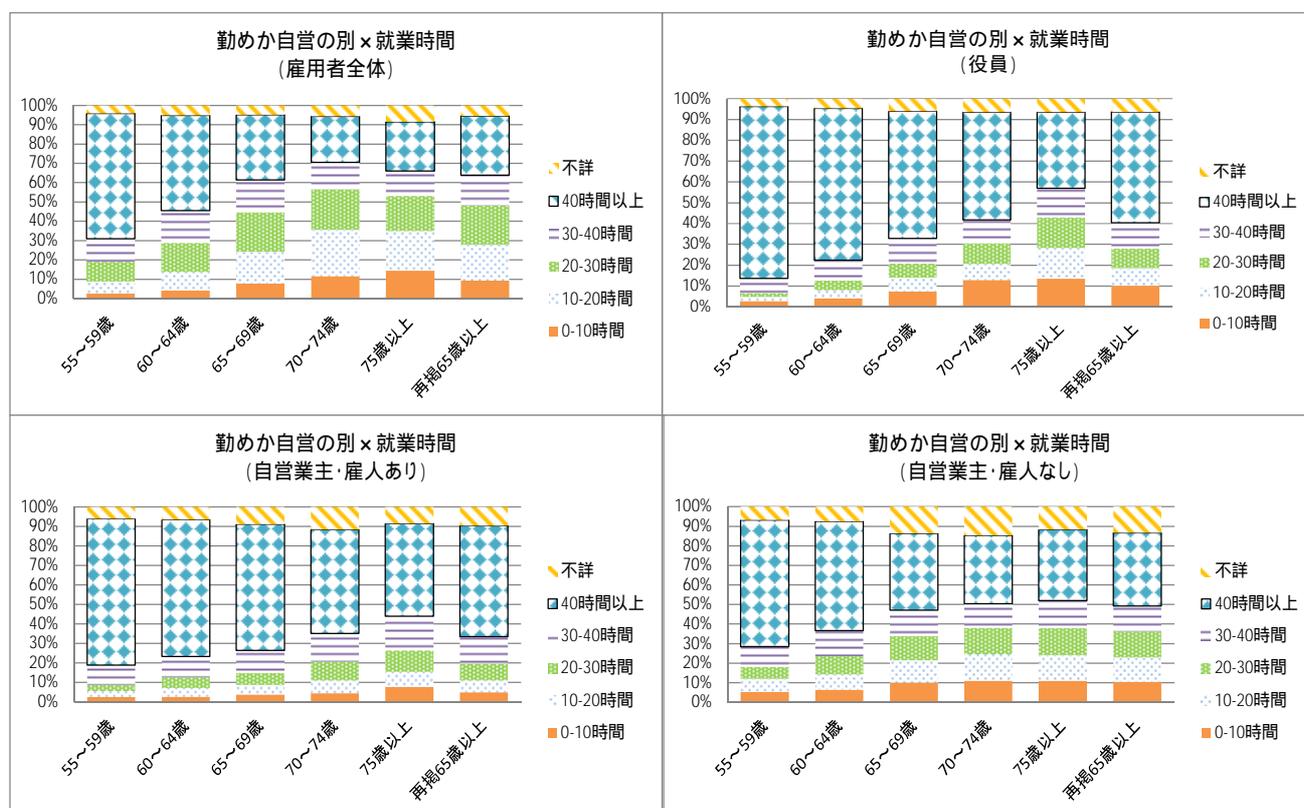
## (7) 就業形態ごとの週の就業時間

雇用者では、60代前半から70代前半にかけてより高い年齢階級で週の就業時間はより短い傾向にある(図表14)。

自営業主については、雇人ありの自営業主では65歳以上では、40時間以上働いている者が約6割を占める。60代前半と60代後半で就業時間の割合の分布にほとんど変化が観察できない。他方、雇人なしの自営業主では60代前半から60代後半にかけて週の労働時間が40時間以上の者の割合が減るが、60代後半からは就業時間の割合の分布にほとんど変化が観察できない(図表14)。

役員については、雇人ありの自営業主と同じく、40時間以上働いている者が多い傾向があり、65歳以上では40時間以上働いている者が約半数を占める(図表14)。

(図表14) 就業形態別の週の就業時間 年齢階級別

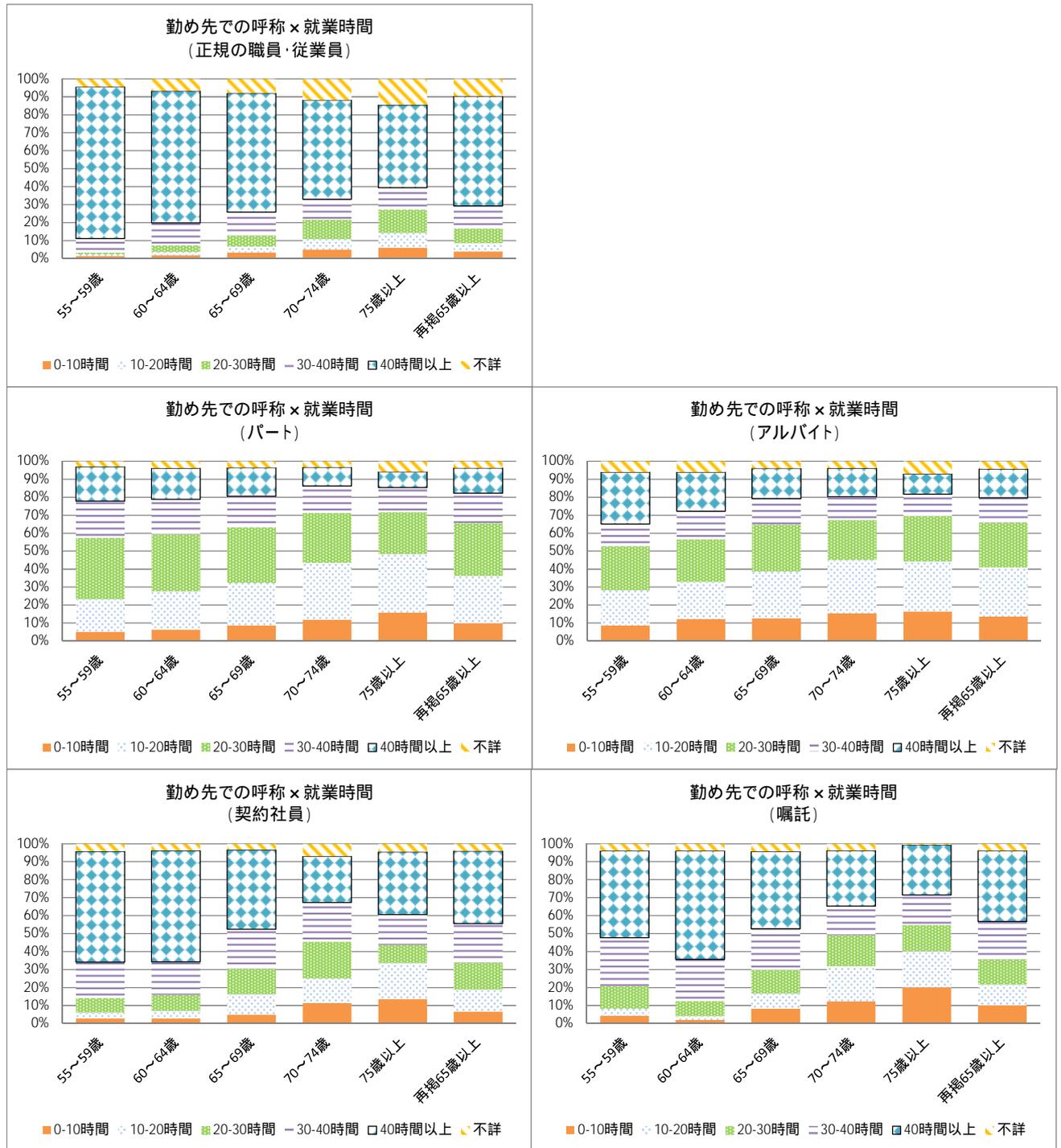


## (8) 勤め先の呼称別の週の就業時間

正規の職員・従業員では、65歳以上で見ると、週40時間以上の者の割合が約6割、厚生年金保険の適用の目安となる週30時間以上の者の割合が7割あり、また、より高い年齢階級で週の就業時間はより短い傾向がある(図表15)。

パート、アルバイトでは65歳以上で見ると、週30時間以上の者の割合は約3割に留まり、年齢が上がるにつれて週の就業時間はより短い傾向がある。他方、当面の厚生年金の短時間労働者に対する適用拡大の対象になりうると考えられる、週労働時間20時間以上の者は6割程度である(図表15)。

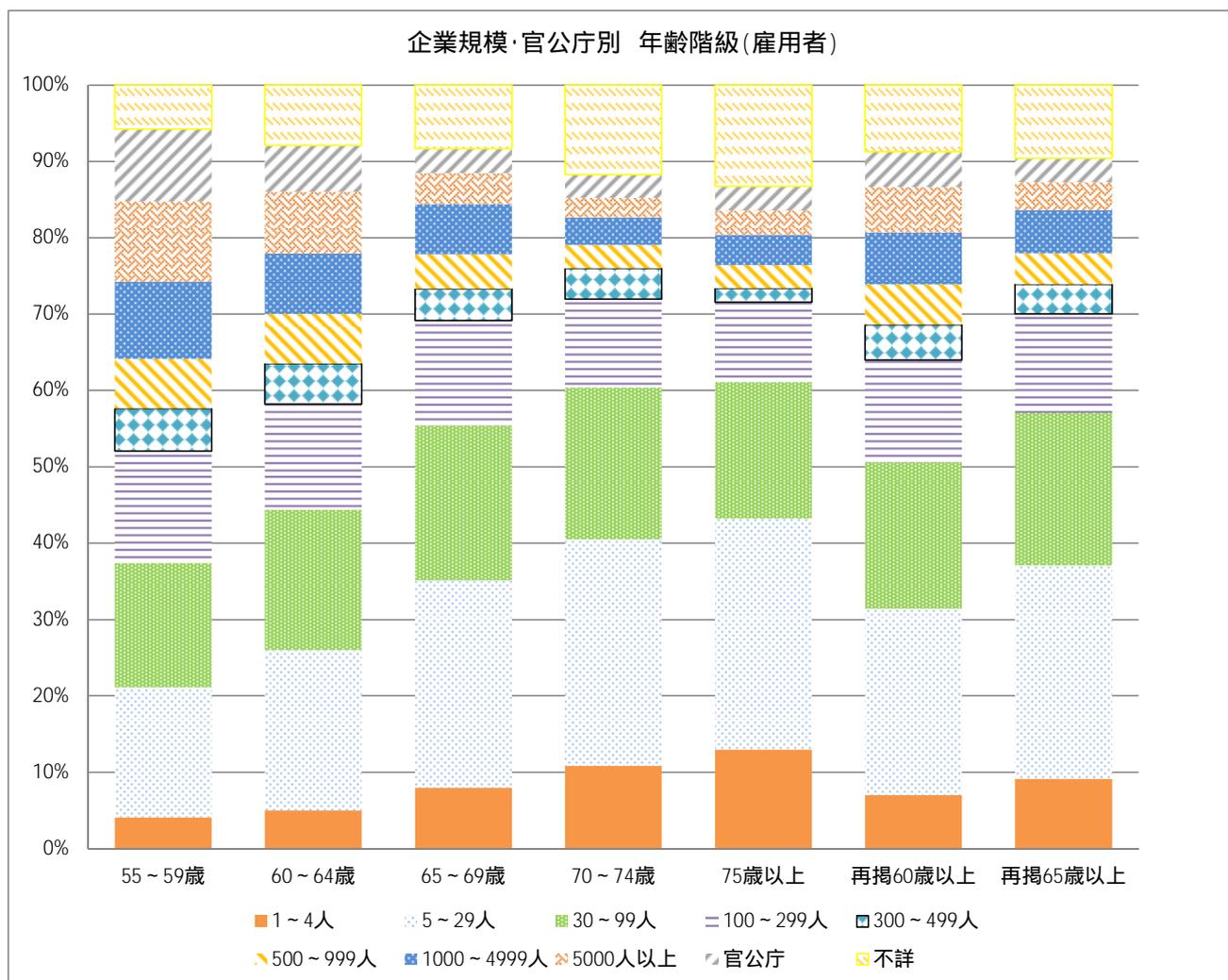
(図表15) 勤め先での呼称別の週の就業時間 年齢階級別



### (9)勤めている企業の規模

雇用者の勤めている企業の規模については、年齢階級が高いほど零細な企業に勤める者の割合がより高いという傾向が明確である。高齢者の勤めている企業規模として、各年齢階級において、5～29人の企業が最多となっており、その割合は年齢階級が高いほどより高い傾向がある。100人未満の企業については、50代後半では約4割だが、年齢階級が高いほど各年齢階級に占める割合がより高くなる傾向にあり、70代前半では約6割を占める(図表16)。

(図表16) 企業規模 年齢階級別



### (10) 雇用者の被用者保険への加入状況

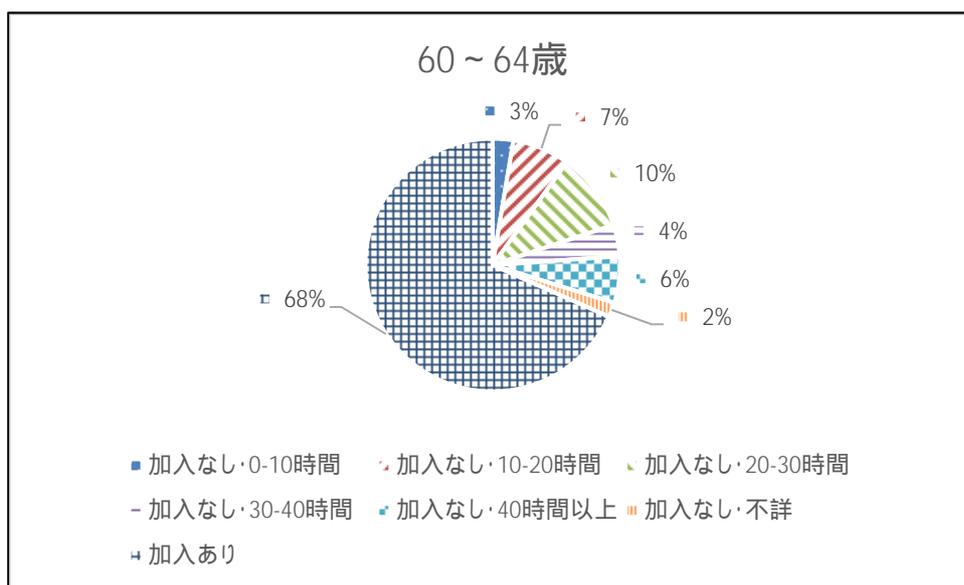
高齢者のうち、被用者保険の適用要件を満たすような働き方をしている者がどの程度いるかを確認しておく。現在、厚生年金の加入年齢の上限は原則として70歳である一方、医療保険の被用者保険（協会けんぽ、組合健保等）については75歳までは被保険者となることができるため、ここでは医療保険の加入状況を用いる。

60代前半、60代後半、70代前半の各年齢階級の雇用者について、医療保険の被用者保険の加入状況、及び、加入していない者の週の就業時間をみると、より高い年齢階級ほど、雇用者に占める被用者保険加入者の割合が小さくなるのが分かる（図表17）。

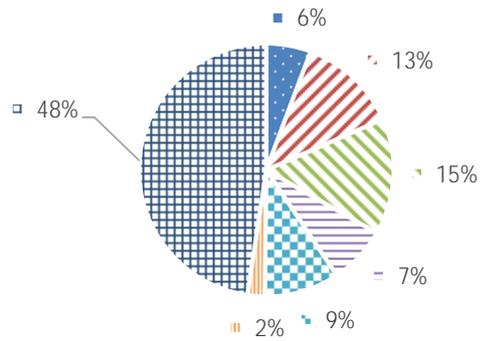
60代前半と60代後半では、被用者保険に加入していない週30時間以上働いている者の割合が、60代前半で約1割、60代後半で約2割となっており、より高い年齢階級でその割合がより大きい傾向にある。年齢階級が高いほどより企業規模が小さい企業に勤めている傾向にあることを考え合わせる（図表16）と、週30時間以上働いていて被用者保険に適用になっていない者は非適用事業所で働いている者が多いと推測できる。また、被用者保険に加入していない週20時間以上30時間未満働いている者の割合を見ると、60代前半で約1割、60代後半で約2割となっており、現在、週労働時間20時間以上の者に対して進められている被用者保険の適用拡大が、高齢である雇用者の社会保険の加入状況に大きな影響を与えることが想定される（図表17）。

70代前半の雇用者のうち被用者保険加入となっている者については、厚生年金の被保険者期間の上限を現在の70歳から75歳以上に引き上げる場合、厚生年金にも加入する可能性が高いが、こうした者は雇用者の約1/3である。他方、被用者保険に加入していない週30時間以上働いている者が約2割、週20時間以上30時間未満の者も約2割いる。このため適用事業所の範囲拡大と被用者保険の適用拡大に加えて、厚生年金保険の加入期間の延長を行う場合、高齢である雇用者への影響は大きいと考えられる（図表17）。

（図表17）雇用者の週の就業時間・医療保険（被用者保険）加入の有無（年齢階級別）

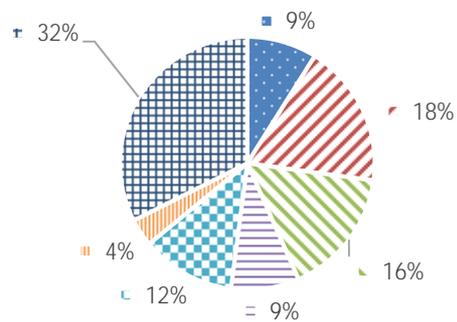


### 65～69歳



- 加入なし・0-10時間    ▨ 加入なし・10-20時間    ▩ 加入なし・20-30時間
- ▬ 加入なし・30-40時間    ▧ 加入なし・40時間以上    ▪ 加入なし・不詳
- 加入あり

### 70～74歳



- 加入なし・0-10時間    ▨ 加入なし・10-20時間    ▩ 加入なし・20-30時間
- ▬ 加入なし・30-40時間    ▧ 加入なし・40時間以上    ▪ 加入なし・不詳
- 加入あり

#### 4. 65歳以上の年金受給をしていない者の生活状況について

前章までの部分では、高齢者就業の実態について考察をしてきた。最後に、高齢期において年金受給をしていない者は後述のように割合としては少数だが、一定数存在しており、年金受給をしていない者がどのような者なのかについて触れる。

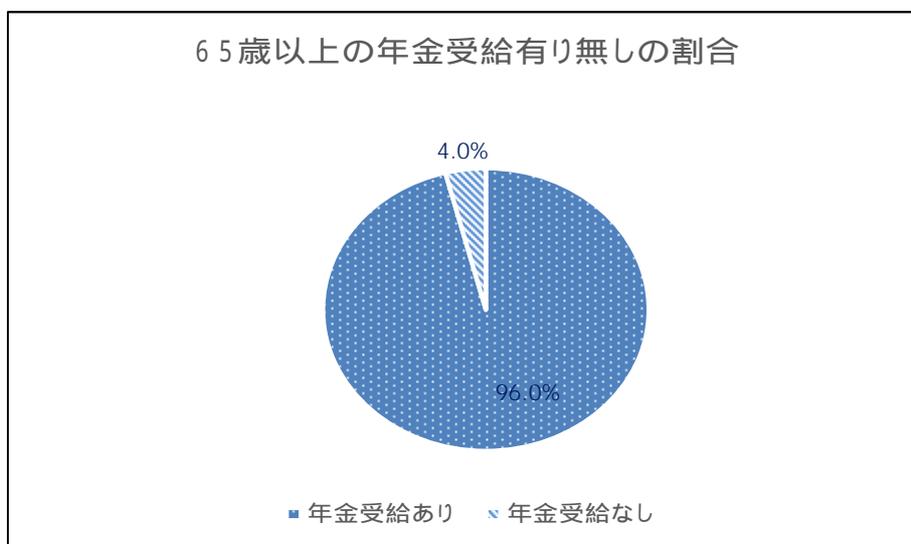
年金受給をしていない者については、

- ①年金受給資格期間を満たしていないために年金受給権がない者(無年金者)
- ②繰下げ受給を念頭に裁定請求をしていない者
- ③その他の理由で裁定請求をしていない者

など様々なものが混在している。そのため、単純に無年金者がどれだけいるのかについては不明であるが、年金受給をしていない者について就労や所得の状況等について分析をすることで、どのような性質の者がいるのかについて考察していく。

まず、平成 28 年時点における年金受給をしていない者が 65 歳以上に占める割合は4%程度であり、分析の対象者は少数である(図表 18)。

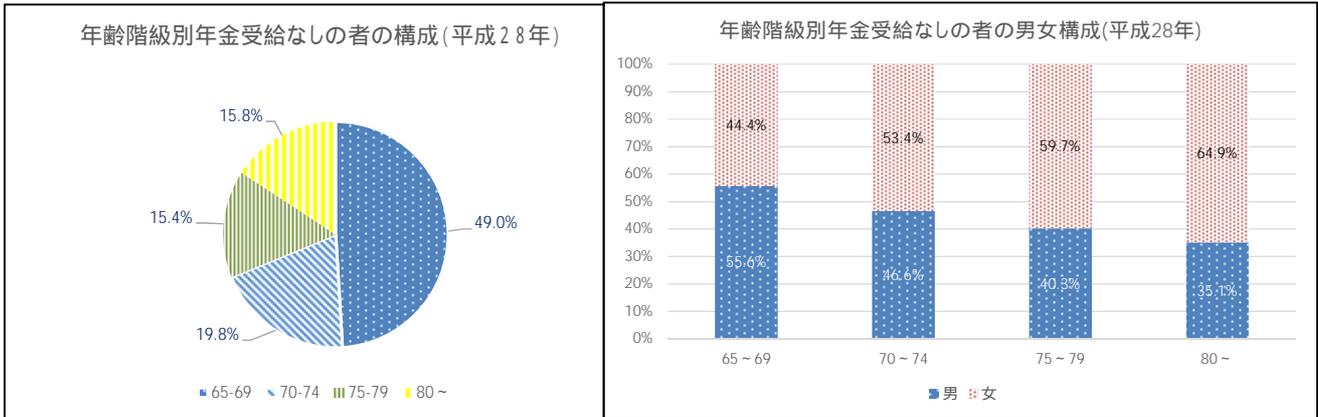
(図表 18) 65歳以上の年金受給有無の割合



(1)年金受給をしていない者の現状

年齢階級別に年金受給をしていない者を見ると、繰下げ受給の上限である70歳以上の高齢者が全体の半数以上を占めている。また、男女別でみると年齢階級が上がるにつれ、年金受給をしていない者のうち女性の占める割合が高くなっていく傾向がある(図表19)。

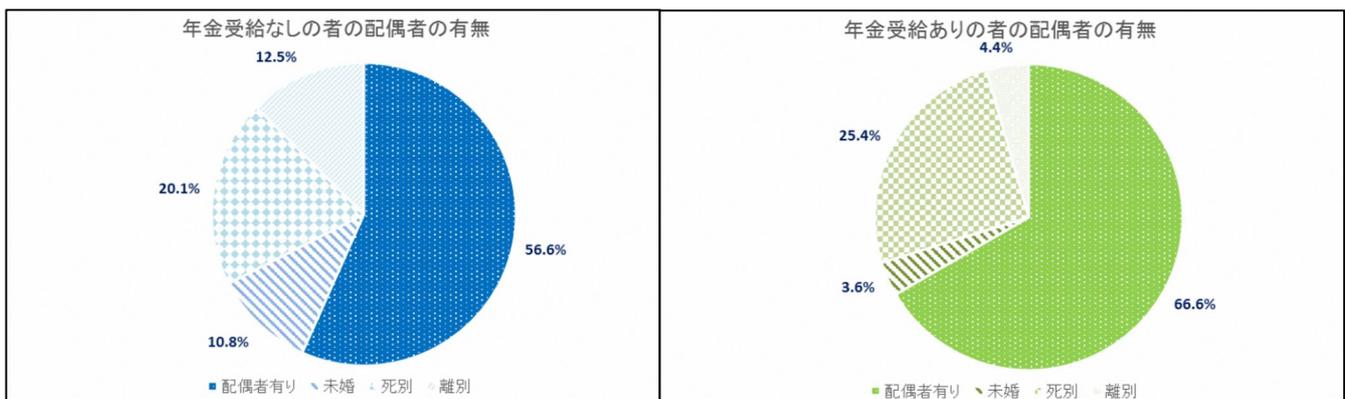
(図表19)年金受給をしていない者の構成と男女比



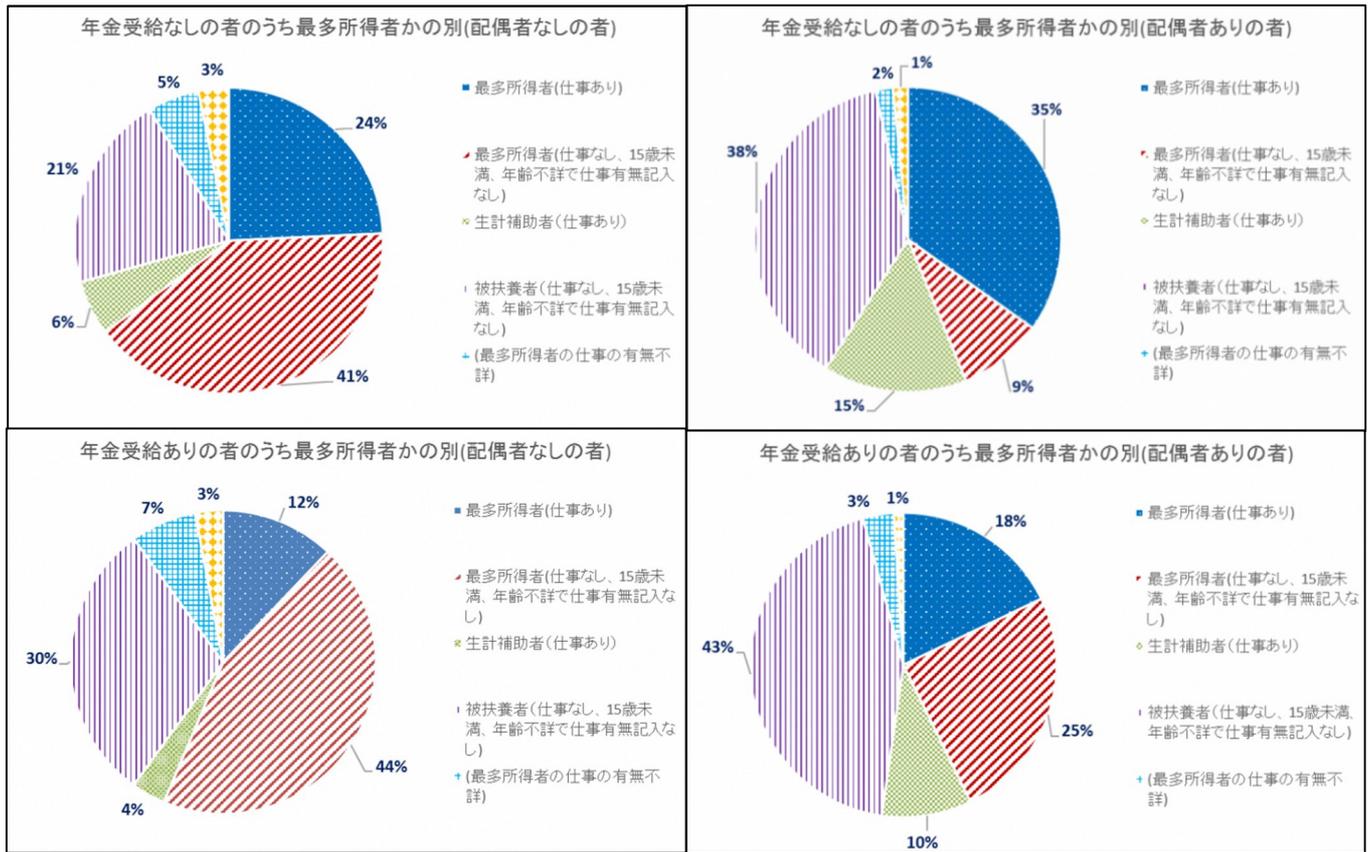
次に、年金受給をしていない者の未婚者及び離別者の割合は年金受給をしている者の未婚者及び離別者の割合よりも15%ポイント程度高い(図表20)。

年金受給の有無によって自身が最多所得者であるかがどう異なるかについて、年金受給をしていないの方が、自身が最多所得者である傾向が高い(図表21)。この傾向は、配偶者がいるか否かを問わず共通である(図表21)。

(図表20)年金受給をしていない者の配偶者の有無



( 図表 2 1 ) 年金受給の有無とその者のうち最多所得者か否か(配偶者の有無別)

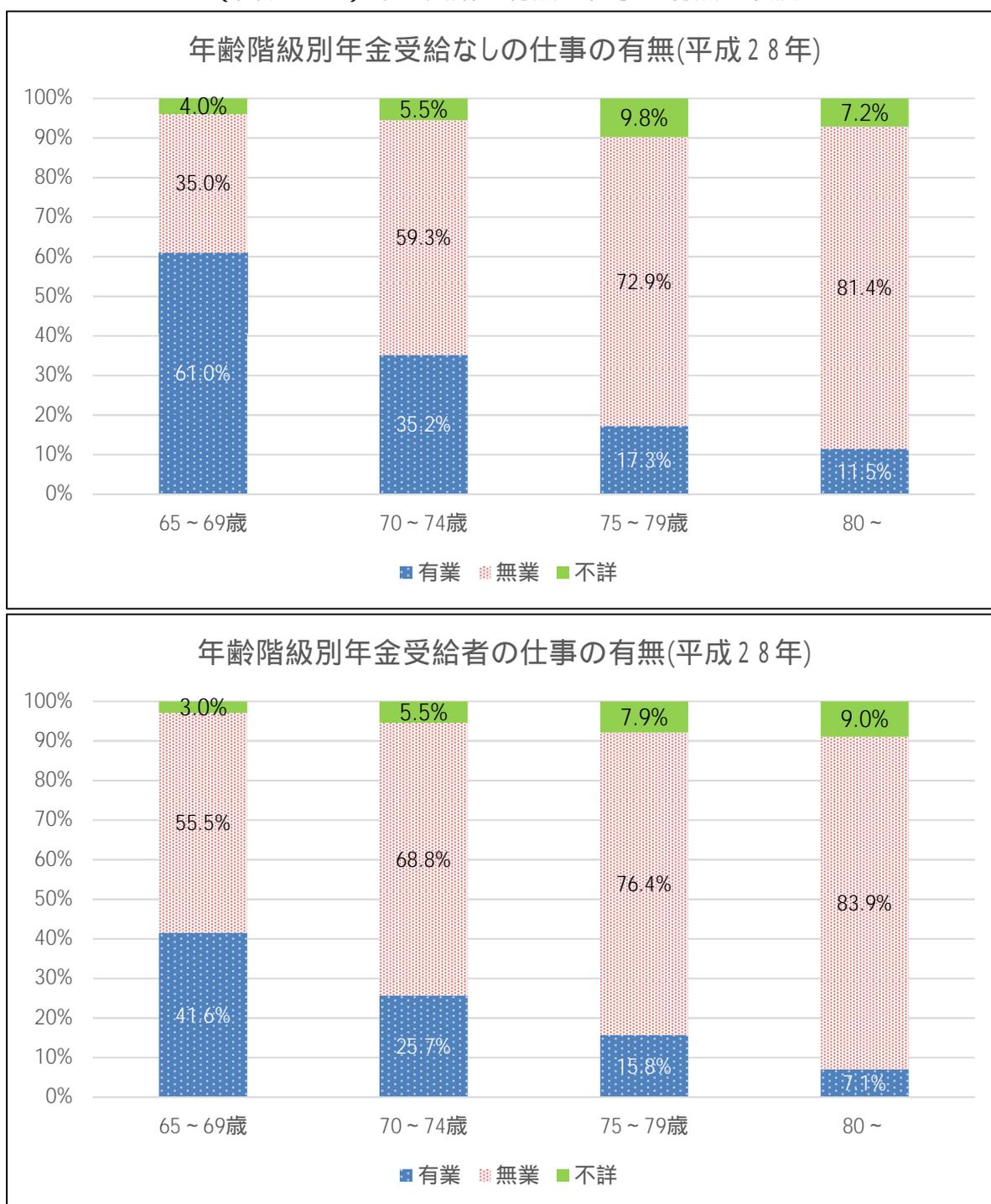


## (2) 年金受給の有無と就業

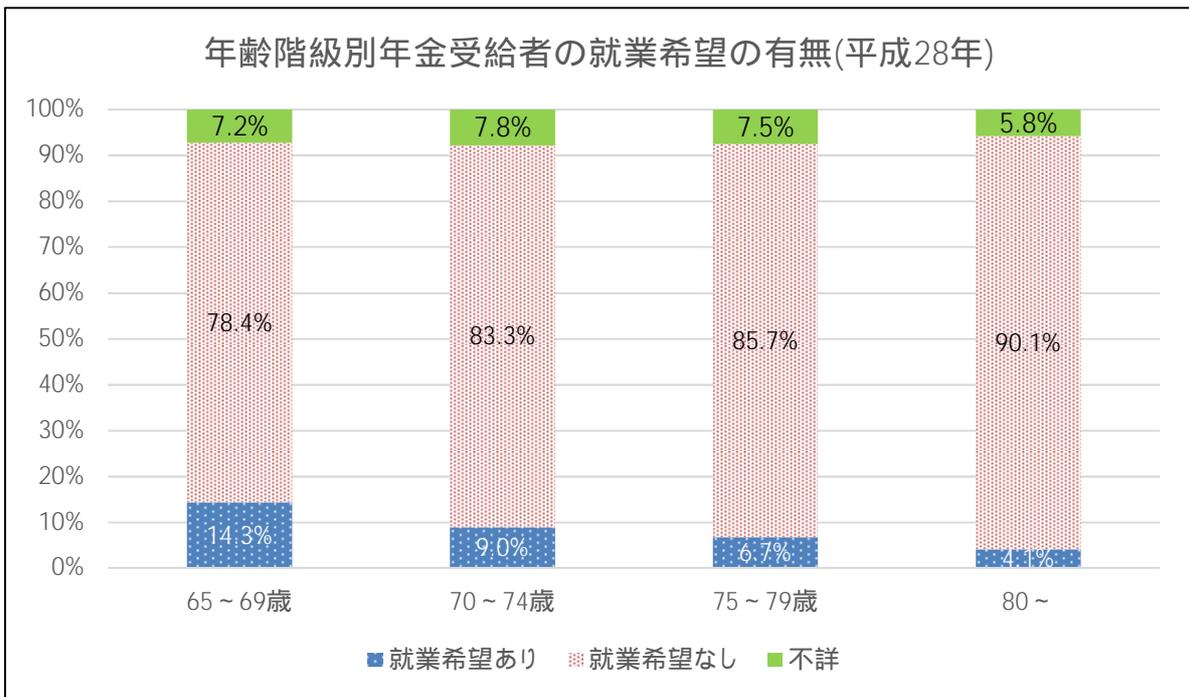
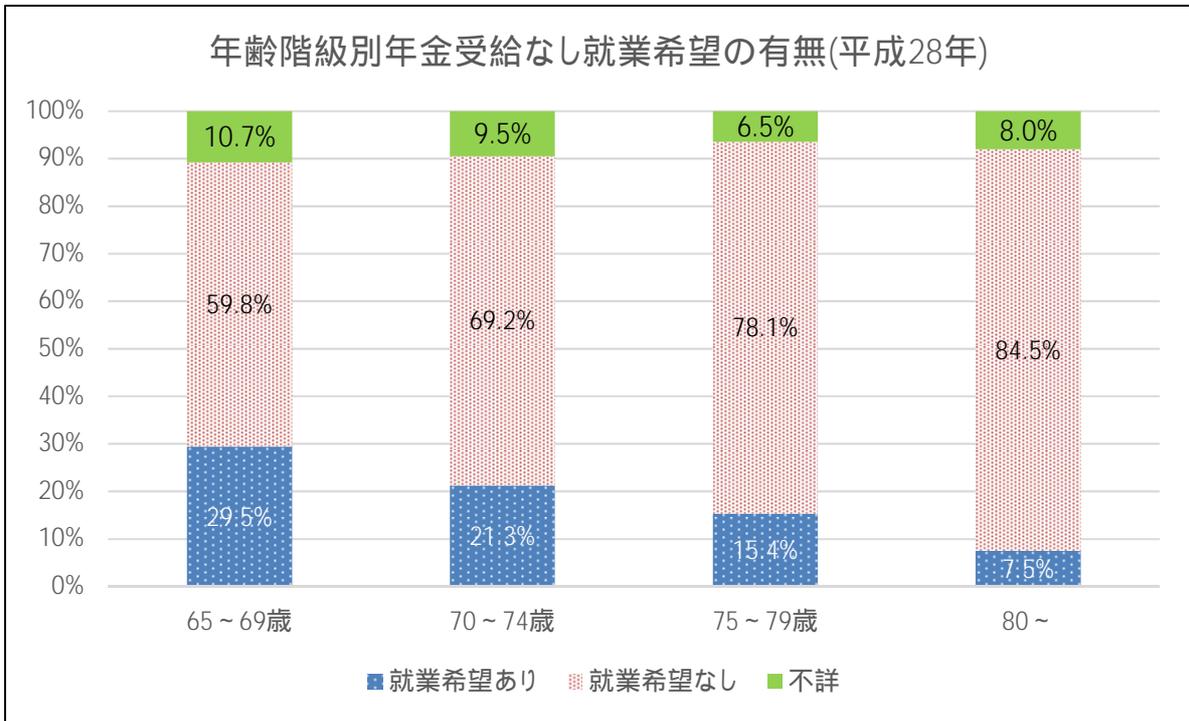
60代後半での有業率は年金受給をしていない者で6割を占めているものの、70代前半は4割程度と低くなり、それ以降は10%程度まで低くなる。また、年金受給をしていない者の有業率が年金受給をしている者の有業率を全年齢階級で上回っている(図表22)。

また、年金受給をしていない無業者は年金受給をしている無業者に比べて就業意欲が高い傾向にある(図表23)。

(図表22) 年金受給の有無と仕事の有無の状況

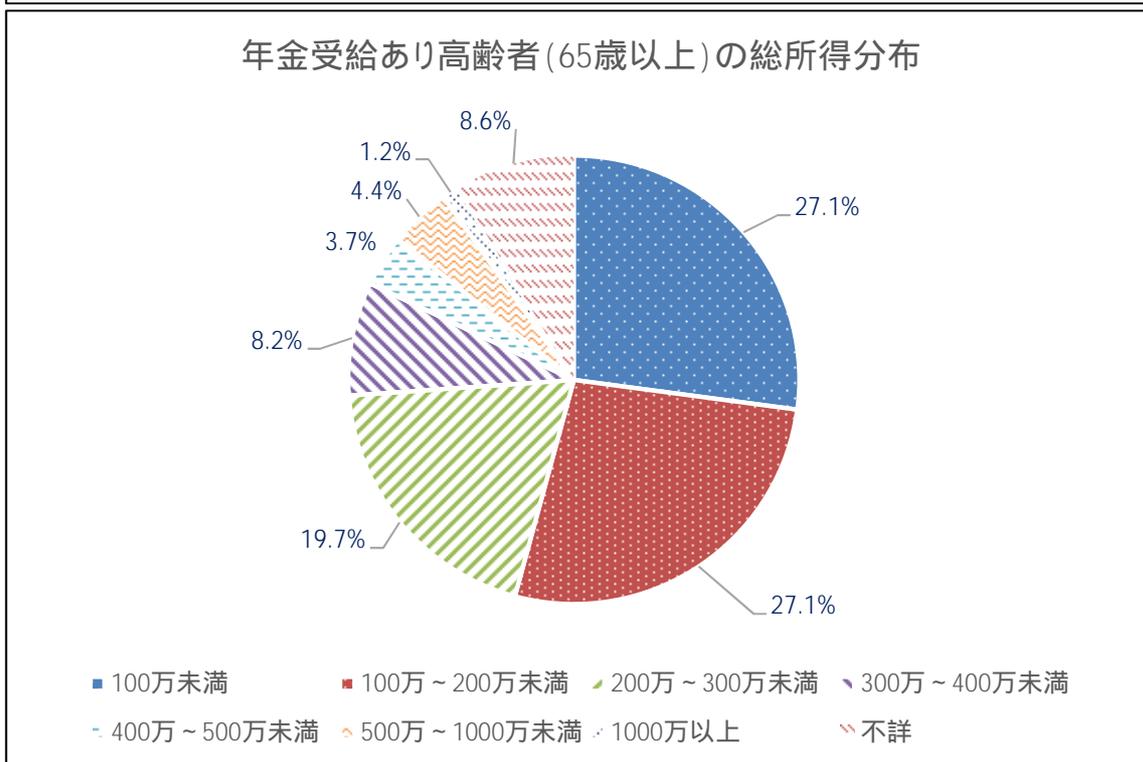
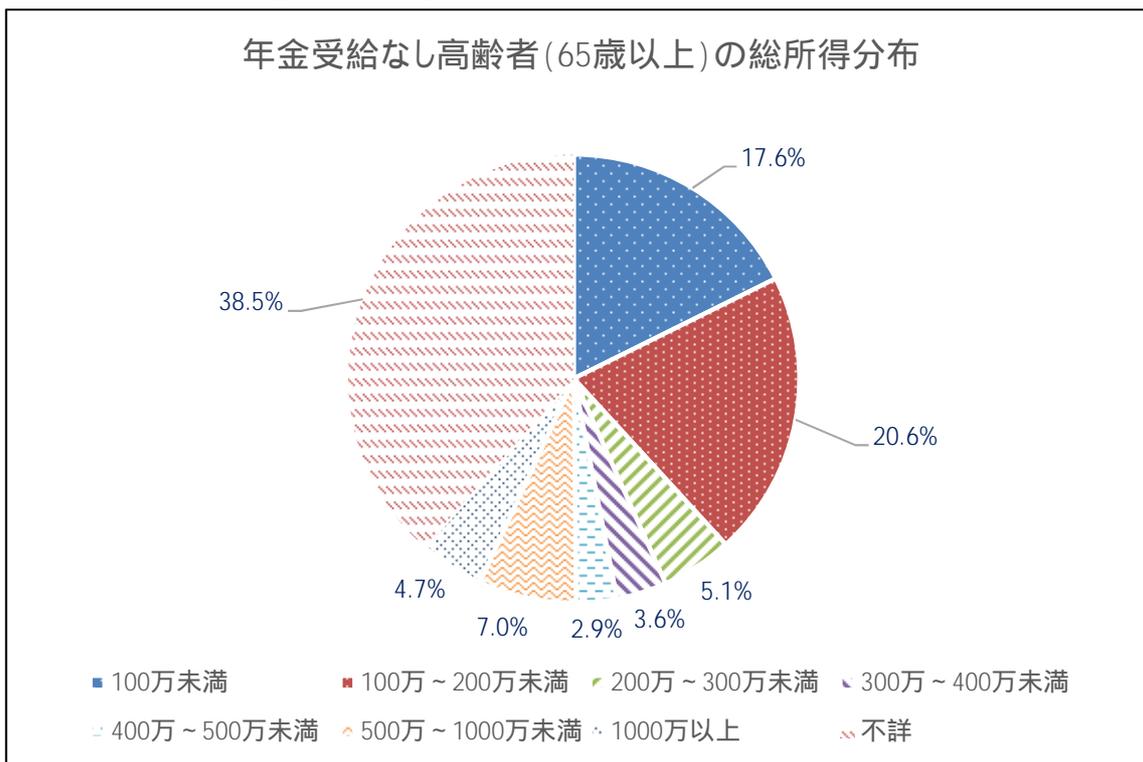


( 図表 2 3 ) 年金受給の有無と就業希望の状況



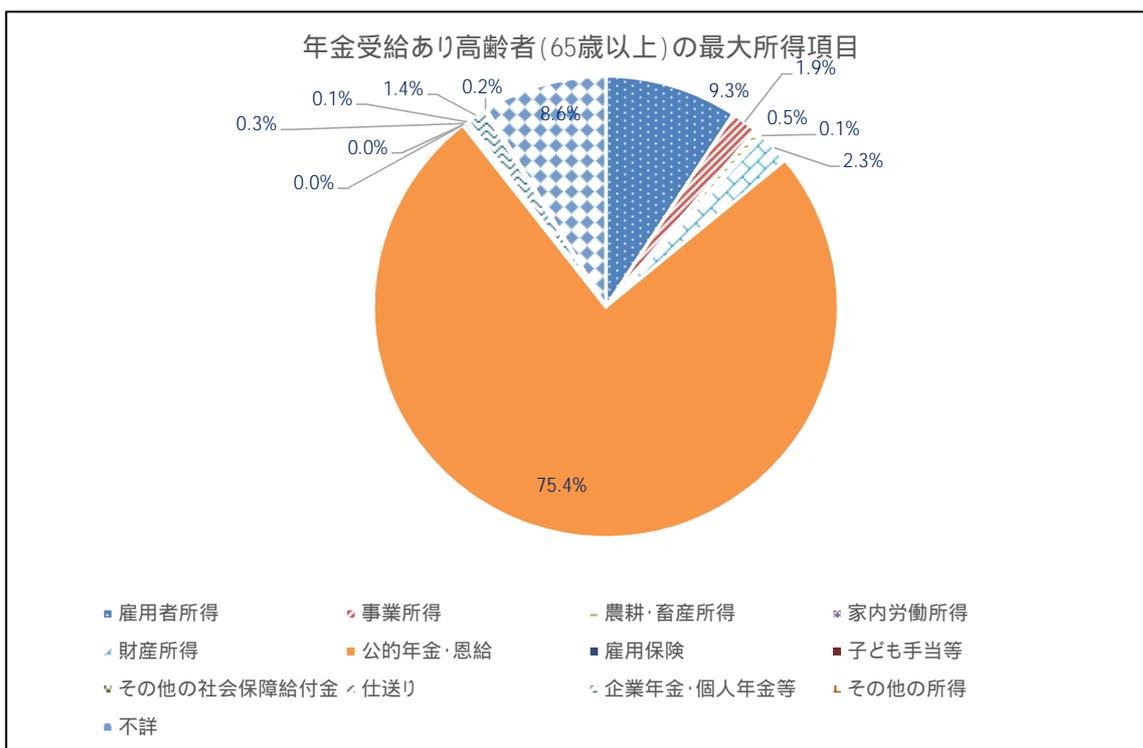
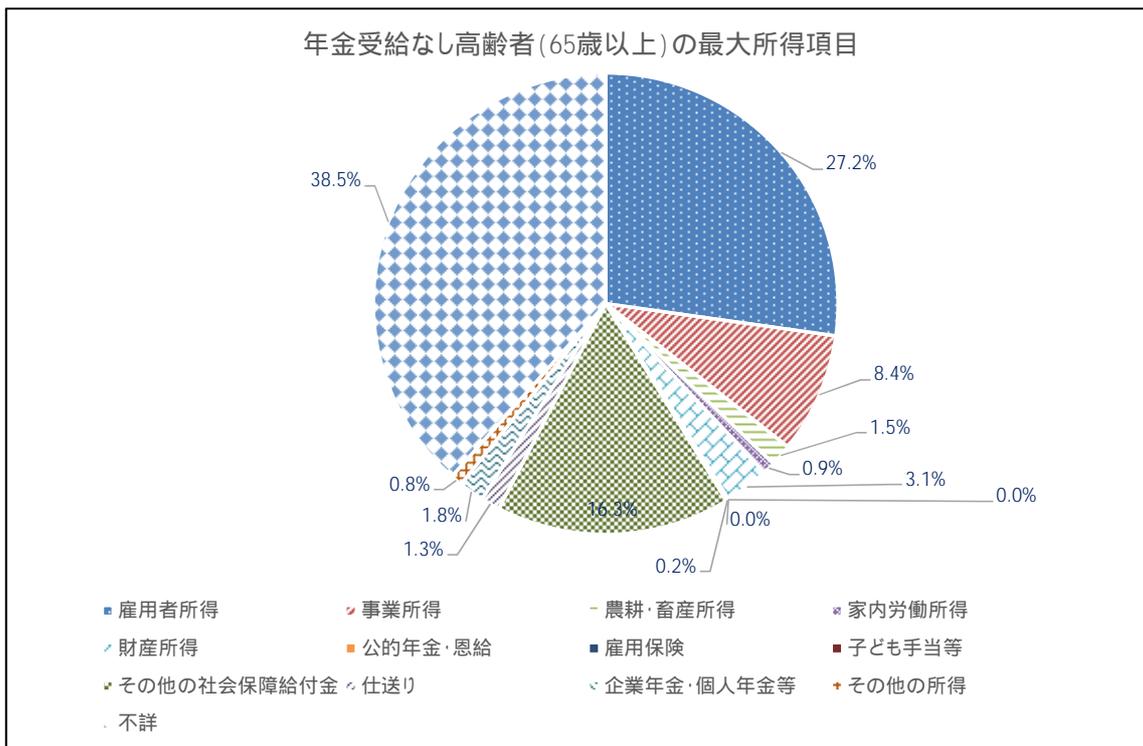
図表 24 は年金受給の有無と総所得の分布について見ているものである。年金受給をしている者は年間総所得300万円未満(月25万円未満)が8割を超えているが、年金受給をしていない者は7割程度となっている。また、年金受給をしていない者でも所得が1,000万円以上の者も一定数いることが分かる。

(図表 2 4 ) 年金受給の有無と総所得の分布



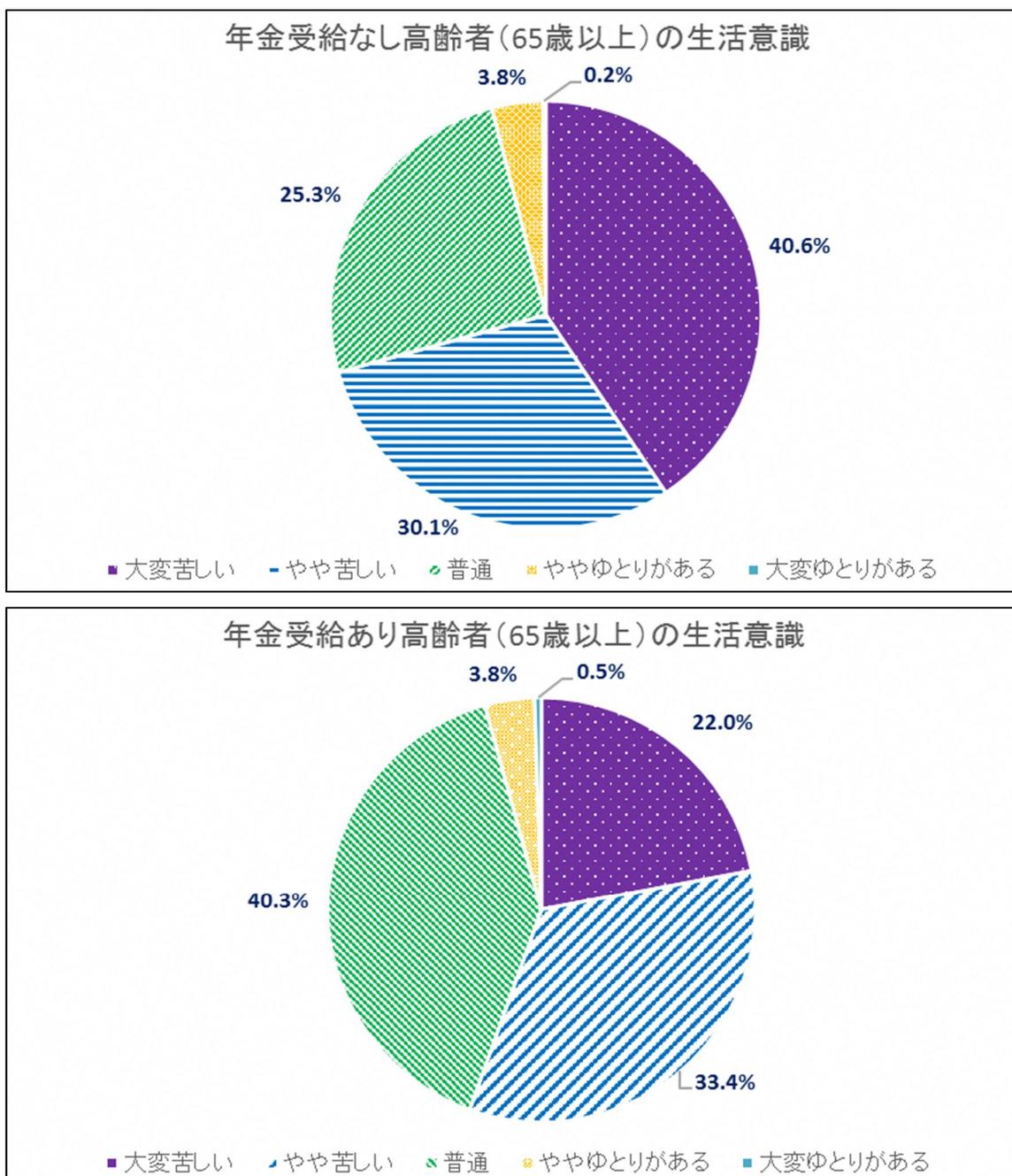
図表 25 は年金受給の有無と総所得を構成する項目のうち最大の項目が何であるのかについて見ているものである。年金受給をしていない者は年金受給をしている者に比べ、その他の社会保障給付費の割合が高く、生活保護受給者などが一定数いる可能性がある。

( 図表 2 5 ) 年金受給の有無と最大の所得項目



また、年金受給をしていない者の生活意識について見ると、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が年金受給をしている者の割合と比べて高いことがわかる(図表 26)。一方で、年金受給をしていない者については「大変苦しい」「やや苦しい」が7割を占めているが、「普通」であると感じる者が一定数いる。

(図表 2 6 ) 年金受給の有無と生活意識の変化



## 5. おわりに

本稿では、平成28年国民生活基礎調査を活用して、今後の高齢期における年金受給のあり方を議論する上で基礎的なデータを提供する観点から、就業をしている高齢者個人の就業状況などについて、基礎的なデータの整理を行った。今回の集計から得られる示唆については以下のとおりである。

まず、就業の有無と年金受給の有無を60代前半から5歳階級(75歳以上については75歳以上とした)で分析した。無職で年金を受給している者(就業なし・年金受給あり)は年齢が上がるほど高まる一方、働きながら年金を受給している者(就業あり・年金受給あり)の割合が60代後半で約4割に達し、70代前半でも約4人に1人が働きながら年金を受給している(図表5)。男女別では、60代後半以降は男性の方が、働きながら年金を受給している者の割合が約10~20%ポイント高い(図表6、図表7)。

特に60代前半から70代前半までの高齢期においては、働きながら年金を受給している者は高齢者のかなり大きな割合を占める。年金と就業の組合せの柔軟化を図ることで、働きたい者が働ける環境を整備する意義は大きいと考えられる。

また、仕事がある高齢者の就業形態についての集計結果からは、雇用者は年齢が上がるにつれて大幅に各年齢階級に占める割合が大きく減少するが、役員や自営業主は年齢が上がるにつれて大きく増加もしくは微増すること、雇用者の中でも正規の職員・従業員の割合は50代後半と60代前半を境に大きく減少し、代わりにパート、アルバイトが大きく増えることが分かった(図表8~図表11)。

仕事がある高齢者の稼働所得、週の就業時間についての集計結果からは、雇人ありの自営業主は65歳以上であっても、現役世代並みに稼働所得がある者や週の就業時間が40時間以上である者が一定数いる一方で、雇人なしの自営業主は65歳以上では100万円未満の稼働所得の者が約50%を占めること(図表12、図表14)、雇人ありの自営業主について60代前半と60代後半で稼働所得及び就業時間の分布が大きくは変わらないのに対して、正規の職員・従業員については60代前半と比べて60代後半の方が稼働所得が小さく、就業時間が短くなる傾向があること(図表12~図表15) 正規の職員・従業員では年齢が上がるにつれて、稼働所得が減るが、週の就業時間は厚生年金保険の適用の目安となる30時間以上を超える者が65歳以上で約7割に及ぶのに対して、パート、アルバイトでは年齢が上がっても稼働所得の分布に大きな変化はなく、また、週の就業時間も当面の被用者保険の短時間労働者に対する適用拡大の対象になり得ると考えられる、20時間以上の者は6割であること、が確認された(図表15)。

これらの結果から、高齢期の就業は現役世代と比べて、雇用者の割合が小さく、雇用者の中でもパート・アルバイトの割合が大きいこと、正規の職員・従業員であっても高齢期においては稼働所得、就業時間ともに年齢が上がるにつれて減少し、現役世代の就業と同視できないこと、雇人ありの自営業主や役員は各年齢階級における割合、稼働所得、週の就業時間ともに年齢による変化が小さいことが窺える。

加えて、高齢者の働く企業規模についての集計からは、高齢期の雇用においては零細企業の果たす役割が大きいことが確認された(図表16)。

医療保険の被用者保険に加入している者を特掲した、就業時間ごとの雇用者に占める割合の集計からは、医療保険の被用者保険に加入していない者の各年齢階級に占める割合が、年齢階級が高いほどより少ないことが分かった。また、週20時間もしくは30時間以上働いているが、医療保険の被用者保険に加入していない者の割合は年齢階級が上がるにつれてより高くなる傾向にあることも明らかになった(図表17)。

年金制度改革の論点として、適用事業所の範囲拡大、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、厚生年金保険の加入期間の延長が考えられている。適用事業所の範囲拡大と被用者保険の適用拡大を行って、単純に週 20 時間以上の雇用者に対して厚生年金保険を適用とする場合、60 代前半では同年齢階級での雇用者の約 2 割、60 代後半では同年齢階級での雇用者の約 3 割の者が厚生年金保険に追加的に適用となる可能性がある。また、そうした政策に加えて厚生年金保険の加入期間を 70 代前半にまで延長する場合、70 代前半の雇用者のうち、医療保険の被用者保険に加入している約 3 割と週 20 時間以上働いているが医療保険の被用者保険に加入していない約 4 割を合わせた、70 代前半の雇用者の約 7 割の者が厚生年金保険に新たに適用となる可能性がある(図表 17)。

60 代の週 20 時間以上 30 時間未満働いていて、被用者保険の医療保険に適用になっていない者の中には、現行の短時間労働者への適用拡大の要件を当てはめると、被用者保険に適用になる者が含まれることには注意が必要である。しかし、高齢の雇用者には稼働所得が低い者が多いこと、また、零細の企業で働く者が多いことを考えると、現行の適用拡大では適用になっていない高齢の雇用者が多くいるものと考えられる。そうした者の中には、適用拡大のうち時間要件は満たしているが賃金要件の月額 8.8 万円以上を満たしていない者、500 人以下の企業で働いている者、非適用事業所で働いている者など多様な者が含まれる。特に、1 つ目については、年額に換算すると約 106 万円相当で適用要件を満たすところ、高齢期の雇用の中で多くの割合を占めるパート、アルバイトでは年額 100 万円未満の稼働所得の者が半数を占め、そうしたものは上述の賃金要件を満たしていない者が多いと考えられる。今後、適用事業所の範囲拡大、被用者保険の適用拡大、厚生年金保険の加入期間の延長の検討を行うにあたっては、こうした高齢期の雇用状況を踏まえた検討が必要になっていくだろう。

また、年金受給をしていない者がどのような者であるかについて、就労や所得の状況等について分析をした。65 歳以上 70 歳未満では、年金受給をしていない者の有業率が過半数を超えているが、70 歳以降では 3 割程度に落ち込んでいる(図表 22)。これについては、70 歳未満の者は繰下げを念頭に裁定請求せずに働いている者が含まれていると考えられる。一方で、70 歳以降の者については、年金受給資格期間を満たしていないため受給権がない者が含まれていると考えられる。

次に、年金受給をしていない者の総所得は 200 万円未満が 6 割を占めている一方で 1,000 万円を超える所得がある者が約 1 割いることが分かった。具体的に最多所得項目の内訳をみると、雇用・事業所得が最多所得項目となっている者と生活保護などのその他の社会保障給付が最多所得項目となっている者とに二極化していることが分かった(図表 24、図表 25)。総所得が 100 万円未満である者の割合が年金受給をしていない者と年金受給をしている者で差異がないことからその他の社会保障給付が年金受給をしていない者への生活保障になっていると考えられる。

2017 年 8 月より受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたことで、新たに 64 万人が年金を受給することが可能となっている。今回の分析では受給資格期間短縮実施前の調査である平成 28 年の国民生活基礎調査を用いて分析をしており、現在は年金受給をしていない者は減少していると考えられるが、新たに受給資格を得た者の年金受給額は少額であると考えられる。公的年金制度は憲法 25 条により具体化された防貧制度であり、保険制度である。年金受給額が最低生活の保障をするものではないが、年金が高齢者の所得の多くを占めていることから年金水準がどのように推移していくのかについては人々の重大な関心事であるため、今後は年金水準についても議論の必要があると考える。

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

**繰下げ受給の利用可能性についての考察**

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

**1. はじめに**

公的年金の受給開始時期については、当然に受給権が発生するいわゆる支給開始年齢が 65 歳とされているが、受給開始時期を前倒して減額された年金を受け取る「繰上げ受給」、及び、後ろ倒して増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度により、実際には、個人が 60 歳から 70 歳の間で選択可能な制度となっている。

このうち繰下げ制度については、高齢期における就労の進展に伴って多様化する年金受給ニーズに対応する観点から、次期年金制度改革において、受給開始時期の上限年齢を 70 歳超に延長する等の制度の柔軟化が検討されている。一方、現行の 70 歳を上限とした繰下げ制度については、その利用率が概ね 1%程度にとどまっているとされ、こうした状況も踏まえ、制度の周知広報が課題となっている。

本稿の目的は、現実的に繰下げ制度を利用可能な者がどの程度いるかを明らかにすること、及び、繰下げ制度を現実的に利用可能な者の特徴を示すことである。

まず、繰下げ制度の利用可能性についてであるが、現行制度の利用率が非常に低い水準にとどまっていることもあり、仮に受給開始時期の上限年齢を引き上げたとしても、実際にどの程度利用ニーズがあるかについては懐疑的な見方もある。一方、65 歳以上の者の就業率の上昇を理由として、繰下げ受給の利用ニーズが高まっているとの指摘もありうるが、繰下げ受給を選択するためには、単に就労しているというだけでは十分ではなく、そこから生計を維持するための一定以上の収入が得られることが前提となるため、就業率のみで繰下げ受給ニーズを定量的に把握することはできない。これまで繰り下げ制度の利用可能性については研究が乏しいことから、本稿では、簡易な方法により、現実的に繰下げ受給を選択しうる者がどの程度いるかについて推計を試みる。

また、第 2 の目的である、繰下げ制度を現実的に利用可能な者の特徴を把握することは、繰下げ制度、及び、それに関する制度改正や周知広報の意義を考える上で重要なポイントである。

高齢期において就労する場合に得られる収入は現役期における就労収入と一定の相関関係がある可能性があり、その場合、高齢期において就労し、年金の受給開始時期を繰り下げることができる者については、年金額(特に報酬比例の厚生年金の額)が高く、また、貯蓄が多い者が多くを占めることも想定される。しかしながら、こうした安定した経済的基盤を有する者の年金受給における選択肢を広げることは、少なくとも社会保障政策の観点からみた意義は大きくないと考えられる。一方で、年金額や貯蓄額が低い者が、65 歳以

降も就労を継続し、その間、受給開始時期を遅らせることで、その後に就労が困難になり真に年金が必要になった場合の備えを強化することができると思えば、自助努力により高齢期における貧困(低年金、資産の枯渇)を回避する手段として、繰下げ制度の意義は小さくないと考えられる。

## 2. 分析方法

本稿では、現に年金を受給している者(年金受給者)の各種の収入額及び支出額を用いて、潜在的に繰下げ受給を選択可能な者(繰下可能者)がどの程度いるかを明らかにするとともに、そうした者の特徴を明らかにする。

公的年金をすでに受給している者であっても、公的年金以外の収入(非年金収入)で支出を賄うことができている者については、仮に年金受給を開始していなかったとしても、貯蓄を取り崩すことなく、現在の消費水準を維持することできるため、繰下げ受給を現実的に選択可能であると考えることができる。なお、貯蓄を取り崩しつつ、その間、公的年金の受給開始を遅らせることも可能性としては考えられるが、現実には、公的年金よりも先に貯蓄に消費に当てる行動をとる者は少ないとみられ、また、貯蓄には様々な動機があることを踏まえると、こうした行動は必ずしも非合理的ともいえないため、本稿では貯蓄取崩しによる繰下げ受給の選択は考慮しない。

繰下げ受給を現実的に選択可能なケースについての上記の考え方を前提として、本分析においては、年金受給者と(配偶者がいる場合は)その配偶者の「年金を受給しない場合の収入額」と「支出額」を比較した上で、以下の条件を満たした場合に、「繰下可能者」と判定することとする。

### 年金を受給しない場合の収入額 支出額

## 3. データの確認

分析に必要な年金受給者の収入額及び支出額のデータについては、平成29年老齢年金受給者実態調査(調査時点2017年12月1日、有効回答数36,323件、有効回答率66.0%)の調査票情報を用いる。

本調査は、2017年12月1日時点において日本年金機構が支給する老齢年金を受給している者を対象としており、調査対象者の基本属性は以下の通りである。なお、本分析の対象からは、繰上げ受給者、及び、世帯員が生活保護を受給している者を除いている。

(回答件数ベース)

	男					女				
	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳
60～64歳	784	144	22	78	17	1629	109	41	226	23
65～69歳	2958	339	135	261	39	3032	174	558	423	41
70～74歳	2615	143	179	182	38	2341	169	792	269	42
75～79歳	2312	60	244	117	19	1844	123	1026	170	68
80歳以上	2460	33	627	57	59	1389	157	3101	195	145

(母集団の属性構成に合わせた補正後)

	男					女				
	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳
60～64歳	842	142	22	74	15	1741	113	31	207	19
65～69歳	3033	319	134	218	29	3058	164	534	381	36
70～74歳	2547	123	165	150	30	2313	163	766	226	40
75～79歳	2172	54	227	96	16	1849	122	1018	162	67
80歳以上	2505	32	659	54	60	1581	179	3577	214	164

本調査は、以下の収入区分により、調査対象者と(配偶者がいる場合は)その配偶者それぞれの調査時点から過去1年間の収入を調査項目としており、分析には基本的に夫婦の合計収入額を用いる。

働いて得た収入(本稿において「就労収入」とする。)

日本年金機構から支給される年金(本稿において と合わせて「年金収入」とする。)

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団から支給される年金、恩給

企業年金・個人年金から支給される年金(本稿において と合わせて「その他収入」とする。)

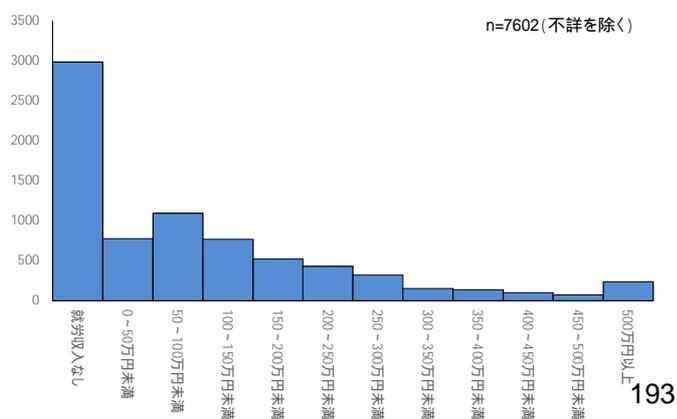
その他(家賃収入、仕送り等)

また、支出については、調査対象者とその配偶者の平均的な一ヶ月あたり支出総額(臨時的な高額支出を除く)を調査項目としており、分析においては、回答値に12を乗ずることで年換算した値を用いる。

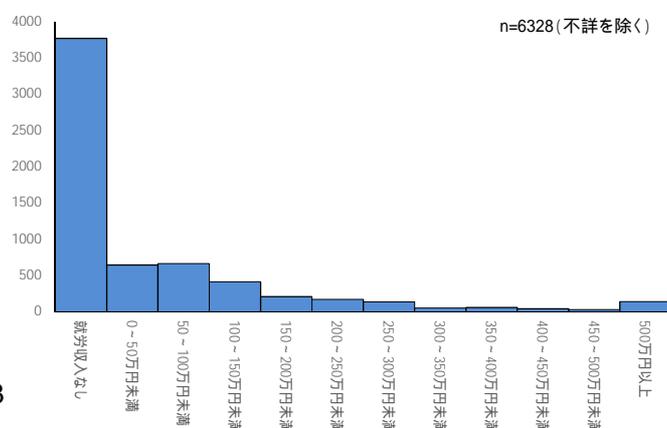
就労収入、年金収入、その他収入、支出総額の分布は図表1の通りである(いずれも配偶者の有無を調整するために、配偶者ありの場合については2の平方根で除することで等価化している)。

(図表1) 各種収入及び支出総額の分布

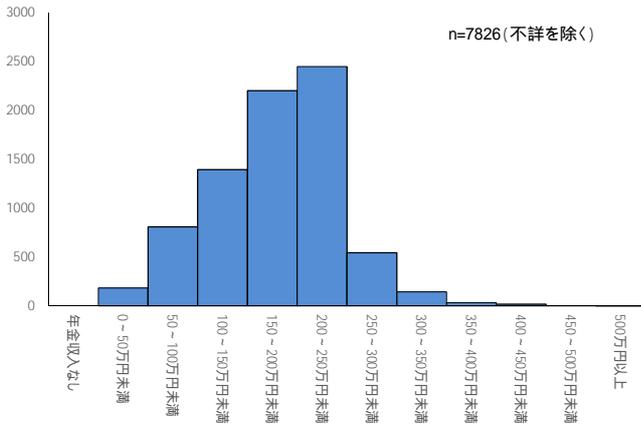
就労収入(65～69歳)



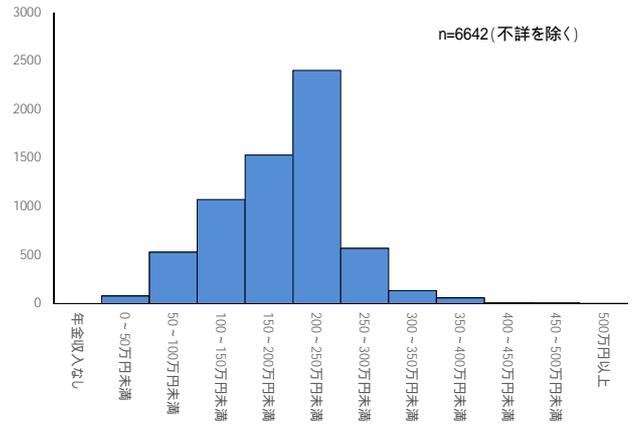
就労収入(70～74歳)



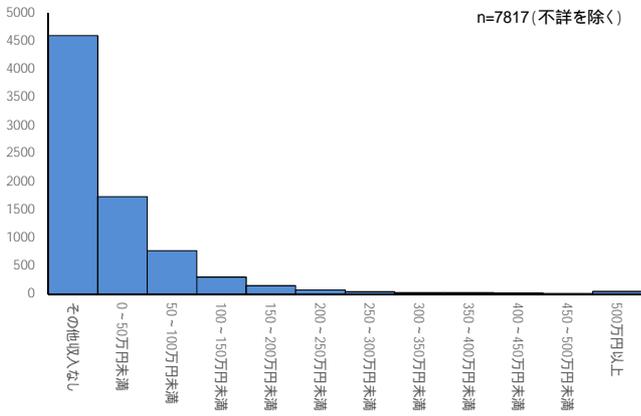
年金収入（65～69歳）



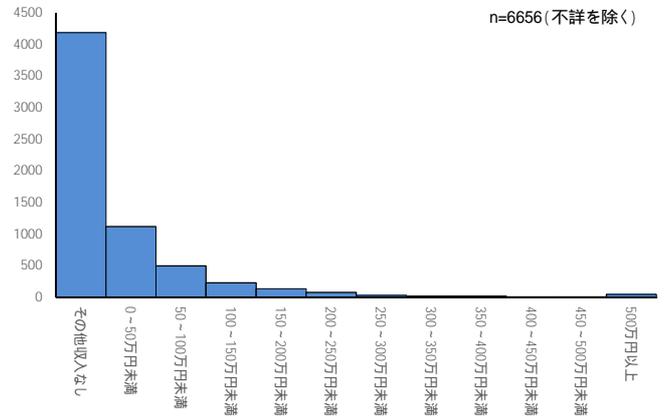
年金収入（70～74歳）



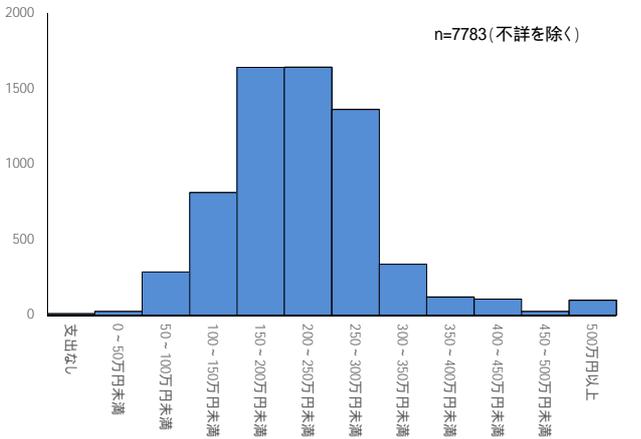
その他収入（65～69歳）



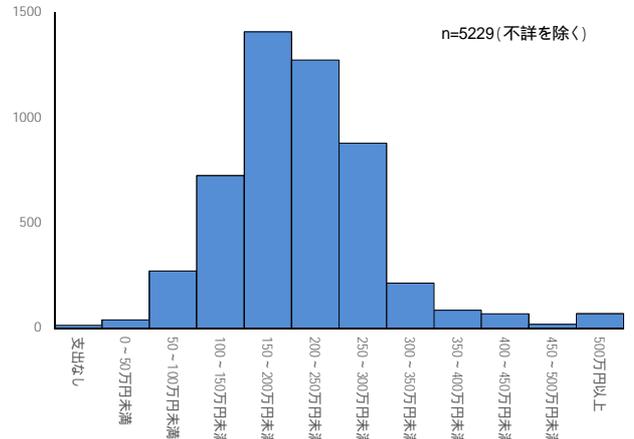
その他収入（70～74歳）



総支出（65～69歳）



総支出（70～74歳）



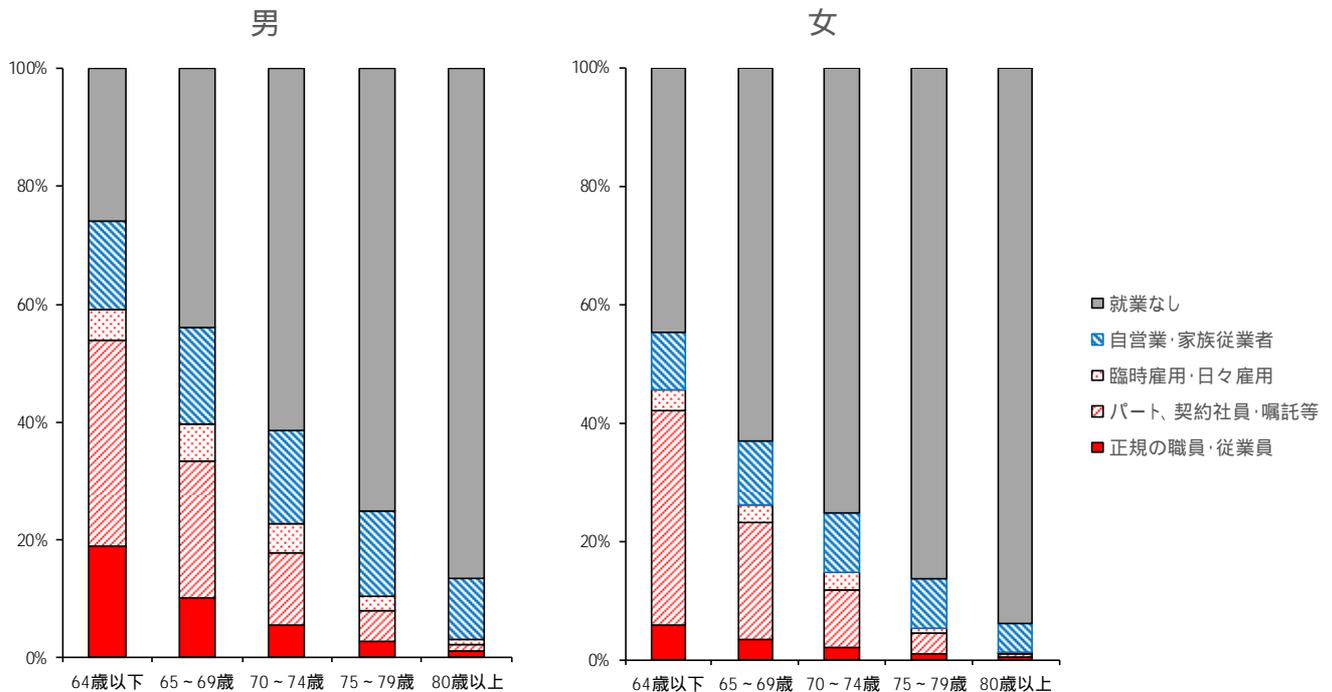
#### 4. 年金受給者の就労状況

続いて、分析の前提として、繰下げ受給の可否に大きな影響を与えと考えられる年金受給者の就労状況について、老齢年金受給調査の結果を確認しておく<sup>1</sup>。

まず、老齢年金受給者実態調査の対象者本人について、年齢階級別の就労の有無及び就労形態をみると(図表2)、より高い年齢階級になるほど、雇用者として就労する者の割合が低下する一方、不就労の者の割合が増加する。また、自営業者及び家族従業者として就労する者の割合については、各年齢階級において大きな違いがない。

本稿において主に分析の対象とする60歳台後半(現行制度において受給開始を選択可能な期間)においては、男性で過半数、女性で約4割が何らかの形で就労している。また、70歳台前半(今後の制度改正によって、受給開始時期として選択可能となると想定される期間)については、その割合はそれぞれ約4割、約1/4となっている。

(図表2) 年齢階級別の年金受給者の就業状況



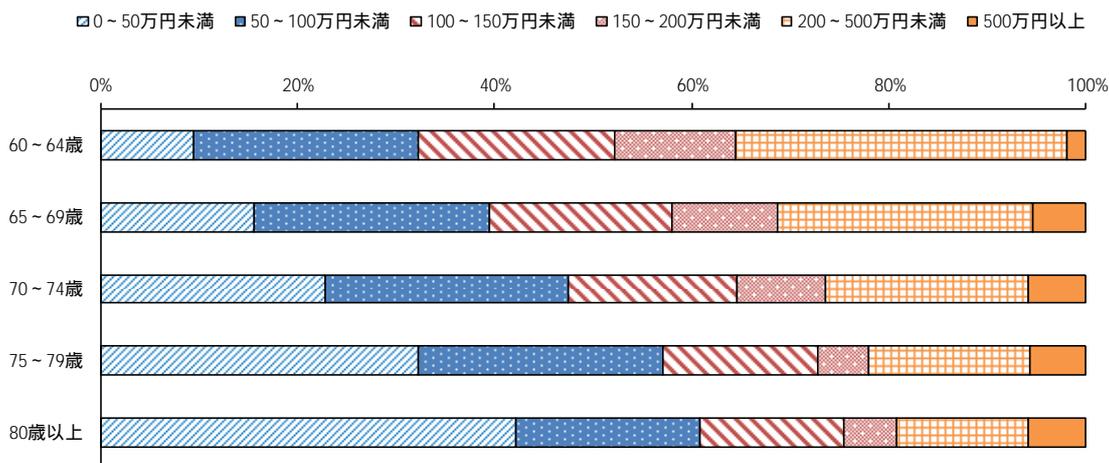
また、何らかの就労を行っている者を対象に、年齢階級別に、過去1年間の就労収入の分布を見ると(図表3)、より高い年齢階級になるほど、低い就労収入の者の割合が高まる傾向が確認できるが、これは加齢に伴う、就労時間の短縮や、より賃金単価の低い就労への変更の結果であると考えられる。就労収入が100万円未満の割合についてみると、60歳台前半において約3割、60歳台後半で39%、70歳代前半で約5割となっている。

これに関連して、就労形態別に就労収入の分布をみると(図表4)、正規雇用では約7割が200万円以上の就労収入を得ているのに対して、パート等及び臨時雇用については、就労収入100万円未満の割合がそれぞれ約4割及び約7割に達している。また、自営業者については、就労収入のばらつきが大きい。

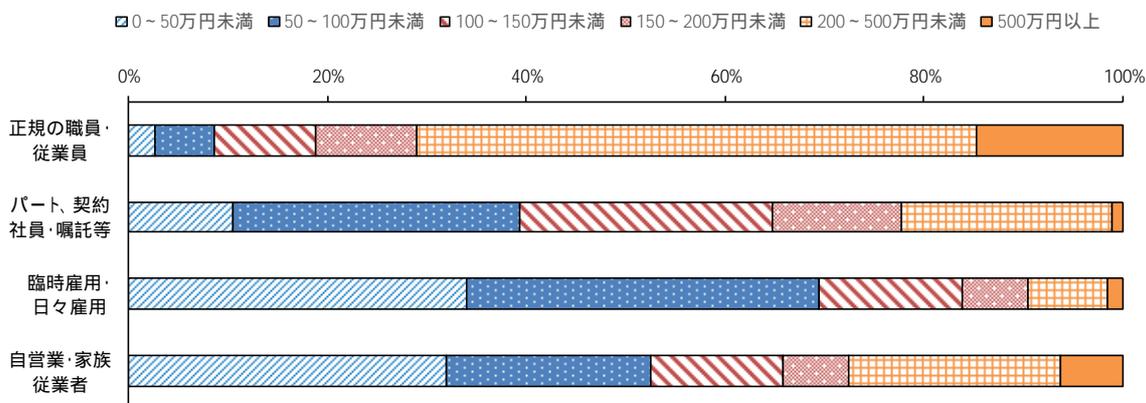
<sup>1</sup> 本章における集計結果は、繰上げ受給者、及び、世帯員が生活保護を受給している者を含んだものである。

一方、就労を行っていない者について不就労となっている理由をみると(図表5)、年齢階級が上がるにつれて「働くことができないため(病気・高齢等のため)」とする回答の比率が上がる傾向にある。

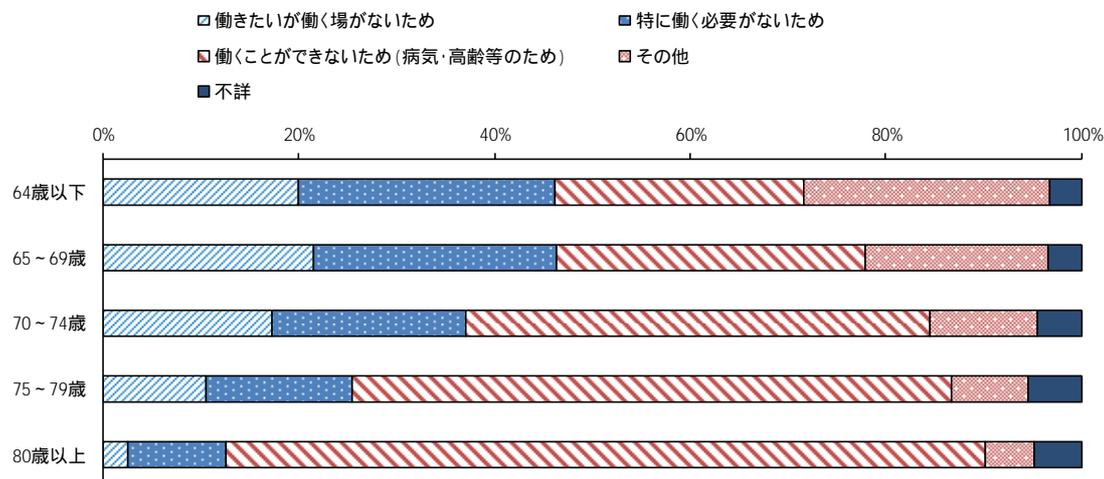
(図表3) 年齢階級別の年金受給者(就業あり)の就労収入の分布



(図表4) 就労形態別の年金受給者の就労収入の分布



(図表5) 年齢階級別の不就労の理由



## 5. 分析結果

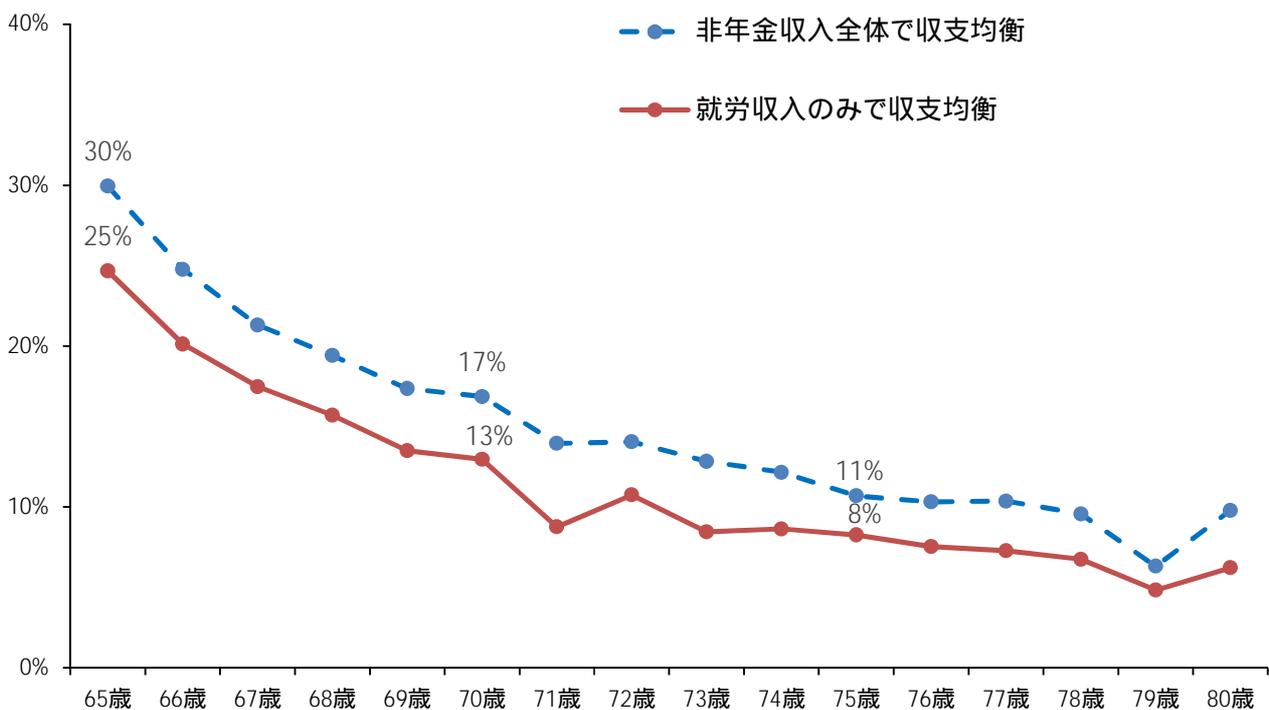
### (1) 年齢別の繰下げ可能者の割合

まず、本人の年齢別に、繰下げ可能者の割合をみると(図表6)、公的年金の支給開始年齢である65歳時点では、就労収入のみで支出を賄うことができる者が25%、その他収入を含めた非年金収入全体で支出を賄うことができる者は30%となった(いずれも、繰上げ受給者と世帯員が生活保護を受給している者を除いた年金受給者に占める割合、以下同じ)。

現行の公的年金の受給開始可能期間の下で、受給開始時期の選択を完了していると考えられる70歳の老齢年金受給権者について、繰下げ受給者の割合を確認すると、老齢厚生年金については1.3%、老齢基礎年金については1.2%に過ぎないが<sup>2</sup>、今回の推計上は、受給権者の4分の1程度については、65歳時点では、非年金収入のみで、年金受給をしつつ享受している支出を賄うことができ、現実的に繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

この繰下げ可能割合は、現行の受給開始可能期間の上限である70歳にかけて大きく低下し、70歳時点で、就労収入のみで支出を賄うことができる者は13%、その他収入を含めた非年金収入全体で支出を賄うことができる者は17%となった。それ以上の年齢についても、高齢になるほど繰下げ可能者の割合は低下する傾向にあるが、70歳代を通して概ね1割程度が繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

(図表6) 年齢別の繰下げ可能割合(年金受給なしに支出を賄うことができる者)



<sup>2</sup> 「平成29年度厚生年金保険・国民年金事業年報」(厚生労働省年金局)

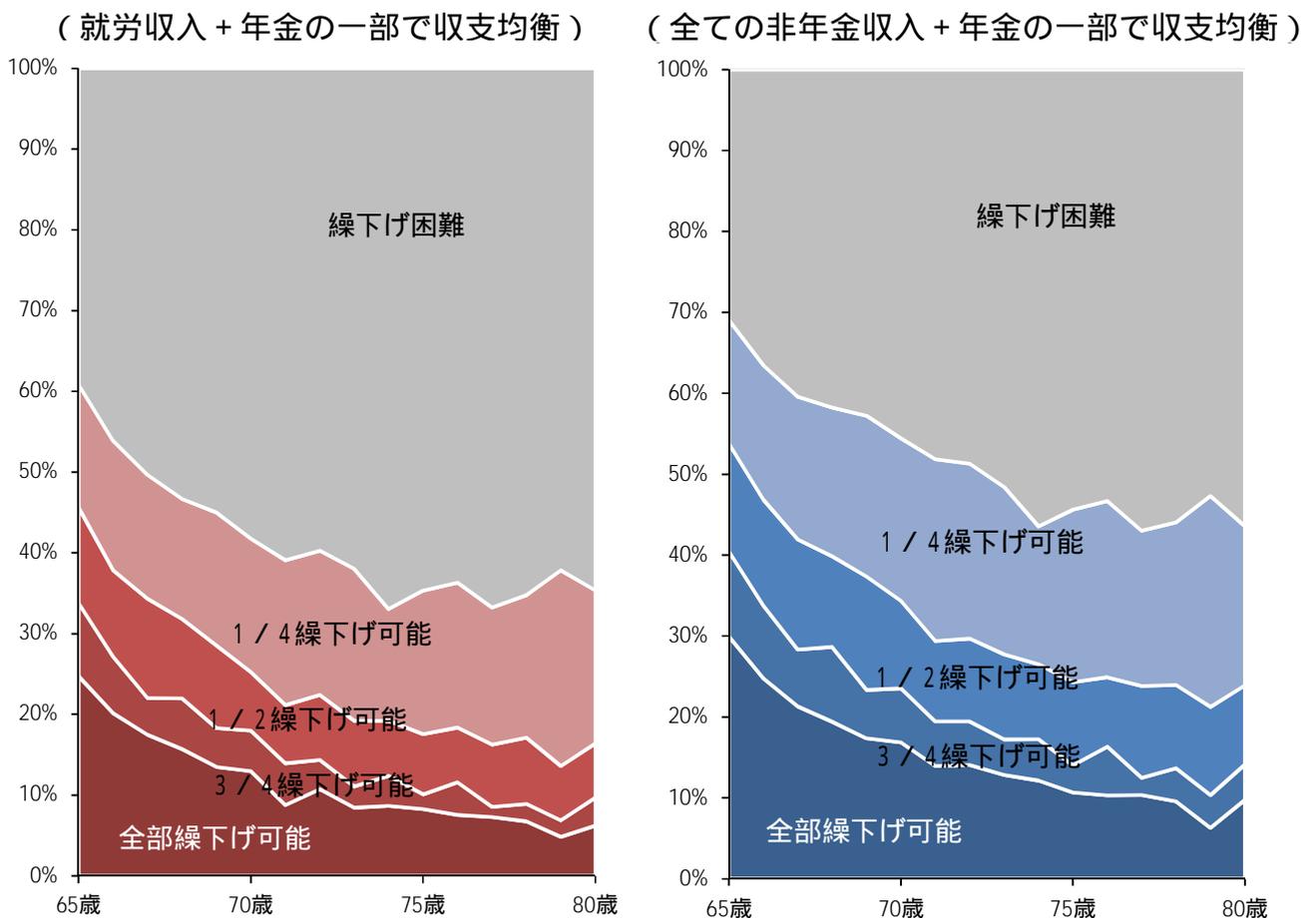
また、非年金収入のみでは支出を賄えない場合であっても、受給権のある年金の一部のみを受給し、残りを繰り下げることが考えられる。現行の繰下げ受給制度では、老齢厚生年金と老齢基礎年金の双方の受給権を有する場合には、いずれか片方を受給しつつ、もう一方の年金を繰り下げることができる。また、夫婦の場合には、夫婦のいずれかが年金受給をしつつ、他方が繰り下げすることも選択肢となる。

こうした点を踏まえ、年金の一部分のみを繰り下げることができる者を含めた、繰下げ利用可能者を試算したところ図表7のとおりとなった。

すべての対象者について、年金を1/4単位で繰り下げ可能であるという仮定をおいているため、結果については十分に幅を持ってみる必要があるが、年金の全部を繰り下げることではできなくても、一部のみを繰り下げることのできる者が少なからずいることが分かる。

こうした結果を踏まえると、繰下げ受給を現実的に選択可能な者は、実際の利用率に比して多く、制度の認知度の向上や年金受給に関する意識の変化があれば、現状より多くの者が繰下げ受給を選択するようになる可能性があり、こうした点は今後の年金機構等による制度の周知広報において留意されるべき点であろう。また、今後の制度改正において受給開始時期として選択可能になると想定される70歳以上の者の中にも、60代後半と比べると大きく減少するものの、特に年金の一部を繰り下げることができる者も含めた場合には、繰下げを選択可能な者が一定程度いることが分かる。

(図表7) 各年齢の繰下げ可能割合(年金の一部受給で支出を賄うことができる者)



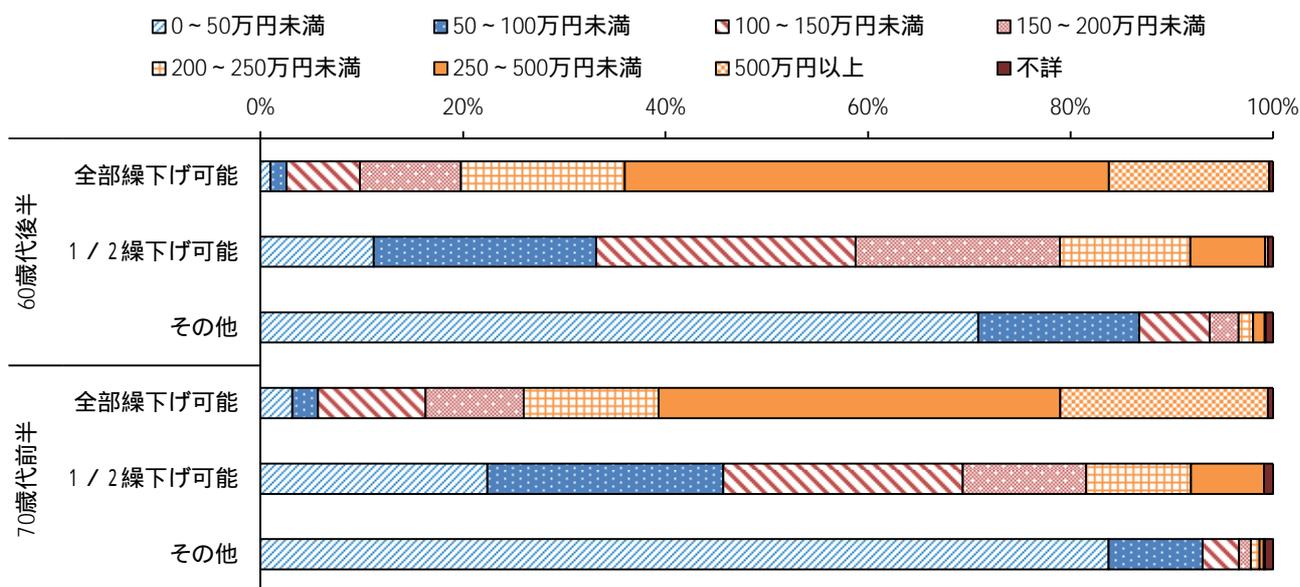
## (2) 繰下可能者の特徴

続いて、年金をすべて繰り下げることが可能な者(全部繰下げ可能)、1/2 までなら繰り下げることが可能な者(1/2 繰下げ可能)、それ以外の者に分けて、繰下可能者の特徴を確認する。なお、ここでは、便宜上、繰下げ待機期間中の生活を賄うための非年金収入として就労収入のみを考慮する場合の結果のみを示している。

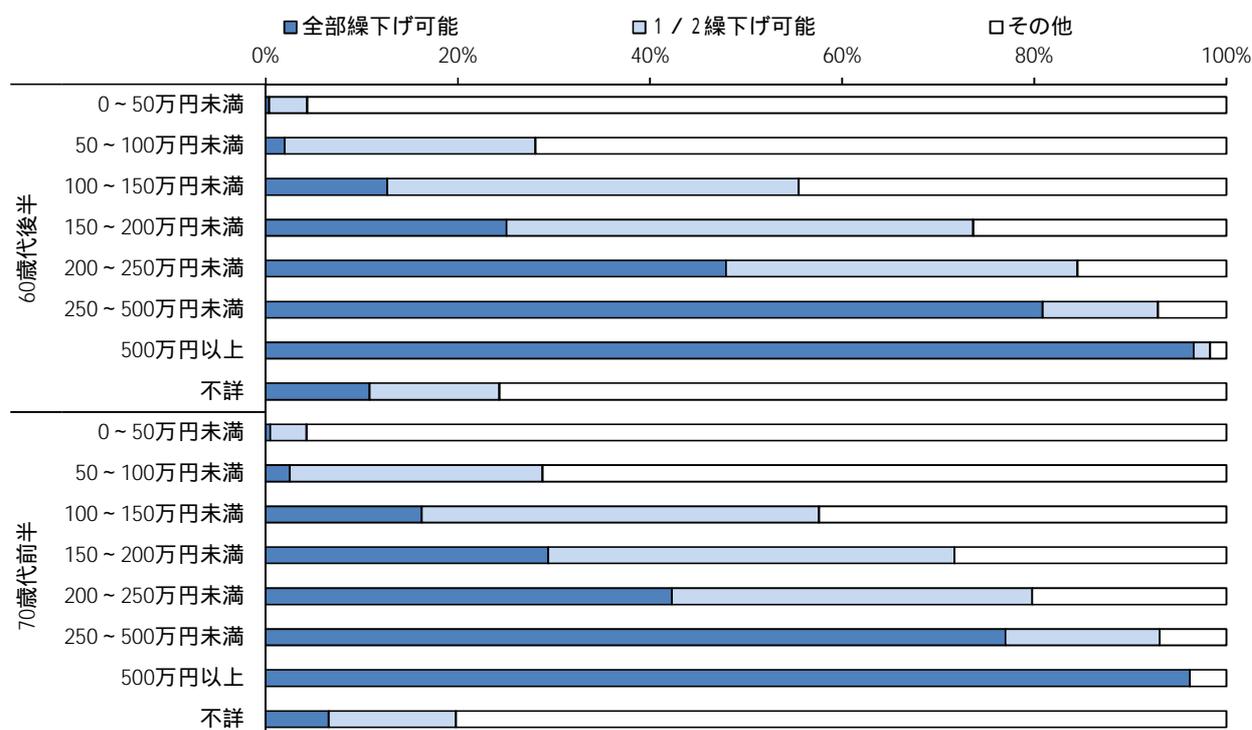
まず、繰下げの利用可能性別に世帯としての等価就労収入をみると、全部繰り下げ可能な者については、6割以上が250万円以上となっているなど、就労収入が多い者が中心となっている。一方、1/2繰下げ可能な者の中には、より少ない就労収入の者が高い割合で含まれるとの結果となった(図表8)。

また、世帯としての等価就労収入別に繰下げ利用可能性をみると、当然ながら、就労収入が多いほど繰下げ可能者の割合が高まる傾向がみとれる。より子細に見ると、200万円以上の層においては、全部繰下げ可能及び1/2繰下げ可能となっている者が合わせて8割を超え、特に全部繰下げが可能な者の割合が高い。一方、200万円未満の層でも、1/2繰下げ可能者を中心として繰下げ可能な者が無視できない規模でいることも分かる(図表9)。

(図表8) 繰下げの利用可能性別の等価就労収入の分布



( 図表 9 ) 等価就労収入別の繰下げ利用可能性

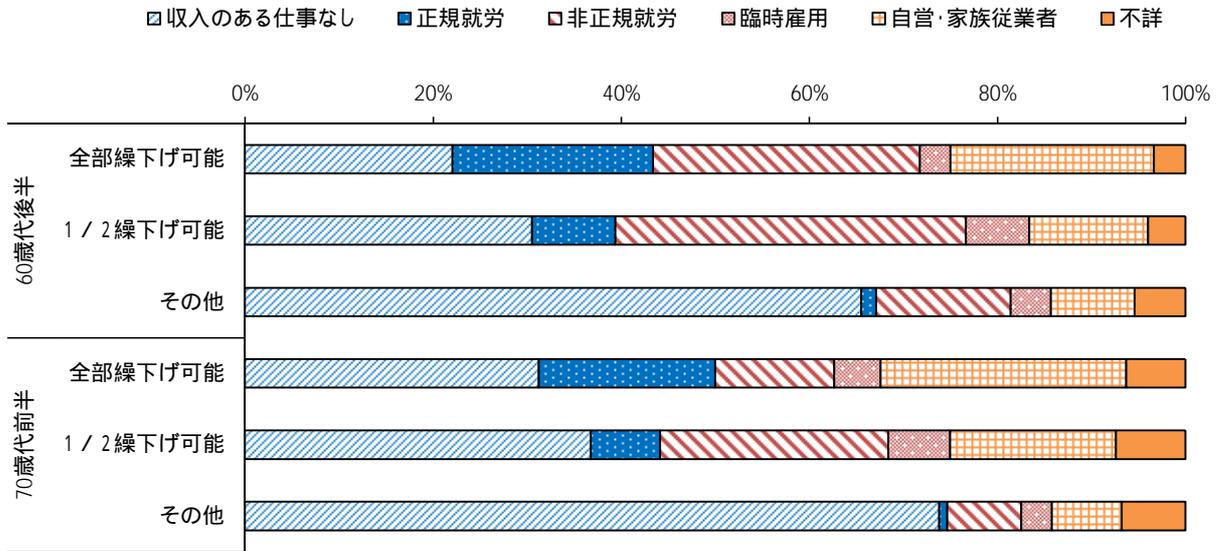


これと関連して、繰下げの利用可能性別に本人の就労状況を見ると、繰下可能者には、不就労、自営・家族従業者及び正規就労が多い。このうち、不就労については、配偶者の就労収入により繰下げ可能と判定されている場合が想定される(図表 10)。

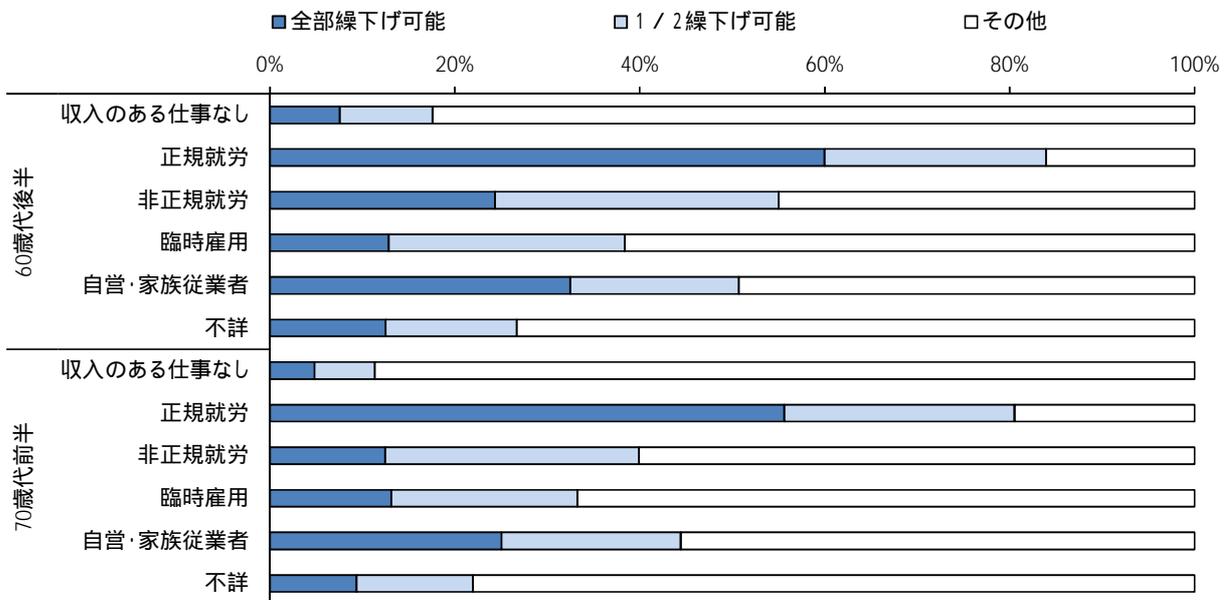
本人の就労状況別に繰下利用可能性をみると、正規就労の者については、過半数が全部繰下げ可能、8割近くが 1/2 繰下げ可能と判断されており、相対的に賃金水準の高い正規雇用の場合は、繰下げ制度を利用する余地が相当程度高いことがうかがわれる。

一方、非正規就労については、全部繰下げ可能な者は 2 割前後にとどまるが、1/2 繰下げ可能な者も含めた場合 5 割前後は繰下げ可能との結果となった。すなわち、相対的に賃金水準の低い非正規就労者の中にとってもくりさげ年金の一部を繰下げることは選択肢となりうることが窺われる(図表 11)。

(図表 10) 繰下げの利用可能性別の就労状況



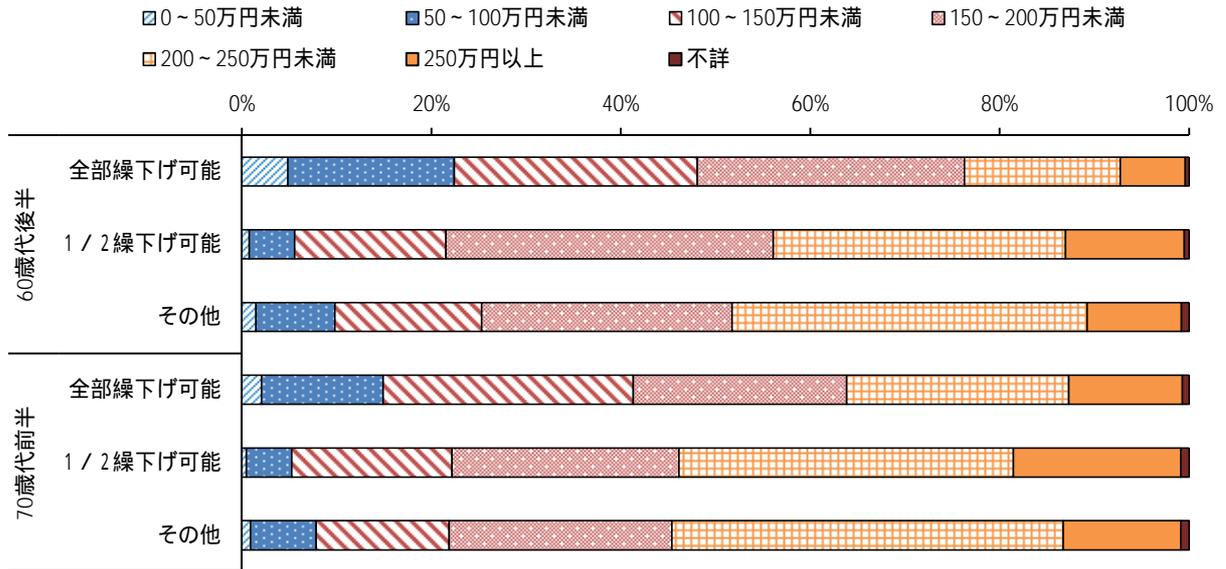
(図表 11) 就労状況別の繰下げ利用可能性



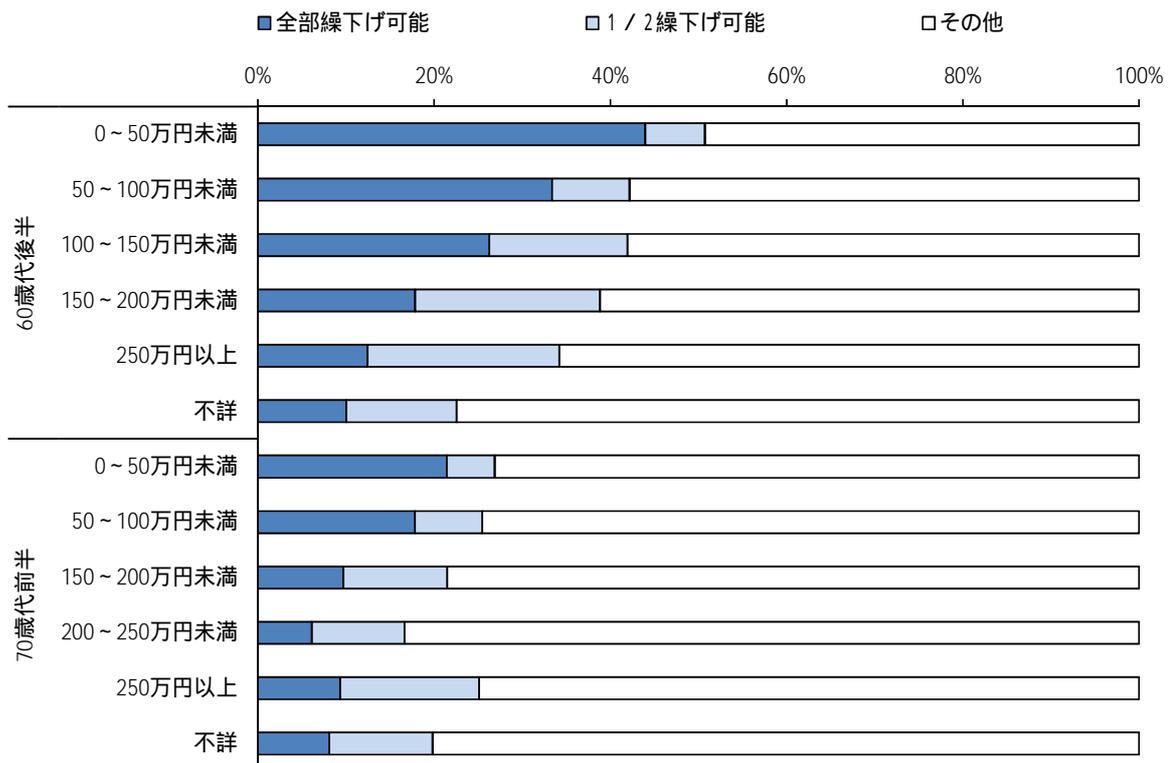
一方、年金収入と繰下可能性の関係を見ると、繰下可能と判定された者の中には、年金水準が低い者が含まれていることが分かる(図表 12)。

等価年金収入別に繰下げの利用可能性をみると、むしろ年金額が少ないほど繰下可能と判定される割合が多いが、これは、そうした者ほど、就労している割合が高かったり、支出額が少なかったりすることが原因として考えられる(図表 13)。

(図表 12) 繰下げの利用可能性別の等価年金収入の分布

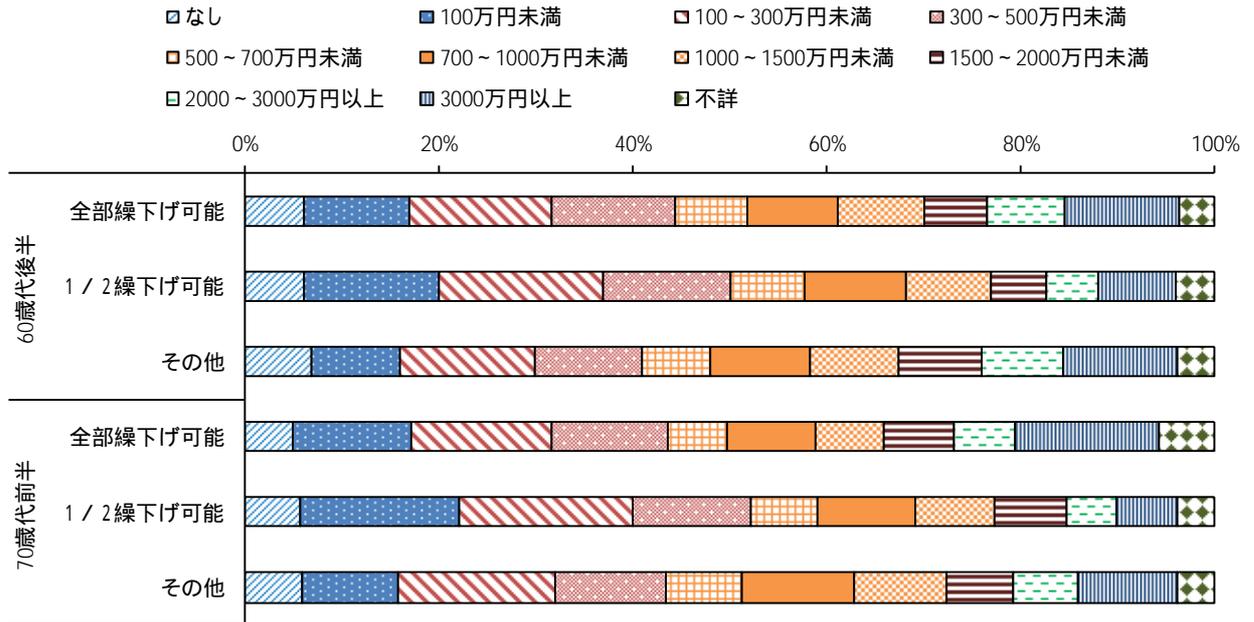


(図表 13) 等価年金収入別の繰下げの利用可能性

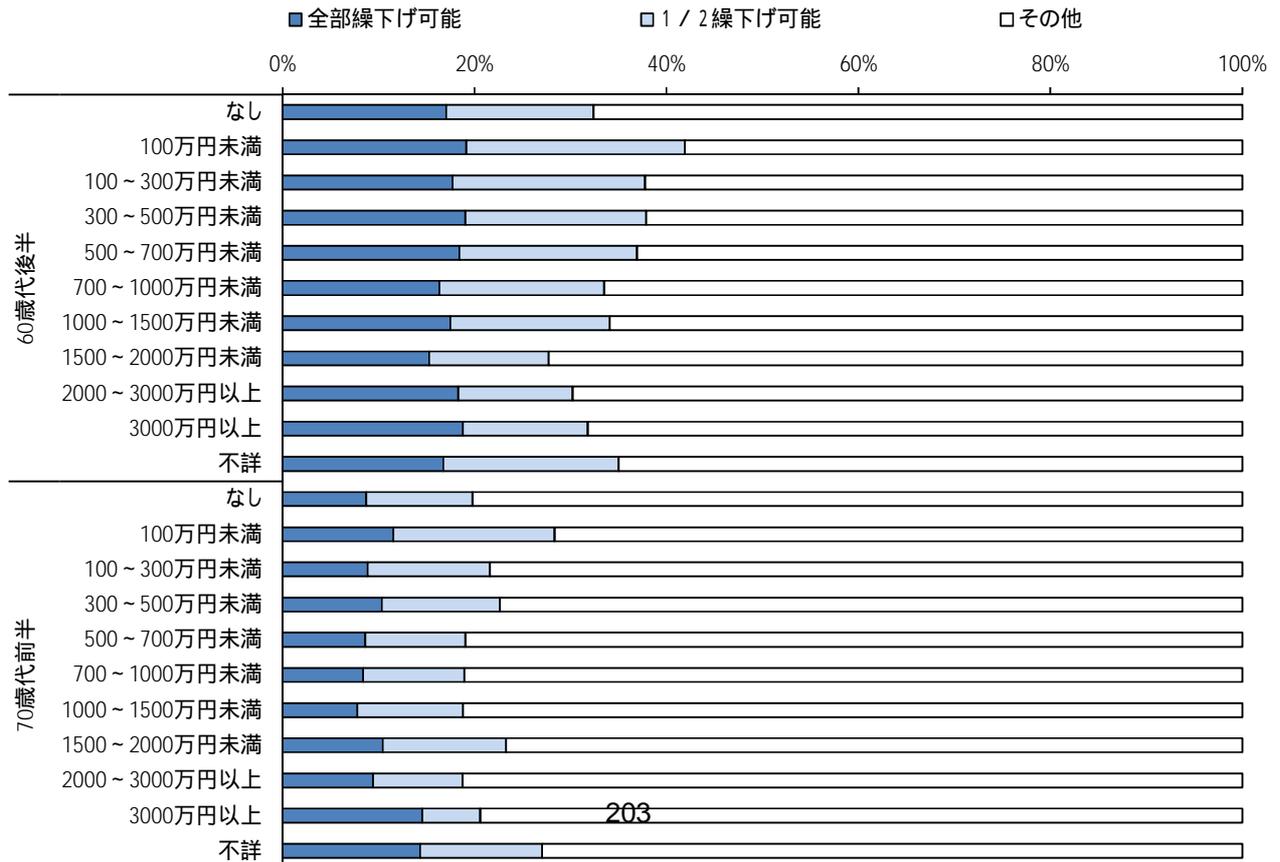


繰下げの利用可能性と貯蓄額の間には、貯蓄額が少ない者ほど、繰下げ可能と判断される者の割合がやや高い傾向がある。このことは、老後の備えとしての貯蓄が少ない者が、繰下げ制度を活用して、自助努力により高齢期における経済基盤の安定を図ることができる可能性を示唆していると言えるだろう(図表 15)。

(図表 14) 繰下げの利用可能性別の貯蓄額の分布

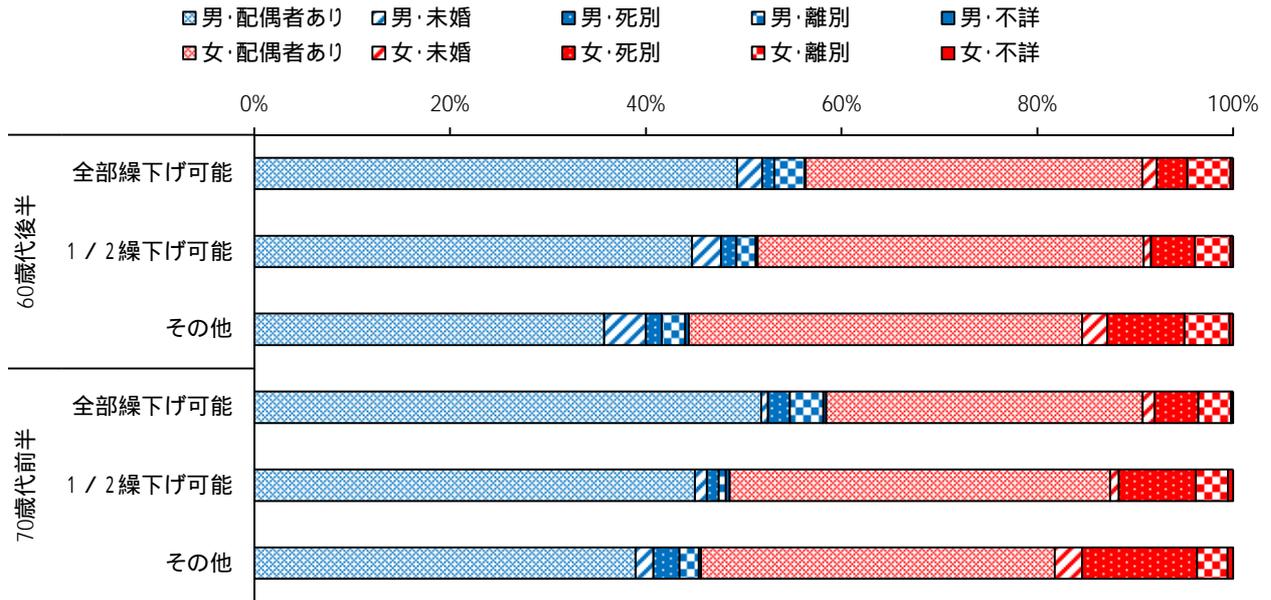


(図表 15) 貯蓄額別の繰下げの利用可能性

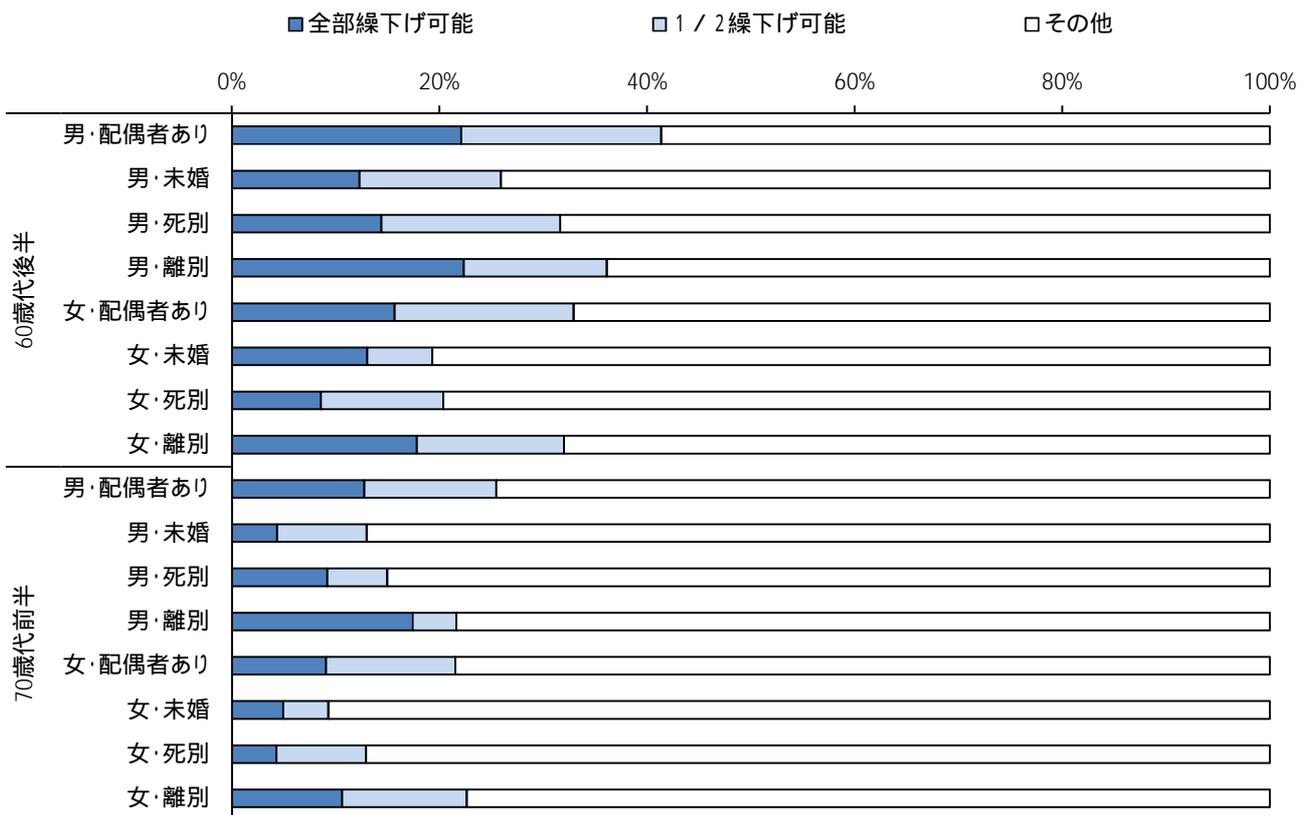


最後に、繰下げの利用可能性と性別・配偶者の状況との関係を見てみると、男性の方が女性よりも繰下げ可能と判断される割合が高いほか、配偶者の状況については、配偶者あり、離別、死別、未婚の順に繰下げ可能と判断される者の割合が高いという結果となった(図表 16)。

(図表 16) 繰下げの利用可能性別の性・配偶者の状況



(図表 17) 性別・配偶者の状況別の繰下げ可能性



(別添5)

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
山田篤裕	「生活保護を受給する 高齢年金受給者：同居 形態、資産、職歴」	『年金と経 済』	37(3)	18-28	2018
山田篤裕	「厚生年金保険適用拡 大(2016年10月)によ る新たな賃金要件」	『社会政策』	10(3)	39-52	2019
益子大和	「高齢低所得世帯にお ける生活保護受給の有 無による消費支出の差 異の検証」	慶應義塾大学 1 経済学研究 科・平成30年 度修士論文		1-34	2019

以上。

平成31年 3月31日

厚生労働大臣 殿

機関名 慶應義塾大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 長谷山 彰

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）

3. 研究者名（所属部局・職名） 経済学部 教授

（氏名・フリガナ） 山田 篤裕（ヤマダ アツヒロ）

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

#### その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月22日

厚生労働大臣 殿

機関名 関西学院大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 村田 治

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）
3. 研究者名（所属部局・職名）総合政策学部・准教授
- （氏名・フリガナ）四方 理人（シカタ マサト）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関： )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容： )

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成30年 8月 7日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人 埼玉大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 山口 宏樹

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）
3. 研究者名（所属部局・職名） 人文社会科学部研究科 准教授  
 （氏名・フリガナ） 大津 唯 （オオツ ユイ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・ 該当する□にチェックを入れること。  
・ 分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 国立社会保障・人口問題研究所

所属研究機関長 職名 所長

氏名 遠藤 久夫

次の職員の平成30年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
- 2. 研究課題名 高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）
- 3. 研究者名 （所属部局・職名） 企画部・研究員  
（氏名・フリガナ） 渡辺 久里子・ワタナベ クリコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： _____）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： _____）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： _____）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： _____）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： _____）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和元年5月30日

厚生労働大臣 殿

機関名 みずほ情報総研株式会社

所属研究機関長 職名 代表取締役社長

氏名 向井 康真

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）
3. 研究者名（所属部局・職名） 社会政策コンサルティング部 課長  
（氏名・フリガナ） 田中 宗明（タナカ ムネアキ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 みずほ情報総研株式会社

所属研究機関長 職名 代表取締役社長

氏名 向井 康真

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 高齢期を中心とした生活・就労の実態調査（H30-政策-指定-008）
3. 研究者名（所属部局・職名） 社会政策コンサルティング部 コンサルタント  
（氏名・フリガナ） 大室 陽（オオムロ ヨウ）

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。